

平成30年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成30年 9月 7日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成30年 9月 7日
2. 閉 会 平成30年 9月18日
3. 会 期 12日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

2. 不応招議員

なし

平成30年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成30年 9月 7日(金) ……5～9項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成30年 9月10日(月) ……11～64頁

- 日程第1 一般質問(三留満、秦貞継、薄幸一、三留正義、猪俣常三)

平成30年 9月11日(火) ……65～119頁

- 日程第1 一般質問(小柴敬、伊藤一男、長谷川義雄、多賀剛、荒海清隆)

平成30年 9月12日(水) ……121～183頁

- 日程第1 一般質問(青木照夫、清野佐一)
- 日程第2 議案第1号 西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第6 議案第5号 財産の無償譲渡について(山林)
- 日程第7 議案第6号 平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第7号 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第8号 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第9号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第10号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第11号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 議案第12号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第13号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第14号 平成29年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第15号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第16号 平成29年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第18 議案第17号 平成29年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議会案第1号 事務検査に関する決議
- 追加日程第1 事務検査（秘密会）

平成30年 9月14日（金）……185～228頁

- 日程第1 議案第6号 平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第7号 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第8号 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第9号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第10号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第11号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第12号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第13号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第14号 平成29年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第15号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第16号 平成29年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第12 議案第17号 平成29年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

平成30年 9月18日(火) ……229~273頁

日程第1 議案第18号 平成30年度西会津町一般会計補正予算(第3次)

日程第2 議案第19号 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算
(第1次)

日程第3 議案第20号 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補
正予算(第1次)

日程第4 議案第21号 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予
算(第1次)

日程第5 議案第22号 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算
(第2次)

日程第6 議案第23号 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算
(第1次)

日程第7 議案第24号 平成30年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)

日程第8 議案第25号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めること
について

日程第9 議案第26号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めること
について

日程第10 議案第27号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11 議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第29号 通信機器高度化更新工事請負契約の締結について

日程第12 陳情第4号 学校給食費の無料化を求める陳情

日程第13 陳情第5号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出に
ついての陳情

日程第14 陳情第6号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出に
ついての陳情

日程第15 常任委員会の管外行政調査実施申出について

日程第16 議員派遣について

日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第18 総務常任委員会の継続審査申出について

日程第19 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第20 政策提言調査特別委員会の継続審査申出について

平成30年第5回西会津町議会定例会会議録

平成30年 9月 7日(金)

開 会 10時00分
散 会 11時14分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
総務課長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	五十嵐 博 文	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	成 田 信 幸
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月7日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから平成 30 年第 5 回西会津町議会定例会を開会します。 (10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠に多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろ議会活動を通して、町民の福祉向上のため、ご尽力をいただいておりますことに対し、改めて敬意を表する次第であります。

はじめに、平成 30 年 7 月豪雨により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。本議会では、先に皆様のご了解をいただき、被災された方々に、町社会福祉協議会を通じて義援金をお送りしたところであり、被災地の一日も早い復旧復興をご祈念申し上げる次第であります。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 おはようございます。諸報告をいたします。本定例会に、町長より別紙配付のとおり 28 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 3 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定による平成 29 年度分西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の結果については、教育長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、薄幸一君、7 番、伊藤一男君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの12日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は3件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員会委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 次に、経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まずはじめに、総務常任委員会について、ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 次に、経済常任委員会について。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

- 議長 町長、薄友喜君。
- 町長 (町長提案理由の説明)
- 議長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会いたします。(11時14分)

平成30年第5回西会津町議会定例会会議録

平成30年 9月10日(月)

開 会 10時00分
延 会 15時52分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
総務課長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	五十嵐 博 文	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	成 田 信 幸
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第4号）

平成30年9月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 三留 満 | 2. 秦 貞継 | 3. 薄 幸一 |
| 4. 三留 正義 | 5. 猪俣 常三 | 6. 小柴 敬 |
| 7. 伊藤 一男 | 8. 長谷川義雄 | 9. 多賀 剛 |
| 10. 荒海 清隆 | 11. 青木 照夫 | 12. 清野 佐一 |

○議長 おはようございます。平成30年第5回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、三留満君。

○三留満 皆さん、おはようございます。1番、三留満です。役場が新庁舎に移転し、専用議場での初めての定例会が開催されました。改めて身を引き締めて議員の責務を果たしていきたいと考えております。私は今回、ふるさと納税について町の考え方をお伺いいたします。

町では、ふるさと納税に、これまで以上に積極的に取り組むこととし、平成30年度事業として2,463万5千円の予算を組み、3,000万円の寄附金を目標にポータルサイトふるさとチョイスに掲載を開始しました。6月に掲載を開始して3カ月が経過しましたが、現状をどのように認識しているのか伺います。

1番、現状の実績について、どのように判断をされておりますか。

2番、今後、成果を上げていくための問題点や課題をどのように考えておられますか。また、現状の見直しや実効性のある取り組みの検討はされているかお伺いいたします。

以上であります。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 皆さま、おはようございます。1番、三留満議員のふるさと納税の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、ふるさとチョイス掲載後3カ月经過した現状の実績について、どう判断しているのかとのお質問についてであります。8月末現在の実績は件数で88件、金額で79万円となっており昨年度同時期と比較し、件数にして70件、金額で23万5千円の増となっております。寄附件数88件のうち、81件がふるさとチョイスからの寄附となっており、今後もインターネットによる寄附が主流になるものと思われま。

しかしながら、現時点において金額的にもまだまだ十分でなく、さらなる取り組みが必要であると認識しております。

次に、今後、成果を上げていくための問題点や課題、見通しや実効性のある取り組みの検討はしているのかとのおたがしでございますが、成果を上げるためには、第一として寄附者が欲しいと思わせる魅力的な返礼品であることが重要であると考えております。それは返礼品の価値観やお得感なども一要因となるものであると考えており、その演出、周知策も課題の一つであることから、庁内の関係課と連携した取り組みを検討してまいります。

今後は、町が返礼品の主力商品としている米の収穫時期に合わせた新米キャンペーンを実施することとしており、その周知方法につきましては、インターネット上にWEB広告を張り、さらにパンフレットにつきましても同時期を目途に作成し、過去にご寄附いただいた方々にパンフレットを送付する予定であります。

また、現在のふるさとチョイスに掲載している返礼品の中には、夏野菜等の季節商品で終わりを迎えるものもあることから、9月中に返礼品の入れ替え作業をすべく、現在調整をしているところであります。

ふるさと応援寄附金の寄附のピークは、新米の収穫期と重なる10月から12月であることから、今後、重点的な広報活動やキャンペーンを実施し、多くの方々からご寄附いただき、当初の目標を達成できますよう努力してまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは、再質問をいたします。まず、このふるさとチョイスに掲載を始めてから、月ベースとして伸びているのか、それとも平均的に推移しているのか、ちょっとその辺をお伺いします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

6月に掲載を実施いたしまして、おただしの部分につきましては、平均的にあるというような部分でございまして、やはり特に、週末と申しますか、休日に申し込みをされる方が多いというような状況でございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私から見ると、やはりあまり掲載の効果ということについては、まだまだ不十分かなと。そして、やはりほかの自治体の取り組みや、ほかのサイト等を私なりに見渡してみますとね、やはり西会津の場合は、非常に原則を重視しているといえますか、国の指導を守っているといえますか、そういう意味で、どうしても見劣りするといえますか。

まず、お伺いしますのは、この返礼品の米、特にげんき米についてですが、1万円で5キログラムの価格設定の根拠について伺います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

米の部分ということでございまして、その中でげんき米についてでございますけども、議員おただしのとおり、1万円で5キロの設定がございまして。これにつきましては、JAさんと協議をして、その価格等を協議をさせていただきましたけども、返礼率につきましては、概ね25、6パーセントというような内容でございまして。これも議員おただしの、国からの今の通達におきましては、3割以内という部分がございまして。その返礼率等の部分についても、その返礼品の各々の方々とは協議をしながら設定をさせていただいているというような状況でございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 隣接の自治体の取り組み等を見ますと、ほとんどの自治体が、やったほうが勝ちだみたいな取り組みをしていますよね。やはりそういうところからすると、どうも、あまりにも業者さん任せになっているんじゃないかと、町としてももう少し、こういうことは、ほかをやっているのに自分のところはやりませんというようなことで、簡単に言えば、ことが思うように進むのかといたら、特にお金に関わるようなことであれば、なかなか、果たしてこれで協力を得られるのかなと、そういうことを非常に感じるわけですが、それ

でちょっとお伺いしますが、このサイトには、どのくらいの訪問者がいるのかという、いわゆるカウンターですよね、これはあって、訪問者の数の確認等はできるのでしょうか、伺います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

訪問者の確認ということでございますけれども、ちょっと訪問者の確認につきましては、町のほうではできないような状況になってございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 やはり、どのくらいの人に来て、見てもらっているのかということは、やはり結構大きなところがあると思います。見たけれども、さっと通り過ぎていったのか、見もしないで、全然そこに入ってもきてもらえていないのかと。やっぱりある程度の数、人数をやっぱり確認するような手段は必要だと私は思っています。ぜひそれは、ちょっと今後、業者さんと検討していただきたいなと思います。

それで、今、げんき米のことを申し上げましたけれども、西会津の米の取り組みではもう1件、Hファームといいますか、有機栽培米を掲載している業者の方がおられますよね、生産者がおられます。しかしその方の掲載は、今、止まっていますよね。当初の、私、調べてみたら、掲載ミスがあったようですけれども、当初いろんなトラブルといいますか、ミスがあるということは、私はこれはある程度やむを得ないと思っておりますが、問題は、その修正がこれまでなされていない。先ほどもちょっと議会が始まる前に、最終的な確認をしましたら、やっぱり載ってはいませんね。これはなぜこのような事態にいたっているのか、その点について伺います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おただしのおり、お米につきましては、もう一つ法人の方でございまして、お米を掲載させていただいておりました。それで、議員もおっしゃいましたように、ちょっと価格の設定等において、内容をもう一度、今、精査といいますか、あと返礼品のお米も5キロ、10キロとあったわけでございますけれども、その内容について、今、調整を図っているということで、今月中には再アップを、調整を整えまして再アップをしたいというような考えでございまして、今、その調整をさせていただいているところでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 ほかの自治体では、もうその30年産米の予約も終わりだというようなときに、今月中に再掲載をするという取り組みというのは、やはりこれはいかがなものかと。やはり、生産者とかこういうことについては、やはりもっと緊密に連携をとって、早期にこれは解消するようなことをやらないと、9月中には再掲載をするということですが、やっぱりこういう取り組みというのは、やはり生産者としても決して納得できるものではないでしょう。また私らも、せっかく大金を使ってやって、肝心なときに掲載が止まっているなんていうことは、やっぱりこれは町として非常に問題があるんじゃないか。これは早急に改善といいますか、改めていただきたいと。ですからこの点については、やっぱり強

く申し上げておきたい。

このようなことでは、どうも私、全般的に見ていて、やはり業者さんとの連携が十分取れていない。そこに大きなどうも問題があるのではないのかなと、こういうものが本当に問題あるなら、それはそれでいいんですよ。だったらそれね、1カ月も、たぶん1カ月以上ほおっておかれていると思うんですよ。その大事なときに、それが掲載されていない、これから収穫始まる、ほかはもう予約を取っていくというときに、終わってから、米収穫が始まるから、そのときには間に合うように掲載をするというようなことであっては、やはり町の取り組み姿勢というものが問われると。再度伺いますが、早急にこの取り組みをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

9月中と申しましたけれども、できるだけ早く、議員おただしのおり一刻も早く調整を図りまして、早期の掲載を図りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 このふるさと納税については、議会でも何年も前から何回か、それぞれの議員の皆さんが一般質問でされております。そして、この30年度にいよいよポータルサイトの掲載で本格的に取り組むということで、議会でもあり、議員も、これについては否定的な見方をしているわけではありません。我々も自主財源の確保や地域の活性化のために、これは絶対に必要だという思いがありますから、我々は賛成しているわけですよ。しかし一方、その実績が伴わないようなことであるならば、そこには大きな問題があるということです。

それで、私、町長にちょっとお伺いしますが、町長が確か3月議会の予算説明のときだったかなと思うんですが、早期にポータルサイトに掲載を始めて、JAより早く予約を取って集めるような方法を考えていきたいというようなことを述べられたと思うんですよ。私、どうもそのときの町長の考え方と、ちょっと現状は違うような方向にいつているんじゃないのかなと私は認識をしているんですが、その点については、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 確かにふるさと納税につきまして、町のこれからの取り組みということで、もっとも力を入れないといけないなということで進めてきました。なかなか米をメインにしてやろうということであるわけですが、先行している自治体があって、そこに割り込むというのは、なかなか容易ではないということが、いろいろ進めていく中で分かりました。

そうしますと、やっぱり早いうちから予約制でやらないといけないなということで考えていたわけでありまして、実際にその作業を、いわゆるポータルサイトに載せるまでのいろんな課題がございまして、本当はやっぱり作付けと同時に予約できるような、そういう環境に、状況にしたいなというふうに私もずっと考えて、担当課のほうには指示してきたわけですが、これがやっぱり私の思うとおりにいかなかったということは、大変、今、反省をしているわけですが、やっぱり後発といいますかね、先発してい

る自治体がやっぱりすごい取り組みをしているので、そこにやっぱり割り込むということになると、やっぱり何かお得感を出さないといけないなど。

で、先ほどの課長の答弁にありましたけれども、やっぱりキャンペーンを組んで、いわゆるほかの自治体の米と西会津町の米が、実際に食べてもらって美味しいというふうに感じてもらわないと、なかなかそのポータルサイトに載せながら、米がすぐ、じゃあ注文があるかという、そんな簡単なことではないなというふうに思っているわけでありましてけれども。

いずれにしても、3月で議会の皆さんにお話を申し上げて、今年は目標は3,000万ということで申し上げてきたわけですから、その目標はやっぱり達成するために、これからの僅かな期間しかありません。その中で、やっぱりできるだけ努力をしていかないといけないなど、そんなふうに思っておりますので、これから、何と申しますか、私自身も、担当課はもちろんでありますけれども、もっともっと売り込みをしないといけないなど、そんなふうに思っておりますので、この反省は、しっかりこれからと、来年に向けてもやっていきたいなど、そんなふうに思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 確かに私も、湯川村さんが成果をあげたということから、ふるさと納税には関心を持って、ずっとこう見てきましたけれども、あのころから、やっぱり急激に競争が激しくなってきたと、特に今年なんか、さらにそれが激化しているように思われます。それは、やはり減反政策が終わりになったということで、やはり新しい販路、一つのやっぱり販路だと私は思うんですね。そういう取り組みが強まってきたのかなということで、総務省のいうことなんか聞いていられないなんていうようなね、自治体のほうが多いわけですよ。

先般、総務省の資料を見ましたら、全国で平均は38.4パーセントということは、まともにやって、真面目にやっているところのほうが少ないと、たぶん西会津もその一自治体ではあるわけですが、やはりそこはね、もう少し柔軟な対応をしていかないと、なかなか私、厳しいのではないかなど。先般、総務省が、なかなかこれから法令を改正しても、やはりこのような今の過当競争はやめなければいけないというようなことの方向性にいっているようですけれどもね。ところが、それに対して今度は、世の中の人、今のうち買ったほうがお得ですよという、今度はそういうサイトの中で宣伝が盛んにされているんですね。

そうすると、西会津のように真面目にやっているところはますますはじかれていく。やっぱりここは、やはり一細工、必要なのかなということで、町長がおっしゃったように、やはりどう西会津のよさを、米のよさを生かしていくのかということ伝えていかなければならないということなんです、その一つの中で、私、昨年、農業青年の声として、食味計を導入してほしいというような声があって、それで、たぶん9月議会だったと思います。食味計についての提案をさせていただいたときに、町長が30年度予算で、これを独自財源で調達して、今、町の中に入ったようですけれども、導入されたようですけれども、今後これをね、そのふるさと納税の中では、どのように活用していくというふうに考えておられるのか、まずそこをお伺いいたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

食味計に関してのご質問ということでしたので、私のほうからお答えをさせていただきます。食味計について、そのふるさと納税の返礼品である米に、どのように活用していくのかというご質問かというふうに思いますが、まずその米の食味値につきましては、いわゆる食味計、食味分析計と申しますが、食味分析計の測定したスコアで85点以上取れば、国際コンクールの審査基準になるということが、まず1点ございます。

町で毎年、西会津一うまい米コンテストを行っておりますが、昨年、全出品した米のうち、だいたい半数くらいが85点以上のスコアをマークしているところでございました。したがって、西会津町の米は大変、良食味であるということには間違いのないわけでございますが、ただそのふるさと納税の返礼品として出荷される米が、必ずしも全てそういった85点という、ほかの一般的な米よりも高い品質の米であるかどうかというのにつきましては、必ずしもそうとはいえないという部分がございます、直接その米の返礼品に、その食味値が高いと、国際級であるとか、そういった表示をしてほかの市町村との差別化を図ることは、現時点では難しいかなというふうに考えてございます。

食味分析計につきましては、その活用方法としては、その測定した値を、それぞれの生産者の翌年度以降の栽培管理に活用していただきまして、より良食味な米で、品質が統一できるように、そして農業収入の安定が図れるように積極的に活用を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長　　1番、三留満君。

○三留満　　なかなか食味計も、そういうふるさと納税に使っていくには難しいところがあるのかなというような返答でしたけれども、しかし、ちょっと難しいようなことに取り組んでいかなければ成果はあがらない。ほかでやっていることをいくら、例えばげんき米は特別栽培米ですか、名前付いているかもしれませんが、私もいろんな生産者に聞いてみると、今は、げんき米は、要は特別栽培米なんてそういう名前付いていても、現実的にはもうそれが当たり前であって、特別栽培米でもなんでもありませんよ。ですから、価格に、それが本当に価格差に反映されているのかということ、それは微々たるものみたいな返答をいただいている、生産者の方から、大したことないよと、本当にそれが特化された価格差に反映されているのかということ、そうじゃないわけですよ。

それで、もう1点ね。私、阿賀町の農業生産法人は、いろんな米づくりに対しての、一つの私から言わせると、物語をつくって売っているわけですよ。その中の一つには、やはり雪室貯蔵施設なんかを使って、それを一つのセールスポイントといいますか、売りにしているわけですよ。西会津にも、やはり使われていない雪室貯蔵施設はあるわけですよ。あれは昨年度、あれをどうするのかということで条例改正の意見書が出まして、提案まであって、そして、経済常任委員会として、あれを、雪室貯蔵施設について調査をして、町に、議会にあげたわけですよ。確かにあのままにほおっておけば、それは負の遺産だと。

しかしあれは、私は、やはり使い方によっては、やはりひよっとすればお宝に化けるのかもしれないよ。やはりそういうチャレンジをしていかないと、差別化とか特化し

たものは、やはり売りセンスはあるのかなど。西会津の米は美味しいですよ、おいしいですよといっても、それは自分たちの切り口で語っているだけであって、客観的にあるストーリーがなければ、やはり評価されませんよと。いろんなところで、やっぱりある程度売り込んでいくところというのは、非常にそういうものを伝えていくメッセージというものを持っていますよね。私はそういうところが西会津には弱いと。そういう取り組みをしていかないと、なかなかこのふるさと納税が思うようにいかないのではないのかなど、私はみえています。

ですから、その実際のそれを使って、劇的な効果があるかどうかという、その米に対してね、効果があるかどうかということは別としても、やはりそういう一つの運用、西会津の米づくりの中の、例えばふるさと納税の一部についてはそういうことをやっていますよということを、やっぱり売りといいますかね、セールスポイントにはなるのではないのかなど思っていますが、そういうことは検討されたことはありませんか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 雪室への米を活用して、そのふるさと納税の返礼品としても、その魅力のある米として発信できないかというご趣旨のご質問かと思しますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員の今、ご質問の中にありました、その阿賀町の農業法人が提供しているふるさと納税の返礼品の米については、確かに雪室貯蔵米という名前が付いて出している米がございます。阿賀町にある法人の、その雪室の施設と我が町の雪室の施設についてでございますけれども、阿賀町については、その1万俵ほど入る、常時、雪室、大きな雪室施設があって、そこにトンパックで、粳で保管をしているようでございます。それを併設する乾燥施設、精米施設でもって精米をして、通年を通して非常によい状態で出荷をしているということで、その雪室貯蔵米というような名前が付けられているというふうに理解をしておりますが、本町については、雪室施設への米の貯蔵量については、そこまではいきませんで、中の作業スペースを考慮しなくても1,500俵程度かなというふうに考えております。

また、同町のような乾燥施設や精米施設が併設されているわけではございませんので、同じような形での雪室米という製造は、現段階ではちょっと、すぐにできるとはお答えしかねるのかなというふうに考えております。

ただ、生産者の方から、今、玄米で何袋か試験的に米をお預かりして、一定期間貯蔵し、その食味がどういふふうになるかというような取り組みもしておるところでございます。そういった事例の経過をみながら、本町でも同じような雪室で米の付加価値を付けられるか、今後とも研究をして、成果があがればそういった形での西会津米の付加価値ということでPRもしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 阿賀町の例を出しましたけれども、私は、何もそんなに、いきなり大規模なことを考える必要はないと思うんですね。現状、例えば1,500俵入るならば、それだけだっ
て1億や1億5,000万の返礼品には使えるわけですよ。それがね、本当に、それこそ早期にそういうことに、そういう金額にいくなら、本当にそれはいいことですからね。や

やはりそういういろんな取り組みをしていって、西会津のお米を、やっぱり評価を上げていくといいですかね、セールスポイントをつくっていく。そして、それを応援してくださる方々に伝えていくというところがないと、難しいことは私も重々承知しています。しかし、やはりその難しいことをやらなければ、ことは進みません。これだけは申し上げておきます。

それから、もう1点。菌床きのこの栽培者が相当増えてきました。若い方々も新たに参入してきております。これからこの菌床きのこの、いわゆる使い終わった廃床が、今度は大量に発生してきます。この廃床はそのままにしておけば、これは産業廃棄物です。しかしこれを、やはり私は有効にどう利用していくかと。これはぜひ検討していただきたいと思えます。

町内には食物残渣を使った有機肥料をつくっている業者さんもいらっしゃいます。これらと連携をして、良質なやっぱり有機堆肥をつくって有効利用に図りながら、このような有機栽培米やミネラル野菜に使って、こう付加価値を高めていくといいですかね、そういうことも、やはり今後、検討していただきたいと。やっぱりそういうことも必要じゃないかなと私はみているんですが、そのような、今後、その廃菌床の利用については考えておられますか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

菌床菌茸の栽培に使っている菌床が、使い終わった、いわゆるその廃菌床を有機栽培に活用して、米の魅力アップにつなげないか、返礼品である米の魅力アップにつなげられないかというご趣旨のご質問かと思いますが、全国の事例の中では、確かに徳島県のほうで、廃菌床を活用して、まず申し上げますと、その廃菌床をそのまま有機肥料に使うことはちょっと難しいです。これは成分的に成分が強くなり過ぎる部分もございまして、廃菌床をそのまま田や畑に入れても、その成分的なバランスが取れないということが一つございまして、徳島県のほうの事例ですと、そこにそのミミズを養殖して、そのミミズに分解をさせて、ミミズ堆肥というような形で堆肥化し、有機栽培に用いているような事例もございまして。全国では、ごく部分的な事例ではありますが、そのミミズ堆肥については、結構な値段で取り引きがあるというふうにも聞いてございますので、それらの事例については、よく研究をしながら、本町でそういった取り組みが当てはまるかどうか、よく研究、調査をして検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それで、この販売的な部分で、先ほど返礼品の米の返礼品率は25、6パーセントだということでしたが、私はやはり、これをそのまま、はいそうですかというのは、やっぱりあまりにも芸がなさ過ぎると思えます。例えば、これについては、じゃあその例えが30パーセントや32、3パーセントになろうが、これについては、やはりせっかく西会津でやってきたミネラル野菜を、きのこをね、あるいはこの加工品等については、これはその、ある意味でセットに付けて、そして、それを米を買った人たちに食べていただいて、それを西会津のミネラル野菜やきのこの一つの宣伝材料にして、将来的に伸ばしていくと

というような、そういう方法も私は必要ではないのかなと。あまり米単体とかにこだわってしまうと、せっかく余裕、余裕といいますが、もう少し細工が必要なのかなと、私はそんなふうに思っているんですけどもね。

特に、私もふるさと納税で野菜を送ってもらった方のお話を聞いたことあるんですよ。やはり、あんなにいっぱい送ってもらったってどうしようもないという、要は使いようがないということですよね、何日かで使わなければいけないですから。ですから、もう少し何か考えてほしいななんていうことを言われたことあるんですね。きのこだってそうですよね、いきなり、例えばふるさと納税の、例えばシイタケ、1万円の返礼品で、じゃあ3キロどんと送られたって、送られたほうも困りますよ。ですから、むしろああいうものは小分けにして、米と一緒にとか、野菜と一緒にとかでもいいんですけども、そういうところでもう一つ、バラエティー的な取り組みも必要かなと思うんですね。

特に生キクラゲなんて、今、西会津は非常に知られて、会津の中でもかなり知名度が上がっていますけれども、全国的にみると全くこれは知名度なんてありません。だいたい生キクラゲを生で、そういう食べられるということさえ分からない人が多いわけですよ。食べ方も分からない。そういう方たちにまず知ってもらって、西会津でこんなものつくっているんだということを知っていただいて、やっぱりそこからちょっと手を出していただけるような、そういう方法を、ぜひやっぱり私は検討していただきたいと思っていますけれども、そのような企画というのは考えておられますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず、現在の返礼品につきましては、今年度から単体と申しますか、一つ一つでその金額を設定しての返礼品となつてございます。ほとんどの方につきましては、だいたいその寄附金額イコール1品と申しますか、米なら米という方が多ございますけれども、中には、その複数で、議員おっしゃいました米ときのことかという、組み合わせの方も、少ないですけどもいらっしゃいます。議員おっしゃいました、初めからセットのような形という部分もございますけれども、現在はそのように組み合わせで、寄附される方がほしいものという感じでの組み合わせをいただいているというような状況でございます。

ただ、返礼品につきましては、その組み合わせというのももちろん可能でございますので、業者と今後協議をしながら、そういったものを入れておいて、効果があるような場合もあるかもしれませんので、その辺は協議をさせていただきたいと思っております。

あと、議員もおっしゃいました、国からその3割というような部分ございますけれども、町としても、今後キャンペーン、米のキャンペーン等を考えておきまして、その中においては、弾力的に、何でもかんで3割ということではなくて、含みを持たせながら、それが4割近くになろうかかもしれませんけれども、そういった部分において、そのキャンペーンの中身も、いろいろどうしたらいいのかというのを協議しながら、早急に、そんなこれも悠長なことを言ってもらえませんので、対応させていただきたいと考えてございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今、検討するということです。ぜひそういう取り組みを進めていただきたいなと思います。

総務省が、とにかくこれを改正しても、3割まで抑えなければならないということをいっておられるんですが、じゃあ自治体が、はい、すんなりとそれを従うかという、たぶん私は抜け道はいくつもあるなとみております。たぶん今、課長がおっしゃったように、それはキャンペーンですよ、一つは。あとは試食品を提供するとか。いろんなそういうことが必ずこれから出てきます。ですから、確かに額面上は3割かもしれませんが、4割、あるいはそれ以上のものを提供するという事は、たぶん起きてくる。

ですから、西会津もそれに対応するようなことを考えていかないと、本当に、言い方悪いかもしれませんが、土俵に上がれないで弾き飛ばされる可能性がある。やっぱりお金に関しては、ある程度、行政の方々にこういう言い方したら悪いかもしれませんが、やはり厳しい視点でやっていかないと、ある意味のずる賢さといいますか、そういう表現は悪いのかもしれませんが、そういうところがないと勝てないといいますか、いやおうなく我々はそういうところにいるわけですから、一旦始めた限りは、私は成果をあげるのが、町もそうですし、我々もやはりそれを期待して、あるいは町民もそれに期待を持っているわけですから、ぜひそんな取り組みをしていただきたいと思います。

それで、私、このふるさと納税について、ちょっと町のほうとの考え方、ちょっと違うのかもしれませんが、町とすれば、どちらかという自主財源を確保したいという思いが、どちらかという強いと思うんですが、私はやはり、生産者が元気になるような取り組みをしていただきたい。

今年になって町の中核的な農家、あるいは若手農家、米生産者、そういう方々といろいろお会いしてお話を伺ってきたときにね、もう子どもに農業を継いでくれと言えないと、そういうことを言ってるんですよ。私は非常にこれ、こう考えさせられました。中には、もう子どもには好きな道を歩ませるんだと、とても今のままでは農業やれと言えないんだという。私は、ふるさと納税というのは、ある程度価格の決定権はこちらにやろうと思えばできる部分があるわけですよ、ですから、そういう部分で、やはりもう少し生産者の目線に立って、特に米については、ぜひ生産者の手取りが増えるような、そんな取り組みをしていただきたいんですよ。

先般、じゃああなたたち、米1俵いくらあれば経営的になんとかやっていけるのかという、やはり1俵1万8,000円くらいないと、今は難しいですよ。だから、その落差があるわけですよ、現実の相場と、非常に大きな。それを、もちろんそれは全てできるわけではないですけども、いくらかでもそういうところを改善していくように、所得格差といいますかね。やはりこのふるさと納税に私はそういう意味でね、期待するところが非常に大きいんですよ。

そういう意味で、やっぱり生産者にどうメリットを感じていただけるのかということがないと、生産者は本腰入れて取り組んではいただけないんじゃないかなと思っているんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

現在、お米につきましては、法人1社と農協さんということでお取引をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、やはりその品質管理等々の課題もござい

まして、その団体の方とお取引をさせていただいておりますけれども、説明会の中におきましては、町内の比較的大きな農家の方も説明会の中にはみえられました。しかし、現実的に、その契約と申しますか、そこまではいたっていないのが現状でございますので、その辺も今後、事業者、農家の方と協議をしながら、取り組んでいただきたいというふうに考えております。

ただ、町内の大多数であります小さな農家等々ありますけれども、そういった方々とは農協さんを通じての関係になろうと思っておりますので、その辺は十分に農協さん等と協議しながら進めないといけないのかなと感じております。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと納税、本当に皆さんご心配をいただいているわけでありましてけれども、正直言って、私、西会津町はやっぱりある意味正直だなと、素直だなというふうに思います。で、これがやっぱり先行自治体に割って入るといえるときに、果たしてそれで、その間に入れるのかということ考えたときに、素直にやるのが本来の姿でありますけれども、もうちょっとやっぱり柔軟な対応というのが必要なかと思っておりますけれども、ただ、今、先行している自治体というのは、4割以上、5割くらいの返礼率やっています。でもこれが、今、国のほうでは問題になっていて、非常に法律を改正してまで3割にする。したがって、3割を超えた部分については税の控除の対象外にするというような話になると、果たして、いわゆる3割を超えた返礼品について、寄附をされた方については、ある意味、また迷惑がかかるようなことになるわけでありまして、その辺はちょっと、どこら辺までだと許されるのかという、いわゆる法の抜け道といいますかね、その辺はやっぱりこれからいろんな、ちょっと柔軟な考え方でやらないといけないのかなというふうに思っております。

それから、農家の後継者の問題ですけれども、これはふるさと納税だけで西会津町の農業どうのこうのということではなくて、今、いわゆる関東圏とか、あるいは関西のほうにトップセールスで、いわゆる西会津町の米と野菜売りを毎年続けているわけでありまして、その中で、非常に西会津の米、野菜については、非常に高い評価をいただいているわけですよ。ですから、ここへもっともっとやっぱり継続的に増やしていく。で、昨年からの、なんかアマゾンで米を売ることになりましたら、非常に米が増えているといえますか、そういう状況になっていきますので、やはり安定して、やっぱり米が出荷できるような、そして農業で生計が立てられるという、そういう農業経営をしていかないと、もうちょっと農業後継者も育たないし、今やっている方たちも、本当に大変な将来を迎えることになるわけでありまして、そういうことで、いろんなことを考えたときに、ふるさと納税もその一つではありますけれども、やっぱり根本的な農業経営、これから本当になんといえますかね、安定してそういう農林産物を出荷できる体制といえますか、それをやっぱり構築していかないといけないのかなと、そんなふうに思っておりますので、ただ、ふるさと納税も本当に重要な自主財源の一つでありますから、これは当初の目的、高い目標を立てさせていただきましてけれども、そのために必要なこと、もっともっとやっぱり柔軟な対応といえますか、私は東京に行って、あるいは団地に行ってもいいから、そこで実際に米を食べてもらうことのことをやってみたらという話を今しているわけですが、そういう

う意味で、ふるさと納税についても、あるいは農業経営についても、合わせてこれからしっかり対応させていただきたいなど、検討させていただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私も町長が、将来的には2億、3億を目指したいというような、そういう取り組みに期待するところも大きいところがあります。たぶん多くの議員の皆さんもそういう思いで、今まで質問も、これまでしてこられたでしょうし、また、今後もそのようなことでいろんな問題提起をしていくことになろうかと思えます。

私も今回、問題点については私なりの指摘をさせていただきました。そして、やはりある程度大胆な思い切りのよさ、思い切りといいますかね、かなり難しいかなと思うようなことをやっていくだけの、やっぱり突破力、推進力がなければ、やっぱりことは成功しないと私は思っています。

やはりほかの自治体も見てみると、こんなに無茶苦茶なことをよくやるなと思うようなこと、やっぱりやっていますよね。私はそこまでやれとは言いませんよ。言いませんが、ただ、そういう思いというか、何が何でも俺のところはそういうやり方してでも稼ぐんだと、はっきり言えばね。そういうやっぱり伝わるものがありますよ。

ですから、西会津の取り組みも、ぜひ、そんなサイトを訪問してくださる方々、ちょっと西会津を応援してみようかと思ってもらえるような、そういう取り組みを期待いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。3番、秦貞継です。今回は事前の通告に従い、西会津町の消防組織についてと、西会津高校活性化について質問いたします。

はじめに西会津町の消防組織についてであります。2年前の一般質問で、消防組織について質問しましたが、その後、消防組織の様々な問題に対する町の取り組みについて、どのようなものだったか質問いたします。

1つ目として、前回の質問後、消防団員の減少に対して、町はどのような対策を講じてきたか。

2つ目として、自治区での若者の減少により、人員確保が難しくなっている中、町は人員確保に向けた方策をどのように行ってきたか。

3つ目として、会社勤務の消防団員が増えている中、休日に行われる消防行事についても検討の必要があると思われませんが、町の考えは。

4つ目として、女性消防隊の人員確保に向けた対策はどのように講じてきたか。

5つ目として、女性が消防団に入った場合に、男性と同じ活動を行うのは困難と思われる。女性が消防団活動を行う際の役割を検討する必要があると思われませんが、町の考えをお伺いします。

6つ目として、上記のことを踏まえ、班の統合のみならず、町を守る消防組織の体制改革が必要と思われるが、町の考えは。以上でございます。

次に、西会津高校活性化についてでございます。西会津高校の活性化について、町はどのような取り組みを行ってきたのか。また、生徒数が増えるような魅力ある学校になるよ

う、今後どのような支援を行っていくのか、以下の点を伺います。

1つ目として、西会津高校の生徒増に向けて、町は今までどのような対策を講じてきたか。

2つ目として、今までの取り組みについて反省点はあるか。

3つ目として、阿賀町で行っている黎明学舎のように、地域おこし協力隊に公営塾をお願いし、高校の魅力を発信してみてもどうか。

4つ目として、子どもの数が減少する中、子どもたちに選んでもらえる高校を目指すために、今後、町はどのような取り組みを行っていくのか。以上の点についてであります。

町側の明解な答弁をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、西会津町の消防組織についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、前回の質問後、消防団員の減少に対して、町はどのような対策を講じてきたかのご質問にお答えをいたします。平成26年5月より町消防団本部と各分団長等で組織する消防組織見直しに係る検討会議を開催し、消防団員の確保や団員減少による組織の見直しなど消防組織全般について協議を重ねており、現在も継続して実施しております。

前回の質問時より、改善された主なものとしては、消防団員定数の見直しや、消防団員の報酬の見直し、また、来年度から復活いたします消防協会喜多方支部連合検閲の実施に伴う町の春季及び秋季消防検閲の見直しなどであります。

次に、消防団員の人員確保に向けた方策につきましては、各分団による地元勧誘を中心に取り組んでおります。今年度は9名の新入団員が入団されましたが、高齢等を理由に退団される方も多く、人口減少もあいまって団員の確保は依然として厳しい状況にあります。そのような中において、町としましても消防団の重要性を周知するとともに、さらなる処遇改善等を図りながら、団員確保に向け消防団と共に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、休日に行われる消防行事についても検討の必要があると思われるが町の考えはとのご質問ですが、基本的に現在行われております各種消防行事は、必要なものであると認識しておりますが、団員数の減少、また時代の流れ等により、行事の簡素化ができるものがあれば、消防団と協議しながら改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、女性消防隊の人員確保に向けた対策はどのように講じてきたかのご質問であります。町では、女性消防隊の人員を確保するため、現隊員からの参考意見を聞いたところであります。隊員からは、役割そのものではなく、検閲などの式典において長時間起立姿勢でいることが負担であるなどの意見が出されたことから、町消防団と協議しながら、春季消防検閲、検閲式では応急手当訓練の参加のみ、秋季消防検閲は模擬火災訓練のみの参加など、負担軽減のため、その改善を図ってきたところであります。

また、隊員確保に向けての取り組みとして、町と消防団、女性消防隊役員が各地区に出向き、自治区長等に活動内容を説明し、隊員の確保についての協力をお願いしたところであります。その結果、隊員のいなかった奥川地区においても1名の方に入隊いただき、現在、総勢39名で活動いただいております。

次に、女性が消防団に入った場合に、消防団活動を行う際の役割を検討する必要があると思われるが、町の考えは、とのご質問であります。町消防団への入団に際し、男女の区分規定はありませんが、現在まで女性消防団員はおりませんでした。また、女性消防隊から意見を聞いた中では、消防団への入団は考えておらず、むしろ現在の負担を軽減してもらいたいとの意見が大多数でありました。女性の入団自体を否定するものではありませんが、現在のところ、役割を明確化しての入団勧誘などの考えはございません。

次に、班の統合のみならず、消防組織の体制改革が必要と思われるが町の考えはとのご質問であります。冒頭申し上げました消防組織見直しに係る検討会議では、組織全体の見直しはもとより、機械器具の配置など、いろいろな事項について検討する会議でありますので、その時々課題を整理し検討してまいります。

現在、人口減少に伴い、消防団員数も減少しておりますが、町には消防支援隊、女性消防隊、役場消防隊などの自主防災組織がありますので、各消防組織にご協力いただきながら防災活動を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、西会津高校活性化についてお答えいたします。

町では平成19年度より、西会津高校活性化対策協議会を設置し、関係団体が一体となって西会津高校の支援策について協議・検討を重ねてまいりました。

まず、西高の生徒増にむけた町のこれまでの取り組みであります。ご存知のことと思いますが、具体的な支援策としましては、1つ目として、通学費の補助や通学バスの運行、2つ目に、大学等への進学に係る進路対策、3つ目に、無利子での奨学金貸与、4つ目に、部活動等教育活動への支援などを行い、西高への進学の有利性を高めることで入学者確保策を講じてまいりました。

2点目の、これまでの取り組みの反省点といたしましては、西高の魅力伝える情報の発信不足が考えられます。全国的にも過疎化・少子化の中で入学者が減少し、子どもの数も年々減ってきております。西高の特色を生かした西会魅力発信隊のような独自の取り組みや情報を特に町外へ積極的に発信していく必要があります。

また、今ほど申し上げた4つの支援策は、主に保護者の経済的負担を軽減する内容であり、入学者数確保のためには、必要不可欠なものであります。一方で生徒の希望を聞くなど新たな対策を講じていく必要もあると考えております。

次に3点目の、阿賀町での公営塾の取り組みについてであります。先月、西高同窓会の皆さんと町教育委員会で視察研修を実施してまいりました。地域おこし協力隊員が塾の先生となり、熱意をもって高校生の指導をされており、また、高校との連携や地域との関わりにおいても参考となる点が多いことから、本町におきましても有効な活性化対策の1つとして検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の今後の町の取り組みについてであります。県教育委員会の1学年1学級規模の本校化決定を一区切りに、既存の支援策を検証するとともに、今までとは違った視点からの新たな対策を検討する必要があると考えております。

このことから7月の西高活性化対策協議会で話し合った結果、協議会のもとに西高に関

わりのある外部の有識者にも入っていただいて、プロジェクトチームを立ち上げることにいたしました。この中で今後の方向性や具体的な支援のあり方について、今までと違う角度や生徒目線での支援策を考え、丁寧な個人指導など西高の特色を生かしながら、生徒それぞれの将来の夢が実現できる魅力ある学校となるよう、協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

このプロジェクトチームのアイデアを含めまして、県教育委員会や西高との調整、活性化対策協議会での協議を行い、同窓会、PTAなどと連携を図りながら、魅力ある学校づくりへの支援を行ってまいる考えでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 順次質問をしていきます。この間、私がある式典で、たまたま隣に座った方が、若松管内の消防署に勤めている消防隊員の方だったんですけども、その人とお話したら、広い地域を守っていくのに、我々消防隊だけではとてもじゃないですけど無理ですと、地元の消防団の方々の協力がなくして地域は守れませんと言っていました。まさにそのとおりだし、最近、異常気象とか地震とかで、様々な日本各地で災害等起きていますけれども、自衛隊や消防隊員の方々の活躍ももちろんさることながらですけども、そのかげで活躍されている消防団の活動というの、ホームページ等でよく広報されているんですけども、素晴らしいものだと思います。

東日本大震災のときだって、自分の命を本当に投げうってでも人命、もしくは財産を助けるために一生懸命頑張った方々がいたということ、私は本当、その方々のおかげで地域というのは守られているんだなと、つくづく常日頃から考えさせられます。その方々には本当に頭の下がる思いですし、やっぱり我々も感謝を持って、その方々がやる気が出るように、さらにもっともっと一生懸命頑張ってもらえるように、支え、応援していく必要があると思っております。

そういう視点に立って質問したいと思っておりますが、まず、私が考える消防団に対する重要性というんですかね、考えというのは今申し上げましたが、町が考える、その消防組織の重要性というんですかね、そこをまずお伺いしたいと思っております。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員もおっしゃいましたように、消防団というのは、やはり自らの地域は自ら守るという大前提がございまして、やはり町においての大変重要な組織だと認識しております。消防団を管理といいますか、担当いたします町民税務課としましても、やはり消防団の皆さまには、いい活動をしていただきたいということで、やはりその待遇改善やら、そういった面については、やはり全面的に消防団と一緒に取組んでいきたいということを、まずもって申し上げておきたいと思っております。

やはり消防団の役割というのは、火災はもとより、災害等において非常に大きな力をいただくこととなりますので、町としても消防団とともに、そういったいろいろな災害等々には対処していきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そのとおりだと思います。消防団の方々にね、ボランティア精神だけに頼るん

じゃなくて、やっぱり町もバックアップしてやっていかなくちやいけないと思います。

ただ、その組織もやっぱり人がいなければ動きません。その中で、今、質問にもありましたが、消防団員が減少していると、その中でいろんな対策を講じてきたというお話でしたけれども、その効果といいますか、結果というのは、実団員数でもかまいませんけれども、数字的にはどのようなものだったですかね。2年前から比べて結構です。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

現在の団員数が394名でございます。2年前におきまして、今ちょっと調べておりますけれども、410数名いらっしゃったと思います。やはり条例上の定数は見直させていただきましたが、やはり人口減少等々、若い方々の人口も少ないということで、ただ、消防団、町としましても消防団と一緒にしながら、やはりその消防団にご入団といいますか、待遇改善を図りながら、していただきたいということで努力はしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 この質問をしている最中に、たぶん減るだろうなという私も考えていたんですが、全体的に見ると、確か、前回411だと思ったんですけども、20人くらい減った状況なんですけども、全体で見るとそういう数字なんですけれども、地域によっては、ほとんど人がいなくなっちゃって、そんなに減少率が少ないところもあれば、すごく減っちゃって隊として運営できないようなところもなかなか出てきているような話を聞いています。

もし、例えばそういった人口が少ない、住んでいる自治区ですか、自治区なんかで火事があったとか、災害があったときというのは、今、町が予想している、想定される問題等なんていうものは考えていらっしゃいますか、要は、人がいっぱいいれば問題ないと思うんですよ、ただ、今言ったとおり消防団員の基本人数が減っている中、今までの活動ができるのかなと、問題点等は検討されたのかなというところをまずお伺いいたします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

消防団の中におきましては、やはりその分団、班、部等において、やはり人員の少ないところがございます。そういった部分については、班の統廃合等々も、今、検討の議題としてあがっているところでございますが、これについては、現在、慎重に検討を進めてございます。

それで、やはり団員の少ない自治区等での火災、災害等におきましては、やはり団員が少なくなっているという部分がございますので、やはり町内にあります自主防災組織、これは先ほど申しました自治区等で組織されている部分もございまして、女性消防隊、あと消防支援隊もその自主防災組織の一つではございますけれども、そういった消防支援隊、あと自治区等々の自主防災組織の皆さんのご協力をいただきながら、その対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 要は、人がいなくなっているということが一番の問題であり、いざとなったときに、その人たちがいない、今のお話だと想定される問題等がありますかということだっ

たんですけれども、そうすると、たぶん人がいなくて、消す人がいない、災害から守る人たちがいないというところが、私は非常に考えられる、危惧される一番の問題点かなというふうに思います。

要は、人がいっぱいいれば、人がいっぱいというか、人数ではないですけれども、いざというときに、その災害から守る方々がいっぱいいてくれれば一番いいわけですよ。それが今なくなっていることが、一番この町の問題かなというふうに私は考えております。

で、一つお伺いしたいんですけれども、役場消防隊の機能というのは、規約は読ませていただいたんですけれども、役場消防隊設置規定に関しては読ませていただいたんですけれども、今まで検閲とかに参加されているのは分かったんですけれども、いざというときは、その交通整理、初期消火、情報収集、情報伝達等を行うということだったんですけれども、これはあれですか、検閲のようなときに消防団との連携訓練とか、いざというときにどういうふうな動きをするかという訓練を団の方、消防団の方々と打ち合わせだけではなく、実際の訓練として訓練等は行っていたのかどうかお伺いいたします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

役場消防隊というご質問でございましたので、役場消防隊につきましては、議員おっしゃいましたように、その初期消火での対応、交通整理等々ございまして、現在までも検閲、防災訓練等々に参加をいただいておりますけれども、その消防団の連携という部分での訓練というのは、実際に行ってはございませんが、消防署で初期的な対応等々の訓練は数回させていただいたところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私も火事場に行ったことがありますけれども、個々の団体ができることがあっても、それが例えば、いざというときに団長をトップとして、こういう流れで、連絡はこうでというのを普段からやっておかないと、結局、いざというときというのは、その消防組織全体で災害に対応しなくちゃいけないと思うんです。そういうところに関しては、やはり個々で役場消防隊は消防隊だけではなく、相互の連携というんですかね、協力というのは必ず必要になってくるんじゃないのかなと思いますので、この辺も私は検討したほうがいいんじゃないのかなと思います、役場消防隊も含めね。やっぱり一致団結してことにいどむと、ここが大事だと私は思います。

で、これ前回は聞いているんですけれども、団員数が減少していると、人口減がなんていったって一番じゃないかなと思うんですけれども、減っていくと分かっている人口にいつまでこだわってもしようがないわけで、中には入って、地元に住んでいて勤めているのにも関わらず、入っていない人たちもいらっしゃるわけですよ。率的には確かに若松とか、大きな市町村に比べれば、うちの町はいっぱい入っている、率は高いというお話でしたけれども、そういった方々も、要は人口が少ない町ですから、皆さん一人ひとりが意識を持って、本当は、いざとなったら地域の人たちをお互いに守らなくちゃいけないという考えのもと活動しなくちゃいけないと思うんですけれども、これ、ほかに消防団員が入らない理由とか、そういったものというのは、調査検討したことはございますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいましたのは、消防団に入隊されない、入団されない、その町内の方、若い方々の対応ということかと存じますけれども、入団に関しまして、やはり申し上げましたように、各分団が主となって、その勧誘活動というのは毎回行っておりますけれども、なかなか一部、ご理解いただけずにご入団いただけない方もいらっしゃるというのは事実でございますけれども、町としましても、やはり入団に関して、消防団と一緒に、その勧誘に向けても取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。消防団の方々も、団単位でとおっしゃっていますけれども、ひいては班単位で、たぶん地元で声かけをやっていると思うんですけれども、それはその方々が、もうずっと前から一生懸命やっていたらっしゃることです。それをさらにあとからバックアップして、もっと入りやすい環境を整備したり、活動を検討するのは我々じゃないかなと、我々が考えるところもあるのかなと思います。なので、ぜひ今後もその辺は、団だけではなく、町側もやっぱり団と一緒に、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、団と一緒に、ぜひ人数が増えるように、意識を持ってもらえる方が増えるようにしていただきたいなと思います。

それも、我々の、ちょっとやっていたかもしれないかもしれませんが、やっぱり社会人になったら消防団に入るんだよという意識は、昔、結構あったんですよ。それが、今その意識が薄くて、なかなか入る人がいないというのも要因だと思います。こういったことも分析する必要が私はあると思います。

で、これやっぱり小さいころから、例えば小学校も消火訓練とか、防火訓練等は行っていると思いますけれども、そこら辺に関しても、その消防団の活動というのはどういうものか、消防署員になることだけじゃなくて、消防団ということも大事なんだよという、小さいころからの消防団に関する理解というのを深めることも大切かなと思いますので、ぜひ、その辺も今後検討してもらえればななんて思っています。

あと、今回いろんな資料で、総務省の消防庁なんかでも、かなりいっぱい、こうやってください、ああやってくださいと、国としてもこういうバックアップをしていますという話もあるんですけれども、例えばですけれども、入札に関わる業者だけになってっちゃうかもしれないけれども、地元で、事例があったんですけれども、消防団協力事業所表示制度なんていうのも取り組んでいる自治体もありまして、入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点など、こういうことを協力してもらえる事業者に対して優遇するようなことをやっている市町村が、現在で日本国内で149市町村、市では4市、そんなに大きくないかもしれませんが、県自体は、福島県も執り行っていますが、やっていますけれども、町独自でもそういったことも検討されてみてはどうかなと思います。とにかく、団に任せただけでなく、こういったところで消防団をバックアップしていったほうがいいのではないかなと思います。

○議長 3番、一問一答ですから、いくつも並べてしまうと。まず小学生のから。

○秦貞継 提案、やったほうがいいと思いますという提案だったんですけれども。

○議長 聞かなくていいんですか。

○秦貞継 たぶんやっていただけると思うので。

じゃあ分かりました。

先ほど提案しました、要は意識を持ってもらう、小学生とか、要は、子どものころから消防団に理解を持ってもらえるような方法も検討したらいかがでしょうかという考えですが、いかがでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

子どものころから消防団に興味を持っていただくような取り組みということでございますけれども、これにつきましては、やはり学校教育課等々といろいろ協議をさせていただきながら、そういった部分について、可能な部分があれば取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 立て続けに言って申し訳ございませんでした。さっき言った事業所等も、事業所等への優遇措置もやっている自治体もありますので、ぜひうちの町でも検討してみてもいかがでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

事業所等への、なんと申しますか、現在、今でも、その町内の、例えば建設業者の方が町のほうに、うちの町民税務課のほうにいらっしゃいまして、この方、消防団、事業所にいるという証明を出してくれということがありまして、それについては対応してございます。たぶん議員おただしのように、県等への入札の際の、そのなんと申しますか、加点の部分かと思われますけれども、ただ、町では、消防団についてはやっていないです。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 公共工事は県だけではございません。町が出す公共工事もあると思っておりますので、その辺も、ぜひ検討してみてください。

次の質問に移りますが、ここからなんですけれども、今、消防団の団員のおかれている環境というんですか、普段の仕事ですね。生活環境なんですけれども、何十年前は、それは確かに農家の方々が多かった。自由がきく、大変な仕事ですけれども、ある程度自由がきいたんですけれども、今の現代というのは、要は会社勤めの人が大多数、ほとんどになってきました。で、その質問にも入れましたが、休日に行われる消防行事についてなんですけれども、私、まず消防団の式典、確かにどちらが主催かということもありますけれども、町が考えるその式典というあり方、何のために式典を行うのか、まずそこをちょっとお伺いしたいなと思っております。

○議長 訓練。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 簡単に言っちゃいますと、前回も言いましたけれども、式典が長いと言われたんですね。実際、立ってみると分かりますけれども、ずっと直立不動で、前回も言いましたけど、その式典というのは、毎年毎年式典やって訓練やる、訓練をやって士気向上を図ったり、表彰というのもあるんですけれども、その式典を行うことで、消防団の方々に何

を、どういう効果といったらおかしいですかね、式典をやらないのとやったので、長々だらだらとやる式典の意味というのが、ちょっと私分からなかったもので、その辺もお伺いしたかったんですが、もし思い等があればお聞かせください。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

消防関係行事につきましては、検閲、防災訓練、出初等々ございます。その中で、議員おっしゃった式典と申しますか、の中身はだいたい申されましたように、例えばごあいさつ、主催者あいさつ、ご来賓のごあいさつ、あと検閲等でございます表彰なんか含まれるのかなというふうに感じてございますけれども、この部分につきましては、やはり主催、消防団の部分もでございますけれども、その内容、なかなか本当、申し上げにくい部分でございますけれども、やはり、その簡素化できる部分については、要は、式典等についても見直しを図りながらやってきた経緯がございますので、今後ともその部分については、十分団と協議しながら、見直せる部分があれば検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私はこれ、どうしてかなと調べたんです。そしたら、これが答えかなと思うものがあつたので紹介します。消防団の式典はどうあるべきか、文献がちょっとあれですけども、調べたの控えるのを忘れちゃったんですが、消防団の士気の向上のためにあるべきだと。だから、昔からこういう流れでやっているからこういうふうにやりましょうじゃなく、例えば、あいさつをいただくにしても、表彰をいただくにしても、消防団の方がね、受ける方々、聞いている方々が、ああ、そこまで思ってもらえるんだ、ああ、頑張らなくちゃ、ああ、なるほどそういうことか、頑張らなくちゃ。こういう意識を向上していただくために式典はあるべきだと、ある文献がありました。

私もそれを聞いて、なるほどなど、今、課長がおっしゃったとおり、例年ずっとやってきたものをやるべきじゃなくて、やっぱり変えるべき、簡素化できるものは簡素化していく、課長もなかなか言いづらいところもあると思いますし、やりづらいところもあると思いますけれども、そこら辺は団の方々と、今のこれは、私、一意見ですけども、こういう方向で式典のあり方を考えていったら、もっといい式典になるのかなと私は思いますので、ぜひ、今後検討するのであれば、ぜひ参考にさせていただければありがたいと思います。

続きまして、女性消防隊の人員確保に向けた対策についてなんですけれども、まず、前回の質問から、女性消防隊の待遇というのは、どの辺が変わられたのか、先ほどの質問で、式典等の見直し等はやりましたという説明受けましたので、それ以外のところで改善等がありましたらご説明ください。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

女性消防隊に関してでありますけれども、先ほど申し上げました、その検閲等での役割といいますか、軽減措置は図ってまいりました。あと、その他の行事につきましても、女性消防隊のご意見をいただきながら、この部分は参加できる、できない、難しいという、いろいろな部分ございまして、そういった改善をしてきたところでございます。

あと、具体的な部分につきましては、女性消防隊、なかなか報酬等がなく、1回の費用弁償等で対応いただいておりますけれども、運営費交付金というのがございます。女性消防隊運営費交付金というのがございまして、それ今まで、年間、女性消防隊に10万円交付させていただいておりますが、30年度から15万円、僅かではございますけれども、その待遇、待遇と申しますか、交付金の増をさせていただいたところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 式典は、形は変えましたけれども、女性消防隊の方々、参加されていますよね。時間にして何時から何時ぐらいまでの、例えば検閲でもそうですけれども、たいがい半日だと思っておりますけれども、だいたい拘束時間というのはどのくらいなんですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員、例としておっしゃいました、例えば検閲での拘束時間と申しますか、これは消防団と一緒に、ほぼ一緒でございまして、朝の集合から、その検閲式が終わるまでというような形で、ほぼ半日ぐらいの、検閲式につきましては拘束時間と申しますか、出勤時間になるかと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 時間もないので端折っていきますけれども、半日ですよ。だいたい9時にパレードが開始になりますから、その前の8時ぐらいから来ていると思っておりますけれども、8、9、10、11、12時で終わったとしても4時間ですね。福島県の最低賃金っておいくらでしたっけ。確か700何十円、750円か60円かなと思いますが、これ、福島県の最低賃金より、もし4時間として、例えば700円としたって、 $4 \cdot 7 \cdot 28$ 、2,800円が、今確か、出勤手当、費用弁償で2,000円だけですよね。違いましたっけ。これで、消防隊ね、地域を守るために、皆さんよろしくお願ひしますと女性消防隊の人たち言われて、どうなんでしょう。

で、女性消防隊の活動内容も、この間、資料ご準備いただきまして、30年度の事業計画とか見せてもらったんですけれども、ほぼほぼ男性というか、消防団がやっている日数と同じぐらいの、参加数も出ていますけれども、なかなか結構、全員とはいかないですけれども、かなりの方々が出ていただいでいて、ここまで活動してもらえる方々に対して、費用弁償2,000円だけというのは、私これ、あまりにも待遇が悪すぎる気がするんですね。

で、消防団の方々だと、5年勤続すると退職金ももらえますよね。それが5年、10年、15年、25年、階級によっても金額は変わりますが、1万円、2万円じゃない退職金があります、5年以上務めれば。女性消防隊の方々、ありますか、なんかお話を聞いたんですけれども、この間、辞めた人はカタログギフトの、そのカタログをもらって、その中から何か選んでください。で、調べたんですけれども、20年近く、20年以上協力いただいでいる方々もいらっしゃるのに、この方々がもし辞めたときに、今の活動の報酬や待遇にも問題あると思うし、辞めたときに、ここまで町を支えてもらった方々に、私はこれでいいのかなという、非常に疑問が残るんですね。そこに関して町側はどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

女性消防隊の皆さまに対しましては、私どもも本当に大変感謝を申し上げているというところでございます。おっしゃいましたように、本当に費用弁償だけ、だけということではございませんけれども、運営交付金も交付してはございますけれども、やっていただいているということに対して、ほとんどはそのボランティア精神からやっていただいているわけですけれども、それに対しては、本当に深く敬意を表しておるところでございますので、やはり女性消防隊の皆さま、これからその活動をしていく上で、やはりそのどういった部分で改善すれば活動しやすいか、それは先ほど申し上げましたいろいろな部分で少しずつではございますけれども、改善はしていきたいと思っております。

あと、その待遇面についても、今後これはいろいろと協議させて、広く協議させていただかないと対応できない部分がございますので、その待遇も、どうしたら、可能な部分でどこまでそういったものができるのかという部分、それを十分に協議をさせていただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 可能な限りというのは、どの辺なんですかね。私、今、具体的に私は時間の、拘束時間と福島県の県賃金と比べて、ちょっとこれはおかしいんじゃないのかなと、ここは私は、もう検討も何も、早急に考えなくちゃいけない部分じゃないのかなと、可能と不可能というのは、例えばね、1回出て1万、2万なんていうとんでもない金額を私は言っているわけじゃなくて、そこら辺も踏まえて、待遇に関しては、これは早急に考えないと、そうしている間にも、もう活動されている消防隊の方々いらっしゃいますし、私いつも思うんですけども、そのボランティア精神がまず大事だと思います。一番大事なことは、ただ、そのボランティア精神がそがれるような、一生懸命苦労して出てきて、男の人たちと一緒にことをやっているのに、なんで私たちだけ、こんなふうに思われるような待遇というのは、これは早めに検討しなくちゃいけないんじゃないのかなと思います。

その辺に関して、もう一度お伺いしますけれども、待遇面等も含めて、重要な検討課題だと思いますけれども、認識はどのように考えますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 女性消防隊の待遇のおただしでございますけれども、非常に人口減少がいろんなところにいろんな影響が出ているということでもあります。消防団につきましても、これは非常勤の公務員でね、これはちゃんとしたそういう法律で定められて、組織されておりますから、当然、報酬から公務災害から、退職金の制度まであるわけでありまして、

ただ、これ人口減少がどんどん進む中で、その消防団だけではなかなか対応できないということで、消防団のOBの方で組織している支援隊があって、さらにこの消防支援隊は初期消火ですよね。それから、いわゆる予防消防に対しては、女性消防隊の方をお願いしているということでありまして、この支援隊と女性消防隊の皆さんについては、これは町の組織といいますか、任意のそういう団体になっているわけでありまして、ある意味、やっぱりボランティアの部分もかなりあるわけでありまして、ただ、それぞれの任務を担っていただいているわけでありまして、実際に火災になれば、あるいは災害が起きれば

ば、隊員の皆さんが、これは本当に自分の命をかけてまで対応していただけるわけであり
ますけれども、その災害を、いわゆる予防、いわゆる火を出さないという大きな役割を担
っているのが女性消防隊の皆さんであって、この方たちに、どこまでの、いわゆる役割を
といますか、私は、これもうちちょっと明確にしないといけないのかなというふうに思っ
ております。

さらに、待遇のことでもありますけれども、今いろいろお話がありました。なかなかやっ
ぱり報酬、あるいは退職金までということについては、なかなかちょっとこれは難しいこ
とでありますし、これは町独自でやらないといけない部分でありますから、そういう意味
で、これからどういう対応の仕方がベストなのかね、ここをやっぱり町だけじゃなくて、
やっぱり消防団の、女性消防隊の皆さんとお話をしないといけませんけれども、町全体の、
いわゆる防災に対する体制をどうあるべきかと、ここをもう一回原点に立ち返って、それ
ぞれの役割をどう担っていただくか、そのために待遇はどうあるべきかということ、や
っぱりこれ前向きに検討しないといけないなど。

したがって、その報酬の話もありますけれども、この報酬についても、女性消防隊に上
げるということは、消防団まで上げないといけないことになるわけですよ、費用弁償は。
ですから、そういう意味で、女性消防隊だけじゃなくて、じゃあ支援隊の方はどうなんだ
というところまで、やっぱり関連してきますので、こういう組織全体の中で、このこと
については前向きに、特に女性消防隊の皆さんには、それだけの大きな役割を担っていただ
いているわけですから、それに見合うような、やっぱり町としての対応はさせていただく
ということで、これから検討させていただきたいなというふうに思います。それが個々の
対応がいいのか、あるいは隊に対する交付金がいいのか、ここも含めて、これから検討さ
せていただきたいと思えます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと時間もないので、私はそれこそ前向きな答弁が出るのかなと思ったん
ですが、活動、見てもらうと分かりますけれども、私は女性消防隊の方々、非常によくや
ってもらっていると思えます。ありがたいです。この方々。で、その前向きというのは、
私は一つお願いしたいんですけれども、くれぐれも女性消防隊の方、要は活動している方々
がやる気になるような、本当は最後に言おうかと思ったんですが、私、何回か課長ともお
話しまたけれども、士気向上ですかね、消防隊の方々、消防団も支援隊もそうですけれ
ども、私は二通りあると思うんです。やる気のある、高い志をもってやっていただいでい
る方には、その方を応援して、町も応援して、さらに意識を持ってもらえるように応援す
る。でも、もしそうでない方々がいらっしゃったら、まずは一から理解してもらって、協
力してもらえる体制をやっていく、この2つの考え方をもって、それこそ、今、町長がお
っしゃいましたけれども、町全体が同じ意識を持って取り組めるように、前に進めるべき
だと思います。

その改革というんですかね、変えていくというのは、やり方というのは様々あると思
いますが、マイナスの、結局あれもやらない、これもやらないからこれでいいよじゃなく、
本当はこの後、女性消防団の入団に関しても話しようかと思ったんですけれども、そうい
う考えだったら、我々も協力したいなと思うような方向性を目指してやっていただきたい

と思います。

次の質問ですが、女性消防団、女性の消防団へ加入する意思はないということだったんですけれども、前回、私の質問ね、やり方が悪かったので、女性消防団をつくったらいいんじゃないんですかというお話あったんですけれども、私は全国的にも、福島県の消防の広報誌でもそうですけれども、とにかく女性がよく出てきます。全国的にも女性消防団の人数は増えているという情報でした。

で、先ほど費用弁償では、なかなかちょっと難しいというような私は捉え方をしていましたけれども、報酬改定、要は改良に、ちょっと難しいというお話だったんですけれども、消防団に入れば、今の町ですと3万2,500円でしたっけ、団員だと3万2,000円ですね。3万2,000円でなおかつ、費用弁償が2,000円いただけますよね。私はこれを女性、その隊の役員の方だけでもいいですから、消防団に入隊してもらえれば、その金銭的な待遇面は改良できるかなと思ったんです。

で、そのいざというとき、一朝有事の際の対応に関しても、今まで検討されていませんよね。もし女性が入ったらという検討は確かされていないと思うんですけれども、それももう検討の時期に入っているんじゃないのかなと、入ったら考えるんじゃないかと、今のうちから女性が来ても大丈夫なように、私は今の女性消防隊の活動で十分やっていたと思っています。ただ、今後、今ある消防団との連携を図る上でも、実際の話、火事場に行くと、女性消防隊の方々、前にも紹介しましたがけれども、炊き出しをやったり、水分補給をやっていたり、それはボランティア精神で本当にやってもらっているんです。

ですから、その辺もちゃんと、今やっている方々にもっとやってもらいましょうみたいな言い方をするんじゃないかと、できるところから取り組んでいく、その検討をされたほうがいいと思うんですが、町の考えはいかがですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

女性の消防団への入団という部分でございますけれども、冒頭申し上げました部分については、現在、役割を明確化しての入団の考えはないというようなことでございますけれども、ただ、やはり議員おっしゃった部分について、例えばこちら側から役割を示しながらの入団促進もあるんじゃないかという部分がございます。ただこれについては、やはり団と協議していかないと、その例えば役割を女性に限定してという部分で、果たしてその入団がいいのかというのは十分に団本部と協議しながらやらないと、やはりできない部分がございますので、そういった部分については、今後その検討会議の中で、こういったものを示しながら、役割を示して、それでも女性消防団員の入団を促進しようということになれば、またそのときは協議といたしますか、ご説明をさせていただきながら、入団に取り組んでいきたいというふうに考えてはございますけれども、今後、団本部と十分に協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 団幹部の方と私、直接お話をしました。そしたら、火事場に行って火を消してもらうなんて、そんなことは考えていないと、その人は言っていました。たぶん団の方々も、

要は男の人ができることと女性ができることって、やっぱりあると思うんですよ。そこがまだ、団、女性でも入っていいですよという環境しかできていないんです。そこら辺は、今、課長がおっしゃったとおり、来てから考えましようじゃなくて、私、考えても別に損はないと思いますし、そういう環境が整わないのに、一方的に入りませんかといっても、それはなかなか一歩踏み出す人っていないと思います。そこら辺は、ぜひ町も団の方々と提案しながら、協議しながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

とにかく、男女共同参画と言われているこの世の中でございますけれども、男性の力、女性の力を一致団結して、それこそ支援隊もそうですが、経験者、年配の方々もね、一致団結して一朝有事の際にはことに取り組めるように、ぜひお願いしたいと思います。ちょっと長くなっちゃったんで、次の質問にいきます。

西会津高校の活性化についてなんですけれども。

一度お願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問の中に、女性消防隊の皆さんが、何か町側はやっていないみたいな、そういうお話がありましたけれども、決してそういうことではなくて、本当に女性消防隊の皆さんには、本当に大変な役割を担っていただいているわけでありまして、それは本当に敬意と感謝をしておりますので、そこは誤解のないようお願いをしたいなと思うわけでありまして、これから女性の皆さんが活躍できるような、そういう隊員活動も含めて、これから検討させていただきます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 時間が押ししてしましまして、西会津高校のほう時間がなくなってしまったんですが、一言でお伺いしたいと思います。私、今までの対策は別に問題、対策自体の方向性は別に、それはそれでいいと思うんですが、何か違うなと思っていたところが、答弁にもあったと思うんですけれども、子どもの目線で考えなくちゃいけないと思うんですよ、今後の対策というんですかね。そこに関しては、やっぱりちょっと、奨学金のこともそうです、確かに子どもに直結することなのかもしれませんが、目線がどうもずれているなというような気がしていたんですが、今までの反省と今後の取り組みについての考えについて、もう一度お伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、今までの4つの支援策と、それから、それに対する反省点等について申し上げた中で、議員、今ほどおっしゃったような形で、子どもの目線という部分での対策を今後は検討していかなければいけないのではないかということですが、これも実は、7月の活性化協議会の中でも、協議会の委員の皆さんからも、実際その話が出てまいりました。例えば、西高に行けば修学旅行、こういったところに行けるなんていうのも、子ども目線のことでもありますし、または、例えば中学校のアントレプレナーでもそうなんですけれども、東大生と一緒に何か活動ができると、そういうのも子どもからすればいいことじゃないかというような、すごいことじゃないかというような子ども目線の提言なんかもあったところでございます。そういうことで、今後はそういった部分も

含めて、活性化策を検討してまいりたいと考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 質問が下手で、ちょっと時間を間違ってしまうと、最後、尻切れトンボになっちゃったんですが、今お話あったとおり、生徒目線といのは非常に大事だと思います。今後の西会津高校活性化策を提案するにしても、大人や偉い人たちの意見だけじゃなくて、そこに、その3年間を過ごす子どもたちや、その3年間を過ごそうと思っている方々、要は子どもたちの意見や目線というのは非常に大事だと思いますので、ぜひともその辺も意見を取り入れて、西会津高校活性化していただけるよう、町の支援をお願いして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(12時00分)

○議長 再開します。(13時00分)

2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さん、こんにちは。2番、薄幸一です。今年の夏は猛暑、台風、洪水、地震と大きな自然災害が相次いで起こっております。今年の夏は、日本にとって最も悲惨な夏だったと思います。先週起きました北海道胆振地方中部地震では、多くの方が亡くなられ、いまだ余震が続いております。被害に遭われた方々に、衷心よりお祈り申し上げます。

さて、今回は生活環境整備について質問させていただきます。町の課題は少子高齢化、人口減少が喫緊の課題でありますことは誰しもが周知しているところであります。この町で生活をしたいと考えたとき、環境整備は欠かすことのできないと考えます。特に新郷地区では、道路整備が進んでおりません。6月の全員協議会資料で、次期西会津町総合計画作成のためのアンケート調査結果報告書の中で、西会津町は将来どのような町にすべきかのアンケート調査で、新郷地区では、道路や下水道、光ケーブル網など整備され、便利で快適な町が、ほかの地区に比べ高く、地区の状況に応じた環境整備が求められますと記載されております。裏を返せば、整備が進んでいないということになります。道路網や交通の整備が重点を置くべきと思うことのアンケート調査では、集落内の生活道路の整備、集落を結ぶ幹線道路の整備、通学路や歩道の整備が上位となっております。

地区ごとに違いはありますが、新郷地区、奥川地区では、集落を結ぶ幹線道路の整備、これは国道、県道の整備促進の要望が、ほかの地区に比べて最も高くなっておりますとの調査が結果であります。新郷地区は、全体的に道幅も狭く、安全面や災害時の対応に支障があることから、早期の改良工事が必要と考えます。生活しやすい環境整備が必要だと思います。それに対する質問でございます。

1点目、定時定路線バス高目線運行にあたり、狭隘箇所の道路改良について、町はどのように考えているか伺います。

2点目、県道338号線は、新郷小清水から陣ヶ峰を通り、喜多方市に通じますが、道路が拡張整備されれば、人の行き来が盛んになり、地域活性化につながると思うが、町は県に対してどのような要望をされているか伺います。

3点目、6月定例会の一般質問で、旧新郷保育所の園庭境にある縁石の撤去が可能であれば、駐車スペースを確保したいとの話でしたが、現在、縁石は撤去されているが、駐車場整備の検討はしているか伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、県道改良や拡張整備についてお答えをいたします。

はじめに、道路等のインフラ整備の基本的な考え方につきましては、ストック効果といわれますが、防災や医療等の安全・安心の確保や、産業・経済の振興、生活の質の向上等を目的として、建設行政を推進しております。また、現場主義をモットーとし、町民の皆さんの声を真摯に聞きながら、各種事業に反映し、均衡ある町の発展に全身全霊を傾けて取り組んでまいりる考えであります。

さて、一般県道上郷・下野尻線は、本年、定時定路線バスを運行する計画であります。新村・平明間など、一部で幅員が狭く、急カーブもあり、早期に改良工事を行う必要がある優先度の高い路線であると認識しております。また、小清水地区から喜多方市に通じる同じ県道の拡張につきましても、陣ヶ峰の歴史的な背景や地域のイベントでの活用状況も踏まえ、地域活性化を視野に入れながら、県に対し要望すべき課題であると考えております。

町といたしましては、今後とも県道上郷・下野尻線の改良について、県道を管理する福島県喜多方建設事務所に対しまして、様々な機会を捉え、早期事業化を強く要望してまいりる考えでありますので、ご理解を願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 2番、薄幸一議員の生活環境整備についてのご質問のうち、旧新郷保育所園庭の駐車場整備についてお答えをいたします。

本年、6月議会定例会の一般質問におきまして、薄議員より、旧新郷保育所の園庭境にある縁石を撤去し、駐車場にできないかとのおただしがありました。このことから、6月議会定例会閉会后、直ちに調査を行い、縁石の撤去が可能であったことから、翌7月に縁石を撤去するとともに園庭の草刈りを行い、駐車場として利用できる状態に整備したところであります。

駐車場の整備は検討しているのか、とのおただしではありますが、舗装等の整備につきましては、新郷連絡所の今後の利用状況等に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 定時定路線バス高目線運行の、この質問からいきます。本当に今回、バスが通るといふことで、本当にありがたいなという感じがいたしますが、1台バスが通って、バスだけではありませんが、毎日のことではありますが、すれ違うだけでも時間がかかるといふますか、毎朝、1台対向車が来れば、何百メートルも先に待っていなければならないといふことがございます。本当にこれ、町民の皆さんの声を真摯に聞きながら、各事業を反映し、均衡ある町の発展、全身全霊を傾けておりますといふ、いつも文章うまく書いてありますが、本当にどれほど進んでいるのかなと、ここ何年かといふわけではないですけども、昔は本当に大型バスが通っておりましたが、今は毎日車の台数も増えておりますか

ら、本当に早急に改善してほしいなという思いでいっぱいではありますが、この計画というのは町では何か考えておられますでしょうか。計画というよりか、喜多方建設事務所に陳情というか、お願いに行くことは年に何回かあるか、そういう意識をしているかということ伺いたいです。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

県に対する要望活動というようなお話でございました。県とは、地域の様々なインフラ整備にかかる検討課題を話し合う場というのが年に必ずありまして、その名称は、地域課題検討会と申しております。その中で、地域の皆さんからいろいろな道路改良ですとか、要望があがってくるものを町のほうで取りまとめて、それで、庁内でも十分に吟味しながら、県のほうにお願いしているというようなことでやってございます。それと、現場の確認も私たち、同行させていただきまして、春に2回から3回は行っていると思います。

この上郷下野尻線ばかりでなく、例えば400号だったり、459、県管理、あとはほかの地区にあります県道、色々ございますけれども、そういった形で、その重要性と申しますか、その状況を一緒に確認して、強く事業化を要望しているというような状況でございます。

こういった形で、なかなか、確かに現実的には進まないというところがあって、本当にご迷惑、ご心配をおかけしているということは、大変申し訳なく思っております。ただ、町として、できる支援、県に対して、やっぱりいろいろ情報共有しておりますので、例えばなんといっても用地確保が一番事業化には必要なことだというふうに認識しております。例えば共有地の問題があって解決しないんだというようなお話があれば、我々として、町としてできる部分は調べて、情報提供していると、実際に職員に担当してもらって、その情報をここまで町では調べましたよというようなことで、こうやり取りもやってございますので、単にお願い、お願いということではないということで、具体的に協力してやっているということでございますので、確かに時間はかかっておりますが、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に問題は用地の問題から、色々問題あると思いますが、やはり今回、路線バスが走るということでもありますから、やはりカーブも多いですし、急な坂もございます。やはり本当に早急にやっていただかないと、事故が起きてからでは遅いのであります。いままで何度も事故は起きております。起きておりますから、本当に道幅が少しでも広くなれば、安心して走行できるかなと思っております。

前回と同じような質問ですが、冬の通勤通学で迂回して通らなければならないということもありました。やはり冬になりますと、除雪するとまた道幅も狭くなります。本当に誰もが住んでよかったという道路じゃないと、なかなか、先ほど話しましたが、人口減少、人が住みづらいような町になってしまうと、問題は道路だけじゃなくなってしまう可能性もありますから、本当に早急に強く求めてほしいなと思っております。

やはりお年寄りが、お年寄りというか年配の方が住みやすいまちづくりにしないと、若い人も生活しづらくなってきますし、若い人が住んでいけば、人口減少も少し防げるのかなと思っております。本当に車社会でありますから、本当に道路をよくしてほしいなとい

うことであります。

本当に県に働きかけはされているのは、以前からも承知しておりますが、やはり本当に町長先頭になって、やはりこの西会津町の道路をもっと整備してほしいなという考えであります。それに対して、またお願いできますか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおりであります。本当に道路整備は、まちづくりの本当に基本だと我々も認識しております。あと、均衡ある本当に町の発展というような点で申し上げますと、今年の県の最近の一番新しい、喜多方建設事務所の発注見通しというのが公表されるわけでございますけれども、8月20日の一番新しいのを見ましたら、今、84件、例えば工事であると、喜多方建設事務所管内で出ておりました。そのうち西会津町を拾いましたら、17カ所、これも、ですから万遍なく橋も道路も含めてですけれども、発注されているというふうなことで、なかなか進まない箇所もございますけれども、現実的には均衡ある、本当に発注といたしますか、あと測量なんかも調べましたら、58件のうち10件が西会津分だというようなことでございますので、我々がいろいろな形をお願いしている部分、少しずつといたしますか、本当に喜多方建設事務所管内でも、喜多方も広いですし、猪苗代のほうまでずっとありますので、そんな中で、西会津町も万遍なくやっていたいているのかなと、こういうふうに感じておりますので、さらに前進するように、早期事業化になるよう働きかけてまいりたいなと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に車が朝晩、車が通ってすれ違いもなかなか難しいという狭い道路でありますから、早急に道路改良してほしいなと思っております。

次に移ります。次は新郷小清水線の道路であります。私も通ってきまして、小清水から5分もしないうちに、すぐ喜多方に入りますし、立岩という集落にも通じます。本当にこれからこの道路がちゃんと整備されていれば、隣の喜多方市にも距離的に近いものですから、便利になるかなと思います。ここもそうですけれども、今までこういう小清水から喜多方市への陳情といたしますか、建設事務所をお願いしたことはございますでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今ほどの陣ヶ峰の件に関しましては、直接町から県へ要望というようなことはなかったかなというふうには思っております。ただ、これまで、まさに皆さま方でありまして、新郷奥川地区出身の議員団の皆さまが、新郷奥川地区地域振興のための要望というようなことで活動されているのは周知のことかなと思いますが、そこに対して、町も随行させていただくなり、または要望書の作成をお手伝いするなりといたしますか、協力するといえますか、そういったことで、毎年これまでもやってきたという事実は承知しております。今後もそういったチャンスがあれば、町としてできる部分についても応援していきたいなといえますか、活動を支援してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に一部だけが2車線になっておりまして、本当に狭い道であります。本

当に改良すれば、隣の集落まで5分ほどで行きます。以前は測量3回ほど、この県道やっておりましたが、あれから全然進展していないという話でありました。以前はそういう話もあったのかなと思います。そしてまた、ここ喜多方市と行きかえれば、また交流も多くできるのかなと感じております。そういう点で、これからの本当に、道も本当に狭いといえば狭いです。坂だといえば坂ですが、これ本当に改良すれば、また人口等、隣の町との交流も盛んになるとは思います。その点いかがでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

陣ヶ峰の件、私も、例えば地元でやっている富士山トレッキング、ここ春から現在までは、まだ正直行っておりませんが、そういった形で私も現地のそのイベントに参加したり、あとは地元の区長さん、歴史好きですので、今の戌辰にかけていろんなイベント、その途中で陣ヶ峰の弘法の話ですとか、されておりますので、本当に整備が進めば地域活性化にも十分つながると私も感じて、イベントに参加してきたところでもあります。先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、強く、今後とも状況をよく把握しながら、また県のほうに要望活動は繰り返しやっていきたいと思っております。

それで、陣ヶ峰に関して言いますと、ちょっと先なんですけれども、先ほど県の発注状況の話は申し上げましたが、そこに、ちょっと先に、たぶん土嚢が置いてあるような場所あるかと思うんですけれども、そこに関して、今年状況を調べましたら、またこれ設計業務なんですけれども、そういった形でやる計画だというふうに確認しましたし、直接担当者のほうにも話をお聞きしました。

ですから、なかなか全体的には進んでおりませんが、こういった形で少しずつは検討して対応していただいているという状況、事実がございますので、さらにそれが発展していくように、これからも十分要望活動を展開していきたいというふうに考えてございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 早急に拡幅工事を進めていただければ、本当に喜多方のほうに通勤している方もいらっしゃるし、本当に災害時とか、緊急車両の通行も、お互いに行き来できるのかなと思っております。もし本当に狭い道しか、新郷地区、狭い道が多いものですから、広い道はどこかと聞かれると、本当にほとんどここだというくらいしかないので、本当に道路改良は、本当にちゃんとしていただければ、本当に若い人も住みやすくなるのかなと思っております。

3点目にいきます。今回、前回は駐車場の話で、車の縁石をはずせば駐車場ができるという話でありまして、もしそういう可能であれば、駐車場にしてもいいですよみたいな答弁があったものですから、整備といっても舗装まではいかなくても、ただ縁石だけ取っただけで、あと草刈りはやっておっても、なかなか車、入れるような状況ではないものですから、これからその点、もう少し先に進むのかなと思ったんですけれども、それはこれからまた進まなくて、このままでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

縁石を撤去しまして、車の入れるスペースはつくったと、さらに草刈りをして入れる状態にしたということ、先ほどお答えいたしました、それだけでは車が入れないということでしょうか。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 車は入れないことはないですね。草刈りはされていますし、縁石は取って入れないことはないんですけど、この前、地区の健診といいますか、健康診断で大型バスが来たときに、健診を受けられる方は、そこ駐車場だと分かればいいんですけども、ただ草刈っただけなものですから、路肩に車をこう止めて健診を受ける。本当にまだ駐車場という観点がないものですから、また舗装じゃなくても、砕石でもいいですから、少しならすぐらいの程度でも、車が入っていいんだと分かる程度のものが何か必要かなと思っておりますし、ただ草刈って、そのまま1台や2台は入った車も見たことはございますが、これから毎年その地区では健康診断があたときに、また何か集会場で車の台数が多くなるときは、ほとんど道路、路肩に止めてあるものですから、ちょっと危険かなと思って、前回もこの提案をさせていただきました。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

縁石を取って草を刈っただけでは、皆さん利用される方、駐車場として分かりづらいというお話ですので、置けますというような表示はしたいと思います。

それから、旧新郷保育所、先ほど薄議員からもお話ありましたが、総合健診、町の総合健診ですとか、選挙ですとか、あと冬期間は除雪作業員の方の詰め所、あと老人クラブの活動等で使用されております。健診の際は、2日間で150人から180人くらいの方が健診を受けられるということで、その際、健診バスも中に入りますので、当然敷地には車何台も置けなくなります。それで大変ご不便をおかけしておりますけれども、あとそれ以外の使用状況、ちょっと新郷連絡所の職員に確認をしてみました。まず、一番多くの方が訪れるのが選挙であります。昨年7月に町長選挙がございました。樟山投票所、有権者の方が227名おられます。そのうち投票されたのが205人の方です。で、当日投票所で投票された方が109人と、ほとんど、半分近くは期日前をされてございまして、朝7時から夕方6時まで11時間の間に109人の方が選挙をされたということでございまして、園庭前の駐車場に止められた方はおられません。という話です。

答弁で申し上げましたが、今後の旧新郷保育所の利活用、今後、町としても十分考えてまいりたいと思いますが、その利活用の中で、本当に多くの方がおいでになって駐車スペースが、もう今の舗装されている場所では狭くて、園庭にももう置かないといっぱいの車が来るよということでしたら、町としても舗装まで考えてまいる考えでございますので、今時点では、今の利用状況では、皆さんが置けるような状態にはします。そして分かるような状態にしていくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 分かりました。車が多くなるのは、そう日数も、選挙とかこういう健診のときくらいしかないのですが、なかなか周りが整備されていないと人も集まらなくなってしまうといえますか、公民館、もう少し周りが整備されていれば人も集まるし、あと、

月に1回、防犯協会といいますか、消防署、消防の車で新郷地区を回るんですが、そのとき、車を消防署のどかい車を並べると、また駐車場も消防署の方が10人くらいいらっしやいますと、車、止める場所もまたないんですね。そういうときも、夜、見回りというか巡回いたしますけれど、そのときも、やはり駐車場が狭いなど、大型の消防車が3台も並びますから、やはり駐車場はこれから検討してほしいなというのは私の考えでありますし、なかなか小中が統合されてから、子どもさんとかそういう遊ぶ場所がないといいますか、そういう子どもさんの声も聞こえませぬし、そういう集まる場所が少なくなってきたこともありまして、だんだんだんだん加速化が進むといいますか、利用する人が少ないからやらないと、また本当に施設が老朽化、草だらけになってくるとまた人が集まらない、悪い循環が進んできているような気がいたします。本当に人口減少食い止めるためにも、何かしらの手立てが必要かなと思っております。

最後に町長に伺いますけれども、住みよくないと思う理由は何ですかという、このアンケート調査で、6月の議会、これは企画情報課の先ほどの内容からなんですけれども、全体では降雪量が多い、雪が多いから、56パーセントの方が住みよくないという理由でありまして、地区別に見ますと、新郷地区では、日常生活が不便である。奥川地区では、交通が不便である。人口減少対策を考えるとすれば、生活が快適になるような道路整備が必要であると考えます。今後、生活道路の環境整備を積極的に進めていく考えはありますか伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今のご質問で、新郷地区においては、日常生活が不便だということでありまして、先ほどから道路の話が出ていました。で、私は、今、縦貫道路の整備がされていて、一部、今、樟山で工事がちょっと止まっている状態になっていますけれども、上ノ台まではできていますよね。で、上ノ台から新郷の小清水まで、まずここを最初に、やっぱり整備をすべきだなと。その先の陣ヶ峰は、その先ということで、まず今一番重要なのは、私はその区間だし、今度、生活路線バスが、定路線バスが走るわけでありまして、まずやっぱり交通の便をよくするということが、私はやっぱり大事かなというふうに思っております。

さらには奥川地区については道路と、今まさに縦貫道路の整備をしているわけでありまして、これから奥川のほうに向かって整備がされるわけでありまして、今、整備されている部分、新郷のバイパスの部分、あそこの区間は、今度、一部通すといいますかね、というような、そういう方針で、今、今度舗装工事が始まるようでありまして、やっぱり何だかんだ言っても、奥川地区にとっても、新郷地区にとっても、やっぱり道路が基本だなと、地域を活性化するためには、やっぱり道路が基本だということでありまして、まずその道路の整備をしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

それから、いろいろ各集落でいろんな取り組みが、今されていますけれども、もっともっといろんな集落でいろんな活動ができるようにするためにも、道路をもっとしっかり、喜多方建設事務所のほうには要望してまいりたいと思っておりますし、今までやってきたけれども、さらに整備、早急に整備していただくように努力してまいりたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 今ほど町長から、早急に整備したいというお言葉をいただきましたので、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 9番、三留正義です。今回は1問、農業政策について通告してありますので、質問してまいりたいと思います。

1番目は、西会津農業振興地域整備計画が、平成27年度に見直しされましたが、時間の経過とともに現状に一致しない部分があるようですが、今後の見直しに向けた考え方について伺います。

2番、福島県農地中間管理機構について、現在までの取り組みの状況と、今後の取り組み方について伺います。

3番、農地中間管理機構の取り組みや多面的な農業支援、言い換えれば農業ヘルパー的なものですね、これらを求める声が多くなってきています。そこで、本町では農業公社のような組織を立ち上げる考えがあるのかを伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、三留議員の農業政策についてのご質問のうち、農業公社についてお答えをいたします。

本町における農家を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等に加え、今年度から始まった米政策の見直しなどから、より一層厳しい環境下にあります。その対策は喫緊の課題であると認識しております。このことから、これまで町では、集落営農の組織化や法人化、認定農業者などの担い手の農地の集積、経営の規模拡大による効率的で合理的な生産体制を確立するため、集落との話し合いや法人化の勉強会等に取り組んでまいりました。

ご質問の農業公社につきましては、最近、会津管内の自治体とJA会津よつばが共同で設立した事例があります。これは、稲作を経営の主体とし、後継者不足の解消により将来にわたり地域の農業を守るための公社組織であると聞いております。本町においても、農業の担い手確保は重要な課題であり、私としては、将来的にはこのような法人組織が地域農業の中核を担っていく姿が望ましいと考えておりますが、それが農業公社であるべきかという判断には、現段階ではいたっておりません。

町といたしましては、この先、本町の農業の目指すべき姿について様々な角度から検討するため、今後も集落営農組織や農業法人、中核的農業者、農業団体などとの意見交換等を積極的に進めてまいりますので、ご理解願います。

また、農業ヘルパーにつきましては、農作業の季節性に対応した補助労働力不足を補い、雇用機会や農業に触れる機会を生み出す手法として理解しておりますが、町といたしましては、当面は西会津町無料職業紹介所やシルバー人材センターを有効に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、岩淵東吾君。

○農林振興課長 9番、三留正義議員の農業政策についてのご質問のうち、西会津農業振興地域整備計画についてお答えをいたします。

この計画は、農業振興地域の整備に関する法律により、国が定める基本指針及び県が定

める基本方針に基づき市町村毎に計画を定めることになっております。現行の計画は平成27年度に見直しを行ったところであり、これは同年12月に国の基本指針が変更されたことに伴って見直したものであります。国のガイドラインによれば、本計画は概ね10年間を見通して策定するものであり、国・県・市町村とも通常はこのサイクルにより見直しが行われているところであり、このほか、特別な事情により見直しをする理由といたしましては、市町村合併などによる農用区域の変更や農業生産基盤整備事業の実施、工業化、インターチェンジの設置など情勢の著しい変化によるものがあります。また、農用地利用計画につきましては、農地法に規定する農地に該当しないと判断された土地が農用区域から除外される際に変更する場合があります。

今後の見直しにつきましては、ガイドラインに基づいて平成37年度がその時期であると考えております。しかしながら、計画期間が長期であることから、情勢の変化や町の他の計画との整合性につきましては随時点検と評価を行い、調和が図られるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

次に、農地中間管理機構についてお答えいたします。農地中間管理事業が平成26年度から始まり、農地の集積・集約化を推進し農地利用の効率化及び高度化の促進を図っているところあります。農地中間管理機構の役割は、農地を所有者から一括して借り受け、機構から担い手へ貸し付けることで担い手への集約化、団地化を図ることや基盤整備等の圃場の条件整備、保有農地の維持管理などがあります。農地の出し手が機構を活用した際、集積・集約化を行う地域等へ集積協力金が支給されるメリットがあります。

県内における中間管理事業の活用事例としては、二本松市や福島市などで集落営農組織の立上げや法人化を行う際に農地の集積・集約を行った事例や、地域の担い手が経営改善を行う際に中間管理機構を活用した事例があり、法人化への集積協力金の活用や地域の農地を利用しやすい形で集積を進めるために中間管理事業を活用しております。会津地区につきましては、会津若松市において、圃場整備事業に伴い農事組合法人を設立した際に、農地中間管理事業を活用して農地の集約・集積化を行い、集積協力金の支給を受けた事例などがございます。

本町では平成26年度からこの事業に取り組んでおり、農地の賃貸借の仲介を平成29年度までに4経営体に対して行っており、平成27年度には牛尾地区でライスセンターの法人化の際に地区とライスセンターへの協力金が支給された実績があります。

今後の取り組みといたしましては、農地の集積・集約化を図り、地域の営農の維持と担い手の経営改善を推進するため、人・農地プランの作成等に合わせて中間管理事業を活用してまいりますので、ご理解願います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 それでは、再質問していきたいと思っております。今日、同僚、1番議員から雪室の話が出て、私もそのことを話そうかと思っていたんですが、振興計画の中で、第5編というか、第5の中に1節出てくるかと思うんですが、第5、1番、農業近代化施設の整備の方向、その(1)後段、またから、下から2行目ですね、ちょっと読みますけれども、雪室貯蔵施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林産物加工施設が揃った農産物の連携した役割が発揮できるよう、産地化と販売力強化に必要な施設整備を推進する。とうたわ

れております。この話、雪室そのものについては、確かに先ほどお話が出たように、経済常任委員会で答えは出たと私も認識しておりますので、ただ、その段階はその段階として、これから未来に向けた方向で考えると、第2、第4編には、ここにも出てきますけれども、菌床の話が出てくるかと思えます。菌床、芽出しというのが10度から22度でしたっけ、菌床の芽出し温度が、確か10度から22度で芽出ししてくるかと思うんですが、肥大するのは10度から30度だと、私の記憶だとそのように指導された記憶があります。であれば、雪室というのを、先ほどお米を入れて熟成だとか、低温米だとかという話、これは過去に私もしましたけれども、菌床に、その冷風、常温を数度下げる程度の効果はあるのかな。

そういった多面的に、そういった施設を考えていけば、これはやはりあるものを有効に活用する。これは私も1番議員と同じ意見なんですけど、町長は雪室については、どのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 雪室の利活用についてでありますけれども、実は雪室、計画した当時の、私、農林課におりまして、あの施設をつくるときに、北海道の施設を見ながら、西会津町にとってどういう施設がいいかということで、今の形態になったわけでありまして、当時は非常に将来的には有望な施設だということで始めたわけですが、なかなかその利用が、有効な利用までいたっておりません。

で、いろいろその後の経過はあって、現在にいたっているわけでありまして、私もやっぱり、あそこの施設をやっぱりもうちょっと有効に使わない手はないなというふうに思っております。

ただ、私のほうの、あそこの雪室の構造は、冷風を送るんじゃなくて、いわゆる貯蔵庫と、いわゆる雪を格納してくあれが、金網で区切られているだけであって、その冷風というよりも、湿度が品質を管理するような形になっていました。あれではなかなか、ちょっとこれからのいろんな形で使うには、ちょっと不便なのかなという気もしますが、その中で、新たに何か施設を改造するというわけにもいきませんので、今の状態で利用できる方法を、やっぱり真剣に考えないといけないなというふうに思っています。

今、ちょっとある方が、あそこの施設を使って、今いろんな試験をやっております、その結果が出れば、どういう形で利用できるのか、確立ができれば、もっともっと使う方法を、やっぱりみんなちょっと考えていかないといけないのかなというふうに思っています。

せっかくつくった施設、当時は会津では初めてだったわけでありまして、その後、みんな、南会津のほう、それから隣の山都にもできてしまって、当時の先進的な施設が生かされていないということでありますから、これから皆さんと、農家の皆さん、それから生産者の皆さん、知恵を出し合って、ちょっとこれから検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 雪室への菌床を入れて、温度管理をしたらどうかというお話。

○議長 違います、こっちいってから。

9番、三留正義君。

○三留正義 当然、今の雪室は町長おっしゃるとおり、あのままで菌床どうのこうのなんていえるシステム化もできないし、それは私も承知しております。ただ、冷風と付け加えたのは、まさにここで施設の改良、もしくは改造、そういったものが将来的に可能であれば、今の規模ではそれほどの冷風をつくるといっても、空気をどのくらい流せばといっても、それほど下がらないと思うんですが、その菌床そのものは、モイスチャーが多ければある程度生きていける、昔でいうと、クーラーとエアコンの違いですか、加湿で冷やしていくのと、ドライ、湿気を取っていく。今まさに雪室は、どちらかという加湿状態、であれば、きのこは問題ないのかなと判断できる部分なので、今後伸ばしていけるとすれば、試験的に、おそらく規模とすれば試験的に芽出しのコントロールができるのか、できないのか、もしそれが広域的に大量にできるような方向が見つかるのか、見つからないのか、それもある程度、今から模索しておいて損はないと私は思っています。そういったことで、先ほど冷風というのが、私が言ったわけなんです、農林課長、どのように考えますか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員のご質問では、その菌床きのこの芽出しのコントロールに、今の雪室施設に冷風の装置があれば、そういったところにも活用できるのではないかというようなご質問かと思いますが、雪室、菌床の生産施設と、菌床きのこの生産施設という捉え方は、現在のところしてはおりません。ただ、いろいろな農作物に対して、その雪室がどのように生産の向上に活用できるのかといった実験、実証は必要かというふうに考えてございまして、現在も、その農家の人からお預かりした農産物については、こういうふうに使ってみたいというようなことについては、受け入れをさせていただいたところであります。

現在のところでは、以前の議会でご質問された議員のその答弁の中でも申し上げましたとおり、温度調整、その冷風の設備を備えるという考えはございまして、現状のまま活用し、その中で農作物の雪室での活用が図れるかどうか、いろいろとその調査をしてまいりたいと考えてございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 貯蔵施設ということでお答えなんだと思いますけれども、あくまでも貯蔵、それは今現在の話で、先ほどから私言っているように、未来に向けた発想、着眼点ということで、先ほど町長にもお話したように、伸ばせていける部分は、考えられる範囲、人的に考えられる範囲で伸ばしていける可能性の部分というのは、取り込んでいかないと、これでいいんだ、貯蔵できればいいじゃないの、私はそんな話をしているつもりはありません。先ほどから、今すぐやれだとか、これがすごくいいんだとかも言っていませんね。可能性のある部分、それは切り捨てる、そういった一線を引いて、ここからは貯蔵だからやりません。そういった考えでは立ち行かなくなるのではないのかなと思います。

やはり多様性、これから本当に西会津町の農家も水稲だけではなくて、菌床の方もあり、いろいろこう多面的になってきている。であれば、やはり支援していく町側としても、多様性をもって対応していくということは、やはり先、時間軸でいえば今より先にはどうなっていくんだろう、それは、やはり農家や生産者と寄り添いながら、やはり出てきた意見、そういったものに寄り添っていく姿勢はきちんと見せない、なかなか生産者には見えて

こない。やはりそこで、コンセンサスがうまくなくなっていく、やはりそういったことではなく、雪室だけではないんです、こんなに長く話すつもりはなかったんですけど、雪室の、さっき答弁の中で、過去の答弁でもありましたけれども、試験的に利用している方があり、その答えをもってしてと、これは私、雪室の一般質問を続けたときからずっと言われてきました。

さて、果たしてその答えやいかに、私はここで聞きたい。何年続けて、何年目で何の答えが出てくるのかを聞きたい。どうでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員のご質問でもありましたとおり、町のその農業経営は、米、ミネラル野菜、菌床きのこと、多面的に多様性が、今日、出てきておりました、そういった農業生産者の多様性にあった形での振興を図っておるところでございます。そういった中で、今後の雪室を含めた農業施設の近代化についてであります、もちろん国全体の農産物の需給状況、あるいは農業生産技術の向上、そして、生産者の皆さんとの意見交換、要望等を十分に考慮しながら、そういった施設の整備計画については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、ここ近年、雪室の活用については、試験的な農産物等を貯蔵いたしまして、その効果を検証しているわけでございますが、一部、加工品の商品については、雪室貯蔵なんかというような、こう名前を冠して流通されているものもございまして、それらについては、好評であるというような声は聞いておりますが、直接のその農産品については、有効な実証データは得られていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 試験的に入れている方、私も親交があって、情報は逐次いただいております。これが実際です。ですから、ちょっと声が大きくなって申し訳ありませんでしたけれども。先ほどの町長の答弁が、たぶん、私、最高の答弁だったと思うんです。あそこでとどまるべきところに、ちょっと流れたのかなと思うんですが、やはり、この計画書に記載のとおり、将来的にはいろいろ検討していくんだと思います。あの一節で私はよかったのかなと理解して、雪室の部分については、町長の言に基づいて、一応理解したということでご承知おきください。

その雪室については、ここで私、話を切り替えて、次のステップというか、総合計画第8節ですか、総合計画そのものと、森林計画だとか、いろいろこう中に整合性を保つという文言が出てくるところがあるんですが、今、総合計画というのは、これから整備されようという計画でありますけれども、その中での整合性、この振興計画そのものの持っている立ち位置、確かにこれはどちらかという国の政策的な計画の一つではありますけれども、記載されている内容というのは、非常に素晴らしい部分が多いのかなと私は読んでそう思っています。それらを、総合計画の中では、やはり踏襲して、ある程度の位置付けの中で総合計画を組んでいくのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

農業振興地域整備計画の性格について、議員からおただしがございましたけれども、ご承知のとおり、大きくはその農用地の土地の利用計画が根本にあるということでご理解をいただきたいと思います。

したがって、計画については、短期に変更するものではなくて、長期的なスパンで計画を立てなさいと、10年でというような国の指針がございますけれども、そういった中で、現在、町の総合計画の見直しが行われているわけがございますけれども、当然その町の総合計画につきましては、個別の計画を配慮した形で見直しを図っていくというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　　辺地計画だとか、過疎、そういったもの全て計画を配慮しながら、整合性を保ちながらやるという、そういったことだと理解します。

それと、この平成27年に振興計画、28年に新しくなりましたが、これ、新しくする際にあたって、確かアンケートを取られたと思います。私も記載した記憶があるんですが、最近、ちょっと何名かの方に言われるんですが、その方は普段農家じゃないんですね。自営業者だったり、そういう方で、農業振興地域法があって、なかなか土地を地目変更できないケースも多いんだよなんていう話していたら、私も本当に買いたいたいけれども、だめなのかなんて、そんなやりとりがあったんですが、前回、アンケートを取ったときに、その地区、地区で考え方、土地についての考え方についてアンケートを取って、その上でこの計画を変更したんですよという話はしたんですが、全然分からなかったというご回答でした。

確かに、文面は農業者にはある程度分かるのかなと、あまり関係ないというか、普段携わっていない方には、ちょっと理解しにくい。私のじゃないでしょう、今、現に耕作している人か、何かやっている人じゃないのかなというような捉え方に受け取られたのか、やはりこのアンケートを取るにしても、やはり受け手側、受け手側が素直に飲み込めるような、対象者が、顔が農業者だけじゃなくて、もう少し広範囲に、誰でもある程度飲み込めるような表現で、やはり表現してあげないと、これからはますます、アンケートを取りましたよといっても、本当に相手が理解しているのか、熟読とまではいなくても、ある程度記載された内容が分かったのかと、分からないで、とにかくノー、ノー、ノー、ノーとつけちゃったのか、本当のアンケートの効果というものが、審査するほうでもなかなか信憑性に問題が出てくるような、そういった部分が今後考えられると思うので、やはり次回、また今後ね、10年後、もしくは大きく変更があったときには見直しをかけていきますというお話でしたが、また次回、変更をかけるようなときにアンケートを取るとすれば、やはり皆さんの意向、地区的に、ここはもう農業振興地域法を外したいんだなんていう集落でもそういう話が出ないとも限りませんね。だから、そういったことが十分に分かるような記載内容で、外すということはどういうことだ、そこまでちょっと踏み込まないと、たぶん一般の方たちまでこの話が分からないと思うんです。

ですから、やはりもう少し分かりやすいアンケートの取り方、そういったものも十分に工夫していただかないと、たぶん農業者以外の方で土地を所有している方なんかは、やは

り何のためにアンケート、いつのまに取ったの、二度と、だからこの次に同じようなことを繰り返さないように検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

計画の見直しを行う際に、農業者の皆さまへ意向調査、アンケートを行ってやることになってございます。前回の見直しの際には、中核農家、認定農業者以外の農家の方については、抽出でアンケートをさせていただいたというふうに記録になってございます。そういった方々の中には、アンケートの設問等も改めて振り返って見てみましたが、その理解の度合いには、それぞれ差があったのかもしれないというふうに感じたところでございます。

次回、見直しする際にも、当然、農業者の皆さんへ意向調査を行うわけでございますけれども、その設問の内容について、その意味、どういう意図で質問しているのかといった部分については、できるだけ広く理解が求められるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 工夫をしてくださるということで承りました。

もう1点、今のお話の中で、抽出というお話だったかと思うんですが、農地を持っていて、自営業で、ほとんどもう今、農業をやっていないという方もいらっしゃいますよね。抽出、全部の全部は無理だとしても、やはり一定の面積基準とかは設けて、これ見直し、だいたい何回もやっていますけれども、一度ぐらいいは、もう少し広くやられてはいかがかなと。抽出で聞いて、じゃあ私はいいのね、じゃなくて、一定期間、20年に1回は、ほぼ全域にかける、もしくは10アール以上持っている方にかけると。何か指標を持って、やはり高齢化して、皆さんご存知の実情のとおり、町から子どもさんのところに行っているとか、非常に高齢化が進行して、土地の考え方についても、皆さんご不安になっている方が非常に多いと私は承っております。

ですから、特にこの農業振興計画そのものを見直したり、いじるというときには、やほただできるだけ一度ぐらいいは、広く皆さんに意見を求めるときが、一度ぐらいいはあってもいいのかと、私、個人的には思っていますが、いかがでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

次回の見直しの際に、意向の調査、アンケートを行う手法につきましては、今の議員のご意見を参考にさせていただいて、その調査の手法については、改めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 将来的に見直しについては、鋭意検討していくということで、よろしく願いいたします。

それでは、次の農地中間管理機構のお話をしていきたいと思っております。まず、ちょっとこれ私もインターネットでちらちらと見ましたけれども、公益財団法人福島県農業振興公

社から、一部、市町村に事務が委託されている、その部分について、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、ちょっと私、資料からは読み取りにくかったので、委託されている部分についてご説明いただきたい。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

農地中間管理機構から業務の一部を市町村に委託することができるようになってございます。本町につきましては、委託を受けている事務につきましては、主なものを申し上げたいと思います。

まずは事業推進にかかる相談窓口であります。それと、借受け、農地の借受け希望者の公募の関係、借受け希望者の公募。あるいは応募の受付に関する業務でございます。それと、農地中間管理権、この取得について貸付けの希望者がいるかどうかの把握に関する業務。それと、農用地の利用配分計画ということで、借受けの候補者、これを選定する業務。機構との貸付契約に関する業務。それと、遊休農地関係ということでございまして、農業委員会で農地パトロールを行っているわけではありますが、まずその結果等を受けまして、意向の調査等を行う。そういった業務がございます。また、農地中間管理機構に関して、農地の所有者、あるいは借受け者へ、その事業の説明を行うというような業務、主な委託業務についてはこのようなところでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 委託されている部分というのは分かりました。それと、先ほどの説明の中で、牛尾だとか、人・農地プランを定めているところという話なんですけど、かなり前になりまして、別の方が一般質問の中で、その回答の中で、今後も人・農地プランの策定、推進については、鋭意進めていくんだという回答が何年か前にありましたけれども、現状で希望する地区だとか、そういったものは、取り組んでいる、もう既に取り組み始まっているとかというところがあるのか、ないのか、お願いします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

人・農地プランの取り組みの状況でございますが、現在まで、本町では13の地区で人・農地プランの策定をしたところでございます。本年度につきましては、一部の地区で、その見直しを行っているほかは、奥川地区で現在、広域的に人・農地プランの策定ができないか、現在、推進を進めているところでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 だいぶ取り組みが盛んになってはいるのかなと、非常にこのハードルが高いと、過去の記憶では私思っていたんですが、できるだけ実を結ぶといいなと思います。

あともう1点は、先ほどの協力金の説明の中で、ちょっと私、理解が遠かったので、もう一度伺いたいたんですが、パンフレットだと、協力金は出し手、貸したい方が交付されるという欄に書いてあります。あと、固定資産税の軽減、これらについても農地の貸し手側に記載があるんですが、先ほどやった法人にいただいたみたいな話だったんですが、その場合は、その地区が出し手と受け手が一緒の方が構成員にいるということなのか、その辺、説明をお願いいたします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

農地の集積にかかる協力金でございますが、今、議員のご質問にあったとおり、農地の出し手については、当然、協力金は交付されます。それと、その出された農地を集約、集積した地域へ、その一定の割合とかの基準があるわけでございますけれども、それに応じて地域へも集積の、地域集積協力金というものが交付されるわけでございます。その協力金につきましては、地域のその集落営農集団、あるいは地域にある農業法人に集積された場合、その活動資金としても使っていいということになってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 了解しました。下の段に記載があったので、今の説明で十分理解できました。申し訳ありませんでした。

それでは、次の、一番私の末尾に記載した質問の内容ですけれども、公社のようなものということで、町長は現在、そのような考えにはいたっていないというようなご回答だったかと思っております。私が、昔は公社にいろいろこう、今の中間支援、昔でいうと業者さんの仕事をさせたらどうだみたいなことをイメージしたことあったんですが、この間、大学の先生と研修を受けて、その後ちょっとお話しして、意見が一致したところなんですが、やはり商業的なことを公社さんに任せると、なかなかその成功事例が見られないというような話で一致したところなんですけれども、やはり、だから、そういった部分じゃなくて、事務的な部分で活用できるような公社という意味で、今回、私ちょっと、少し温度を変えて質問したつもりです。

というのは、販路を探してくれだとかそういうことじゃなくて、行く行くはそれもできれば最高だと思うんですが、今、地域の集落での農業維持機能、これは、崩壊とは言いませんけれども、維持するのが非常に、もうカツカツになってきている地区が多いのではないのかなど。うちの地区も中央で、ひと声かければ、もとは何十人も集まってきましたが、年々人が少なくなり、総延長2キロの水路を、やはり管理していくというのは、なかなか容易でなくなっている。それを考えれば、やっぱり集落に行けば、同じような実態がもっと切実になってきているのではないのかなど。また、行きかう人に、集落の人に聞くと、やはり春は春で、いや大変だったという、やはりその声に耳を傾けないわけにはいかないと思うんですね。

いつまでも、やはり集落は集落でやってもらわなくちゃいけない。それは私は、間違いではないと思っております。しかし、何かを変えなければ維持が難しい。この問題を町長は、今現在どのようにお考えですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 いわゆる将来の西会津町の農業をどう守っていくかということになるわけですが、いわゆる高齢化が進んで、いわゆる農業後継者がいなくなる中で、集落の農業をどう守るかというのは、非常に大きな、私は課題だと思っておりますし、これを守らないと西会津町の農業は成り立っていかないのではないのかなどというふうに思っております。

で、これもやっぱり、町も一生懸命考えないといけませんけれども、その守るためにど

ういう経営形態がいいのか、どういうふうにして守ったらいいのかということは、みんなの、やっぱり知恵を出さないと、町だけでも、いわゆる机の上で考えてばかりでも、あまりいい答えが見つからないのではないのかなど。実際にやっぱりその現場に入って、あるいはその集落、あるいはその地区、全体を考えて、やっぱり、どうやったらこの集落、あるいはその地域の農業を守れるかということを、もう遅いかもしれませんが、考えていかないといけない。

そのためには、やっぱりなかなか個人では難しい、これは私もはっきりそうなるだろうと、そのために、じゃあどうやって、いわゆる公社がいいのか、あるいはどういう組織がいいのか、どういう経営形態でやったらいいのかという部分は、もうちょっと、やっぱりなかなかそう簡単に結論出ることではないので、皆さんの意見を聞きながら、しっかり対応しないといけないなど、その一環として、やっぱり今現在、それぞれに組織を持ってやっている方々もおいでになりますけれども、ライスセンターの計画も、私はその一つだなというふうに思っていますが、本当に、今でさえも、なかなか農地の管理、あるいは水路の管理、農道の管理がなかなか難しい状況の中で、集落の農業を守るというのは、並大抵ではないというふうに、私も考えておりますし、このことについては、しっかり皆さんと意見を聞きながら、どういう守り方が西会津町にとっていいのかということを、これから十分本気になって検討させていただきたいなど、こんなふうに思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 町長の考え方は、今、承りました。私がお話、こう出していった経緯の中には、農業公社という、おそらくJAさんの資本なんかが入ってくると、やっぱり農協さんとのかち合わないようなところも当然出てくるようなことになると思います。

そういった中で、今、最近の集落機能という話をしたときに、農業ヘルパーと書きましたけれども、それNHKで、たまたま数日前に酪農ヘルパーというのを見ていて、畜舎から離れられなくて、365日、その派遣してお休みを取ることが、今度できるようになりましたなんていうのを見て、それをばくって農業ヘルパーとしたんですが、これ必ずしもシルバーでなくてもいいと思うんですね。

ちょっときのこのやっている方には失礼かもしれませんが、少し時間が取れるというような方々が、登録制で、若いね、農業生産集団みたいな、その取り巻きのグループを管理する。昔でいうと人出しセンター、人材センターというか、そういったような、まず出だしから、スマホで自分の休みが取れる日を登録して行って、そのアプリで公社の担当者の端末で休みの日を掌握して行って、現金というか、賃金で清算するのか、中には縁戚で、結方式で、手数料は払うけれども、結方式で清算したいなんていう方も出てくるかもしれないし、そういったものが頭の中に浮かんできたので、まずはその人をどういうふうに出していくか、そこを、この町の、やっぱり周辺、外郭団体みたいなもので、何とかして統制できないか。集落の人足も、今までは近隣、隣は同じ日だった、それを1日ずらしてもらえないか、そういった調整なんかも、今後、やっぱり仲人ですね。やっぱり仲人さんがいないと、なかなか話がしづらいところも出てきている。やはりうちの地区は昔からこうだから、それは皆さん、みんなそうなんですね。でも、やはりそこをなかをとって調整

したり、やっぱり人の工面をしたり、それは我が原町も他人事ではなくなってきました。

ですから、これは本当に西会津、各集落、切迫した問題になってきていると思うんですよ。ですから、やはり人を出せる、何らかの組織を、まずは形成していく必要があるなど私は考えているんですが、町側はどうでしょうか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

農業に関する、従事する人材の派遣、調整、そういったものを調整する組織を編成してはどうかというようなご質問かと思いますが、議員がおっしゃった、その農業ヘルパー、これらについては、まだ国内ではあまりなじみのない制度なのかもしれませんが、いくつかの自治体では取り組んでいる事例もあるようでございます。詳細については、現段階では調査をしておりますが、詳しく調査をして、本町の農業経営者の負担の軽減であるとか、そういったものに適用できるのかどうか、十分に調べて、またこういった形態での農作業の人材の派遣や調整が可能かどうか、十分に調査をしてまいりたいと考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 この部分については、町長も非常に切迫した問題であるという認識は共通していると思います。議会、そして町当局も、フットワークよく、これ調査しながら、できるだけいい答えに結び付くようご祈念申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時30分)

○議長 再開します。(15時00分)

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 こんにちは。6番、猪俣常三です。今次の議会は、決算議会ともいわれておりますし、町政の運営に大きな関心を寄せられるところでもあります。町の執行状況、常に監視をしていかなければならないというふうに、重要であることを肝に銘じて考えております。

質問に入る前に、最近、9月6日には、北海道地震が発生し、過般は、7月には岡山県を中心とした西日本豪雨災害が起きて、大勢の方が、また死傷者が出たところでもあります。亡くなられた方々に、心からご冥福をお祈り申し上げるところでもあります。負傷された方、また、避難をされている方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

本町においては、台風や地震、そして豪雨による災害はなかったものの、猛暑により、熱中症の心配が続きました。体調を崩されて亡くなられた方に、心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、体調を崩されました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。今回、異常気象に関わる課題を取り上げて、一般質問の通告をいたしたところでもあります。

それでは、渇水対策についてであります。今回の異常気象による雨不足で、水不足が生じ、出水期に調達できないなど、農作物に影響があったことから伺ってまいりたいと思います。

1点目は、渇水による被害調査を行ったか伺います。

2点目は、渇水対策にかかる補助事業の取りまとめをされておりますが、状況はどのようなになっているのか伺います。

次に、学校プールについてであります。今回の異常気象による猛暑で、県内外において学校の屋根なしプールの使用を中止するなどの報道がなされました。本町では小学校の整備が進められることから伺います。

1点目は、西会津小学校プール建設の進捗状況を伺います。

2点目は、猛暑による学校プールの使用を中止することに対して、どのように受け止めておられるのか伺います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 6番、猪俣常三議員の渇水対策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、渇水による被害調査の実施についてであります。今年は例年にない高温と少雨の異常気象が続いたため、町では8月1日に渇水対策本部を設置し、被害状況の把握や農業生産者への支援策の検討などの対策にあたりました。農作物等に対する被害調査につきましては、7月の下旬に実施しました自治区等への聞き取り調査や、圃場・ため池等の現況確認をもとに、対策本部設置後は、灌がい用水の水量調査、水稻及び野菜等の被害状況調査を実施いたしました。特に8月中旬以降に県喜多方農業普及所やJA会津よつばと連携して行った水稻の被害調査につきましては、町内全ての水田を対象に、第1回目の現地調査を8月16日からの3日間を実施をし、田面のひび割れや出穂の遅れなど影響が見られる圃場について、位置の特定を行ったところであります。その後、特定した圃場のうち収穫量の減少など被害が予想される面積を確定するため、第2回目の現地調査を8月30日から2日間を実施いたしました。また、野菜や菌床菌茸についても生産者への聞き取りや現地調査をそれぞれ行ったところであります。調査の結果、水稻については3.76ヘクタール、野菜については0.9ヘクタールの被害面積を確認し、菌床菌茸についての被害はありませんでした。

次に、渇水対策に係る補助事業の状況についてであります。町では、農業用水不足への対応が経営を圧迫することがないように、農家個人や農業法人等を対象とした農作物等干ばつ対策事業を新たに設け、揚水ポンプの購入費等に対して助成を行ったところであります。その内容につきましては、ポンプ等の購入費及びリース料については支払った経費の30パーセント以内、燃料費やホースの購入費等については50パーセント以内、それぞれ5万円を上限として最大10万円を補助するものであります。補助金の申請の状況につきましては、8月31日現在で申請件数が28件、申請金額が57万9,000円でありまして、その一部につきまして既に交付決定を行い、補助金を交付したところであります。今後も迅速に補助金交付の作業を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員の学校プールについてのご質問のうち、西会津小学校プール建設の進捗状況についてお答えいたします。

西会津小学校のプールは、校舎北側の体験農場の場所に、25メートルで5コースのメインプール及びサブプール、並びに更衣室などの付属棟を建設する予定であります。進捗についてであります。条件付き一般競争入札を進めており、現在は公告中であります。今後、落札者が決定いたしましたら、工事請負契約について議会のご議決をいただき、早期

の完成を目指して鋭意努力してまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 6番、猪俣常三議員の学校プールについてのご質問のうち、猛暑による学校プールの使用中止についてお答えいたします。

今年の7月から8月にかけて、全国各地で35度を超える暑さが続き、埼玉県熊谷市では41.1度と、5年ぶりに国内で最高気温の記録を更新するなど、経験したことのない命に関わる危険な暑さとなりました。気象庁がこの酷暑を、災害と認識していると表現するほど、猛烈で厳しい暑さが続いたため、福島県内におきましても、特に中学校・高校で熱中症により救急搬送される事案が多く発生し、他県では小学生が校外学習後、熱中症が原因で亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

また、学校プールにおいても、水温の上昇やプールサイドでの高温から熱中症を防ぐため、全国各地の学校では夏休み期間中、学校プールの使用を中止する動きが広がるなど異例の事態となったところでございます。

熱中症事故の防止につきましては、本町においても文部科学省や県教育委員会の指導のもと、町内の小・中学校に対し、繰り返し注意喚起をしてきたところでございます。また、水泳では水中にいるために汗をかいても気づかず、脱水症状や熱中症につながる危険性があることから、プール学習においても適切な熱中症対策を講じるよう、指導してきたところでございます。さらに、町教育委員会では、夏休み期間中の熱中症事故の防止について万全の対策を期すため、部活動や学校行事、特にプール学習については、プールの水温が30度程度、プールサイドの気温が35度以上の場合は原則水泳を禁止することとし、気温が35度以上の場合は屋内外での活動を原則禁止するなどの一定の方針を8月1日付けで小・中学校に通知したところであります。

なお、プール学習につきましては、町振興公社と連携を取り、水温や気温などの報告を受けながら進めてきたところでありますが、熱中症はプールの水温の上昇とともに、発汗量が増えるため、室内であっても注視していく必要があります。

したがいまして、町教育委員会としましては、プールの使用については水温や気温を考慮し、熱中症に十分注意しながら学校と連携を図り、子どもたちの尊い命を守るため、今後も猛暑により一定の基準を超えた場合は、学校プールの使用を中止することもあると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それぞれご説明を、答弁をいただきました。まず、渇水対策についてでありますけれども、今年は大変、まれにみる猛暑の年を迎えて、いろいろと課題の多い年ではなかったかなと、こんなふうを感じるわけであります。そんな中で、この渇水対策の中の農作物についての影響が出てきているということから、何点かお伺いをしてまいりたいと思ひます。

先ほど農林振興課長のほうから、縷々答弁をいただきました。その中で、灌がい用のため池の貯水量の著しい低下が調査されてきたということでもあります。その間、7月の下旬から8月の上旬辺りには、非常に田面の面で、水が必要かつ調達しなければならないという状況であったわけでありまして、そのため池の水がなくなったというような状況

の現況を確認されたかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ため池などの現況を確認されたかというご質問でございますが、まず、渇水対策本部設置前に、主なため池等については、概況でございますが、現況の確認は7月の末に1回目行ったところであります。その後、農作物、水稻を中心に、その圃場の確認と合わせて、併行して、8月の7日、8日とため池を含む灌がい用水の水量の調査を、実施をいたしております。その中には、ため池、それと各種河川等、農業用水の取り入れ口になっているところも含めて、水量の調査を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 このため池の水がなかったかというところが、この西会津町の中には、ため池を要している箇所があるわけなんですね。そのところに水がほとんど底をついてしまって、調達ができないということが発生したために、町当局として、どの程度、町のその全体の中のため池がいくつあって、こんな状態が、水がなくなっているというところが何箇所かあったのではないかと、私はこうみているわけですけども、それが確認できたのかどうか、そこのところを伺いたいと。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

全ての集落における大小のため池、全ての水源について調査ができたわけではございませんでした。水量の調査につきましては、主なところを抽出をいたしまして、大きくは長谷川など、8の水系、奥川も含めてですね。それと14カ所について調査をしました。ため池の中では、大沼のため池や、尾登地区にあるため池などの水量も、大きいところのため池の水量を参考に調査をいたしました。その時点では、特に大きい、その大沼のため池、受益面積も大量にあるわけでございますが、そちらについては、8月の7日時点では、15パーセントほどの水量に低下をしたというふうに見たわけでございます。

そのほかのため池につきましても、同様に10パーセントくらいの水量に、その時点ではなっていた。このままでは水が枯渇してしまう可能性も出てくるというような恐れがあった状況でございました。

以上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、再度お尋ねをしてみたいです。7月の23日から26日の、区長等に聞き取りをしたという答弁であります。そうしたときに、どのような区長の皆さんから、89自治区の内容を調査されたのか、それによって、今、8月の7日、8日、このような状態でため池との関連が、どのように理屈合わせになったのかお尋ねします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、全自治区長に、その調査をしたのかというご質問でございますが、農地のない、水田のない自治区等もございまして、またその町内で分かれている地区もございまして、

そういったところについては、主に農地、そういった水源に関連性がある自治区について聞き取りをいたしました。あと、それぞれ散在している集落については、それぞれの自治区長さんから現況を確認したところでございます。

細かくはいろいろとあるわけでございますが、7月の末の時点で、やはり一様に、この状態で、その8月を迎えるのは水不足に不安がある。水位は下がっているというところが多かったわけでございますけれども、その時点では、まだ水が間に合っているというようなどころもございまして、各地区の状況については、少しその時点では差異があったというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今、差異があったということでありまして。そこで8月の1日に渇水対策本部を設置したと、その判断材料になったのは、調査をしている時点で、8月1日に、この設置を判断されましたかということをお尋ねします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

各自治区の現況については、おおよそでございますけれども、今お答えしたとおりでございましたが、6月、7月の降水量が、平年に比べて極めて少なかったということで、このままこういった少ない降水量の状況、そして高温の状況が続けば、農作物等に少なからず影響が出てくるという恐れがあるという判断から、いち早い対策を講じるために、渇水対策本部を設置したところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よく分かりました。その中で、8月1日が本部を設置、そして、できればその前にため池で水量がないというところが、私の知る限りでは1カ所か2カ所が感じられたところ、情報の中で入った内容では感じたところですが、そういうことを考えたときに、そここのところは、ほとんど田んぼそのものをやっているのが3町から4町歩くらいあるわけですね。ところが、大川からも水量があげられない、ため池はもうゼロ。その間、打つ手なしという状況が続いてはいた。ただ、ある方は持っているホームタンク、500だか300のタンクを持って、水を運んで、それで霧のごとくに、とにかく稲の葉っぱを濡らすだけ濡らそうという考え方でやっておられたんだらうと、こんなふうに思いますが、焼け石に水という内容ではあったということで、私の感じた点、私の目に入ったところでお話をすれば、そういう状況があったということなんですね。それに対して、感じる面がありましたらお尋ねします。

○議長 質問、ちょっと変えてください。

○猪俣常三 8月1日の対策本部そのものに戻しますが、その間、9月の10日までに、いろいろと申請する部分があれば、締め切りまでは出して下さいよという内容のものが配布されていたことは承知しております。

その中で、非常にいいことだと、これは私も感じているところでございますので、その間、この申請額の上限で交付をしてくださるというのが、それぞれ5万円というふうになっておって、それを購入とか、そういう上限合わせて10万円というふうな対策を講じてい

ただいておると、この金額なんだけれども、特に、もう少しこう上限を、多くあってもよかつたのではないかというふうに思うんですが、そこのところをお尋ねします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

渇水に対しての、その補助の金額について、もう少し手厚くてもよかつたのではないかという趣旨のご質問かと思えます。現在、私のほうで把握をしておりますのは、他町村の事例も参考までに申し上げたいと思えますが、会津農林事務所管内で、こういった渇水の補助事業を実施いたしましたのは、7市町村ございました。それぞれのその補助内容は、だいたい同じような内容でございましたが、補助率については3分の1から2分の1程度、補助金の上限については3万から10万程度というところが多かつたわけでございます。また、その補助対象期間も8月1日以降、渇水対策本部が設置されてから、概ね1カ月くらいの補助対象期間としてみているところが多かつたようでございます。

それと比較いたしますと、本町の申請の上限、5万円の5万円、合わせて10万円というのは、決して低くはなく、むしろ手厚いほうに入るのかなと。また、補助の対象期間も7月から8月までの2カ月とさせていただいたことで、他の市町村よりも手厚い補助を実施させていただいたのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜそれをお尋ねをしたかといいますと、答弁をいただいた中で、申請件数が町対策の中に、8月31日現在で57万9,000円。それから、水・土・里の環境委員会の対象事業の中には7件ということで、61万8,000円ほどが示されていたのが、ちょっと記憶に残ってましたので、そういった件数だったものだから、できるのであれば、農家のいろんな経費の圧迫にならないような手立てはできないのかなと、こういう観点からお尋ねしているわけでありませう。

他の町村の内容を参考にされて、ご決断をされているということについては分かりましたが、町独自としてのお考えで、こういうふうな、なかなかこういう時期の年というのではないと思えます。ないということは断定はできませんけれども、気候そのものが温暖化になっている中ですから、いつ、どんな状態が起きるか分かりませう。しかしながら、今回のこの交付事項についてお尋ねしたわけですが、今後、検討するというようなことはあるのかどうかお尋ねしておきたいと思えますが、どうですか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今回のその補助事業については、この先、今回の補助事業の内容については、見直しをするつもりはございませう。ただ、また何年か後になるか分かりませうけれども、同じような緊急的な事態が生じた場合、今次の補助の申請状況、そういったものをよく整理をして、またそういった事態が生じた場合には、農業経営の負担にならないような、補助事業が適用できるかどうか、十分に対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変こういう制度、補助事業、続けていただきたいと、こんなふうには思

ます。今後の動向になりますけれども、皆さんご存知のとおり、水を含んでいない、今の稲作の状況というのは、深刻な状況にはなっています。今現在、稲に黄金色がついているところ、ついていないところもはっきり見えてきていますが、実の細さもお分かりのとおりであります。今後、収穫期を迎えて、農家の方々が相当頭を悩める時期ができるだけないようになればいいのかなということで祈ってはいます。ただ、ものがものだけに、非常に先が読み取れないところもあります。

今後の農家の所得が減るといふふうになった際に、町としてどのような支援策が取れるのか。また、町の他の団体との連携も含めて、どのような施策を打ち出すことができるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

農家の所得が減った場合に、どのような支援策があるのかというご質問かと思いますが、現在のところ、町単独での所得の減少に対しての支援策というのは、持ち合わせてございません。ただ、国の制度で言えば、経営所得安定制度のナラシ対策、あるいは国の交付金が50パーセント入っております農業共済制度、そういったものがございまして、それらについて、適用になる部分については、所得の減少分について補填がされるものと認識しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よく分かりました。

それではテーマを変えますが、その前に1点だけ、ちょっとお尋ねしたかったんですけども、水道施設のほうの関係で、特に問題はないと思っております。先般の説明の中で、簡易水道という7施設、実は奥川、杉山、徳沢、それから宝坂、新郷、尾登、それから高陽根、小綱木、私の頭の中では入っているとすれば、あとは飲料水の供給施設、3施設ですね。八重窪、それから青坂、それから松峯の3施設につきましては、特に異常なかったということで一安心したわけでありまして。

今回の場合に、これだけの猛暑の中での渇水状況が置かれたとき、本当に被害ということになった際、何か建設水道課で想定するものはありますか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 渇水に関する想定というようなことでございました。対象となる町の管理の施設につきましては、上水道、それから簡易水道については7施設、飲料水供給施設については3施設というような数でございます。

それで、今回は町管理については、水源等、心配はいたしました。全く問題なく、お盆の期間中も含め、今日までいたっておるといふ状況でございまして。あと、集落の関係については、この間ご報告させていただいたとおりでありますけれども、1施設に給水車を出動した。あと個人宅については、2件が渇水であったということでありまして、最近の降雨で水源等は回復したということで、現時点では問題はございません。

それで、そのなかなか想定して、なかなか話すのは、なかなか難しいところではございますが、万が一そういった水道に支障が出るぞというようなことが予想された時点では、早めに手を打ちたいと思っておりますし、端的に言えば、やっぱり給水車ということになるのか

と思いますけれども、町、それから業者さんのもの、あとは飲料水用のポリタンクなんか
もかなりの数、用意してございますので、万が一足りないというようなことが想定される
場合には、早めにそういった個数を確保するのですとか、早め早めの対応で、水源に、飲料
水等に影響が出ないように、十分に手当していきたいと考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の生活を守っていただくためには、そのようにご努力をお願いしたいと
思います。

それではテーマを変えます。西会津小学校プールの件につきまして、ご答弁を賜りまし
た。縷々お話をいただきましたが、小学校プールの建設の内容でございます。25メーター、
5コースのメインプール等の建設をする予定だというふうになってございます。その中で、
5月から6月においての私の記憶ですが、だいたい地質調査等は順調に進められましたか、
それとも7月実施計画の完了等のこともありまして、既にそれらも終わっているのかどう
かをお尋ねしていきます。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 プール建設についてお答えいたします。

最初に地質調査の関係でございますけれども、予定通り5月から6月にかけて完了いた
してございます。それから、追っかけてまして実施設計につきましても、予定通り終わって
ございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 8月から9月には、それに基づいて、たぶん積算業務に入るだろうというふ
うに私もみているんですが、それはどうですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

実施設計が終わりまして、速やかに今度は、今、議員がおっしゃったように、積算業務
を行いまして、予定通り積算についても進行してございます。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、繰り返しになりますけれども、先ほど進捗状況で申し上げま
したように、全ての事務手続きを終えまして、現在は公告中であるということでございま
す。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それで公告中と、で、入札はいつの時期を考えていますか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

10月4日開札の予定でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 予定通り進められているというふうに感じていますか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

今現在、公告中ということで、予定通り進めております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜお尋ねをしたかということ、もうつくりますとってから、もう1年、2年も経っているということでありまして、いかにこれを進めていくに、皆さん方のお力を借りながらも進めていかなければならんわけです。だから遅れているのかということの確認を取らせていただいたわけですが、10月の4日ということを入札を考えておられるということであれば、速やかに進めていただきたいというふうに思っています。

学校プールの中の、これからお尋ねするところですが、お尋ねするについても、この暑さとのご判断が出てくるわけでありまして、ご承知のとおり、ご答弁いただいた中では、全国各地で35度を超えるとうんぬんということもあります。そして、それに基づいた本町の教育関係でも30度程度、あるいは35度以上については、原則水泳の中止というふうに指導していきますという内容のお答えでありました。

たまたまここの建物のプールの建設にあたって、たぶんプールそのものはコンクリートを使うわけでしょうが、その中で、プールのところのビニールシートって、床でしょうが、これの材質がどの程度の熱をある程度吸収してくれる材質なのかどうかも含めて、お尋ねをしたいので、お答えください。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたしたいと思います。

張りますシートのタイプでございますけれども、遮熱赤外線反射タイプというようなものでございまして、そういった熱対策を考慮したものであるということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 材質そのものの名前は分かりました。

ところで、今回これだけの暑さの中で、本町の子どもさん方が、ちょっとケーブルテレビをちらりと情報を見た中で、ほかの、直接言ってもいいのかな、会津坂下の屋内プールに行かれたということで、楽しく泳がれたという話も聞いてまいりましたが、そこら辺のところについてお尋ねをしたいと思います。どのようなお気持ちで受け止められたかどうかお尋ねします。

○議長 競技大会でしょう。

○猪俣常三 屋内、そういうふうにお尋ねしておきます。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えさせていただきます。

議員、いまほどお話になられましたケーブルテレビで流れましたのは、会津坂下町と西会津町の小学生の水泳交流大会という形で、毎年1回実施しているものでございます。ですので、西会津小学校6年生が参加してきたということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 競技ということで行かれたということですね。本町もこういうプールができて、子どもさんたちも泳ぐ時期を楽しく待っているだろうと、こんなふうには思います。そのときに、絶えず暑い日が続いた中で、中止というようなことばかりではなく、ある程度の水泳教室が行われるということのほうが、また大事なことなんだろうと、こんなふうには思うんですが、あえてお尋ねしたいんですけれども、こういう暑いときに、学校プー

ルが使えないといった際、本町にあるさゆりのプールを使用するということは念頭にはあるのか、ないのかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

今、プールを建設、今年度中に建設するわけでございます。来年度以降、また、このような気象条件ということになるかどうか、ちょっと分からないわけでございますが、1回目の答弁で申し上げましたとおり、一定程度の基準を超えれば屋外のプールは中止せざるを得ないというようなことは想定しております。

また、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、室内におきましても、やはり室温だったり水温が上がれば、一定の基準以上に上がれば中止せざるを得ないということになりますので、現在、その状況、そのときどきの状況を見ながら判断していくしかないというふうに考えているところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 確かに答弁の中にも、水温が上がったりうんぬんだというお話、答弁をされておりますので、そういった細かいところのご心配もあるのかと、こんなふうにも思います。いずれにしても、子どもさんたちの水泳教室のこともございますし、危険な状況ということになってくれば、いろいろと制約もあるでしょう。今後はそういったところの細かい点の不安材料のところもあるとすれば、十分対処していただきたいと、こんなふうを考えております。

ある程度、ご質問、ご答弁いただきました。私の内容につきましては、これで一般質問とさせていただきます。失礼いたします。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時52分)

平成30年第5回西会津町議会定例会会議録

平成30年 9月11日(火)

開 会 10時00分
延 会 15時55分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
総務課長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	五十嵐 博 文	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	成 田 信 幸
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第5号）

平成30年9月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 小柴 敬 | 2. 伊藤 一男 | 3. 長谷川義雄 |
| 4. 多賀 剛 | 5. 荒海 清隆 | 6. 青木 照夫 |
| 7. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。平成30年第5回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

4番、小柴敬君。

○小柴敬 おはようございます。4番、小柴敬であります。今回の一般質問に大きく2つのテーマに、町の考えをお伺いしたいと思って、事前に通告をいたしました。

まず第1点目ですが、集落機能の維持のための仕組みづくりについてであります。集落機能維持のため、人足は欠かせない作業となっております。高齢化が進む奥川地区において、今年4月、大学生の協力のもと、水路の落ち葉と土砂上げ作業を実施したそうがあります。その中で、今後も維持するために、いくつかの課題があがったと聞きました。以下の点について町の考えをお伺いいたします。

1点目は、集落機能維持のための大学生を呼び込んだ人足の仕組みについての町の考えであります。

2点目は、ボランティアに参加した大学生のための無料宿泊所の検討についてであります。

3点目は、集落支援員の人数増の検討について。

以上、集落機能維持のために3つの質問をさせていただきます。

続きまして、2点目ですが、町民の健康管理についてであります。健康福祉のまちづくりとして、平成5年に、百歳への挑戦・トータルケアのまちづくりがスタートしました。平成6年からは、在宅健康管理システムを導入し、町民の健康づくりに大いに貢献してきました。その在宅健康管理システムが終了することですが、今後の町民の健康管理を含め、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、在宅健康管理を終了する主な理由をお聞かせください。

2点目、システムを利用していた町民の健康管理を、今後どのように推進していくのでしょうか。

3点目、本年6月に、データヘルス計画が策定されました。この計画をどのように今後推進していくのか、町の考えをお伺いいたします。

最後の4点目ですが、健康管理の一環として、一般家庭における血圧計購入補助が補正予算に計上されましたが、今後の購入推進と血圧計による健康管理の考え方についてお伺いをいたします。

以上が私の一般質問であります。町の明解な答弁、よろしく申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、小柴議員のご質問にお答えをいたします。

まず、集落機能維持のための仕組みづくりについてのご質問でございますが、町内の集落においては、人口減少や高齢化が進んだことにより、これまで集落が自ら行ってきた農

道や水路の維持管理、冠婚葬祭や祭礼、伝統行事等の伝承など、集落としての機能を維持することが年々困難になってきております。

このため町では、平成 23 年度から集落支援員を配置し、集落機能の維持等に向けて取り組んできたところであり、さらに平成 29 年度からは集落支援を担当する地域おこし協力隊 1 名を配置し、集落支援員と連携して集落支援活動に取り組んでおります。

まず、おただしの大学生を呼び込んだ人足の仕組みづくりについてであります。集落支援担当の地域おこし協力隊の発案により、奥川地区において、昨年 11 月と本年 4 月の 2 回、大学生による人足作業などの体験イベントを試行的に実施いたしました。集落にとっては年々実施が困難となっている農道や水路などの維持管理作業も、大学生にとっては普段体験することのできない楽しい活動であったようで、大学生からは、疲れたが達成感が得られた、集落の人や自然とのふれあいが楽しかった、全部が初めての体験で思い出に残る、懇親会での会話が楽しく、ご飯もとてもおいしかったなどの声があったと聞いております。

このように、今回のイベントに対しては非常に好印象で、今後の大学生などによる人足支援の仕組みづくりに向けては、担当の地域おこし協力隊員も手ごたえを感じているとのことです。これまで 2 回の試行事業で得られた経験や反省を踏まえ、本格的な仕組みづくりに向け、集落支援員や地域おこし協力隊を中心にさらに検討してまいります。

次に、人足支援に参加する学生のための宿泊所についてであります。議員おただしのとおり、こうしたイベントには大学生の参加を呼びかける際、宿泊場所の確保は一つの課題となっていたところでもあります。そのため町では、今月より奥川地区中町の空き家 1 棟を借り上げ、集落支援に訪れる大学生等町外者の宿泊施設として活用していくことにいたしましたので、ご理解願います。

最後に集落支援員の増員についてであります。現在のところ地域おこし協力隊と連携しながら 1 名で対応しており、主に奥川地区を中心に活動しております。奥川地区以外の地区においても、高齢化率が高く集落機能の低下が危惧される集落へは、集落支援員が訪問し、自治区長さんなどへ聞き取り調査を実施しております。その中では、集落から集落支援員が関わっての支援の要請までにはいたっておりません。

今後も町内集落の状況を逐次確認し、必要な支援を進め、状況の変化によっては増員を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、町民の健康管理のご質問のうち、1 点目の在宅健康管理システムを終了する理由と、2 点目のシステム利用者の今後の健康管理についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本町の健康づくりの経緯についてご説明をさせていただきます。本町の健康づくりの取り組みについては、平成 4 年度に 50 歳以上の全町民を対象に成人疫学調査を実施したことからはじまり、調査の結果、当時、本町では脳卒中や悪性新生物による死亡が多く、骨粗しょう症や変形性膝関節症などにより寝たきりになりやすい、また、平均寿命も県内で下位に位置している。との課題が明らかになったところでもあります。

その翌年の平成 5 年度に、健康課題を克服し、健康長寿のまちづくりを進めるため、琉球大学の松崎俊久教授の指導のもと、百歳への挑戦をスローガンに、健康・医療・福祉を連携させたトータルケアのまちづくりに取り組んだところでもあります。

百歳の挑戦として取り組んだ主な事業であります。町民意識の高揚を図るため、健康の町宣言をしたほか、百歳への挑戦・町民大会の開催、町民健康カレンダーやケーブルテレビによる健康情報の提供、健康講演会や健康まっりの開催、家庭における血圧や脈拍測定を推進するため在宅健康管理システムの導入、高齢者水泳教室などの運動教室の開催、さらに、食生活改善の指導や栄養知識の向上を図るため、食生活改善推進員の育成・強化や、運動の習慣化を図るため、健康運動推進員を設置するなど、健康づくりの取り組みをまちづくりの最重点事業として取り組んできたところであります。

そのような取り組みの結果、平均寿命が延長したほか、脳血管疾患による死亡者割合の減少、国民健康保険医療費の減少及び国民健康保険税の減税、平均血圧の低下など、目覚ましい成果をあげたところであり、トータルケアのまちづくりが、現在の保健・医療・福祉施策の基礎となっていることは、議員ご承知のとおりであります。

それでは、1点目の、在宅健康管理システムを終了する理由についてのご質問にお答えをいたします。

本システムは、先ほどご説明申し上げましたとおり、町民の健康課題の一つであった脳卒中予防対策の一環として平成6年度に導入したものであり、重点的な健康指導が必要な方などを対象に血圧や心電図などの管理を行ってきたところであります。

その結果、死亡者数に占める脳血管疾患が原因の死亡割合が減少したほか、収縮期血圧、いわゆる最高血圧の正常範囲の上限である130を超えていた30歳以上の平均血圧が正常範囲になったなどの成果がみられ、在宅健康管理システム導入により、健康の自己管理意識の高揚が図られたと考えております。

一方、課題として、在宅健康管理システムを利用していない町民への血圧管理が十分に行えていなかったこと、また、国保加入者の特定健診結果からは、高血圧による要精検者も少なくない状況であり、血糖値異常との重複者も年々増加し、生活習慣病の重症化の要因となっていることから、家庭血圧測定をさらに充実・強化するための、新たな取り組みが必要となってきたところであります。

このような状況を踏まえ、町民の健康の自己管理意識を高めることを基本とし、在宅健康管理システム利用者への重点的な支援から、今後は、より多くの町民への脳卒中予防対策として効果が期待できる、家庭血圧計を活用した血圧管理を推進していくこととしたものであります。

また、システムについては、サーバの老朽化により役場新庁舎へ移転できなかったことから、7月に運用を中止したところであります。今後、家庭血圧計の普及・拡大を図るための補助事業を創設し、家庭血圧計による血圧測定へ移行していくこととしております。

今後も家庭血圧測定を推進し、減塩など食生活の改善、運動の習慣化の取り組みをあわせて実施することにより、脳卒中予防対策をはじめとした健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、システム利用者への今後の健康管理についてであります。システム利用者は本年7月時点で、端末機を設置していた161世帯、220名の登録者のうち毎日データを送信している方は約100名でありました。システムの運用中止にあたりまして、システムを設置していた全世帯へ電話及び文書により、使用中止の経緯や、健康に関する不安があれ

ば保健師へ相談していただくことなどを説明したところであります。

システムを利用していた方には、今後も引き続き血压を測定してもらえるように、健康情報の提供や健康教室、健康相談会の開催のほか、血压や脈拍のハイリスクの方に対しては、保健師等が個別に対応するなど、配慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、3点目のデータヘルス計画の推進方法と、4点目の血压計の購入推進と健康管理についてのご質問にお答えいたします。

まず、データヘルス計画の推進方法についてのご質問にお答えいたします。近年、特定健診の実施や医療・介護等のレセプト情報の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析、保健事業の実施や評価等を行う基盤が整備されております。

こうした中、平成26年に保健事業の実施指針の一部改正がなされたことにより、全ての保険者が、データヘルス計画、いわゆる保健事業実施計画を策定し、この計画に沿って保健事業の実施や評価を行うこととなったことから、本町国保におきましても、本年3月に平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とした、データヘルス計画を策定したところであります。

今後は、本計画に基づき、生活習慣病対策をはじめとする国保加入者の健康増進及び重症化予防に関する保健事業を実施していくこととしております。

次に、血压計の購入推進と血压計による健康管理についてのご質問にお答えいたします。今後の血压管理につきましては、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、家庭血压計を活用した血压管理を推進してまいります。健診結果により血压管理が必要な方や、家庭血压計を所有していない世帯などを対象に、血压計の普及・拡大を図るため、西会津町自動電子血压計購入費補助事業を創設したいことから、今次補正予算に所要額を計上したところであります。

補助の内容であります。世帯と企業等を対象に、1台あたり購入費の3分の2以内、上限5,000円を補助するもので、新規購入のほか、買替えなども対象としているところであります。なお、補助の条件として、購入先は町内に限定することとしております。

今後は、家庭血压測定を推進する取り組みとして、サロン活動や集落等に出向いての血压管理などの教室や、これまでシステムを利用していた方、補助金を交付した方を対象とした教室の開催、各地区に出向いての健康相談会の開催、電話による健康相談窓口の設置のほか、若い世代の血压管理を推進するため、町内企業や事業所等と連携した健康づくり事業など、様々な場面を通して、町の健康課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それぞれ答弁をお受けいたしました。その中で、再質問に移らさせていただきます。1点目の集落機能の維持のため、大学生を呼び込んだ人足、これは非常に支援員と地域おこし協力隊が共同して、その集落支援のあり方を探ってきたわけでありまして。

町として、今後もう一步、二歩踏み込んで、じゃあその方たちをどういうふうに支援、あるいは広げていくのかと、昨日、同僚議員が農業ヘルパーみたいなことをおっしゃっておりましたが、それに匹敵するような形で、やはり集落支援、集落機能維持をしていかなければ、今後の、やはり町内の農業の基盤を維持するということにとっても、重要だと考えますが、そのような考えはありませんでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でございますけれども、確かにこれから、超高齢化時代に突入しているわけでありまして、そういう中で、集落の機能を維持するということは、本当に大きな課題であるというふうに認識しております。

そういう中で、今、実際に奥川の中町地区で取り組んでいるわけでありまして、これが、どのような効果といいますか、発揮していただけるのか、あるいはもっともっと拡大できる要素があるのか、それが今度、全地域の中でどういうふうに位置付けられるのか、いろいろこれから検討課題がありますので、将来的には、私はやっぱりそういう仕組みというのは、全町的にこれから検討していかないといけないのかなと、そんなふうに思っていますけれども、今の中町の結果をよく検討、分析をさせていただいて、将来的にそれを生かしてまいりたいなど、そんなふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回、特定の大学というか、福大卒業ということでありまして、福大に特化したような取り組みであります。今後やはり、福大だけでなく、県内、それから県外、そういったところに対して、もし情報発信していくならば、そういうような予定的なものの考えはどうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 これから、いろいろ支援をしていただく団体といいますか、たまたま今は大学生でありますけれども、今、企業の一部の方も支援をいただいているところもあるわけありますから、大学に限らず、いろんな企業からも応援をしていただくような、そういうことも視野に入れていきたいなど。今年、安座のおとめゆりの祭りのときに、短大の、いわゆる今は何というんですかね、スチュワーデスとはいわないんですよね。何アテンダントというんですか、その方たちが1週間近く安座においでいただいて、あそこの祭りのお手伝いをしていただいたというようなこともございますので、いろんなところから、やっぱり呼びかけをして、来ていただけるような、そういうふうなことを、やっぱり考えていきたいなというふうに思っています。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町長のお考え等々を理解しているつもりではありますが、やはり今後、その集落ごと、やはり人足が不足している、そういったところを、今後もう一步、二歩進んでいただいて、企画、あるいは農林課等がアンケート調査をして、今現在、この部分が、やはり集落として人手不足なんだというようなことをしっかりと町が把握して、その情報を発信する。そういったことも必要ではなからうかと思いますが、その点に関しての答弁をお願いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

集落支援員の活度の中で、奥川地区、それから奥川地区以外でも、集落機能の低下したとみられる集落には、集落支援員が出向いて聞き取り調査などを行っております。その中で、そういった共同作業、いわゆる人足作業の支援が必要というような場合には、今後、今やりました試行事業なども、本格的にやっていくというようなことも考えられるかなというふうに思います。

ただ、集落支援員の聞き取り調査の中では、奥川地区以外の集落、上谷地区ですとか、屋敷方面の地区、それら調査した中では、今後、3年から5年くらいは、まだ現状で大丈夫だろうということを聞いておりますが、その先は分からないということで、今後、状況を見ながら集落支援の拡大と申しますか、そういった支援の拡大を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 集落支援の問題ではあります、それから、集落機能の維持、これに関しては、春先だけではなく、夏、農道清掃、あるいは草刈り、それから秋の、また堰の作業、あとは雪囲い手伝い等々、いろいろ、私、農家ではありませんが、そういった作業を考えたときに、もっともっと、それ以上の作業等が集積しているんじゃないか、そして、また高齢化が進んでいる中で、ぜひともそういった仕組みづくり、早急に、やはり町として、それから我々、どちらかという、何と申しますか、サラリーマンを退職して、町である程度手が空いているというような人たちに対しても、ボランティア活動等々を含めて、積極的に町が働きかけをするというようなシステムづくり、そういったものを取り上げていただきたいと思っております。それに関しては答弁いたらないですが。

先ほど町長がおっしゃいました、その企業の研修、私もそれに関してちょっと考えておりまして、今現在、農泊体験ツアー、これらを実施しております。やはり情報発信として、やはりそういう取り組み、企業の体験としての人足、あるいはそういった秋口の刈り取りとか、そういったものを含めて情報発信するのも面白い取り組みではないかと思うんですが、その点に関してはいかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 いろんな手法があると思います。今のお話のように農泊もその一つでありますし、ただ私、やっぱりこれから集落の機能維持をするために、全てボランティアでやろうと思ったら、これは無理だと思っております。したがって、やっぱりちゃんとした組織と申しますかね、これも町が主体になって、やっぱり各地区にそういう人足に関わる、いわゆる水路の草刈り、農道の草刈りとか、あるいは年間を通して冬の除雪まで、いわゆる年間を通してそういう作業を各地区単位でできるような、やっぱり組織を考えていけないといけないのかなと、全てやっぱりボランティアに頼るとするのは、なかなかそれは非常に難しい、それもいろんな、貴重な体験をしていただく、あるいは西会津町に来ていただくという意味では非常に大切なことではありますけれども、それと合わせて、やっぱりそういう組織と申しますかね、春先の作業から冬の除雪まで、それを年間を通してできるような、そういう地区単位でできるような、そういうことを考えていけないといけないのかなと。

その中にはやっぱり、今、農家民泊も、あるいはいろんな宿泊施設ができていくわけで

ありますから、そこをやっぱり利活用してもらって、西会津町に来ていただいて、西会津町のファンになっていただく、そういう意味では、そういういろんな手法を、やっぱりこれから取り入れていかないといけないと、そんなふうに思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 次に移らさせていただきますが、今回、答弁いただきましたボランティアに参加した学生のための無料宿泊所の検討、これについては、奥川地区に1軒手配し、もう既に今月から借上を始まったということですが、それらの宿泊地の内部に対して、手を加えるとかということは必要あるかないか、その点お伺いします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 無料宿泊所の件についてでございますが、借り上げた住宅については、3、4年ほど前まで使っていたと、人が住んでいたものであります。内部確認しましたところ、ほぼ現状のまま使えるのかなという印象を持ちましたが、風呂ですとか、トイレですとか、その辺は少し改修する必要もあるのかなというように感じました。今後、来年度に向けて、その財源も見つけながら、改修について検討してまいりたいというふうに思いますが、今現状、使える範囲で今年度は使っていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ちょっとつかぬことをお伺いしますが、昨年度は、確か農泊的などところで、4月に来た10名の大学生の、もししゃべれる範囲で結構ですが、1人当たり、彼らが落としていった金額というか、1日宿泊していったのに、どのくらい費用がかかったかについて、もしお聞かせいただければ。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 4月に行った大学生の体験イベントですが、1人当たり3,500円の負担金いただきながら、それを宿泊費なり、食事代なり、保険も、傷害保険もかけてございますので、それらに充ててございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 無料宿泊という形になれば、彼らが食事代とか、そういったほかに使える部分もあろうかと思っておりますので、また、その何と申しますか、集落の方々とコミュニケーションをして、それで、その体験が非常に楽しかったというような大学生の感想であるというふうに伺っておりますので、その辺、前向きに進めていただきたいと思っております。

それから、現在、群岡地区のOtameですが、ワークインレジデンスという活用と並行して実施しているように思われますが、現在、このOtameとして、例えば無料宿泊所等がボランティア等の活動に使われないときには、奥川地区で、ちょっとOtameを体験したいという方の希望があれば、今後のそういった利用に関しては、可能かどうかお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4番、小柴敬議員の、ただいま集落支援で借上た住宅が空いているときに、お試し住宅で利用できないかというようなご質問でよろしいかと思っておりますが、今回の民間住宅の借上につきましては、奥川地区の集落の人足や地域活動に参加されるボランティアの支援として借上たものという形で認識しております。

ご質問の、空いている期間にお試し移住住宅としての活用ということでございますが、

現在、上野尻にありますお試し移住住宅 Otame の利用状況を踏まえまして、現在のところは活用は考えておりませんが、将来的に必要となれば、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、3点目の集落支援員の増員、これに関して、今、聞き取り等を調査した結果、支援の要請までにはいたっていないという町長の答弁をいただきました。しかしながら、やはり3年から5年後に、そういったところが必要になってくるだろうというようなことであるならば、今から、やはり各集落に関してアンケート調査を実施していただいて、その地区の要望事項等をしっかりと集積し、町がそれを考えて、どの地区にどんな配置をするかというようなことも、やっぱり考えていかなければならないんじゃないかというふうに思ひます。

やっぱり集落支援員という性格でありますけれども、その地区の方々との相性とか、信頼とか、活動をやっぱり理解していただくためには、かなりな時間もかかったというようなことをお伺ひしております。ですから、なるべく早めに、そういったことに対しては町として手を打っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の考えはいかがですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 集落の状況について、逐次、把握していく必要があるということですが、議員、言われたとおりでございます。集落支援員の活動の中で、平成28年度に町内高齢化率の高い集落を対象に、一斉に集落の状況の調査を行っております。また、それから2年経っておりますので、また状況も変わってきているかと思ひます。さらに町内、全体的に調査を進めていきたいというふうに思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 やはり集落支援ということ、それから地域おこし協力隊、一生懸命頑張っております。今後、町のそういった高齢化の高いところをしっかりとサポートしていくような町の取り組みを、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、次の町民の健康管理という点について質問をします。在宅健康管理を終了する主な理由というのが、やはりシステムの老朽化というようなことではあります、やはりこのシステムの老朽化といっても、後戻りはやはりできない。今後、やはり今まで相当な成果をつくって、町民の健康に大きく貢献してきたシステムであります。やはり今後、在宅健康管理システムというところをネットで検索したところ、企業向けの在宅管理システムというようなものが存在するようでありまして、こういったことに関して、ちょっと調べてみるというような町の意向はありますか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 企業向けの在宅健康管理システムといいますのは、企業で働いている方を対象にしてということの趣旨でよろしいでしょうか。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 企業向けの在宅健康管理システムということで、企業が取り入れて、それぞれ医療機関、それから、そのデータを管理するというようなシステムと伺っております。ネ

ットで検索すると、そういったものが出てきますので、意外とリーズナブルというようなこともありますので、それを今現在、町はケーブルテレビで双方向というようなことでもありますので、もしそういったところが導入できるかできないかというところに関して、もし分かる範囲で結構ですから、お答えください。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 小柴敬議員のご質問のうち、双方向の、そういったシステムは検討できないかという趣旨のご質問かと思いますが、町長の答弁でも申し上げましたとおり、今回、一定のこれまでの在宅健康管理システムを使用していたわけなんですけど、一定程度の成果は得られたということと、一方で課題もあったということでもあります。

課題の一つとしましては、在宅健康管理システムを利用していない町民の方への十分な血压管理が行えていなかったということと、国保加入者の特定健診の結果からも、さらに血压管理を進めていかなくてはいけないということと、先ほど議員ご質問にありましたとおり、システムの老朽化と、いろいろな理由があって、今回、在宅健康管理システムから、家庭への血压管理に変更したわけでございますが、とりあえず、今回、家庭血压の血压管理に変えまして、今後、議員おただしのような、そういった町の強みでもありますインフラを活用した管理方法もできるのかということも、併行して検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 在宅健康管理システムについての質問は終わります。前向きに検討していただければと、こういうふうに思います。せっかく双方向というような感じで、今、光ケーブルが各自宅に入っておるわけですから、しっかりと検討、よろしく願います。

2番目ではありますが、今まで、やはり約100名程度、その在宅健康管理システムを利用してきた方がいらっしゃるわけです。今までですと、ある程度双方向でこのシステムの素晴らしいところというのが、西会津の特徴というのは、保健師がデータを読み取り健康状態をチェックしているというようなことが、かつて報告をされておるわけでもあります。

やはり、今まで双方向で指導的なことを受けていた人にとっては、若干不安になるのではないかと、その一生懸命説明したんだということではありますけれども、やはり今まで重症化しないためにも、そういった血压等が高い、あとは心電図等に不整脈が生じるというような人々を、やはり今後どのようにサポートしていくつもりであるのか、その1点、お伺いします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 これまでシステムを利用されていた方の、その不安の部分のご質問でございますが、確かに議員おただしのように、これまでシステムを利用していた方につきましては、自分の血压でありますとか、心電図について、そういった部分を保健師のほうで診ていただいていたという安心感は確かにあるのかなというふうに考えております。

そのような不安を払拭するために、今回、システムは中止することになりますが、まず利用していた世帯を、一世帯一世帯、161世帯ですが、今後訪問する予定にしております。その中で、血压についての正常な範囲でありますとか、正しい血压の計り方、そういったことをご説明するとともに、引き続き血压を測定していただけるように、不安がある場合

は、町のほうに連絡していただくようなことも直接、利用していた方にお話をさせていただいたり、また今後、各地区におきまして、定期的な健康相談会、そういったものも開催していく予定にしておりますので、そういった場面で不安払拭を図っていただくような取り組みをしていきたいと考えております。また、これまで血圧とか心電図について、特に注意が必要な方については、保健師等が個別に対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 要観察の方に対しては、個別に対応するというようなことでありますので、少しは安心をいたしております。担当課としても、訪問対応ということを考えているということをお聞きしましたので、大変かと思えますけれども、町民の健康管理ということでもありますので、しっかりと対応のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、データヘルス計画、皆さん聞きなれないようなことではありますけれども、この目的的には、町民の誰もが生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるということでもあります。その計画の基本方針ということで、私の手元にありますが、レセプト、皆さん、最近よく聞きますけれども、それらが電子化によって進展されたために、ある程度のデータ基盤によって、それを活用していくんだと、それを町民の健康のためにPDCA、要するに計画をしプラン、ドゥ、実行し、チェック、そしてアクト、改善すべきところは改善するというような方向付けであります。

今後、やはりそういった、私個人的にも診断時期の結果、診断結果いただきますと、メタボということでありまして、なかなか、でも一步踏み出して、町の保健師さんの指導を受けるといことがなかなかできないような自分がおりますけれども、やはり、そういったことに対しての、そのレセプトだけでなく、この健診結果を利用した、そういったPDCAとか、そういったデータヘルスというようなことの考えに関しては、いかがでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 小柴敬議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回、策定いたしましたデータヘルス計画につきましては、その計画の策定の対象者としましては、各医療保険の保険者が被保険者の健康課題解決のために策定するというので、本町の場合は、国民健康保険が国保加入者のために策定したということになっております。

先ほど議員のご質問にありましたように、今回、レセプトと健診のデータに基づいて、健康課題解決のための計画を策定したということですが、まず健診データ、特定健診のデータによりまして、その方の健康状態を、まずデータで国保連合会のほうからいただくことになっております。さらに、先ほどお話ありましたレセプトということで、診療報酬明細書、これに、そのうちのレセプトについては、医療機関が保険者に対して医療費を請求する際の明細書になっておりまして、その明細書には、その医療機関でどういう処置をしたでありますとか、どういう薬を処方したと、その方の病気といいますか、その情報が明細書にあります。そのデータと健診データを活用して、その保険者の、保険に加入されている被保険者の健康課題は何なのかということを明らかにして、その対策をどう

打っていくかというところが今回の計画に記載されているということでもあります。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 このデータヘルス計画をちょっと読ませていただきましたところ、塩分摂取量、これが町として若干増加しているということでありました。今まで、何年かに一度は味噌汁のみではありませんけれども、そのトータル的な、やっぱり塩分摂取量を減らすというような、今後の町の対応についてお伺いいたします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 データヘルス計画の中で、28年に実施しました調査の結果が載っておりますが、塩分摂取量が、確かに全国、国で示す範囲を若干超えている結果になっております。塩分の摂取、減塩につきましては、これまでも食生活改善の取り組みの中で、様々な場面で取り組んできたわけですが、もう一度これまでの活動を見直しまして、味噌汁だけでなく、日常の生活の中で塩分をいかに減らしていくかということが、最終的に脳卒中予防対策にもつながっていくことでもありますので、そういったところにも、今後、データヘルス計画に基づきまして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、最後の血圧計の購入補助についての質問に変えます。自分の体は自分で守るというようなことではありますが、やはり血圧管理の重要性、周知徹底、これはやはり、健康増進課として何らかの機会を捉えながら、ぜひとも町民の方々に、その、おそらくケーブルテレビをご覧の方、ほとんど96パーセントから8パーセント、ケーブルテレビが普及しているわけであります。ですから、まず、自分の健康管理、血圧からまず入ってくれというような周知をしていただきたいんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 血圧測定、その重要性の周知についてのご質問であります。全く議員おただしのおりであるというふうに認識をしております。今回、町でも、新たな家庭での血圧測定を推進していただくために、先ほどちょっとご説明を申し上げました家庭血圧計購入費の助成事業のほうかに、特に若い世代の方の血圧管理も推進していきたいということで、町内の企業などと連携した健康づくり事業にも支援をしていきたいというふうに考えております。

また、ケーブルテレビや広報などでも、家庭血圧測定がなぜ大切なのかというところをしっかりと伝えていくことと合わせまして、地区、あるいは集落に積極的に出向きまして、そういった教室の開催などを行って、家庭血圧測定を推進していきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 最近の家庭血圧計は、血圧のみならず、不整脈等々も検知できるような機能が付いております。で、不整脈になったときに、どう対応すればいいのか、実は私も若干不整脈気味なところもありますけれども、その対応の仕方についても、しっかり血圧計を購入された方、そういったところに関して、徹底して管理し、で、そういった症状が出たら、なるべく早期に受診していただくというような告知を、ぜひともしていただきたいということではありますが、その点に関してのお考えを伺います。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 不整脈についての、そういった場合の対応というお話ではありますが、家庭血圧計を使うことの目的の一つに、予防という非常に大切な部分があります。特に医療機関を既に受診されている方については、基本的にその主治医の先生の治療方針によって不整脈も治療されることの、その補完的として家庭血圧の機能を使っていただくということと、あと、これまで全くそういった症状がない方を発見するというのも、非常に家庭血圧測定の重要な役割の一つでありますので、何かあれば、不整脈の、例えば機能付のもので計測して、不整脈のランプがついた場合の対応などについても、しっかりと周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町の今回の町民に対する健康づくり管理、そういったものに対して、よく理解できたかと思いますが、血圧計を、やはり今回の私の一般質問を契機に、一人でも多くの方々が、まだ導入されていない方、そういった方々、導入していただいて、自分の血圧管理をしっかりし、で、自分の体は、とりあえず自分から守るという精神で取り組んで、高齢化、それからトータルケア、そういったものをより前進させていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男であります。私は今議会定例会におきまして、3項目にわたって質問をしておりますので、これから順次質問をいたします。

まず最初に、若者向け住宅整備について質問をいたします。現在、全国的に人口減少、少子高齢化が大きな問題となっております。西会津町においても、人口減少、少子化に歯止めをかけようと、町では若者定住対策として、総合的に様々な事業に取り組んでいるところであります。

今回、そのような中、今回、町では懸案であった若者向け住宅を、旧野沢保育所を解体し、跡地を利活用して、住宅整備を計画とのことではありますが、この場所を適地と判断した理由と事業の内容についてお伺いをいたします。

2つ目は、西会津応援大使についてであります。今年度から新たな取り組みとして、在京西会津会会員をはじめ、これまで町を応援していただいた方々などを対象に、応援大使として委嘱し、人を介して町政運営に有益な情報収集と情報発信を強化しながら、地域振興につなげることを目的に取り組んでいるようでありますが、現在までの事業の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

3つ目は、除雪等にかかる道路整備についてお伺いをいたします。

まず1つ目は、役場への進入路についてであります。現在、新しい役場に通じる道路は、松尾萱本停車場線からの進入路と、野沢町内からの何本かの進入路があります。旧役場側からの進入路は改良され、幅員も広くなり、通行しやすいが、町内からの進入路はいずれも狭隘で、車がすれ違いができない状況であります。除雪にも苦慮していることから、道路を改良すべきと思うが、町の考えをお伺いいたします。

2つ目は、県道の消雪パイプ敷設計画についてであります。上野尻や新郷地区の県道部

分は、雪が降ると捨て場がなく、地域住民も除雪に大変苦慮されているわけであります。一部の県道部分は、消雪パイプの敷設が完了しておりますが、残りの部分の今年度の敷設計画はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

以上で私の質問といたします。明解なる答弁をよろしく願いいたします。

○議長 議長を交代します。

(議長交代)

○副議長 議長を交代しました。

町長。

○町長 7番、伊藤議員の若者向け住宅整備についてのご質問にお答えをいたします。

本年6月の町議会定例会において、三留議員の一般質問でご答弁申し上げましたとおり、本年1月から2月にかけて実施した若者向け住宅整備に関するアンケート調査及び町内民間アパート実態調査の結果、賃貸住宅へのニーズに対して、供給が極めて不足していることが確認されたところであり、この調査結果に基づき、若者向け住宅の早期の整備を目指して検討を進めてまいりました。

現時点で想定している主な事業内容であります。まず入居対象と間取りについては、町営住宅や民間アパートの状況、アンケート調査結果、さらにはこれまでに行った町内企業訪問での要望等を踏まえ、単身者あるいは夫婦等2人世帯向けの1LDKタイプの間取りで、20戸程度の集合賃貸住宅を想定しております。

住宅の建設候補地につきましては、アンケート調査において、賃貸住宅の所在地はどの地区が適当かとの問いに、町で住宅を整備した場合、入居したいと回答した79名のうち、54名が野沢地区、15名が尾野本地区と回答し、その他の地区の回答はありませんでした。また、本事業においては主に単身者を入居対象として想定していることから、通勤や買い物等生活の利便性を考慮し、野沢地区への整備としたところであります。

具体的な場所につきましては、公共用地か民地かを問わず、利便性や地域活性化への寄与、さらにはコストの縮減と遊休財産の活用の観点から総合的に検討した結果、旧野沢保育所の敷地を適地と判断したところであります。

今回の住宅整備は、人口減少対策の基盤となる住環境整備であり、若者等の移住の促進と人口の流出抑制、企業等における安定した労働力確保の観点から、緊急に取り組むべき事業と位置付け、来年度中の整備に向けて取り組んでまいりたい考えでありますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員の西会津応援大使についてのご質問にお答えいたします。

西会津応援大使につきましては、平成30年3月議会定例会全員協議会でご説明申し上げましたが、本町の豊かな自然や歴史、文化、芸術、スポーツ、観光等の情報を広く発信するとともに、本町の関係人口・交流人口・定住人口の増加に資する活動を行い、企業誘致に関する情報を得ることを目的に、設置要綱を規定し平成30年4月1日より施行しております。

大使の委嘱につきましては、本町の魅力を広く町内外に発信することが期待できる個人または団体で、本町を応援しようとする意志を有する者を大使として委嘱することとしており、現在、委嘱に向けた人選作業を進めているところであります。なお、委嘱は随時できることとしており、今後、本人の意思の確認等調整を図りながら、早期に委嘱してまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、除雪等に係る道路整備についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、役場新庁舎へのアクセス道路整備についてであります。町道小学校線の役場新庁舎から終点の町道野沢中央線までの区間、及び町道原町北1号線等の道路は、町といたしましても、幅員が4メートル程度の狭い区間であり、車のすれ違いが困難なことや、道路除雪の堆雪スペースも確保できない区間であると認識しております。

ご質問の当該路線の改良につきましては、いずれも住宅密集地域にあり、道路拡幅に伴い多くの建物の移転や減築が必要となることから、現時点においては、非常に難しいものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、県道の消雪施設整備についてであります。道路を管理する福島県喜多方建設事務所によりますと、平成25年度、26年度に県道上野尻停車場線の沿線で井戸調査を実施した結果、必要な揚水量が確保できなかったことから、一部区間で消雪施設が未施工となっております。

県では、他の水脈を探るべく、昨年度JR上野尻駅に隣接する消防屯所脇で井戸調査を実施したところ、一定の揚水量を確保することができるという結果を得たとのことでありま

す。本年度は、路線上にある2つの既設井戸を含め、井戸から消雪パイプまで水を送るための工事の設計を実施することとし、来年度以降、早期の供用開始を目指し、事業を進めていくとのことでありま

す。また、県道上郷下野尻線につきましては、本年度中に下野尻側の消雪施設の完成・供用開始を図り、来年度以降、順次、上野尻側の事業を進めて行くとのことでありま

す。町といたしましても、冬期間の安全・安心で快適な生活のためには、消雪施設整備は、必要不可欠であると考えておりますことから、新郷地区を含め、県に対し、地域課題検討会等の機会を捉え、早期に整備されるよう、今後とも要望活動を行ってまいりますので、

ご理解いただきたいと思っております。

○副議長 議長を交代します。

(議長交代)

○議長 議長を交代しました。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、それぞれ答弁をいただきましたので、これから再質問に移らせていただきます。まず、最初に若者向け住宅についてであります。今回の若者向け住宅整備については、企業のアンケート調査、それにもとづいて今回進めてるというようなことで、私もそうなんです

んといいますか、本当に、これほど100何十人といいますか、それほど私もいると思いませんでした。だから、今回のこの調査の中で、私も見て、本当にこれだけ町外から町に来てくれているんだと、そういうようなことで、本当にありがたいなというふうに思っております。

そういう中で、やはり住宅整備というのは、やはり町外から来ている人、また、これから町から出て行かないように、住宅整備を、やっぱりきちっとしなければならないという町の姿勢、そういったものについては、私も分かっているつもりであります。

そういうことで、この今回、その場所、アパート、アパートがやはり一番いいというアンケート調査結果でありまして、そのアパートの候補地、適地というのは、野沢保育所で、旧野沢保育所跡であると、そういうようなことであつたわけですが、そのほかに、やはり野沢地区といっても、やはり広いわけでありますので、やはり芝草の昔の学校の跡地であつたり、また、これは私有地になろうかと思いますが、消防署の近辺とか、そういうような話といいますか、内部でそういう話はしていなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、いわゆる町外から相当な方が働きにおいでになっている。さらに、また町内の方が流出しないようにという、そういう大きな課題といいますか、このことについて、今年4月以降ですか、副町長が企業訪問させていただいて、そのときに、いろいろ企業から要望がありましたけれども、一つは、やっぱり人材の確保、これが非常に大変な状況にあると。それからもう一つは、やっぱり住宅の整備、このことが早急に整備をしていただきたいというような要望を聞いております。

そういう中で、いち早くやっぱり緊急的にこれを整備しないといけないなということで、急遽いろいろ検討させていただきました。で、場所の選定については、いろいろ考えました。今おただしの芝草地内、それから元の、いわゆる野沢中学校跡地、そのほか、やっぱり旧尾野本小学校もいろいろ検討させていただきましたけれども、まず、早急にやっぱり第1期の整備ということで、町内に設置すべきだなということで、今、その適地としては、やっぱり野沢、元のいわゆる野沢中学校跡地よりも、あそこは下水の処理場もございますし、また、アクセスの道路もちょっとありますし、さらには芝草ということになりますと、新たに土地を求めないといけないということになりますと、これもまた農振地域だとか、いろんなことになると、またその手続きに相当な期間を要するということになりますから、その中で、一番早く整備できる方法としては、旧野沢保育所跡地、ここに先に第1期の整備ということで整備をしたいということでの選定でありました。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 その適地については、これは誰が、あそこがいい、ここがいいといっても、やはりこれはいろいろ賛否あるわけですから、町の、なぜそこに設置するのかと、その目的さえしっかりしていれば、私はそれでいいんじゃないかと、その辺の活性化とか、そういったところの目的についてお話いただければよろしいかと思っております。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回、野沢保育所の用地を住宅の整備地としたことにつきましては、やはり野沢地区の中心部であって、一番は利便性が高いということでもあります。それから、町長からもありましたが、今回、緊急整備ということで、町の用地であれば用地取得がいないということで、事業が早く進められると、そういった即時性。それから、もう既に用地があるということで、財政的にも負担が少ないといったようなこともあります。ただ、こちらに、野沢地区に整備することによって、町内の若い人が住むということで、町内の活性化、経済的な効果、それらもあるかと考えられます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうですね、やっぱり街中に保育所、旧野沢保育所跡に、やはりそういうアパートをつくって、若者に、一応、20世帯みたいな計画のようではありますが、やっぱりその人たちが、若い人たちが入ってもらえることによって、確かに町の活性化、どういうふうに図られるかわかりませんが、それはそれでいいあれだと思います。

ただ、今回、議会にこの若者住宅整備事業について、説明の中で、やはりそういう青写真とか、イメージ図、そういったものがちょっと示されていなかったことに関して、ちょっと残念だなと。やはりここまで町内でやるんだと、そういうことを決めているんだらば、その辺までやってもらいたかったなと、そういう思いですが、いかがですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回、説明のとおり、現在、想定しています事業内容は、1LDKタイプ、20戸の集合住宅ということになります。野沢保育所の用地を活用するわけですが、その建物の配置、それを1棟とするのか2棟とするのか、それから2階建てにするのか3階建てにするのか、その辺り、これからの検討ということで、今後、当初予算の計上に向けて、その辺りを詰めて検討していきたいというふうに思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、まだ西会津町の財政状況を見たときに、どのくらいの事業、総事業費であればいいのかと、その辺については、まだ検討されていないということですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今回の整備の事業費につきましては、まだ、簡易な設計も行っておりませんし、まだ、概算ということですが、2億から3億程度ではないかなというふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 だいたいの概算といたしますか、事業費2億から3億円であろうというような話であったわけではありますが、やっぱり今回、この議会の説明が終わりますと、これから住民説明会がこれからあるわけですね。そういうような中で、やはり住民の同意を得るといいますか、それが一番、まず大事なことだろうというふうに思います。

地域住民は、やはり、まだあそこを、例えば町内の集会所とか、公園にするのかなと、そのように思っている人はたくさんいると思うんですね。だから、その辺の、これから住民説明会の中で、どういうふうに周知をしていくのか。これ意外と簡単なもんじゃないと思います。やはり地域住民の方は、我々は本当にここを活性化のために、やっぱり街中

に必要だろうというふうに私は思っています。しかし、その地域の住民としては、いろんなことがあるわけですね。今度は現実的に、その町内において除雪をどうするのかとか、いろんな、あとは建物が高層になれば日当たりが悪くなるなどか、いろんな問題が、現実的な問題が出てくると思います。そういうことの説明を、十分に、やっぱりされていかないと、やっぱり本当に計画通りに進まないような状況になると思いますので、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 周辺地区住民の皆さんへの周知といいますか、これは大切な作業だと思っています。

私は旧野沢保育所を、今、こういう若者定住住宅で計画しておりますけれども、当時は、当時といいますか、私としては、やはりあそこの保育所をもっと有効に使う方法を考えたときに、今、4町内、5町内、6町内の皆さんには、集会所がないですね。で、集会所はどこを使っているかという、いわゆる公民館です。だんだん高齢化になってきますと、2階に上がるのが容易でないということで、実は関係自治区の区長さんたちにお話をして、あそこに集会所をついたらどうでしょうかと、ぜひ自分たちが自由に使えるし、で、これからいろんなサロンも、今かなり活発化になっていて、サロンなんかもその集会所でできるし。で、しかもあそこはあれだけの広さがあって、桜の木も、一部そのあとに切りましたけれどもね。桜の木があって、いわゆる花見もできるんじゃないですかというお話、提案をさせていただいたんですけれども、だから地区の住民の皆さんからは、その集会所の要望といいますか、それはあまりなかったといいますか。

で、あそこの施設をもっと、やっぱり有効に使う方法はないのかなということはずっと検討してきましたけれども、たまたま今回、若者定住住宅のアンケート調査の結果が出ましたので、それで今回計画させていただきました。これから町民の皆さんと、自治区長さんを中心にして、町民の皆さんとの、いわゆる合意形成を図らないといけませんけれども、まだ計画が、青写真ができていわけではありませんので、いわゆる日照権の問題だとか、いろんなことについては、まだ1階にするのか2階にするのか、あるいは3階にするのかによっても違いますけれども、当然、除雪の問題、日照権の問題、あるいは、いわゆる騒音といいますかね、そんなことはないとは思いますが、いろんなことで、あるいは自治区への加入の問題だとか、ごみとか、いろんなことが出てくるわけでありしますので、当然、やっぱりその周辺の自治区の皆さんとは、やっぱりしっかりした理解の上で、この計画を進めないといけないなということでもあります。

で、この計画をする上で、やっぱりあそこ、いずれ壊さないといけないわけですから、その予算を今回、補正予算に計上させていただきましたので、それで、今いろいろ若者定住住宅のお話をさせていただいておりますけれども。ただ、いわゆる概要設計といいますか、青写真がまだできておりません。これからできあがりといいますか、できた段階でといいますか、素案ですけれども、その素案の段階で議会の皆さんにもご理解いただいて、あるいは周辺の皆さんにもご理解いただいて、この計画を進めていきたいというふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長の、やはり政治姿勢といいますか、町民との対話ということをお大事にして、こうやって、今までこられたわけでありますので、その辺は意を用いてやっていただきたいと思います。

それで、今、解体という話が出ましたけれども、やっぱり3,000万の予算といいますか、補正予算、計上されておりますが、ちょっと私には理解できない、建物だけなんですか、その辺についてはどうなんですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の野沢保育所の解体撤去の事業ですが、建物本体の解体と、それから重油タンクなんか下に埋設してありますので、それらの撤去。それから、仮設費用ですとか、それら含まして3,000万円ということになります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、ただ解体だけかなというような私の理解、そういうふうに理解しておりましたので、いろんなことがそういう撤去するというようなことありますので、理解をしたところであります。

移住定住に関しては、やはり今まで、内にといいいますか、目を向けていなかった。やはり一番、本当はもっと早く、こういう若者定住というのはやらなければならなかったことなのかもしれません。ただ、今まで、どうしても遠くから、ほかから人が入ってくるように、空き家に人が入ってくるようにというようなことで、今まで進めていたわけですが、これから、今、若者定住というようなことで、今、進めている、内のほうからですね。今、西会津町に来てくれている、働いてくれている人を優先にしてやるということありますので、本当にこれ、いい施策だと思いますので、とにかく住民との対話を十分にして、理解を得てやっていただきたいと思います。

次に、西会津応援大使について再質問をしたいと思います。本当にこの趣旨といいますか、本当に素晴らしいあれだと思んですが、その中で、今、委嘱に向けて人選作業をしているということありますが、その辺の、今、進捗状況について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 委嘱の進捗状況の部分についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、応援大使の候補者につきましては、だいたい7、8名を予定しております、今現在、その方々の意思の確認作業をやっているということでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 部門については、ここに載っていますけれども、やはり歴史文化とか、スポーツ関係、観光等、そういう全部にわたる人を委嘱するわけですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 応援大使の設置要綱の部分、第2条の部分の、全ての任務かという部分ではございますが、現在その該当者がおれば、そのまま全ての分野に委嘱したいと考えておりますが、今の現在のところでは、やはり芸術文化関係並びにスポーツ関係、あと関係上では、在京西会津会の会員関係から委嘱したいという形で考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これから、だいたい候補者は人選しているというようなことでありますので、いつごろに、まずなりますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 こちらのほうは、早急に委嘱してまいりたいということで考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 早急という、早急は、私も分かりませんが、とにかく早い時期にやっていただきたいと思います。

これは今年だけじゃなくて、毎年こう継続する事業だと思うんですが、いかがですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 委嘱時期は大変失礼いたしました。年内には進めてまいりたいという部分では考えておまして、こちらのほう、今年度限りではなくて、一応継続して、そういう該当者がいましたらば、随時委嘱できるという形を取っておりますので、その該当者がいましたらば、随時委嘱してまいりたいと考えております。

ただし、西会津町に1回だけ訪れたとかという形ではなくて、やっぱり継続的に町を応援していただけるという方を中心に委嘱していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これなかなか本当に簡単なようですが、意外とこれ大変な作業というか、難しいことだと思うんですね。ですから、これ今年度から始まる、やっぱり取り組みということで、やはり私は、町長の一つの目玉事業なのかなというふうに思っていたところありますので、これはやっぱり、本当に早急に人選をしていただいて、やはり西会津町のためになるような人材を委嘱していただきたいというふうに思っております。町長どうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 応援大使の委嘱でございますけれども、これまで私、いろんなところをお願いをしましてまいりました。で、その方たちが、西会津町を応援しようとしても、いわゆる何の肩書もなく、いろんなところに話かけても、なかなか信用していただけないということがありました。やっぱり何らか、町の手形といいますかね、西会津町から私はこういう委嘱を受けているんですよということになれば、やっぱり信用してもらえます。そのために、本当はもっと早く、その応援大使の委嘱をしたいということで、指示をしてきたわけですが、なかなかこれね、やっぱり組織のあるところは、その組織の了解といいますかね、その、例えばトップに立つ人の意向とか何か聞かないといけないし、私のほうで選定しても、その方が、いいですよと言ってくれることばかりではないので、非常にその辺は、本人の意思の確認と、あるいは組織の意思の確認をいただかないと、そう簡単に委嘱はできないなというふうに思っております。

で、非常に私は、いろんな意味で、西会津町に提言していただける、そういう方たちが大勢いるわけですから、その方たちには、もう一日も早く委嘱を申し上げて、町に対する、

町の将来のまちづくりに対していろんなことを提言していただくように、これから早急にその作業を進めさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういうことで、一日も早く人選をしていただいて、町のためになる人を人選していただきたいと思います。

次に質問を移りまして、除雪等にかかる道路整備についての再質問に移りたいと思います。まず、役場が、新しくなった役場への進入路というようなことで、やはり今、若者向け住宅が今計画されている。また、公民館についても、これから野沢町内のどこの場所になるかもしれませんが、移っていくような計画もあるのではないかと思います。その中で、やはり役場を中心にして、やっぱりグランドデザインといいますか、やっぱり大きな構想の中で、やっぱり道路、役場への道路というのは考えていかなければならないんじゃないのかと、これは建設水道課だけでなく、やはり町の計画としてやっていくべきじゃないのかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今ほど議員のほうからもグランドデザインというような単語も出てきたところでございます。道路行政を預かる者として、現時点で申せることに関しては、現時点では非常に、先ほど答弁したように、難しいのかなというふうには考えてございます。

それで、この新庁舎に対するアクセス道路の整備につきましては、例えば、現在、策定を進めております次期総合計画など、まちづくりの全体計画の中で、建物も含め、それに相応しい道路整備、そういった形で進むのがいいのかなというふうに考えておりますので、そういった全体計画の中で検討する課題かなというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 建設水道課長としては、今の精一杯だと思うんですが、やはり町として、全体計画の中で、やはりこの道路の問題というのは、やっぱり遅かれ早かれ計画するというか、実現はその後になるわけですので、やっぱり計画するのは町だと思うんですよ。その辺についてどうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 まさに、いわゆる町の将来計画で、特にその中でも道路というのは大切な要件になるわけでありますが、野沢地内は都市計画区域に入っていますよね。当然そういうことからすると、町の計画があつてしかるべきなんですけれども、なかなか実態は、今の現況を見ると、非常に住宅が密集していて、非常に道路計画するにしも、非常に難しい状況に私はあると思っています。

したがって、そう簡単になかなか、やっぱりその計画というのは立てにくいなど。本当は、やっぱり都市計画区域になっているわけですから、将来のそういう都市計画をしっかりと立てるべきだなどと思いますが、実際に今の道路、とにかく今は現況の道路、とにかく整備、拡幅整備するのが優先的になっていますけれども、これから先、どういうふうな考え方をしていったらいいのか、これちょっと検討しないといけませんけれども、その前に、やっぱり今それぞれの地区で道路整備で、本当に急がないといけないところがあるわけで

すよね。計画も必要ですけども、今現在にそこに住んでいる地域の人たちのための、やっぱり道路整備、これはやっぱり優先しないといけないなど、そんなふうに思っております。

そういう意味で、確におっしゃることは理解はできますけれども、現実的にこの町の都市計画を考えたときに、果たしてそういう計画を立てて実行できるのかなということになると、まだまだやっぱり検討といいますかね、十分な研究をしないといけないのかなというふうに考えておりますけれども、今のお話は十分、ご意見としてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、町長の考え方も聞きましたので、とにかく、確かにほかの道路といいますか、野沢町内以外の道路整備については、やはり本当にいろんな問題はあると思います。あわせて、やはりそういうことを計画をして、やっぱり町の本当のまちづくりといいますか、そういうことも意を用いてやってもらいたいと思います。

それでは、次に県道の消雪施設について、やっぱりこの上野尻ですよね。上野尻の消雪パイプ、県道の福島屋さんの前まで行っているわけですが、その先がずっと進んでいないというか、そういうことで、地域住民からも、いろんな意見、苦情とか寄せられているわけですが、なにぶん、その水が出ないというようなことで、井戸水が出ないというようなことで、なかなか消雪パイプまでには、まだいっていないというような状況ではありますが、これはやはり、年に何回かですかね、こういう建設水道課の課長の話では、そういう機会があるということでありましたので、また町長にも、そういう上野尻の現状を認識いただいて、何とか強く陳情していただいて、早期にできるようにやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

県に対する強い要望というようなことでございました。本当に私どもといたしましても、県道の消雪施設整備は、早期に実施していただく、非常に大きな課題であると認識しております。それで、今ほど答弁でも申し上げました2つの県道につきましても、その消雪施設につきましては、昨日も答弁の中で申し上げました地域課題検討会という、直接建設事務所さんとお話する、地域の課題をお話する場がございまして、両県道につきましても消雪実施に向けた具体的な要望というのをあげてございます。その中で、地域の現状はこうなんだ、ああなんだというようなことを事細かに説明させていただきまして、強く要望を継続しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これは県の作業でありますので、いろいろ町として、いろんなそういう協力できるところは協力していただいて、本当に一日も早く、新郷の新村についても陳情されているというようなことでありますので、それについても意を用いてやっていただきたいなど。町長、陳情については強くその辺はおっしゃっていただいて、早期にできるようにお願いしたいというふうに思っております。

そういうことでありますので、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

○議長 暫時休議します。(11時46分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。長谷川義雄です。私はこの9月定例議会にあたり、3つの項目で質問いたします。

まず1つ目として、町の災害対策についてお聞きします。災害の多い日本ですが、特に今年は多く発生しています。災害について主なものを振り返ってみますと、2月の北陸豪雪にはじまり、4月には島根県西部を震源とする地震。6月には大阪北部を震源とする地震。7月に入ると岡山県、広島県地方での集中豪雨があり、また、梅雨が明けると記録的猛暑が続き、熱中症患者が多く出まして、人的被害も多数出ました。また9月に入ると、非常に強い台風21号により、関西空港では強風と高潮などの影響により、3,000人が孤立する事態もありました。ごく最近では、9月6日未明に起きた北海道胆振地方を震源として、最大震度7の地震が発生するなど、本当に多くの災害が発生しました。

本町においては甚大な被害はありませんが、いつ発生しないとも限りません。町では、災害の対応の主なものとして、平成25年3月には、西会津町防災計画を作成し、28年12月には、西会津町雪対策基本計画などを策定して、災害に備えています。近年、災害は過去の常識が通用しない災害も多く発生しており、場合によっては大量の災害ごみが発生も予想されます。本町では、災害ごみの発生が仮にあった場合、どのように考えているのか伺いたいで、次のように質問いたします。

西日本豪雨の被災地で、自治体が災害ごみの処理計画をつくっていなかったため、仮置き場などの選定など、ごみ処理をめぐる初動が遅れた事例があったが、災害ごみの処理に関する計画は策定されているのか。それが1つ目です。

2つ目として、町民の安全対策についてお聞きします。町民の安全対策については各種ありますが、今回は、子どもたちの通学路での安全対策を主にお聞きします。先ほども少し触れましたが、6月の大阪府北部地震では、大阪府高槻市内の小学校のブロック塀が倒れ、通学途中の小学校4年生の児童が犠牲になり、本当に残念でなりません。町民の安全安心を守る上でも、公共施設はもとより、歩道の通行に対しても日常的に点検を行うなどして、安全性が保たなければなりません。

文部科学省は、6月19日に大阪府での児童の亡くなったのを受け、幼稚園や小学校、中学校、高校を設置する全国の自治体などに、塀の緊急点検を要請しています。本町ではどのような内容で調査し、結果はどのようなものであったのかお聞きします。

1つ目として、公共施設のブロック塀の点検は確認なされたのか。

2つ目として、通学路を含め、歩道の安全確認はなされたのかの項目です。

3つ目として、遊休施設についてお聞きします。町内では各方部に遊休施設があります。その中には、建物の一部を利用しているものや、利用されずに場所だけの利用も見られます。また、外部からでは利用されていないように見受けられるものもあります。また、危険と思われる建物には、町民が容易に近づけるものもあり、落下物も予想され、不安を感

じます。このような状況なので、今後、西会津町が総合計画、基本計画に基づいてまちづくりを進める上においても支障が考えられます。遊休施設の利用や活用ができない建物については、解体を含めて計画を策定すべきと思います。

そこで、今回の町長の提案理由の中で、旧野沢保育所については、若者向け住宅整備がありました。その他の遊休施設については、管理、利活用、解体も含めて、どのように考えているのかを伺います。

以上を今回の一般質問といたします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 5番、長谷川義雄議員の災害対策についてのご質問にお答えいたします。

大規模災害が発生しますと、膨大な量の災害廃棄物が発生いたします。災害廃棄物には、倒壊・破損した建物などのガレキ・コンクリート塊・廃家電・廃自動車や木柱、木くず、畳などの腐敗性廃棄物等々様々なものがあり、人命救助や支援物資の輸送を行う際において道路の支障物ともなることから、災害廃棄物の除去が、その後の災害復旧に大きく影響することとなります。そのため、国では都道府県や市区町村等の自治体へ、災害廃棄物処理計画の指針を示し、策定を促しておりますが、その策定率は4割を下回っております。その理由としましては、仮置き場の確保や候補地の検討において、災害時の利用可能な土地の把握が難しい、避難所など、他の利用用途との調整が難しい、専門的な情報や知見の不足など課題が多いためであります。

町としましては、災害廃棄物処理計画策定の必要性は感じており、昨年度作成した土砂災害ハザードマップで想定される被害区域の状況や避難所など他の利用用途との調整などを考慮しながら、今後、その策定についても検討してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 5番、長谷川義雄議員の町民の安全対策についてのご質問のうち、公共施設のブロック塀の点検等についてお答えいたします。

本年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震により、小学校のブロック塀が倒壊し、児童が犠牲となったことから、国は、地方公共団体に対し、ブロック塀等の安全点検の要請を行ったところであります。

このことから、町では、6月20日から22日までの3日間で、職員が全ての公共施設のブロック塀やその他危険建造物の緊急点検を実施したところであります。点検の方法としましては、1つ目として、ブロック塀の有無、2つ目として、ブロック塀があった場合は、建築基準法施行令の規定に照らし、高さ、厚さ、控え壁等の計測を行うとともに、外観目視による状況確認をしたところであります。

この結果、全107施設のうち、9施設にブロック塀がありましたが、高さ・厚さ等において、基準から外れるものはなく、倒壊の危険性のあるブロック塀は確認されませんでした。また、ブロック塀以外の危険な建造物についてもございませんでした。

町といたしましては、今後も引き続き、公共施設の安全確認に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 6番、長谷川義雄議員の町民の安全対策についてのご質問のうち、通学路を含め、歩道の安全確認についてお答えいたします。

6月の地震による小学校のブロック塀の倒壊事故を受け、議員おただしのとおり、文部科学省では県教育委員会を通じ、県内の各市町村教育委員会に対して、通学路の安全点検を速やかに行うよう要請したところであり、これを受け、町教育委員会におきましても、小・中学校長に対し、通学路におけるブロック塀等の確認を行うよう要請するとともに、町教育委員会でも通学路の安全点検を実施いたしました。

その結果、通学路の安全確認を外観目視により行い、今回、安全確認の基準となる建築基準法の制限を超える高さ2.2メートル以上などのブロック塀は確認されませんでした。しかし、小・中学校に対し、2.2メートル以下のブロック塀等のある通学路において、登下校の際には十分注意することを周知するとともに、児童生徒自身が危険を予測し、自ら回避することができるように安全教育を徹底するよう指示いたしました。

町教育委員会といたしましては、児童生徒の安全確保を図るため、今後も引き続き、安全点検や安全対策などを徹底してまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 5番、長谷川義雄議員の遊休施設についてのご質問にお答えいたします。

町では平成29年3月に策定した町公共施設等総合管理計画のもと、旧保育所施設については、保育所施設の利活用方針、旧小中学校施設については、廃校施設等利活用計画に基づき、利活用に関する検討作業等を進めております。

まず、旧保育所施設についてであります。野沢保育所については、おただしにもありましたように、若者向け住宅の整備用地として、予定しているところであります。また、群岡保育所につきましては、土地と施設の一部を東北電力から借り受けしておりますが、建物は老朽化も進んでいることから、東北電力との協議により、次年度以降解体する方針であります。新郷保育所につきましては、現在集団検診の会場や選挙時の投票所、除雪作業員の詰め所などとして使用しており、当面は従来どおりの活用を考えております。奥川保育所については、平成28年度より県内外の小学生を対象とした宿泊型自然体験プログラムの活動拠点として、町外のNPO法人に賃貸借契約により貸付けを行っており、当面は同団体による利用が見込まれております。その他の芝草保育所と尾野本保育所につきましては、現時点で具体的な方針は決まっておりませんが、保育所施設の利活用方針に基づき検討を進めてまいります。

次に、旧小中学校施設についてであります。ご承知のとおり、旧西会津小学校は7月より新役場庁舎として供用を開始したところであります。また、群岡中学校は介護・福祉関係の施設や農林産物加工研修所等として、新郷中学校は西会津国際芸術村として、旧奥川小学校は奥川みらい交流館として活用しております。その他の尾野本小学校、群岡小学校、新郷小学校、黒沢小学校の4施設については、引き続き、廃校施設等利活用計画に基づき、跡地利用も含めて今後の利活用、または解体撤去などの処分を検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今の答弁に基づいて再質問いたします。それで、災害ごみの発生した場合、

置き場所については必要だと感じている。ただし、結局災害時の利用可能とか、他の利用に調整が難しい、だからこそやるべきではないかと考えますが、どのように考えていますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ご答弁申し上げましたとおりでございまして、災害廃棄物の処理計画については、必要であると感じてはおりますけれども、その、全国的にも進んでいない要点として、先ほど何点か申し上げさせていただきました。

町におきましても、やはりその廃棄物の仮置き場と申しますか、そういった置き場につきまして、やはり現在も公共、旧学校等の公共施設等々におきましては、一時避難所等々に指定がされているというような状況もございまして、それらとの調整もございまして、あと各自治区において、そういった場所も可能かどうかという調整もございまして、そういったのをいろいろと検討させていただきながら、作成をさせていただきたいというふうに考えておりますので、まず、やはりその候補地等につきましては、いろいろと検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 説明を聞きますと、いろいろ難しい。それと、あと全国的にまだ策定率は4割を下回っている。だからこそ私は、調性が難しいから少しずつ準備だけでもやるべきではないかと考えてお聞きします。もう一度お願いします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

やはり、その計画の策定については何ら否定するものではございませんが、策定にあたりまして、いろいろとその調査等々しながら、積極的にと申しますか、今後策定に向けて取り組んでいきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 中には専門的な情報や危険の補足というのがありますが、実際、例え災害ごみに限定しても、今までになかったごみもあると思います。というのは、ここ10年前後ですかね、一般家庭でも太陽光発電のパネルなど、かつて従来はなかったものがあります。そういったものについても、予め、確かに産廃になるのか、ただし災害においては一緒に集めている場合もあると思います。そういったことを早めに検討するべきではないかと思いい、今回のテーマになったわけです。その点については、どのように考えますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいました災害ごみにつきましては、先ほど、若干申し上げさせていただきましたけれども、数々の種類がございまして、その中におきまして、やはり有害廃棄物と申しますか、特殊な廃棄物も等々もございまして、その中に、例えばおっしゃったような太陽光のパネルですとか、そういったものもございまして、これにつきましても、国のほうで指針を示しております、その中においても、太陽光パネル、また蓄電池等への対応という部分がございまして、やはりそれは危険性も含んでおりますので、その分別ですとか収集

に関して、十分注意しながら、その対策と申しますか、それも計画の中で示すようにというふううたわれておりますので、まず、その辺についても、やはり策定の際には、十分留意しながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 あともう1点、特殊な例として、例えば歴史的な遺産や文化財、または思い出の品なんかも含まれる場合があります。そういった調整も公民館が関わるような事例も、普通ですと建設課とか、町民税務課ですが、他の課も関わるんじゃないでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをさせていただきます。

おっしゃいましたように、思いでの品と申しますか、これにつきましても、指針の中で示されておりまして、例えばその、個人の思い出の品、貴重品であったり、家族代々のものであったりですとか、例えば位牌であったりとか、いろいろな部分がございます。あと、おっしゃいました、例えば町の歴史的な文化財的なもの等々ございまして、これらについても、その計画に、策定する場合におきましては、取り扱いルールというのを決めて、その計画の中で示して、その収集といいますか、廃棄については、廃棄といいますか、収集について策定をするようにというような内容でございますので、それらも計画を策定する際には、十分留意しながら策定したいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 災害対策なんですけど、東日本大震災の場合、本町においては大きな被害はありませんでした。それで、その中には避難者の受け入れもありましたが、災害対策の課題は特にございませんでしたか、振り返ってみて、今後に生かすにおいても。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

東日本大震災の際の反省と申しますか、といった部分でございますけれども、当町、災害の少ない町ではございますが、やはりあのとき、大規模な災害でございまして、やはりその初動体制ですとか、いろいろ、例えば避難所開設における手順等々、努力はいたしましたけれども、なかなか慣れない部分で戸惑った部分がございます。ただ、町にも地域防災計画等々に示されている対応部分もございますので、やはりそれらを再認識しながら、災害に対しては対応していきたいと考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今、その質問というのは、緊急時の、災害というのは緊急時だと思います。それで、今、言われているのが、災害時の対応として、先を見越した災害時のタイムラインというのがあると伺っています。そういったものがあれば、ある程度先を見越した早めの行動がスムーズにできるというふうにいわれて、作成している自治体もあります。それについてお聞きします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

災害に際しましては、様々な対応策ございまして、議員おっしゃいましたタイムラインにつきましてですけれども、タイムラインについては、国、国交省でございまして、

定義している防災行動計画という部分でございます。これについては、国、国交省のほうでは、はじめ、その国管理規模の、大規模な河川等に対応した、いつ、誰が、何をするかというようなスケジュールですね、これをタイムラインという表現で、その行動計画を示して、予めの災害に備えましょうという部分でございますけれども、タイムラインにつきましても、その大規模河川のみならず、その地方自治体における管理の部分について、といった部分についても、これも策定を促している部分がございます。

しかしこのタイムラインにつきましても、先ほどの災害、廃棄物処理計画ではございませんけれども、やはり策定については低いような状況でございますけれども、やはり、これがあれば、もちろん災害時の、いつ、誰が、何をするかという、予めの行動ができるわけでございますので、これについても、いろいろ策定にあたっては、いろいろな検討すべき事項がございまして、例えばその地域防災計画との関連等々、あとはその地域での関係機関、例えば警察とか、消防ですとか、公的機関との調整の関係もございまして、そういった部分、こういったもので検討しながら作成すればよいのかという部分について、いろいろ、これも検討しながら、策定については慎重に進めていきたいと考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 災害時において、スムーズに行政が対応できるように望むものです。

それで、3つ目の項目の遊休施設とも関連すると思うんですが、一般的になかなか民有地というのは、その災害ごみの仮置き場にするにしても、非常に難しい部分があると思います。それで、その検討する上でも、今後、町が遊休施設を使う見込みがないような場所がやむを得ないと私は考えるんですが、先ほどでは、なかなか難しいと答弁されていますが、それ以外に何か方法があるのではないのでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

おただしのとおり、やはり廃棄物の仮置き場等につきましては、公共用地と申しますか、ある程度の広い土地であって、そうやって置けるようなスペースというのが必要になるかと思えます。しかしながら、やはり公有地、公共用地にも限りがございますので、自治区と申しますか、その地区地区において、そういった土地を確保する場合においては、やはりその民有地という部分も必要に、やはりならざるを得ないというような状況も想定されます。

ですからその辺については、やはり選定とか、候補地の検討に際しましては、いろいろと自治区等とか、協議をしながら、そういった部分については検討していきたいと考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 災害対策については、いろんな手法もあるし、時間もかかると思えます。早めに進めるべきだと思います。

それで、次の項目の町民の安全対策についてですが、特に通学路については問題点はなかったでしょうか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

議員おただしの文科省による通知による安全点検、実施したところでありまして、先ほどの答弁にもありましたが、通学路等について、基準を超えるようなブロック塀は確認されなかったということでございます。ただ、ブロック塀自体は、野沢町内だったり、あとは群岡だったりで多数散見はされましたが、基準を超えるようなものはなかったということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 通学路には、特に問題はなかったと説明ありましたが、その答弁の中に、登下校の際には十分注意するよう、生徒自身が危険を自ら回避する、なかなか難しい、どのように考えていますか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

これも、先ほどの文科省、県教委からの通知に入っている確認事項でございまして、ブロック塀の通学路周辺の確認を行うとともに、子どもたちにも、そういったことを意識させるように、自分で自分の身を守るような行動に、速やかに移るように、そういった安全教育をするようにというような確認事項がございましたので、教育委員会も学校に、学校は子どもたちに、そういったことも含めて指導したということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 通学路においては、例えば町の真ん中でしたら、看板があったり、自動販売機があるわけです。で、民間のものについては、行政は直接はできませんが、例えば注意喚起とか、その方をお願いするような方法は、そんな考えはありませんか。直接は行政は出せないんでしょうか、注意喚起を促すとか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

議員申されたとおりでございます。私ども、この調査をやる際に、実施する際に、予め2.2メートルを超えるような危険なブロック塀がある場合には、速やかに関係部署と連絡を図って、対応を協議するというように考えてはおりましたが、結果的には通学路周辺にはなかったということで、実際そういうような取り扱いはしてはございませんが、当然、そういう部分があれば連携を取らなければいけないということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今回は緊急点検ということで、それで、通学路、一般の町民も通るでしょうが、これから冬に向かえば、木の倒れそうなところとか、垂れ下がりとかも考えられます。そういった面は、建設課のほうになるんでしょうかね。点検というか、安全確認。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

実はそれも議員ご指摘と同じく、県教育委員会のほうから重ねて、登下校時における緊急合同点検ということで、今月末までに、今後の部分も含めて点検するようというような指示がございました、指導がございました。この内容は、いわゆるブロック塀の安全点検、あれは緊急でございましたが、そういった部分以外の部分、例えば路上に死角があるとか、あとは周辺の人通りが少ないですとか、地域環境の管理に課題があるとか、そうい

った部分、いろんな項目にわたって対策が必要な場所を確認するようという指示がございまして、現在、学校のほうと、その実施を推進しているところでございます。

また、その調査には、そういう対応が必要な箇所の洗い出しと、さらに想定される主な対策ということで、例えばボランティアさんと一緒に見守り活動を実施するとか、防犯パトロールをお願いして、その強化を推進していくとか、そういったことも含めての対策、調査が来ておりますので、教育委員会としては、実施していきたいと考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 次に、遊休施設についてなんですが、遊休施設の中で、保育所の統合に伴って、各保育所には遊具等が見られます。近くの子どもたちが利用しているのがありますが、そういったものについて、点検などはされているのでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

保育所が統合されまして、現在、旧保育所、数カ所ございますが、そこに以前やっていたときの状態で遊具、残ってございます。近くの子どもたちが遊んだりもしている場所もあるかと思えます。現在、旧保育所につきましては、普通財産になってございまして、総務課が管理、普通財産につきましては総務課が管理を行ってございます。基本的に、子どもさん、遊んでいただくのは町としても、それはあるものですから、遊んでいただいて結構です。

安全対策につきましては、町としましても、その遊具は危険な状態では置けませんので、点検等は町としてしっかりやった上で遊んでいただくと。あと、管理も必要であれば、例えば草刈り等につきましても、町としてやっていきたいというふうに考えてございます。ただ、本当に古くなって、もう危ないような遊具につきましては、撤去を進めてまいりたいという考えでございまして、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 点検をお願いして、危険なもの、使えないものは早めに撤去、処分すべきだと思います。

それで、尾野本小学校には、かつて同僚の議員も質問したことがありますが、いろんな寄贈されたものが、植木であったり、いろんなものがあります。それについて、今度、町が考えている若者定住住宅に使えないんでしょうかね、植栽とか何かに。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

以前、13番、清野議員さんから、せっかく尾野本小学校に素晴らしい生垣等があるので、使えないかというご質問をいただきました。町としましても、今の西会津小学校ですか、に一部を、生垣を移設をしております。

すみません。小学校ではなくて、認定こども園でございます。失礼しました。そのように、せっかく手入れを今までされていたものでございますから、そういった施設に使えるものであれば移設をするなり、それにつきましては、今後、検討をさせていただくということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　せっかく寄贈されたものですから、できるだけ思いをくんで利用すべきだと私は思います。

その中で、旧、元の西会津中学校に、講堂というんですかね、古い建物があって、草は刈ってあるということは管理しているということなんですけど、何か、表から見るとは、もう草に半分以上覆われていて、これは建物、解体してもよいのかなというふうな感じなんですけど、何か利用されているんでしょうか。

○議長　　もう1回。

○長谷川義雄　　再度質問いたします。旧西会津中学校、芝草地内の。

○議長　　体育館、野沢中学校でしょう。

○長谷川義雄　　そこです。

○議長　　新田総務課長。

○総務課長　　お答えをいたします。

芝草の旧野沢中学校、今、残っているのは、講堂ですか、昔の。それで、今、中にイベントの看板等が保管されてございます。それ、使い道といたしますか、倉庫代わりということで、現在使用してございますけれども、かなり、今、議員申されたとおりの、かなり老朽化で、だいぶひどい状態になってございます。そこはそこで倉庫として必要な部分はございますけれども、かなり老朽化が進んでございますので、今後、施設の状況を見ながら、場合によっては解体をして、別の場所に、今ある看板等を移設するというようなことで考えてございます。今時点では必要なものということで、町では保有しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　町で現在も使っている。それにしても、かなり屋根は雨漏り、外壁のガラスは割れている。もう正面から見るとは草で覆われている。決して使われているというような状況には見えない状況です。

それで、できるならば、そこに出入りする方も、利用するから出入りする方がいるわけです。そういった危険を回避するためにも、看板等が入っていれば別な場所に移すべきだと思います。

あと、町が進めている空き家対策においても、町でも壊すものは壊す。ですから、町民についても、空き家の管理をお願いしますという決意を示す上でも、解体するものは解体すべきではないかと考えますが、どのように捉えていますか。

○議長　　新田総務課長。

○総務課長　　お答えをいたします。

町では、かなり使われていない遊休施設でございます。危険なものにつきましては、当然そのままには置けませんので、特に被害を与える恐れのあるもの等々につきましては、早急に取り壊す方針であります。

あと、数、たくさんございますけれども、危険性のない遊休施設もございます。ただ、いずれ古くなれば、いずれ危険性は増すということで、ただ壊すといっても、結局予算が必要になります。取り壊し費用、かなり今、高騰してございまして、そこら、財政状況を含めまして、今後、十分、計画的な取り壊しを進めてまいりたいということでございます。

ので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 遊休施設の管理は大変だと。それで、遊休施設、いろいろなものがありますが、やっぱりその全体を管理する上でも、一番の大きな課題は、やはり財政的な問題なんではないでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど企画情報課長もお答えしましたが、遊休施設につきましては、活用できるものは活用する。活用できないものにつきましては、老朽化が進めば取り壊すということでございます。財政的なものかというご質問でございますけれども、やらなければならないものは、町としてやっていくという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いろいろ質問しましたが、つくるのも大事ですが、全体を見て、整理するものは整理するように、今後、行政は進めてほしいと考えています。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今定例会に、私は3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、移住・定住、二地域居住についてお尋ねをいたします。日本全体が人口減少社会に突入して早8年になろうとしております。そんな中にあっても、一部の地域、首都圏においては、一極集中の名のもとに、いまだに人口が増加しております。したがって、その他の全国の大部分の地域においては、加速度的に人口が減少してきており、いくたの難題を抱えることとなっております。

本町においても例外ではなく、集落機能の維持不全、後継者不足による産業の廃退、耕作放棄地の増加、歴史文化の継承等々、数々の難題が山積しております。人口減少対策については、出生率を少しでも向上するための子育て支援策や、交流人口拡大策等々あるわけではありますが、これはどれを取っても容易に解決できる問題ではありません。

そんな中にあって、急激な少子高齢化が進む本町にとって、他地域からの移住・定住・二地域居住の推進は、最重要課題の一つであります。移住・定住コーディネーターの設置、お試し住宅、空き家の利活用、定住起業支援補助金等々、各種の施策を実施しておりますが、それぞれの施策、当初想定されたとおりの効果が上がっているのかお伺いをいたします。また、今後さらに成果を上げていくためには何が重要とお考えになるのかお伺いをいたします。

まず1点目に、現在までの移住・定住・二地域居住の実績はどうなっているのかお伺いをいたします。また、それぞれの施策の効果をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

2点目に、これは私がいつも言っていることではありますが、地域おこし協力隊の任期満了後の定住に向けた対策をどうお考えなのかお伺いをいたします。先日の新聞報道によりますと、任期満了後の定着率、全国平均が63パーセントで、県内においては61パーセン

トであったとのことであります。本町においては、これらの数字はどうなっているのか、また、これをどのように考えているのかお伺いをいたします。

定住起業支援補助金についても、それなりの効果はある施策と思いますが、果たしてそれだけでいいのか、しっかりと定住できるまで、何らかのサポートが必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

3点目に、国の新年度概算要求には、地方に移住し、起業・就業した人に対して、最大300万円補助する制度を新設するとしております。この補助金の半額は、各自自治体が負担するということになるようではありますが、この制度を効果的に活用するための対策が必要と思われませんが、ご見解をお伺いするものであります。

2つ目に、ボランティア教育についてお尋ねをいたします。今ほど5番議員、長谷川議員も申されましたけれども、昨今は、広域にわたる大規模自然災害が多発しております。最近においても、7月の西日本豪雨災害、先週には北海道地震が発生し、多くの犠牲者が出たところであります。お亡くなりになられました方、また被災されました方々には、心よりご冥福をお祈りし、お見舞いを申し上げたいと思います。また、被災地の一日も早い復旧復興を願うところであります。

そんな中であって、被災地では、今まで以上にボランティア活動の重要性が叫ばれているところであります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、都市ボランティア、スポーツボランティアの育成が急務とされております。本町においても、ボランティアサポートセンターや社会福祉協議会等々で、様々なボランティア活動を行っているところではありますが、今後はもっと低年齢層からボランティアについて考えることも必要ではないかと考えます。

学校教育においては、生活体験の希薄化している児童生徒が、体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を養うことは、極めて重要であると考えます。他人を思いやる心や感謝の心、公共のために尽くす心を育てることは、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図る上で、大変重要と考えます。児童生徒のボランティア教育について、どのようにお考えなのか、また、今後の展開についてもお伺いをいたします。

3つ目に、浜・中・会津の交流についてお尋ねをいたします。本町議会は、数年前より浜通りの広野町、中通りの平田村の両町村と交流を行っているところであります。本町には冬の雪国まつり、平田村は春の芝桜まつり、広野町においては、夏の広野サマーフェスティバル、それぞれのイベントに参加し、いろいろな情報交換をしながら、交流、親睦を深めているところであります。

今後の交流をさらに身のあるものにしていくには、議会のみならず、住民や各団体等の交流まで広がれば、それぞれの町村のPRや交流人口拡大等、いろいろな意味で相乗効果が見込まれるものと考えます。また、友好交流だけでなく、有事の際の災害協定や避難協定なども検討すべきとの声もあるようではありますが、町はどのように考えているのかお伺いをいたします。また、今後の住民参加型の交流のあり方について、どのようなお考えなのか、合わせてお伺いするものであります。

以上の3件を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いするものであります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、多賀議員のご質問のうち、浜・中・会津の交流についてのおただしにお答えをいたします。

本町は現在、沖縄県宮古島市との友好都市をはじめ、横浜市鶴見区とは友好交流協定を、また埼玉県三郷市とは災害時相互応援協定を締結しております。さらに本年6月には埼玉県戸田市と教育交流提携を結び、去る9月4日には、千葉県市川市と相互交流協定を締結したところであります。このほか、交流協定などは結んでおりませんが、沖縄県大宜味村や、いわき市豊間小学校、東京都世田谷区とも交流を行っているところであります。

こうした他の地域との交流は、自分の地域の魅力の再発見・再認識につながるほか、特産品の販路拡大、来訪者受入れによる観光関連産業の活性化、加えて、自分の地域では体験できない学習の機会が得られることなど、経済的、社会的、文化的な面で大きな効果を得ることが期待できるものであり、地域力を高めるためには大変有意義であると認識しております。

おただしの浜通りの広野町、中通りの平田村との交流につきましては、先般、遠藤広野町長と澤村平田村長、私の三者で会合をもち、これまでの町村議会相互の交流も踏まえて、今後、浜・中・会津で交流を推進していくことで合意いたしました。

これを受け、現在、交流協定の締結に向けた準備作業を進めているところであります。今回の交流協定締結の意義としては、広野町、平田村、両町村とも本町から100キロ以上離れており、東日本大震災の被災状況から考慮しても、同時被害の可能性が低く、災害時の相互応援が、有効な取り組みであると考えております。また、それぞれ浜通り、中通り、会津に位置する特性を生かした人やモノの交流も大いに期待しているところであります。このような考え方を踏まえ、今後、広野町及び平田村と具体的な交流の内容について、協議してまいりたいと考えております。

最後に、住民参加型の交流についてであります。将来にわたり自治体間交流を拡大・発展させていくためには、行政のみならず、町民や各種団体等の参加が不可欠であります。議員おただしのとおり、住民参加型の視点も十分考慮しながら、どのような交流が望ましいか、検討を進めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀剛議員の移住・定住・二地域居住についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、本事業における実績と効果についてであります。まず移住の実績につきましては、町では平成27年10月より西会津国際芸術村に、定住移住総合支援センターを設置し、担当スタッフが芸術村の来場者へ町の魅力を伝えているほか、移住相談者の要望を聞き取り、仕事や住まいのマッチングを行い、移住に向けた案内を行ってまいりました。この移住相談を通じて、本年8月末日現在までの相談件数は125件で、このうち14組22人の方が町に移住しました。

定住・二地域居住の実績につきましては、人数の把握はしておりませんが、平成25年度に創設しました定住住宅整備費補助金の9月3日現在の交付状況を申し上げますと、新築24件、中古住宅購入11件、増改築8件、空き家清掃2件で合計45件となっております。補助

金交付総額は31,41万8千円となっております。

これらの実績は、移住相談及びお試し移住住宅0tameを活用した地域マッチングの充実、空き家バンク、定住住宅整備費補助金の活用による住宅対策、移住者向けの空き店舗及び空家利活用事業補助金、創業支援セミナーなどによる起業支援施策など、積極的な活用を紹介し、総合的に施策を展開してきた成果であると考えております。

今後も、これらの施策を総合的に推進し、移住希望者に西会津町が選ばれる地域となるよう取り組みを進めてまいります。

次に、任期満了後の協力隊員の定住に向けた取り組みについてお答えいたします。地域おこし協力隊の任期は最長で3年ですが、任期後、定住するかどうかは本人の意思に委ねられているところであります。町といたしましては、定住起業支援補助金のほか、創業支援セミナーや各種移住施策の活用を紹介するなど、定住に向けた支援を行っているところであります。なお、地域おこし協力隊の定住率は現在まで50パーセントとなっております。

次に、国の概算要求に盛り込まれました、地方に移住して起業・就業した者に対する補助金についてのご質問にお答えいたします。現在のところ国から具体的な内容は示されておりませんが、新聞報道等によれば、東京圏、東京都、神奈川、千葉、埼玉の各県からの地方に移住し起業した場合には最大300万円を、中小企業へ転職した場合には最大100万円を補助するもので、財源は地方創生推進交付金を活用し国と自治体で半額ずつ負担するとのこととあります。

町といたしましては、去る6月議会定例会におきまして予算をご議決いただきましたワークインレジデンス事業により、町の課題解決に向けて起業できる力のある人材を都市部から本町に移住させる取り組みを始めたところであり、今後、国の動向を注視し、本制度を効果的に活用できるかどうか調査してまいりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、ボランティア教育について、お答えいたします。

ボランティア教育の重要性につきましては、議員おただしのおりであります。町総合計画や町教育委員会の教育目標、こころ豊かに知的でたくましく生きる人を育むため、確かな学力や健康な体とともに、他人を思いやる心や感動する心などの、豊かな人間性の醸成が大変、重要であります。

町教育委員会では、平成29年度から県教育委員会の県内8モデル地区の一つとして指定を受け、地域の人材や各種団体など幅広い地域の方々の参画を得て、地域全体で未来を担う子どもたちの学びや成長を支え、夢に向かって生き抜く力や学力を育むことを目的とした、地域学校協働活動事業を実施しております。

この事業の三本柱の一つに、地域活動・ボランティア活動があり、そのボランティア活動として、昨年度は児童生徒全員による小・中学校合同ボランティア活動を実施し、代官清水や野沢駅など、地域の公共的施設の清掃や福祉施設への慰問活動を町内12カ所で行ったところであります。そのほかにも児童生徒は、学校の道徳の授業や学級活動において、勤労、公共の精神を学び、学校生活の中で実施しているところであります。

これらの取り組みの内容を、来る10月19日、西会津小学校・中学校を会場に開催される、福島県青少年赤十字、いわゆるJRCであります。指導者研修会・学校公開におきまして発表することになっております。特に中学校では、生徒が班別に町内各地区でボランティア活動を行ってきたことをステージ発表する予定であります。このような機会を通し、子どもたちは社会の一員としての自覚を持ち、学校・地域・社会を愛し、奉仕しようとする意識を育みますが、今年度も小・中学校ともに様々な活動を予定しております。

また、今年4月に小学校6年生、中学校3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査の家庭での学習状況や生活環境に質問する調査結果で、本町の児童生徒の地域におけるボランティア活動への参加率が75パーセントを超えております。これは、小学校で福島平均の2.1倍、中学校で1.7倍と高い参加率になっております。このほか、地域行事への参加の質問でも、小中ともに県平均の1.5倍を超えております。このことは、本町児童生徒の長所であり、地域と共に、地域のための活動ができているという、大変素晴らしいことでもあります。この調査の全国的な分析結果としましては、このようなボランティア活動や地域活動を通して、思いやりと社会性など、いわゆる非認知スキルを育むことが、学力向上にも結びついていくともいわれております。

町教育委員会としましては、今後もボランティア活動の機会に、本町の地域の教育力を大いに活用させていただくため、地域の皆さんや町ボランティア活動サポートセンターなどの関係機関と連携し、郷土を愛する、こころ豊かな児童生徒を育てまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それぞれご答弁いただきましたので、順番に再質問をさせていただきます。町長からもご答弁いただきましたので、まず、浜・中・会津の交流について再質問させていただきますが、ご答弁の中で両、各首長さんとお話をして、これから具体的に煮詰めていくということでありましたので、安心しました。私、この、いわゆる広野と浜・中・会津の交流の中で、数年やっているわけなんです。今年に入って、3月にはベトナムに行って交流、連携のあり方を模索して、6月には、先ほどありましたけれども、戸田市と教育連携協定を結んで、今議会の重要事項説明の中でも、トップセールスで行かれた市川市と色々な協定を結んできた、連携協定を結んできたということでもあります。

これ、それぞれの地域と交流をしながら連携をするということは、大変本町に、過疎地域としては有効な手段だと思いますけれども、果たして、さて待てよと、もっと、今、町長のご答弁でいただきましたけれども、宮古島だったり、大宜味村だったり、平田村、広野町であったり、もっと以前から交流しているところがあるのに、そこは何で、いわゆるこういう交流協定、連携協定ができてなかったのかなという心配もありましたので、その辺も推進していただけないかということでもありますので、具体的にどんな形で進められるのか、その点、分かればお尋ねしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でありますけれども、いろいろ今、交流協定に向けて詰めている段階であります。特に浜・中・会津につきましては、東日本大震災以降、浜通りの皆さま、本当に大変な苦勞をされている。で、この大震災の影響というのは浜だけの問題じゃ

なくて、中通り、それから会津にも非常に影響がある。そこで、浜・中・会津の連携した一体的な取り組みが必要ではないかということ、それは復興復旧に限らず、これからのいろんな人の交流、ものの交流というようなことで、これから進めていきたいと思いますというこでの交流にしたいということでありまして、今、内容については詰めておりますけれども。

その実際の交流の締結については、いつの時点にやったほうが一番その効果があるのかということで、先日、広野の町長といろいろ意見交換をさせていただきました。もっと、やっぱり全国的にというか、県内においてもアピールするには、3.11の前、この辺をちょっと照準にこれから作業を進めましょうというような、そんなことで、今、ちょっと進めております。

広野、それから平田村、西会津町の交流については、そのきっかけをつくっていただいたのは、議会の皆さんの、議員の皆さんの交流でありまして、その結果が、それぞれの自治体との交流につながったということで、大変、議会の皆さんには敬意を表しているわけです。それをしっかりした形にしていきたいなというふうに思っています。

さらに、そのほかの交流でありますけれども、新たな取り組みについては、これから進めていくこととなりますけれども、今時点での中身といたしますか、まだ詰めておりませんので、これからベトナム、あるいはそれ以外のところとの交流については、どういう交流がいいのか、ちょっとさらに検討をさせていただきたいと思っています。

それから、沖縄の大宜味村との交流でございますが、この大宜味村とは、非常に健康づくりから交流をはじめているわけでありまして、その後、子どもさんたちの交流になって、さらには物流まではいかないですけれども、それぞれの産業まつりに交流をしていると。今年の2月の雪国まつりに、宮古島の村長がおいでになられて、そのときに、その交流はしているけど、交流の締結はしていないよねという話になって、じゃあどうい交流をしたらいいのかということで、ぜひ協定を結びたいということでお話ございました。これについて、これから村長さんといろいろ詰めたなというふうに思っておりますので。

○議長 宮古島だか、大宜味村だか、はっきりしてください。

○町長 失礼しました。大宜味村とは、まだ協定は結んでいませんよね。宮古島は友好交流協定、結んでいます。大宜味村とはそういうことで、村長さんと、今、そんな話を進めておりますので、できるだけ早く協定を結んで、これからいろんな、盛んな交流にしていきたいなということで、村長さんもそれを願っておりますし、町としても、ぜひその方向で進めたいなというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、そんな方向で進めていただきたいと思います。

それで、住民参加型の交流のあり方についてお尋ねしたわけなんですけど、浜・中・会津にすれば、バス、車等で移動できる距離でありますので、ぜひ我々が行っているそれぞれのイベントに、町民が参加できるようなバスを仕立ててもらって、とりあえず町民が行き来する。我々も行く、その代わりうちのイベントには、ほかの町民、村民の方も来てもらうというような、まず足掛かりとして、そんなことも必要だと思いますが、いかがでしょ

うか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 まさに私はそこが大事だなと思っております、今までは、議会議員の皆さんとの交流、それから、そこに自治体の首長さんたちが招待していただいているということでもありますけれども、それぞれの町村の、いわゆるイベントに町民の皆さんを、やっぱり参加していただいて、で、来ていただいて、やっぱりそこまで住民の皆さんとの交流までやらないと、本来の私は交流にならないのではないのかなと。いわゆる自分たちだけの交流であってはいけないと、せつかくそういういい機会をつくっていただいたわけですから、これからはやっぱり、町民交流と、それからものの交流、物流ですよ。これも一緒にやっぱり考えていかないといけないのかなと、そんなふうに思っております。

またさらには、教育交流もありますし、いろんな交流も、これから視野に入れて検討していきたいと、そんなふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そういうことが足掛かりとなって、両町村との交流がもっと深くなるように、私も期待しております。それには、相手の出方を見るんじゃなくて、まず我々が出かけていけるような機会をつくっていただければなという思いであります。

あと、先ほどの協定の締結に関しては、それぞれの議会との議員と話す中で、ある首長さんは、年度内にはもう結ぶよという答弁をいただいているというようなこともありましたので、3.11を目安ということでもありますので、それを期待していきたいと思えます。

質問を変えたいと思えます。まず、移住・定住・二地域居住について再質問させていただきますが、ご答弁いただいたように、移住・定住に関しては、14組、22名の方が実績としてあるということではありますが、私、質問した、今後どんなことをやったら効果が上がりますかという質問をしたわけですが、その点、答弁書からちょっと見受けられなかったもので、今後いろんなことをやっていますけれども、どんなことを、まずすべきだと思いますか、お尋ねします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 移住推進に向けた今後の取り組みということでございますが、今現在、商工観光課といたしましては、移住のキャッチコピーを、日本の田舎、西会津町ということで、今、キャンペーンをはらせていただいているというところでございます。そのコピーのもと、首都圏におきまして、そのイメージ戦略という部分、西会津町はこういうところだということで、昨年、一昨年と続けてつくりました町のPR動画、春、夏、秋、冬バージョン等を活用しながら、首都圏におけるイベント等の中に参加いたしまして、移住推進という形で進めてきたということでございます。

その中には、やはり情報発信というのが一番重要だということで、フェイスブックとか、そういうような形で、今まで情報発信した成果で、ある程度これだけの実績があったのかなという部分で考えております。

また今後も、その移住に向けたキャンペーンという部分は、やはり一挙にはできませんので、継続して、やはりキャンペーンをはらなければいけないなということで、今年も町独自のイベントなりという部分で、移住者を増やしたいということで考えております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 それぞれの施策、どれが効果があるかなんていう質問をしましたがけれども、私は、それぞれそれなりの効果は、私はあると思っています。そんな中で、何がこれから効果を上げていくために必要なかとお尋ねしたのは、私、この移住政策ばかりではありませんが、一番大切なのは、当事者、いわゆる 14 組、22 人の移住された方がいるわけです。その人の、やっぱり生の声を聞いてみると、移住するまでの悩みはどうだったのか、移住されてからどんなことを感じたのか、今現在、問題はないのか、そういうことが、私は、まず必要なのではないかなという思いがありますが、実際、そういうことを聞いてみたというか、企画してみたことはございますでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 その移住された方の声を聞いたのかという部分でございますが、全員とまではいかないんですが、ある一定の部分のことでは、ご意見を聞いたという部分がございますが、やはり、県の調査でもはっきりはしているんですが、やはり移住者としてしましては、やはり仕事や収入が不安だというのが、やはり 3 割ほどあるという部分でございます。また、あと会津地区ということでは、西会津、雪が多いということで、やはり冬の寒さとか、積雪に対しての不安があるとか、あと、人間関係、いわゆる入ってきて、なかなか人間関係の不安もあるというような部分もいろいろと声は聞かせていただいているという部分でございます。

今後、そういうような部分も踏まえまして、今後、いろんな形で話す機会を設けまして、今後の移住施策に反映させていければなという部分で、現在、今、移住関係の事業で、ライフ・ウィズ・ニシアイズという冊子をつくっているんですが、それをちょっと更新しまして、そういう形で、それを反映させたような形で取り組みを強化していきたいなというふうに考えております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 これ、やっぱりどんな政策も、今、言ったようなことは、県のデータを見たり、おそらく想定できるんですよ、収入の不安だとか、雪が大変だとか、人間関係どうしようだとか。実際ね、それだけでない悩みとかね、心配は、私はあると思うんです。だから、ざっくばらんに、私は移住された方に集まっていただいて、一回聞く機会を、話してもらう機会をつくるべきだと思います。

その際、気を付けてもらいたいのは、役場の会議室に来てもらって話なんか聞いたらだめですよ、硬い話しか出ませんから。多少、お酒が入ってもね、本当にフランクな、ざっくばらんな話ができる雰囲気です、率直に、今、言ったのはね、話を聞いてみるべきです。それがこれからの移住対策には大変役立つと思うんです。そんなことできませんでしょうか、これ町長じゃないと答えられないかもしれないんですが、そこには町長も当然入ってね、率直に悩みを聞いてみるべきだと思うんです、不安だったこととか。ぜひそんなことを思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でありますけれども、実は、定住した人じゃなくて、今現在、協力隊の皆さんと私で、協力隊の皆さん、10 人くらいいましたかね、で、ちょっと時間はあ

まり多くはなかったんですけど、お話をさせていただきました。で、そこには担当課の商工観光課は入らないで、私と協力隊だけということで、これからの、いわゆるまちづくりに向けて、皆さんが日ごろ感じていること、あるいは今言ったように、どういう悩みがあるのかというような話を実際に聞きました。ちょっと時間が少なかったんですけども、本当にいろんな悩みと申しますか、町に対する思いと申しますか、あるいは今の事務の体制だとか、いろんなことを聞かせていただいて、実際には、やっぱり私が見ているとは違う、そういう大変な思いをしているなということ、この前の会議では感じさせていただきました。

したがって、実際に移住・定住、移住されている方たちの思いというか、感じていることというのは、私はなかなかやっぱり大変なものがあるんだろうと、特に生活習慣も違うし、そういう中で、やっぱり、特にやっぱり、そんなことを言うと申し訳ありませんけれども、なかなか外部からの受け入れに対しては、非常にちょっとやっぱりいろんなことがあって、私もそういう経験をしているわけですけども、そういう中で、皆さんの意見聞いて、その意見をやっぱり、何と言いますか、これから協力隊の皆さんが西会津町に移住していただくためには、やっぱりその皆さんたちの思いを、やっぱりしっかり汲んでいかなければいけないのかなというふうに思います。

そういう意味で、本音が出るような会議、それはちょっとアルコール入ったほうがいいのか、あるいは全くその当事者だけで、いろんなお話をしたほうがいいのか、ちょっとそれはこれから検討させていただきますけれども、そういうところ、やっぱり少しずつ解決していかないといけないのかなと。なるべく早い機会に、そういう機会、設けられるように頑張りたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひね、そんな機会をつくってもらって、ざっくばらんな話を聞いていただきたい。意外と頭の中では、いろんなことをそれぞれ考えると思うんです、どんな悩みがあるんだろうとか、でもね、実際本音というのは、聞いてみないと分からないですよ。移住というわけではありませんけれども、教育長、それこそこの春、西会津町にこられまして、半年近くなるわけですけども、実際に本町にいらっしゃる上で、いろんな心配もあったし、今、いろいろ悩み、悩みというか、いろいろお考えになることがあると思うんですけども、実際そんなことございますか。あれば、ちょっとお聞かせください。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 答弁というか、感想になってしまいますが、半年、町外から来た者の代表ということで、ちょっとお話をしますけれども、この4月から半年間ということで、まず、大変、私自身、都会から来たということで、この自然の素晴らしさに毎日感動しております。山並みですとか、また、山にかかる雲、その雲の動きとか、また、夕日の素晴らしさ、そういうものに日々感動しながら、自然を身近に感じられる。そういう意味では大変心休まる、そんな毎日でございます。

生活必需品については、多少不便もありますが、ほぼそういう不便はなく、町にないものは大手通販ネットで買えば、早ければ次の日にくるということもありますし、そういう意味では何ら不自由もございませんし、また、地域近隣の皆さまとも、大変地域コミュニ

ティがしっかりしているという部分では、安心して生活ができるのかなど。あとは、仕事へのやり甲斐という部分では、もう最高にやり甲斐がありまして、頑張っているところでございます。

そういう意味では、町外から来た方には、やっぱりこの自然というのは、やっぱり大きな心の癒しになるのかなど。あとは仕事の中でのやり甲斐があれば、これから迎える深い冬の雪の時期を、その思いがあれば乗り越えていけるのかなと思います。

私の好きな、土曜日の人生の楽園というテレビ番組があるんですけども、やはりこの西会津も、第二の人生を謳歌する場所としては、できるのかなど。そういう意味では、町が進めている空き家バンクとか、いろんな施策において、定住のアピールをしていけば、町外からたくさんの方が来ていただけるのかなど、またそういう魅力のある町であるし、また町にしていかなければいけないのかなど、そのように考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 突然お尋ねしまして、申し訳なかったですが、おそらく今言ったようなご答弁を、感想というか、いただけるもんだと私は思っているんです。実際、町長、こんなこと聞いたことないでしょう、あまりにも身近過ぎて、お住まいも近所だし。でもね、当たり前な答弁、ましてお立場上もあるし、この議場でね、いや、とんでもないところに来たなんていうことは決して言わないはずなんです。でもね、あえてこれ聞いてみるということは、私は大切だと思うんです。想像の域を出ないこともあるかもしれませんが、そんなことが私は必要だから、ぜひ移住された方にはね、できるだけ多くの方、集まってもらって、一度、ざっくばらんな話を聞いていただきたい。それが次の移住対策に生かせるものだと、私、思っております。

それで、今、教育長から、私も、今、人生の楽園の話ありました。私も好きで見ているんです。あともう一つ、芸能人が移住体験する、イチから住なんていうテレビ番組、見たことありますか。あれ見て、町長、感想というか、どんなお考えを持ちますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私もいろんなテレビから、いろんな情報、得ているというか、そういう番組は非常に参考になるなと私は思っていて、やっぱりそれぞれその地域の特色ある、何と申しますかね、しっかり前面に出ているなと申しますか、そんなことをやらないと、なかなか来てくれないなという思いはあります。それぞれに、やっぱり面白いこともありますし、何て表現していいかわかりませんが、ほかかに来て、いろんな人の話を聞くと、やっぱり私たちは、ここに生まれてここに住んでいるから、このよさというのはわかりませんが、まず来た人は、やっぱり西会津町の自然、空気、それから食べ物がおいしい。ここに来ると元気になると、こういうお話をするわけですね。だから、それをどういう形で、ほかかに来ていただけるような形に、呼び込むかとい申しますかね。そういう作業をしないと申せないのかなど。私はそういう意味では、いろんな参考になるなというふうに思っています。

で、これ皆さん、それぞれに感じ方は違うかもしれませんが、やっぱり思い切ったこと、思い切ったことをやらないと、なかなか今、どこの自治体も競争の世界に入っているわけですから、そういう意味では、やっぱりもうちょっと大胆な発想で思い切ったこ

とをやらないとだめだなということは、やっぱりその番組を見ては感じてはおります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 番組の中で、私もああいう番組を見ると、この田舎町に住んでいながら、本当に田舎暮らしに憧れるというか、都会でやっぱり、都会の暮らしに疲れた方々なんか、ああいうテレビ番組を見ると、ああこれは、リタイヤした後はこういう生活したいなど、私、みんな思うはずなんです。それで、あの番組はいいとこしか映っていないと思いますけれども、やっぱりどれも楽しそうに、元気に暮らしている方というのは、やっぱりご近所付き合いであったり、友人ができたり、やっぱり人とのつながりが、私、一番大切なのかなという思いであります。いくらお金があってもね、それがなければ楽しい生活はできないと思います。

そんな中で、以前、昨年、一昨年になりますかね、当時の町長と健康福祉課長には言ったんですが、これからの子育て支援策は、北欧のネウボラの対策が必要になってきますよというお話をいたしました。ネウボラというのは、今、国内においても、日本型のネウボラ政策、あるいは近隣の町村においても始まったところありますけれども、いわゆる結婚から、結婚の前からなのかな、出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、学校、会社のこと、地域のこと、いろんなことを長いスパンで相談にのってもらえる人、一人の人がいれば、その人は安心して暮らせますよということなんです。私、この移住政策に関しても、私そういう考え方、必要だと思うんです。

要は移住し、移住というのは引っ越しして終わりなのかということ、私はそうではないと思います。移住してしまえば、いろんな生活する上での、今、言った子育ての悩みだったり、学校だったり、地域の悩みだったり、集落の悩みだったり、そういうのが必ず出てきます。そういうところを、やっぱり親身になって家族付き合いができるような、相談できるような人が、私は必要なのではないかなという思いであります。

そんな中で、今いろんな施策をやっている中で、何が効果的かなんていう質問をしたんですが、私はそれぞれ施策、それぞれの効果があると思う。そんな中でも、やっぱり、よく選択と集中とかという話しますけれども、なかなか行政では、そうは言ってみても、選択と集中というのはなかなか難しいのかなという思いであります。必要な政策に、やっぱり集中していくというのは、私、必要だと思うんです。

だから、例えば移住のコーディネーター、例えば長いスパンで見てもらえるような、そういう人が必要であれば、そこに予算なり、人をつぎ込んでやっていくということも、私、定住起業支援補助金なんかも、金額が多ければいいのか、少なくともいいのか、それは分かりませんが、そのいろんな話を聞いた中で、その政策を精査して、やっぱり選択と集中というのが、これからしていくべきだと思うんです。町長、その辺、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 日本全国の中で、移住がうまくいっているところの事例を見ると、やっぱりそこには、いわゆる移住されてきた人と、その集落、あるいは町との世話人というんでしょうかね。いわゆるさっきも申し上げましたけれども、いわゆる生まれも、環境も違うし、生活習慣も違うし、それから、いろんな自治体のいろんな付き合いとか何かある。それにや

っぱり一番悩みがあるんだそうです。それを解決するのは、やっぱり、その移住された人を世話する人が、これがしっかりしているところは、やっぱりどんどん移住が増えているといいますか、うまくいっている。そういう事例もあるわけでありまして、まさに今、多賀議員がおっしゃるとおり、私はそれがないと、移住して来た人は、あと自分だけで生活しろといっても、これはなかなかそんな簡単には私はいかないと思います。

で、それとやっぱり、その協力隊が3年過ぎて、いわゆる定住を目指すというときに、やっぱり一番問題になるのは、お金といいますかね。金だけじゃない部分はありますけれども、どうしても、やっぱり生活していけるだけの、やっぱり経済力がないと、なかなかここには住めない。

そんな話もいろいろある中で、私は本当に西会津町の人口を、もうこれ以上減らさない。あるいは減少率を抑えるということには、私この3つしかないと思っています。1つは、今、生まれた人が、ここにちゃんと定住してくれるような、いわゆるそういう環境とといいますか、生活とといいますかね。それと2つ目は、ほかから西会津町に来ていただいて、ここに定住してもらう。それともう1つは、今、高齢者の皆さんが健康で長生きしてもらう。この3つがないと、私は西会津町の人口は、やっぱりどンドンどンドン減ってしまうんだと。それには、仕事の問題とかいろんな問題、いろんなことありますけれども、そこをやっぱり中心にもの考えていったときに、何が必要かと。だから、その必要なところにお金をかけるというのは、私は当然のことだと思っていますし、これから、その辺はしっかり、どこにどういう集中的に投資したらいいのか、あるいは町の財源を投入したらいいのかという部分は、これからだと私は思っていますので、もう少し時間をいただきたいなと思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそう願います。この移住ばかりに時間かけていられないので、次に、いわゆるボランティア教育について質問を移らさせていただきます。

今、学校教育課長のご答弁だと、本町の児童生徒は、いわゆるJRCだとか、いろんな諸活動に取り組んで、県内の中でも相当な、倍までいかないのかな、1.5倍くらいの、いわゆるボランティア教育というかね、そういうのに携わっているということでありましたので、安心しました。

私、これ質問させてもらいましたのは、戸田市から新しい教育を学びながら、教育改革を進めるという中で、いわゆるプログラミング学習であったり、タブレットを使った家庭学習だったり、IRTのテストだったり、そういう話はいろいろ教育長されますけれども、私は、いわゆる人間教育があって、プラスこれだと思うんです。だから、そういう話をさせてもらって、安心したんですが、私は、ここでどう言ったら分かりませんが、多少、算数だとか、理科だとか、できなくてもね、この、いわゆる人間教育がしっかりしている子というのは、私は大変、将来優秀な人間になるなという思いがあります。

6月議会の続きになりますけれども、東京大学出て、キャリア官僚になって、日本を動かしていると思っている、勘違いしているような人よりも、いわゆる、今度、新学習要領の中では道徳が、今度、教科としてなるということですから、算数、理科、社会とかというのは、2とか、1であっても、道徳はずっと5だよなんていうのは、やっぱり評

価されるべきであるし、そういう評価できる体制であってほしいなという思いではありますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 今、多賀議員おっしゃったとおり、先ほど答弁の中にもありましたとおり、全国的に学力の伸びというのは、ボランティア活動とか、地域活動をとおしての社会性を磨いた、非認知スキルが蓄えることによって、相乗効果をもって学力も伸びていくということでございます。

そういう意味では、私はこちらに、西会津町に来たときに、不易流行ということで、私は、この西会津町のこの地域の力、また、町の力、そういう民の力のすごさに、私は大変感動しております。そういう意味では、私のこれからの教育の大きな中には、この民の力をいかに活用しながら、その上で産官学の力と融合しながら、新しい力も、また西会津にあるそういう不易の力もしっかりと生かした教育をしていきたいなと。

そういう意味では、ボランティアの活動ということが、全国よりも西会津の子どもたちがボランティア活動においては2倍以上ということで、そういう意味では、西会津が育ててきたそういう力が、私はあるのかなというふうに感じております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長が敬老会の中で話されました。町長は生き甲斐づくりという意味で話したと思うんですが、このお盆に、2歳の男の子が、山口県のおじいちゃんのところに里帰りして、ちょっと家族が目を離したすきにいなくなってしまった。警察、消防、一生懸命探したけれども、3日見つからなかった。3日目の朝に、尾島さんという人が、山口県からわざわざ来て、必ず見つけてきますよとこう言って山に入って、30分程度で見つけてきたと。大変、私も同じような孫がいるものですから、他人事ではなくて、大変うれしかったことなんですが、あの人は、それ町長も話していましたが、知る人ぞ知るスーパーボランティアということらしいんですね。全国の被災地では有名な方で、ああ、さすが尾島さんだったなと、賞賛の嵐だったということでもあります。

あの尾島さんのようなね、いわゆるボランティア精神というのは、どこで私は身についたのかなというふうに考えますと、彼は、町長の話だと、中学校を中退して、魚屋の丁稚奉公に入って、35年間、生魚店を営まれていたとのことですから、おそらく学校でなんか、そういうのをあまり習っていなかったような感じは受けるんです。でもね、当時は、我々の周りにもね、本当におっかない、頭くらつけられるようなおじちゃんがいったり、本当に湯婆婆のような、きかないおばちゃんがいったりというよをなことで、そんな中で、やっぱり道德教育というか、そういうのを教えこまれたような気がします。残念ながら今は、頭撫でただけでね、体罰だ、ハラスメントだといわれる世知辛い世の中になってしまいましたので、ある意味、学校教育の中でね、そういうこともいろいろ教えて、教えるというかね、いかなければいけないのかなと思います。

それで一つ、プログラミング学習だか、タブレット端末のチラシだか、先日の中で見たんですが、いわゆるこれからは、アクティブラーニングと、今まで学校というのは受動的な場であって、教えられるというようなことであつたけれども、これからはやっぱり自分で考えて、自ら行動して切り開いていくと、良し悪しの判断も含めて。そんなことが私、

大切だと思うんです。その中には失敗もあろうかと思えますけれども、ぜひそんな失敗を恐れず、いわゆるアクティブラーニングを進めていただいて、子どもたちの自主性をどんどん高めていっていただきたい。その中には失敗があって、私、当然だと思いますが、その辺、教育長、いかがでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 今、アクティブラーニングということですが、主体的な対話的で深い学びということでございます。今まで、一斉授業で教師から与えられるだけではなくて、その教師から出された課題を、自分でどのように解決しつかんでいく。そして、友達同士と対話をしながら学んでいく。さらにはそれを深めていくという、アクティブラーニングの手法が、今、捉えておりますので、そういう意味では、西会津においても、このアクティブラーニングの学習を、先生方の研修を通しながら、しっかりと深めていきたいと考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そのアクティブラーニングの中で、今ほどの事例の中にありましたけれども、まだ、いわゆる受動的な立場、形のボランティアが多いと思うんですよね。あるところに行って、一斉清掃しましょう。そうじゃなくて、やっぱり自分が何、社会貢献というか、社会奉仕をするために何が必要なのか。そんなことを考えられる機会をつくっていただきたい。そうすると、やっぱり善意の押し売りだとかね、いろんな問題が出る場合もあるんです。半面、そうやって集めて、あそこで一緒に清掃活動しましょうといわれると、ある一部の人からはね、いわゆる強制労働みたいな、ボランティアの名をかたったね。そういう見方をされるケースがありますので、そのアクティブラーニングというか、自ら自主的にこう考える活動をどんどんと伸ばしていただきたいと思えますが、当然これからやろうとなさっているんでしょうけれども、いかがでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 まさに自ら学ぶということが大変重要なことになります。そういう意味では、学校においてもこのような指導をしております。あと大事な点は、やはり親の背中を見てということもございますので、ぜひ子どもと一緒に親が連れてきながら、親と一緒に活動するということも、地域の大変大事な力になってくると思えますので、そのような家庭を西会津の町で、あわせてつくってまいりたいと思えます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 時間もちょうど残り15秒になりましたので、本当に今日は、秋の、毎年、秋の議会では、実りある議論をしたいなという思いでおりますが、なかなか食い違いが多かったんですが、今日は実り多い議論ができました。これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時46分)

○議長 再開します。(15時15分)

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、こんにちは。12番、荒海清隆でございます。私は、今次の定例会に観光資源を生かした持続可能なまちづくりというようなことで一般質問をしたいと思えます。

前々回も、私、森林資源を活用して持続可能なまちづくりをしてはどうかというようにことで質問をした経緯があります。今回は、観光を中心にして、持続的に町が活性化できるというような観点から質問をしたいと思います。

私は常々、本町には、特に観光的な要素がないというふうに思っておりました。観光資源の掘り起こしと誘客、交流人口の増加を図り、町の活性化につなげなければならないと考えておるものであります。観光的な要素がなければ、やはり人が行ってみたい、見てみたいというような観光地をつくることも一つの施策ではないかなというふうに考えております。そこで、中長期的な立場、観点から次の点を伺うものであります。

本町には、大山祇神社、鳥追観音という、古くからの神社、仏閣があります。さらなる誘客を図ることが必要であると考えております。特に雷山公園、そしてその先にある公園風のところは、聞くところによれば、緑地休養施設というようなことでございます。そこを整備することで、観光地として活性化できないものかと考えておりますので、町の考えを伺うものであります。

2つ目でございますが、飯豊山、鏡山は秀峰として知られ、リピーターも多くいる山であります。避難小屋や登山道、キャンプ場を整備し、観光資源の掘り起こしをする考えはないものでしょうか。昨年12月議会においても同様の質問をしたところ、国立公園であること、国有林内であるため課題が多く、十分な検討が必要であるというような回答をいただいたところでございます。その後の進展はあったのでしょうか、お伺いをいたします。

3番目でございますが、先ほど多賀議員が移住・定住の件につきましては、詳しく質問され、また町側も答弁をしておられましたので、これはかぶってしまって申し訳なかったんですが、この質問は割愛させていただきたいと思います。

以上が私の質問でございます。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 12番、荒海清隆議員の観光資源を生かした持続可能なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

はじめに雷山公園、緑地休養施設の整備についてでございますが、雷山公園と緑地休養施設を含む雷山生活環境保全林は、町民の皆さんに自然に親しみながら安らぎや癒しを感じていただくために福島県と町が整備したものです。磐越自動車道が開通してからは、西会津インター付近からのビューポイントとして、そして本町の主要観光地である鳥追観音・大山祇神社への玄関口として、観光面でも重要なエリアとなっております。

しかし、整備より40年が経過した現在は、施設の老朽化や経年等に伴う荒廃が進んでおり、野生鳥獣も頻繁に目撃される状況であります。町は西会津町森林組合に刈り払い等の管理を委託しておりますが、観光資源としての磨き上げまでにはいたっていないのが現状であります。

町といたしましては、当該エリアが保安林に指定されていること、観光資源としても重要なエリアであることなどを総合的に判断し、関係機関と連携しながら、再整備の可能性について調査・検討してまいりたいと考えております。

次に飯豊山・鏡山に関するご質問にお答えいたします。まず登山道の整備についてでございますが、飯豊山登山道である町道弥平四郎山荘線につきましては、豪雨により洗掘され

た路面の修繕を昨年度に実施し、現在のところ通行には支障はありません。また、鏡山登山道である町道久良谷線につきましては、路面の洗掘や路肩の崩落により車両の通行ができないため、雪解け後から森林管理署等関係機関と協議を進めてきたところ、ようやく協議が整い、現在修繕工事に向けた準備作業を進めているところであります。

次に祓川山荘についてであります。祓川山荘は雪解け水や雨水などにより、祓川が増水し渡ることが危険な場合の避難小屋として、昭和47年に設置された施設であります。これまで雪害に伴う屋根のトタンの張り替えや、窓ガラスの交換などを行ってきたところでありますが、施設は老朽化していると認識しております。

ご質問の祓川山荘の移転新築等の整備につきましては、昨年12月議会でご答弁申し上げましたとおり、当該地域は磐梯朝日国立公園内で、国有林野内でもあります。自然公園法による制約をはじめ、福島県自然環境整備計画の変更手続き、森林管理署との原状回復、新設等の協議をしなければならず、具体的な事業計画や設計図書も必要となるほか、多額の財政負担も伴います。

このようなことから、祓川山荘の移転新築等は大変厳しい状況のため、当面は祓川山荘の修繕などの環境整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま商工観光課長からご答弁いただきました。私はあそこのエリア、大変、今後、開発されていって当然じゃないかなというふうに考えております。その中で、まず大山祇神社ですか、鳥追観音、あそこ、昔の話を語るとなんですが、かなりの観光客が来ていたわけなんです。現在の動向としては、どのように捉えておられますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 大山祇神社と鳥追観音の、だいたい観光客の数ということでよろしいんでしょうか。それではお答えいたします。

こちら、福島県の観光入込客状況ということで、私どもで独自に集計したものを、いわゆる観光地から集計したものを県に報告した数字から申し上げますと、まず、西会津町といたしまして、まず大山祇神社ということの部分でございますが、こちらのほうにつきましては、年間、29年度でございますが、14万2,480人ということで、関係者から聞き取ったものを県に報告しているということでございます。また、鳥追観音につきましては、こちらの調査の該当にはなっておりませんが、町の独自の聞き取り調査によりますと、だいたい5万7,000人から、多いときで7万人程度というような入込客があるということでお聞きしているところでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 両方合わせて20万ちょっとということなんです。これは29年度ですか。できれば最近、ここ数年というような、どういう動向なんでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

数年と申しますか、昨年度の実績で申し上げましたが、一応、こちら手元にある数字で、28年の実績を申し上げますと、まず大山祇神社につきましては、13万9,470人ということで、約2.2パーセントの増ということで捉えております。鳥追観音につきましては、約6

万人程度ということでお聞きしております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今、大山祇神社には、ちょっと聞こえなかったんですが、増えたということですか、減ったということですか。2.2パーセント増ということ。

増えるということはいいいことなんですが、増えること、いろいろあるんでしょうけれども、要因としてはどういうふうなことで捉えておられますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 その増えた要因という部分でございますが、やはり一番大きい部分につきましては、まず地元の中野区村おこし実行委員会の取り組みという部分が、まずございます。年初めの大山まつり二年詣り、並びに5月の、春の例大祭のウォーク、それから秋のウォークということで、そういう形の取り組み。そしてまた、観光交流協会が行っておりますスタンプラリーと、大山まつりに来ていただければ、スタンプを押して商品をもたらえるような取り組みが功を奏していると認識しております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 増えているというようなこと、そして中野自治区の活動なんかも、私も本当に評価しているわけなんですけど、昔から比べれば、まだまだ少ないんじゃないかというふうに考えております。それで、ここをもう少し活性化するためにも、まだまだやるべきことがあるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、この地図をちょっといただいたんですが、結構広い、このエリアになっているんですね。私、先ほど言ったんですが、緑地休養施設、あそこ大山公園なんていうふうに、ちょっと私、認識不足だったんですが、考えていたんですが、あそこは緑地休養施設というふうになっているというようなことで、この地図を見ますと、あそこだけじゃなく、あの山一帯がいろいろな名称が付いていて、どんぐりの森、どんぐりの道、千本松林、丸八堤ですか、それから、せせらぎの道、赤松の道ですか、それから、四岐の道、稲荷山広場、一番上のほうに行くと、その下に、北御用の道とか、というようなふう書いてあって、あれ全体がこういうふうに乗っていたんですが、この土地を利用するために、ここは、まずこの土地の名称なんですけど、土地の所有者はどなたで、どのくらいの規模があるんでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 雷山公園の管理につきましては、農林振興課のほうで担当しておりますので、お答えをさせていただきます。

議員が今ほどお示しいただいた、その図面については、雷山環境保全林全体の見取り図かというふうに思います。雷山環境保全林全体につきましては、おおよそ23ヘクタールございます。そのほとんどが原町財産区の所有であるというふうに記憶をしております。細かいところは、今、手元に資料がございませんけれども、大部分は原町財産区の所有であったかと記憶しております。したがって、民有林でございます。

以上でございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 原町財産区で23町歩、大きな、大変大きな公園というようなことになってお

るわけですが、これを町が森林組合に委託して管理しているというような認識でよろしいんでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

森林組合との、その雷山環境保全林の委託内容につきましては、管理業務ということで委託をしておりますが、契約上は、その面積全部を契約しております。ただ、実際に作業を行っていただいているのは、いわゆる雷山広場を中心とした、雷山公園と通常いわれているところですが、雷山広場を中心とした公園の部分。それと、緑地休養施設の部分の草刈りや雪囲い、また、トイレなどの清掃等を委託しているところでございます。

以上でございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 これだけの広大な面積ですから、そう委託、全てやれということとはできないかなとは思いますが、ここを利用するというようなことで、大山祇神社、あるいは鳥追観音、観光客がおいでになるんですから、ここをもう少し整備をするというように、私、いろいろ話を聞いたり何だりするんですが、あそこ、先ほど課長も申されましたが、高速に乗ってくると、あそこに桜とか、桜に限ったことはないと思うんですが、そういう桜としてもいいんですが、そういうのを植えて、もう少し人を呼ぶような方策もあるんじゃないかなというふうに考えております。

これは私だけではなく、町内外の人が、やっぱり言っていることなので、そういうことを、もう少し観光資源の掘り起こしができないかというふうに考えておりますが、町としてももう少し手を入れて、観光資源。これはかなり金もかかるかもしれませんが、将来に残すべきものではないかなというふうに考えておるんですが、その辺の考えはないでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

答弁にもありましたとおり、観光資源として重要なエリアであるというふうに認識をしております。また、あそこレクリエーションを目的とした保健保安林という指定にもなっております。そういった保安林の当初の目的を、機能を回復するためにも、そういった環境の向上については取り組んでいく必要があるなというふうに考えておまして、さしあたって本年度は、町のほうでも、その先ほどご質問にありました管理の作業以外に、県の交付金事業などを活用いたしまして、大きな規模ではございませんけれども、立木の伐採などを行いながら、少しずつ環境の整備を図っているところでございます。

また、観光交流協会とも現地を見たりしながら、どういうふうに、かつての機能を取り戻していけるかというような調査を進めて、少しずつではあります、取り組みをしている。現在はそういったところでございます。

以上でございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今、少しずつというふうなお話なんです、私は、以前も申し上げたんですが、やっぱり今やらなければならないことはたくさんあると思います、行政側のほうから

すれば。それと、今やっておかなければ、将来に残らないというようなものもあるんじゃないかなと。そういう考え方でいくと、今やっておかなければならないことは必ずあると思うんです。それが、やっぱり観光資源の掘り起こしにつながるものじゃないかなというふうに考えております。

先ほど、多賀議員の質問に、町長、集中してやることも必要じゃないかというようなお話があったと思うんですが、まさに今、そんなときじゃないかなというふうに、観光のことに関しては思っておりますが、どうでしょうか、町長、お伺いします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　観光のおただしでございますけれども、今、町にある観光施設、少し増えている部分はございますけれども、当時の全盛のころから見ると、非常に入込客数は減り続けてきて、それで、東日本大震災の影響でぐっと落ち込んできまして、ようやく最近、少しずつ増えているような状況にありますけれども。

いわゆるこれから西会津町に観光として来てもらうためには、今の観光の施設の整備も必要ですけれども、新たにやっぱり、そういう観光施設といいますかね、もうそれもやはり考えないといけないのかな、これも町単独といいますか、あるいは関連する市町村との連携によって広域的な観光も考えていかないといけないし、そのほかに、やっぱり町単独の、今、おただしのような雷山生活環境保全林、当時、昭和50年代だと思いますけれども、あそこの整備したわけでありましてけれども、だんだんやっぱり世代が代わってきて、当時はいろんな方たちがあそこに足を運んでいただいたわけです。特に緑地休養施設なんていうのは、あそこで元バラ園があった跡なんかは、芝生を植えて、あそこでバーベキューでも何でもできるようなということで、始めたわけですがけれども、どんどんどんどんやっぱり、人が行かなくなってきてしまっていて、今、いろんな原因があるわけですがけれども。

そんなことを考えて、あその資源というのはもったいないなど。で、雷山公園も、いわゆるマツクイムシで、松がほとんど枯れてしまってきている中で、あそこをやっぱり有効に生かすには、何らか考えないといけないのかなと。それは何なのか、桜なのか、あるいは花なのか、何かそういう思い切ったことをやらないといけない、人を呼び込むにはそう簡単ではないなと思いますけれども、あそこを全体的に整備するとなると、相当な、いわゆる財源が必要になってくるわけでありまして。

しかしながら、やっぱり交流人口といいますか、町が活性化するためには、外から人が来ていただかないといけないわけですから、そういう意味で、あその資源、先日も財産区の議員の皆さんともお話をさせていただきましたけれども、あそこはやっぱりもっときれいにしてもらって、そして、やっぱり人が来てもらえるような、そういうものにしてほしいという、いわゆる貸し手のほうからのいろんな要望もありましたので、どういう開発ができるか、どういう観光地としてできるか、もうちょっとこれは時間をいただかないと、そうなかなか簡単に今すぐできることではないにしても、しっかり、やっぱり今の観光だけでは、私はやっぱりこの町に町外から来ていただけない、新たな観光地もつくらないといけないのかなと、そんなふうに思っておりますが、これについては、これから将来、西会津町の将来に向けて、どういう観光地にしたらいいのかということで、十分、調査研究をさせていただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長からご答弁いただきまして、私もそのとおりだなというふうに考えております。私、観光の話をするとき、いつも引き合いに出すんですが、近くでは喜多方市の、今の日中線の、元日中線ですか、あそこのしだれ桜ですね。あの当時、日中線が廃止になったのが昭和58年度かと聞いていますが、その後に両側に植えたんですけれども、あの当時、ちょっと仕事の関係で行っていたんですが、これはやがていい観光地になるんじゃないかなというふうに思っていたんです。やっぱりあれから30年過ぎたんですが、今では臨時の観光バスが止まるほどの、そのくらいの人がいっぱい来ているんです。

だから、観光地をつくるには、やっぱり少なくとも20年、30年のスパンでものを考えておかないと、そういう誘客というのはできないのではないかなというふうに思っております。

あと、大内宿なんかも、やっぱりそうなんだと思いますが、当時の、やっぱり先人があそこをトタン屋根にしないで、茅葺の屋根で残して、こうしようというような明確なビジョンがあったから現在に残って、観光客が年間80万人だったと思いますが、そういう人たちが来るようになったというふうに聞いております。

やっぱり今、将来の西会津の観光を考えると、20年、30年、早くても10年くらいかかるというような考えでやっていかなければならないというふうに考えております。

それともう一つなんですが、平田村、交流している平田村の芝桜なんかも見習うべきじゃないかなと。4月は芝桜、そのあとはアジサイ、それからユリというようなふうにしてやっておられるようなんですが、そういうこともいろいろ考えて、ぜひ今、やっておかなければならないというような観点で進んでやっていただければというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に移りますが、前回も十分な検討が必要であると、国立公園である。そして国有林内であるために、いろいろなできないというような、規制があるというような、当然この前も聞きましたが、規制で一番厳しいというのはどういうことなんでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 磐梯朝日国立公園内の規制の厳しさという部分に関するご質問にお答えいたします。

まず、規制と申しますか、やはりあそこは国立公園内という部分がございます、やはり自然公園法の制約を受けるという部分がございます。また、先ほどご答弁でも申し上げましたが、こちらは国有林野内でもあるという部分で、二重の網がかかっているという部分で、その解除等、協議等に時間を要して、大変厳しいという形で申し上げたところでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 なかなかそういう二重に網がかかっている、できないんだというようなお話なんですが、よくテレビなんか見るんですけれども、ほかの観光地ですか、国立公園とか、そういう観光地であっても、結構、人工的なもの、構造物をつくったり、やっているところを見るんですよ。よくこれはできるななんていうような思いで見ているんですけれども、やっているところもあるし、できないばかりじゃないんじゃないかなというふうに考え

てみると、いきなり町でいって、国にいったらどうのこうのとはなかなか難しいことかもしれないんですが、県からせつかく副町長がおいでになっているんですから、これ県のほうのことに關しては、副町長のほうからちょっと仲立ちしていただくとか、何かちょっとないんでしょうか、副町長、何かあったら、いい方法あったらひとつお願いします。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 今ほどのご質問にお答えをいたします。

これ国立公園ということでございまして、県の判断で、すぐ何かできるかということ、残念ながらそう簡単にはまいりません。先ほどご答弁、課長のほうから申し上げましたとおり、手続き的には、すぐできるかということ、やはりかなり時間を要するものであることは間違いありません。その手続きをするための書類もかなりの量、出さなければならないというのは現実的にあるというふう聞いております。

その中で、新しく建てるという場合には、いくつかやり方があると思うんですけれども、違う場所に新しく建てる場合、それから、今ある建物を壊して、同じ場所に建てる。もしくは今あるものを改修して使う。だいたい今想定されるのは、お話いただいているところでいうと、その3つぐらいの中で、どうやってやっていくのかと、それができるのかどうかというようなことを検討していった中で、移転してつくる、もしくは改築といたしましても、改築をすると面積等が変わってきてしまいますので、移転した場合とほぼ同様の手続きが必要になってくると見込まれております。そういったところを経て、やっていくという判断を今のところしていないということですし、それが認められるかどうかということもやってみないと分かりませんので、今のところ難しいというご答弁をさせていただいているというふうに認識しています。

残る修繕で対応するというところではございますが、修繕をするといっても、かなり本体がもう老朽化しているというふうにお聞きしておりますので、それで、どのような形でできるのかというようなこと、また、今、登山客は減少傾向にあると聞いておりますので、じゃあ整備をした結果、今後どれくらい利用客が見込めるのか、それから、整備した後で、誰がどのような形で管理をしていくのかというようなことなど、いろいろ検討しなければいけないことと思っておりますので、地元の自治区の皆さま、それから関係団体の皆さんなどともお話をしながら、何ができるかということも含めて、少しずつ検討させていただきたいと思っております。

なかなか前向きなご答弁は、すぐには難しい案件だというふうに私も認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 もう少し前向きなご答弁をいただけるのかなという、ある程度期待はしていたんですが、副町長さん、いろいろな面では苦勞していられるので、それは分かりますが、その修繕というのはあり得ないというところなんです。あそこに近年、寝泊まりするという人はいないみたいで、がら空きになっている。そこにまた老朽化している。やっぱり移転するというようなことが、地元の山岳会は、やっぱり望んでいるみたいです。

また、その移転とともに、本当ならばキャンプ場、子どもたちが来て遊ぶことのできるキャンプ場なんかとも同時に整備していただければなというようなことで考えてはいるんで

すが、なかなかそれは厳しいというふうなお話ですが、私は、大変なことかなとは思っているんですが、お互い国、県、それから町となんですから、民間の人間がいて、どうのこうのといっても、それは始まらないと思いますが、そこで、やっぱり町は県にお願いして、県でやっぱり国との調整役をしていただくというふうなことでやっていただければ、少しでも前に進むんじゃないかなというふうに考えておりますが、副町長、もう一度お願いしたいと思います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 だいたい同じ繰り返しになってしまいますのであれなんですけれども、難しいというふうにお答えしておりますのは、絶対に認められないということを言っているわけではございません。時間をかけて協議をすれば、新しい場所に移転することも認められる可能性はあると思っております。

しかし、先ほど申し上げましたように、これからじゃあそこに避難小屋ですよ、をつくって、そこにどれくらいの利用が見込まれるのかと、そこにどれだけのお金がかかるのかというふうなこととか、じゃあそこほかの施設、今、いろいろお金かけてやらなければならないと思っていること、いくつかございますが、そういったものとの優先順位も含めて、総合的に考えていかなければいけないものであるというふうに思っております。飯豊山はじめ、この国立公園というのは、西会津町にとって大変貴重な、観光を含めた資源、宝だと思っておりますので、そこに多くの皆さんに来ていただけるようにしたいという思いはよく分かりますし、私もそのようにしてまいりたいと思っております。

ですので、ただ一方で、この規制しているものは、規制している法律は環境を守るための法律でございます。ですので、観光と環境を守るということは、一義的には対立することが多くなりますので、その難しさというのは少しご理解をいただいた上で、何をやっていけるのかということに関しては、これからも一緒に考えていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 副町長には、ちょっと無理なことをお願いしたのかなというふうに考えております。ただ、今、町長の所信の表明の中にあつたんですが、所信じゃないか、飯豊山麓活性化協議会ですか、これの解散。あと、自然遺産ですか、これもだめでしょうというふうなことで、実は残念に思っているんですよ。そういう中で、何か一つこう進んでいければ、飯豊山に対してもいいんじゃないかなと考えておりますので、雷山公園含めて、ぜひ前向きに検討していただければなというふうに、私も将来に向かって、歳を取るとそんなことがちょっと言いたくなるもので、老婆心ながらお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時55分)

平成30年第5回西会津町議会定例会会議録

平成30年 9月12日(水)

開 会 10時00分
延 会 17時41分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
総務課長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	五十嵐 博 文	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	成 田 信 幸
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第6号）

平成30年9月12日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第6 議案第5号 財産の無償譲渡について（山林）
- 日程第7 議案第6号 平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第7号 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第8号 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第9号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第10号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第11号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 議案第12号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第13号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第14号 平成29年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第15号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第16号 平成29年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第18 議案第17号 平成29年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議会案第1号 事務検査に関する決議

散 会

(一般質問順序)

1. 青木 照夫
2. 清野 佐一

第5回議会定例会議事日程（第6号の追加1）

平成30年9月12日

追加日程第1 事務検査

○議長 おはようございます。平成30年第5回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。11番、青木照夫でございます。今次の一般質問は2項目を提出いたしております。

その前に、昨今の日本列島は災害の連続で、つい先日までは、うだるような猛暑が続いたかと思いきや、豪雨、台風、地震災害などが発生し、多くの犠牲者を出す惨事が相次いでいることに、今や対岸の火事では済まされないことを痛感しております。

今、議会は行政のチェック機能から、町民の意見を踏まえ政策提言をしていくため、昨年12月に政策提言調査特別委員会を設置したところであります。目の前の大きな問題として、人口減少や高齢化に伴う後継者問題、空き家の増加など、歯止めがかからず、今まさに議会と行政が町民の目線に立ち、乗り越えていかなければなりません。

それでは1つ目の質問に入らせていただきます。1つ、町の遊休施設についてお尋ねいたします。この質問要旨は、昨日、同僚議員が質問しておりますが、私なりにお尋ねいたします。現在、町に残されている遊休施設の中で、旧野沢保育所があります。この旧保育所は、野沢の中心地にあり、幼児の保育所施設として半世紀以上も親しまれ、多くの園児を送り出した場所です。その場所に、今次の町長の提案理由の中で、若者が住める住宅建築の構想が出されました。全員協議会で議員に対しての説明はありましたが、町民の皆さんには、この定例会議で知ることとなり、そこで、旧野沢保育所に建てられる若者向け定住住宅を建築される建物とは、どのような内容のものなのかお示してください。

2番目に質問であります。これは昨日、同僚議員が質問をいたしておりますので、割愛をさせていただきます。

2つ目、質問事項の2つ目として、ふるさと納税の取り組みについてお尋ねをいたします。ふるさと納税は自主財源の確保や地域活性化の手段として、多くの自治体が知恵を出し合い、取り組んでいたところであります。一昨日、1番の同僚議員がふるさと納税に対して質問をしており、町の考え、今後の取り組みなど、ある程度聞くことができました。そして、昨日、テレビ新聞等で総務省が、3割を超えた自治体に対して、ペナルティなる報道がありました。それを踏まえて質問をいたします。

1つ、ネットでのふるさとチョイスの今までの活用の効果、反応はどのような状態にあったのかを伺います。

2つ目、現在、ネットでの返礼品の内容は、どのようなプロセスを得て決定されたのかを伺います。

3つ目、6月、スタートされているが、現在までの寄附金の実績と設定金額の内容についてお尋ねいたします。

以上が私の一般質問であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 11番、青木議員の遊休施設対策のご質問のうち、旧野沢保育所解体工事後の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

旧野沢保育所の解体工事についてであります。7番、伊藤議員のご質問でお答えいたしましたとおり、本工事は次年度の若者向け住宅整備に向けて行うものであります。住宅の建設候補地につきましては、アンケート調査において、賃貸住宅の所在地はどの地区が適当かとの問いに、町で住宅を整備した場合、入居したいと回答した79名のうち、54名が野沢地区、15名が尾野本地区と回答し、その他の地区の回答はありませんでした。また、本事業においては主に単身者を入居対象として想定していることから、通勤や買い物等生活の利便性を考慮し、野沢地区への整備としたところであります。

具体的な場所につきましては、公共用地か民地かを問わず、利便性や地域活性化への寄与、さらにはコストの縮減と遊休財産の活用の観点から総合的に検討した結果、旧野沢保育所の敷地を適地と判断したところであります。

住宅整備の内容につきましては、町内の賃貸住宅の状況やこれまでに行ったアンケート調査結果、町内企業等からの要望等を踏まえ、単身者あるいは夫婦等2人世帯向けの1LDKタイプの間取りで、20戸程度の集合賃貸住宅を想定しております。

議員おただしのとおり、旧野沢保育所は野沢の中心部であり、若者等が住むことによるまちなかの賑わい創出や地域経済の活性化につながることを期待するところであります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、ふるさと納税の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、ネットでのふるさとチョイス活用の効果についてであります。1番、三留満議員にお答えいたしましたとおり、8月末現在で寄附件数88件、金額で79万円となっております。これは昨年度同時期と比較し70件、23万5千円の増となっております。まだまだ十分でなく、さらなる取り組みが必要であると認識しております。

時勢として、今後、ますますインターネットによる寄附が主流になっていくものと思われれますことから、WEB広告等を重点的に展開していくとともに、魅力のある返礼品を充実させ、多くの方にご寄附いただけるよう努力してまいります。

次に、返礼品の内容はどのようなプロセスで決定したのかというおただしであります。今年6月の全員協議会でご説明申し上げましたとおり、まず、農林産物につきましては農林振興課、地場産品・その他加工品につきましては商工観光課及び道の駅交流物産館よりっせを中心に、返礼品を提供していただけたらという町内の事業者・団体・個人をピックアップするとともに、本年3月に事業者説明会を実施し、参加者を募ったところであります。

その後、参加表明のありました事業者・団体・個人と個別ヒアリングを実施いたしました。返礼品を決定したところであります。なお、返礼品はすべて町内産のものであり、総務省から通達があった好ましくない返礼品となる自治体外の産品はありません。また、返礼品は随時見直しをしながら改善をしておりますのでご理解願います。

次に、現在の寄附金の実績と設定金額ごとの内訳についてであります。先ほど申し上げましたとおり、8月末現在で、寄附件数 88 件、79 万円で、寄附金額別の内訳につきましては、5 千円が 67 件。1 万円が 9 件。1 万 5 千円が 4 件。2 万円が 2 件。2 万 5 千円が 1 件。3 万円が 3 件。5 万円が 1 件。10 万円が 1 件となっております。寄附件数の 76.1 パーセントが 5 千円の寄附となっております。状況でございます。

今後、重点的な広報活動やキャンペーンを実施し、多くの方々からご寄附をいただき、当初の目標を達成できるよう努力してまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 遊休施設の活用に対しての再質問であります。以前、尾野本地区に若者定住移住の構想計画がなされましたが、他地区にも十分な検討をしたいということから、継続的な事業となったわけではあります。それが野沢旧保育所を適地と図られたのかと解釈しますが、それで、本年 2 月に若者向けニーズ調査と、町内民間アパート実態調査を実施した。その結果、従業員 20 名以上の 19 社に勤める町外居住者、持ち家を持たない町内居住者、対象者 179 名の回答を得たと。その中で、町が整備した場合の入居者希望 75 パーセント、そのうちの 79 名、7 割の 55 名の希望者があり、さらに住宅の所在地は、野沢地区が 54 名、尾野本地区が 15 名、他地区の回答はなかったといわれております。また、町内アパート 16 棟の調査をしたが、ほぼ空き家がなく、町営住宅もほとんど空き家がないという報告ではあります。調査と数字には、間違いはございませんか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

2 月に実施いたしました若者向け住宅ニーズ調査、それから民間アパートの実態調査の結果でございます。まず、町内の 19 社、概ね 20 名以上の従業員の方がいらっしゃる企業、事業所、19 社を対象として行いました。回答者数ですが、全部で 176 名の方から回答をいただきました。そのうち、町が住宅を整備した場合、入居したいと思うと回答された方が、全部で 79 名いらっしゃいました。つまり 176 名のうち 79 名、回答者の 44.9 パーセントの方が入居したいという回答でありました。

それから、その入居してみたいと回答された方のうち、その賃貸住宅の所在地はどの地区が適当かというような設問については、79 名のうち、野沢地区が 54 名、尾野本地区が 15 名、他の地区はおりません。その他の方は無回答でありました。

それから、民間アパートの実態調査であります。町内にありますアパート 16 棟、ほぼ網羅しているかと思っております。調査いたしました。そのうち、全 19 棟ありまして、51 戸の部屋数がございます。そのうち入居中が 42 戸、空きが 9 戸ございました。この空き 9 戸についても、その時点では、近く入居するということで、実際この時点では空きは 7 戸ということでした。公営住宅に、町営の住宅につきましても、全戸数、これは町営住宅、それから定住促進住宅、合わせてですが、144 戸ありますうち、空き室が、その時点では 6 戸ということございました。

以上でございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。それで、町内のアパートの調査方法なんです。ア

ンケート調査なのか、また直接尋ねられて調査をされたのか、その点、伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今回の民間アパートの実態調査ですが、それぞれの所有者に直接聞き取りいたしまして調査いたしました。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そこで、町内居住者と町外居住者の人数の内訳が分かれば、教えていただけますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今回の民間アパートの居住者ということでしょうか。これについては、この入居者の町内か、町内別かは、今回の調査対象としておりませんで、把握はしてございません。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 なぜ聞いたかと申しますと、町外者の居住者であれば、それは対象者だと思いますが、例えば同じ町内の居住者が、独り身とか、そういう希望をしたいということの内容であれば、町から町にただ移るだけのものなのかなと、であれば、定住・移住には、そんなに動きがないのかなと、そういう判断を受け取ったものですから、その点はどうですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今の点でございますが、実態は、詳しくは把握しておりませんが、例えば町外に住んでいる方でも、一人暮らしを希望する方、近く、例えば奥川地区、新郷地区の方が、野沢地区で部屋を借りて住みたい。そういった希望もあるかと思えます。そういった際に、町内にそういった物件なりがないとすれば、選択としては会津坂下、若松方面に、そういった住宅を借りて住むということも出てくるかもしれません。そういった際には、町にそういった住宅があればとどまるというか、定住につながっていくということも考えられますので、いろいろなケースが考えられるかなというふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 分かりました。それで、今回の解体工事、3,000万。それから、調査費、300万円。この財源はどのようになるのでしょうか、ちょっと伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今回、9月議会、補正予算に、この野沢保育所の解体工事費を計上させていただいております。これについては、来年度、今、説明申し上げている若者向け住宅の整備に向けての解体ということで、これは県に確認しましたところ、過疎対策事業債を充当することができるという確認を得ておりますので、財源についても、75パーセントであります。過疎債を見込んでおります。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 過疎対策ということで、75パーセントが補助が出るということの説明いただきました。それで、まだ昨日の話では、何棟か、1棟になるのか2棟になるのか、3棟になるのか、まだ分からないというような、昨日の同僚議員の中での説明がありましたが、その辺は青図面がないということでしょうけれども、いつごろまで、そういう建物の内容

というか、はっきり工程表ができるわけですか、その点、伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 まず、今ほどの質問の中で、過疎対策事業債について、補助という表現されましたが、これは借入金でございますので、ご理解いただきたいと思ます。

今回の整備の内容については、まだ詳細を決めていないということで説明申し上げていますが、敷地の中のレイアウトですとか、1棟にするのか、2棟にするか、その辺りについては、今後検討してまいります、その整備の手法として、現在、デザインビルドと申しまして、設計施工一体型の発注方式を予定しておりまして、その際の仕様の中に、そこまで提案いただくのか、それとも、その辺はもう既にこちらで決定して公募するのか、その辺りについても、これから検討してまいりますので、今のところいつまでに、そういった内容を決定していくのかということについても、これから検討するというようにしております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今の数字の内容とか何かは、我々、全員協議会で確かに説明をいただいています。ここで質問させていただいているのは、町民の皆さんが、まだ知り尽くされないところでもありますので、再質問させていただいているわけでもあります。

そこで、現在の建設地は平たんではないわけですね。その中で建てられるわけですから、当然、冬の除雪問題なんかは大きく問題として出ると思ます。その建設の内容を見ますと、その敷地の中には、駐車場、各1戸、20戸というんでしょうか、その駐車場と、また駐輪場の設定ということなども説明がありましたが、そういうものを建てられて、除雪をした場合には、あの窪地の中で、どのような形で対処されますか、その点、伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

現時点の想定であります、敷地については、従来からあの辺周辺の、町道の雪寄せ場、排雪スペースになっております。今回、建てますスペース、住宅については、その排雪スペースを確保した上で、その隣の敷地に建てることを想定しておりまして、ある程度のスペースは除雪を考慮して建築するというふうに考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 除雪を配慮しての建物を建設するということですが、だとしたら、高い3階か5階になるか分かりませんが、20戸ということであれば、高層的な建築物になるのではないかと思ますが、その階数とか、棟数とかは、まだ未定ということですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 このアパートの配置ですとか、その建物の構造ですが、ただいま基礎調査を行っている段階では、2階建てか、もしくは3階建て程度か、それか1棟建てか2棟建てかぐらいなところで検討はしております。ただ、今後、プロポーザルもそうですし、いろいろな情報を集めながら、どのような建物が適当か判断してまいりたいというふうに思ます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 建物の、その建て方の内容、今までも同僚議員が日照権という言葉で質問さ

れた方もおりましたが、例えば、隣近所、民家が数軒あります。素人の考えでは、東側から昇る太陽は、そんなに影響はないと思いますが、ただ西、西日が射した場合には、民家が影になる可能性があるのではないかと思います、その点は、お考えはありますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 その日当たりの関係につきましても、今後、周辺住民の方に、できる限り支障とならないように配慮しながら、計画してまいりたいというふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 私、若者住宅を決して反対しているわけではありません。これは将来的には、やはり若者の定住、これは絶対必要だと思っています。その中での質問でありますので、今、同じ若者、定住・移住にはつながるかどうかわかりませんが、お試し住宅というものがありますが、そこには、結構、体験されて住みたいという方もおられるようです。

そこで申し上げますのは、今、空き家が町中に相当数あります。町長もおっしゃっておられましたが、約、大小合わせて800近く西会津町全体にはあると。そういう中で、いつも質問、またお話をするのは、少子高齢化、人口減少、空き家というものが、いつも限りなく出るわけです。そこで、今の野沢保育所が本当に若い人が、いいな、住みたいなというような気分なのか、私はその反面、どうなのかという気持ちがあります。その点、空き家に対しての若者定住ということは考えたことはございませんか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 空き家の活用ということですが、町でも空き家バンク事業なり、移住・定住の相談の際は、そういった事業についても勧めているということで説明もしております。ただ、空き家は、貸主の意向であったり、改修が必要になったりと、なかなかハードルが高いということで、今回整備いたしますのは、賃貸住宅ということで、あまり問題なくといいますか、気軽に住んで、町内に通ってきていただく方が気軽に住めるような住宅整備ということで、少し空き家対策とは違うところで、違う課題として考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 空き家対策と定住・移住問題ということで、すぐお答えはいただけませんが、町長もおっしゃっておられます空き家対策、大事だ、人口減少、大事だというような中で、私は角度を変えて見れば、定住・移住が、西会津町が自然がある豊かな町だと宣伝するならば、私は場所設定には、もっと広々としたいろんな草木があり、芝草があり、そういうところが設定されてもいいのではないかと思います、ほかの、今、統計的なことで野沢中心地を選ばれたということですが、ほかの、今、言ったような場所の設定などはお考えにはなられたことありませんか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中でもございましたが、この候補地につきましては、この野沢保育所に限らず、民地も含めて検討いたしました。この候補地にした理由としては、若い方が住まうということで、利便性の確保、それから緊急整備ということで、町有地であれば用地取得の必要がないと、それから、もう既に持っている土地ということで、コストが抑

えられる。そういったことを総合的に判断しまして、野沢保育所用地としたところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 緊急対策整備事業という言葉なんです、それは期限があつての対策事業なんです。これは、この事業に対しての言葉を聞かせてもらったんですが、そういう進める中で、緊急的な期間があるのかどうか、その点を伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

特に期限ということではありませんが、説明しているとおり、2月に行いましたニーズ調査、民間アパートの実態の調査、こちらを踏まえますと、そういう住宅の供給が非常に不足しているというような実態から、これは整備を急がなくてはいけないという判断で進めているものであります。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 それをなぜ、今、聞いたかといいますと、これは早急な事業なのかなということで、アンケート調査も手早くやられたのかなと、そんな判断のもとで、私は町内のアパート、持ってらっしゃる方、じゃあ実際にアンケートをされたのか、内容どうなのかということ、私、伺ってみました。その緊急的な内容のものでアンケートされたという5、6人の経営者は、誰もおっしゃられなかったんですが、また話が戻りますが、そのアンケートというのは確かだったんですか、アパート、民間のアパートに対しての。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 民間アパートの実態調査でございますが、主に西会津町内の民間アパート、野沢地区、それから森野地区にあると思われ。自治区長さんなりにも確認しながら、16棟という説明申し上げましたが、これではほぼ網羅しているかと思ひます。この16棟の所有者の皆さんに、全て聞き取りで調査したということで、概ねこの実態調査については、現状を捉えているものかなというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 私の直接出向いて調べさせていただいた中では、そういう役場の方とか、誰もいらっしゃらなかったという返答です。どういう形であるか分かりませんが、私はその経営者の方に直接聞きました。

それは、なぜそういうことを私が申し上げるかということは、やっぱり統計的なことで十分です、もう満タンです、必要ですよということ、今のやり取りの中で理解はしましたが、もしそういう実態調査のない中で、これが進められるとしたならば、私は民間アパートの圧迫になるのではないかという心配があったから質問をしているわけです。その点は大丈夫ですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

この民間アパートの実態調査であります、所有者の方に電話による聞き取りによって調査いたしました。この16棟については、先ほども申し上げましたが、ほぼ網羅しているものと認識しておりまして、議員おっしゃられました、その話された方が、この集合住宅

であったかどうかは分かりませんが、我々としては、ほぼ網羅したというふうに認識しております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 その点、完成された中で、民間との間でうまくいけば幸いです。

それと、3,000 万円ということの工事費、解体の工事費ということなんですが、素人で考えると、3,000 万円がもしほかのところでも、さっき言われた繰り返しですが、生かせるのではないかというようなあれがありますが、ほかの土地で。その辺のお金のやり取りはそこしか使えないのか、また、使うとしたならば、そういう金額の想定は別なものなのか、それを伺います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 取り壊し費用 3,000 万円のご質問でございますけれども、今回、若者定住住宅を整備することに伴う解体だということで、まずはその過疎債という有利な起債が充てられるということがございます。また、その建物自体、今のところ活用の見込みございませんので、いずれ取り壊しというものは発生してまいります。その際には、当然、町の費用でやっていかなければならないわけで、今回の、その 3,000 万円まるまるかかるかどうかというのは、これから設計とかしてみないと分からないところではあります、適正な執行であるというふうに認識しております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 3,000 万という、そういう上辺のことで、そこで使うならば、ほかに使えないのかというような中での話でありましたが、それは、今の副町長の中で分かりました。

それと、過疎債であれば 75 パーセントということのお話を伺いましたが、例えば、1 億円の建物であれば 2,500 万ということの解釈ですか、75 パーセントということはどういうあれですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 過疎債についてでございますが、今回、賃貸住宅の整備ということで、これを県にも確認いたしました、将来的に家賃収入、特定財源もあり得るということで、通常であれば過疎対策事業債は 100 パーセント事業費に充当できますが、今回の場合は 75 パーセントが上限ということ聞いております。

今回、解体費用にも過疎債充当ということでは、これは来年度の整備を見据えた解体ということで過疎対策事業債充当できるということでありまして、単に解体だけでは使えないと、来年度を見据えた整備ということで過疎債が使えるということでもあります。75 パーセントといいますのは、事業費に対して 75 パーセントの借入ができるということでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 75 パーセントの借入ができるということは、町では 2 割半、2 割 5 分を負担するということでもいいわけですね。そうすると、2 億、3 億となれば、町の負担が 5,000 万、7,500 万というふうに、単純な計算であります、そういう計算になるのかと思います。

であれば、それを使ったとあれば、またあれなんです、やはり町の中で、一般の空き

家の利用できるようなところで、その費用を使えば、私は一般の公務員、またそういう職人さんが、その立派な、想定した20戸建てのところもいいですが、私はそういう民間的なところに、安く、3分の1の修繕で済むのかどうか分かりませんが、つくったと想定して、そういうところに向けたら、お金を使うならそういうところに向けたらどうなのかなと思いますが、その点はいかがですか、そっちに対しての。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でありますけれども、この若者定住住宅を建てる、なぜその急いで建てるかということでありまして、これ昨日も一般質問の、伊藤議員にお答えをいたしましたけれども、昨年、それよりも前から企業訪問、それから今年の春に副町長が企業訪問させていただいて、私も工業会の皆さんとお話の中で、今やっぱり人材を確保するのが非常に難しいという、今、状況にある。その人材を確保するためには、やっぱりそのアパートがないとということで、とにかく企業の皆さんは、やっぱり職員の皆さんが、従業員の皆さんが泊れるアパートを、もう早急につくっていただきたいと、そういう要望があってこの事業を、今、計画しているわけですね。

で、そういう意味でも、急いでやらないと、ある企業なんかは職員を東京から呼んできても、アパートがないためにここに住めない、帰してしまいましたという、そういう状況もあるわけですよ。ですから、今、急いで、とりえず第1期の整備として、やっぱり、この今、西会津町にある企業の人材を、いわゆる確保するためには、このアパートを早急にやらないといけないなということで、今、計画して進めているわけでありまして。

で、空き家の話ですけれども、この若い人たちは、空き家をね、私は空き家も、これは有効に使いたいと思いましたが。でも若い人は、空き家の中には入りたくない。なぜかといったら、家の管理、維持管理、そしてその自治区のいろんな付き合いとか、そういうことに非常に、やっぱり今の若い人たちは、あまり何というのかね、そういう付き合いはしたくないというのか、そういういろんな若い人たちの希望を考えると、やっぱり空き家の1軒家というのは、なかなかやっぱり借りづらいというか、そういうところがあるわけですね。

で、この空き家については、Otameの住宅があって、OtameはOtameの目的があってやっているわけですね。で、若者定住住宅はやっぱり、企業向けの住宅として、今、整備をしたいということですから、そこをちょっと区別して考えていただきたいなと、そういうふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今の町長の説明では、若者定住は企業向けのアパートだということを説明いただけました。その点、私も整理がつかない面がありましたので、ここで理解することができました。

それで、質問を変えます。ふるさと納税について。このふるさと納税は、冒頭で読み原稿の中でも申し上げましたが、今日の新聞などでも総務省からのいろんな通達があって、3割を超えた自治体には、いろんな所得税、住民税の控除が得られないと、それを法令化するような内容の記載されていましたが、西会津町は、スタート時点でふるさとチョイスを見ると、3万円で15キロのチョイス内容であります。その中でスタートでありますから、

今さらということでもありませんが、同じ福島県のふるさとチョイスを検索すると、いろんなこう出た、湯川村は当然突出してありますが、やはりそういう、もう比べられる。比べたら見る方に、チョイスする人にとっては、向こうは3万円で50キロだと。当然、チョイスする方は少ないはずであります。今、そういうプロセスはどのような中での設定をされたのかということで説明をいただきましたが、町民の皆さんが分からないということで、あえて私、こう説明を申し上げております。

今後の見通しについて、現在、成果が88件の中で79万円だと。町長のおっしゃってられる3,000万円、これはどうですか、達成できそうですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今ほど、ふるさと納税に関しましてご質問いただいたわけでございますけれども、今日の新聞等にも掲載されましたように、県内においても、3割を超えている自治体が9あるということで、その中で、議員おっしゃった湯川村についても、これを超えての返礼品ということでございますので、湯川村については、今年度中に見直しをしたいというような内容でございます。

その今年度、今後の見通しという部分でございますけれども、これにつきましては、今後そのキャンペーン、申しあげましたようにキャンペーン等を打ちながら、より多くの方にもご覧をいただき、また、その達成に向けて努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 キャンペーンをして努力すると。また、町長の答弁の中でも、各課が一緒になってこれは頑張らなくちゃいけないという答弁がありました。議会もそれに向かってキャンペーンなり、努力して、何とか達成したいという気持ちでおりますが、その中で、今、設定のことがありましたが、ただその設定の中にも、チョイスすることの中身、あるところでは、こだわりというか、付加価値というか、私のところは棚田です。それから、湧き水です。それから、雪室です。というその文句が、同じチョイスの中でもそういうものがある。選ぶとしたら、やっぱり付加価値のあるところを、やっぱり選びたい、選ぶと。

西会津町は、げんき米、それだけのことですから、今後に対しての、やっぱりチョイスを上げるには、いろんなそういう形、西会津町じゃないとだめだというような、そういうやっぱり付加価値になるものがないのかどうか、見直しをするということでありますので、その点は、見直しの中ではどういうお考えを持っていらっしゃいますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

返礼品の付加価値という部分でございますけれども、一例で申されましたお米の部分、あと野菜等々、いろいろあるわけでございますけれども、これにつきましても、やはり市内であります担当課、あとその返礼品を提供していただいております、お米ですと農協さんですか、あと法人の方いらっしゃいますけれども、そういった方々とよく話し合いをしながら、まずその付加価値の付け方という部分についても、いろいろ協議しながら、本当に目立つような、そういった返礼品としていければなというふうに考えてございますの

で、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 お米の値段想定のことなのですが、例えば、4 万円で 60 キロ、これは何パーセントになりますか。何割になりますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

4 万円で 60 キロ相当ということでございますけれども、だいたい、ちょっと手元で概算でございますが、33、4 パーセントくらいいくのかなということです。

大変失礼しました。45 パーセントくらいに。

○議長 11 番、青木照夫君。最後です。

○青木照夫 これで私の質問を閉じます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13 番、清野佐一でございます。この 9 月の議会は、この新庁舎に移転して初めての議会定例会であります。また、今議会は平成 29 年度の決算の認定をはじめ、諸議案を審議する大切な議会でもあります。私は、本定例会に 3 件の一般質問を通告しておりますので、順次質問をいたします。

まず、その前に、西日本を中心に降り続いた平成 30 年 7 月豪雨や、今月 6 日に発生した北海道胆振東部地震は、それぞれの地域に甚大な被害をもたらしました。不幸にして犠牲になられた方々、あるいは被災された方々に対し、心よりのお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

それでは質問に移ります。まずはじめに、農業政策についてお伺いをいたします。

今年の夏はかつてない猛暑日の連続や雨の少ない日々で、河川や堤は渇水状態となり、本町では、早速、西会津町渇水対策本部を設置して対応してきました。この度の渇水による被害の状況はどのようなものであったかお伺いをいたします。なお、先日の同僚議員との重複する答弁については、省略をさせていただいて結構でございます。

また、新聞やテレビなどの報道によれば、今後、気温も上昇し、摂氏 40 度を超えることも多くなるとのことです。この度の渇水から学び、特に水利の面において課題があれば解決をして、後世に引き継ぐべきと思いますが、考えをお伺いをいたします。

次に、有害鳥獣被害対策について質問いたします。

今年もクマやサル、イノシシなどによる農作物の被害の話を耳にします。幸いにも人命に関わる被害にまではいたっておりませんが、この夏の猛暑や少雨により、木の実の生育などへの影響が心配されます。3 月の議会において平成 29 年度のイノシシの捕獲頭数が 29 頭で、前年度の約 2 倍の成果があったという説明をいただきました。年度途中ではありますが、今日までの被害の現状と捕獲状況をお伺いをいたします。

次に、町では地域における被害防止のため、専門員による指導会を実施しておりますが、取り組みの実績と成果をお伺いをいたします。

次に、町民の健康管理について質問いたします。

西会津町が全国的にその名を知らしめたのは、当時の山口町長が、町民の健康づくりを追い求め、百歳への挑戦をスローガンに取り組んだ、トータルケアのまちづくりでありま

す。昭和 60 年当時の西会津町民の平均寿命が、県内 90 市町村のうち男性が 73.1 歳で、88 位。女性が 80 歳ちょうどで、69 位であったということでもあります。それが平成 12 年には、男性が 77.6 歳で 22 位。女性が 84.1 歳で 50 位となり、男女ともに順位を上げ、さらに 4 歳も寿命が延びるという大きな成果を上げています。その間、診療所の開所、食生活改善推進員の養成、各種福祉施設の開所、また各種検診の実施、ケーブルテレビの開局、在宅健康管理システムうららの導入、中嶋農法によるミネラル栽培の導入などなど、数多くあり、いずれも町民の健康づくりに目を向けた政策でありました。そして実現までにはいたらなかったものの、高齢者が冬期間沖縄で過ごしてはどうかという構想まであり、健康づくりのためによいと思うことは何でもやってみようという、前向きの思いが感じられておりました。その後、ときを経て今日にいたっているわけではありますが、薄町長の町民の健康管理についての基本的な考え方をお伺いをするものであります。

次に、この度の在宅健康管理システムの廃止ということではありますが、その理由と経緯をお伺いいたします。なお、同僚議員と重複しておりますので、同じ答弁は省略していただいて結構であります。

以上で私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いするものであります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 13 番、清野議員のご質問のうち、町民の健康管理についての基本的な考え方についてのご質問にお答えをいたします。

本町ではかつて、健康長寿のまちづくりを目指し、百歳への挑戦をスローガンに、保健・医療・福祉を連携させたトータルケアのまちづくりに取り組み、在宅健康管理システムの導入や、ケーブルテレビなどによる健康情報の提供、食生活改善運動など、健康づくりの取り組みを、まちづくりの最重点事業として取り組んできたところであります。そのような取り組みの結果、平均寿命の延長や、脳血管疾患による死亡割合の減少、平均血圧の低下など多くの成果をあげたところであります。

私は、町民の皆さんが生涯にわたり、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命を延ばすことが大切であると考えております。町ではこれまで健康寿命の延伸に向けて、介護予防事業や各種健康づくり事業の充実・強化、受診しやすい健診体制の整備などに取り組んできたほか、平成 15 年度からこれまで 3 回にわたり、町民の健康状態の把握と健康課題の明確化のため、30 歳以上の全町民を対象に、生活習慣と健康に関する調査を実施し、健康課題解決に向けて取り組んでまいりました。

これらの取り組みをさらに推し進め、町の健康課題であるがんや脳卒中予防対策の重点的な実施や、健診の受診勧奨や事後説明の充実、さらには、より質の高い健康づくり事業と訪問相談などの保健指導の実施により、健康寿命の延伸と健康の自己管理意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。さらに、これまで実施することが困難であった社会保険加入者への健康づくり事業についても、県や町内の事業所・企業等と連携して取り組み、健康課題の解決に向けて、積極的に支援してまいります。

今後は、現在策定作業が進められている町の総合計画などに基づき、新たな健康目標やスローガンを掲げ、町民と一体となって健康課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、在宅健康管理システムの廃止の理由と経緯についてのご質問であります。4番、小柴議員にご答弁申し上げましたとおり、これまでは在宅健康管理システムを利用していない町民への血圧管理が十分に行えていなかったこと、また、国保加入者の特定健診結果から、血糖値異常との重複者も年々増加して、生活習慣病の重症化の要因となっていることから、家庭血圧測定をさらに充実・強化するための、新たな取り組みが必要となってきたところであります。

このような状況を踏まえ、在宅健康管理システム利用者への重点的な支援から、今後はより多くの町民への脳卒中予防対策として効果が期待できる、家庭血圧計による血圧管理を推進することとしたものであります。

今後も、家庭血圧測定を推進し、食生活の改善や運動の習慣化の取り組みをあわせて実施することにより、脳卒中予防対策をはじめとした健康づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 13番、清野佐一議員の農業政策についてのご質問にお答えします。

はじめに、渇水による被害の状況についてであります。6番、猪俣常三議員にお答えしたとおり、例年にない高温と少雨の異常気象が続いたため、町では、水不足による農作物等への影響が懸念されることから、渇水対策本部を設置し、農業用水の不足と農作物等への被害状況について自治区等への聞き取り調査や県喜多方農業普及所、JA会津よつばと連携した現地調査を行ったところであります。

これまで実施した調査の結果、水稲につきましては、出穂が見られないまたは稲穂が下から出る二段穂などの影響がみられ、町全体で3.76ヘクタールの被害があり、作付の総面積637ヘクタールに対する割合は0.59パーセントとなったところであります。地区別では群岡地区が2.06ヘクタールと一番多く、特に上野尻地区と屋敷地区で被害面積が大きかったところでございます。野菜につきましては、施設栽培の作物にはほとんど被害がありませんでしたが、露地栽培のトウモロコシ、インゲン、ニラについては用水の確保ができず、枯れや生育が止まるなどの影響が見られ、合計で0.9ヘクタールの被害がありました。菌床菌茸につきましては、高温によるキクラゲの品質低下があったものの、渇水による被害はありませんでした。

次に、今回の渇水から学んだ課題についてであります。不足する農業用水を確保するため、各農業生産者や地区の水利組合、自治区等においてそれぞれ揚水ポンプ等を活用するなどの対策を取られたところであります。

しかしながら、一部の圃場では必要な水が確保できずに農作物への被害が発生いたしました。その要因としては、農業用水路及びため池などが老朽化や土砂の堆積等によって用水の供給量が低下していること、また沢水など、自然水利以外に用水を確保する手段がない地区があること、用水路の水量が低下した際に補助的に利用する排水路や河川までの距離が遠い地区などがあることなどが確認されたところであります。

このことから、来年以降も今回のような高温・少雨の異常気象が発生した際には、どのようにすれば十分な農業用水を確保できるかといった課題が残ったところであり、その解

決に向けては、既存の農業施設の再点検が重要であると考えております。

これまで、農業施設の管理・点検につきましては、土地改良区と連携しながら進めてきたところであり、各地区の水利組合や自治区等におかれましても、多面的機能支払交付金等を活用した維持補修や改良等を行ってこられたところではありますが、今後もこれらの対応を継続しながら、さらなる施設の点検強化に努め、その機能に不備が生じた際には原因調査と改善方法の検討を行い、渇水等の自然災害に対応できる農業施設の機能回復と長寿命化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、有害鳥獣被害対策についてのご質問にお答えします。

はじめに、被害の現状と捕獲状況についてであります。有害鳥獣による被害状況は、毎年2月ごろに被害状況調査を実施しており、平成29年の農作物被害につきましては、ニホンザル被害が357万円で3.19ヘクタール、ツキノワグマ被害が28万円で0.4ヘクタール、イノシシ被害が74万円で1.3ヘクタールとなっております。ニホンザルとツキノワグマの被害については横ばい、イノシシの被害につきましては増加傾向でございました。

本年につきましては、8月末現在の被害は、ツキノワグマが3件、ニホンザルが16件、イノシシが14件と平年並みからやや増加している状況にあります。また、異常気象による木の実の生育につきましては、去年の秋、ドングリが豊作で、そのドングリが春に多くあったことから、ツキノワグマやイノシシは春先の出没が少なかったところではありますが、今後につきましては、現在調査中のため把握をしてございません。本年の捕獲状況につきましては、ツキノワグマは、これまで2頭を捕獲し、ニホンザルは22頭を捕獲しております。イノシシにつきましては、本日1頭を捕獲したところでございます。

次に、鳥獣被害対策専門員についてであります。集落の皆さんに、ニホンザルの効果的な追い払い方法を習得していただくため、奥川と新郷地区で、追い払い講習会を本年5月からこれまで8回開催してまいりました。また、電気柵の正しい設置方法を確認するため、8月に電気柵設置講習会を奥川みらい交流館で開催いたしました。講習会の成果といたしましては、受講した集落で積極的な追い払いを実施した結果、パトロール隊の調査で集落にサルが来る回数が減少したことが確認されております。

今後につきましては、サル用の箱わなを積極的に活用するなど、捕獲体制を強化してまいります。群れの頭数が減少すると他の群れが入りやすい状況にもなることから、引き続き追い払い講習会についても実施する集落を増やし、サルが来たがらない集落環境づくりを目指してまいります。また、野沢・尾野本地区や群岡地区の世帯数が多い集落については、地域の条件に合った効果的な被害防止対策を検討し、体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 今、ご答弁いただきまして、まず、町民の健康管理について再質問させていただきます。今回いろいろな、先ほどご説明ありましたような状況と申しますか、理由から、在宅健康管理システムを廃止ということになるわけではありますが、今まで、やっぱりそれを使っていた方々が、使ってそのデータがすぐ保健センターへ届く。で、そのチェックがその日のうちになされて、特に異常と申しますか、目に付くことがあれば連絡が来るというような、今までの流れであったと思っております。そういうことに対して、今度は、自

分が測ってやっていくんだということで、今までやってきた町民の方に対する不安とか、そういうことはないんでしょうかね、その辺はどのようにお考えでしょう。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 それでは、これまで在宅健康管理システムを使用していた、利用していた方への対応ということで、ご答弁をさせていただきます。

議員申されたとおり、これまで長期にわたりまして利用されていた方、多くいらっしゃいます。今回、血压管理の方法を変更することによりまして、そのような不安を払拭していただくために、今後、161世帯の今、設置をしておりますが、その世帯を1軒ずつ訪問させていただきまして、まず血压の正しい測定方法でありますとか、正常な血压の範囲はどこからどこまでなのかという、基本的なところを、まずしっかりと皆さまにご説明、再度ご説明をさせていただくようなことを考えております。

その中に、もし心配されているようなことがありましたら、その際に、訪問した際に、丁寧にそういったことはお聞きをしていきたいというふうに考えております。また、これまで血压ですとか、心電図のほうで、特にハイリスクといいますか、注意が必要な方につきましては、今後も保健師が、必要に応じまして個別に対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それらのフォローはしていくんだというようなことであります。それで、今回、これを進めるにあたって、自己管理の意識を高めるというような、大きな方針を持ってやっていかれるわけですが、これに対して、私なりの考えを申し上げますと、今まで、やはりいろんなことを習慣付けていくために、私申し上げてきたのは、このポイントですね。いろんな健康に関心を持つ、ポイント手帳ですか、これらを使って毎日付ける。そうすると習慣化されるというようなことで、また自分の日々の状態が分かるというようなことで、これは、こうして今実際にやっていただいております。だから、これは大変いいことであって、これからもやっぱり続けていってほしいなというふうに思っています。

ただ、今、私もちょっと付け始めたばかりなんですけど、先ほど言いました、この場合だと3カ月間でよね、記録して届けるということになるんでしょう。だから、例えば、測り方だけ聞いても、その変化とか何かについて、自分自身で判断難しい場合がありますよね。そうした場合に、3カ月じゃなくて1カ月くらいの単位で、ちょくちょく目を通すとか、そういうふうにしてもらったほうがいいんじゃないのかなという、私なりに、自分でこう今始めてみてね、そんなこと、今、考えているんです。

だから、もしそういうことが皆さんで、一番専門家、保健師さんなり、先生なりというか、そういう方々のご意見も聞いていただいて、やっていただければと思いますが、やはりあまり長くしないほうがいいんじゃないかということで、ひとつご提案を申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 ポイント手帳の、今の3カ月の期間、長いんじゃないかというご質問でございますが、今回の家庭血压計導入にあたりまして、課の中でもちょっと検討しております。多くの人に、やはり測っていただく習慣をつけるには、議員おただしのよう、3

カ月では少し長いのかなということで、今その期間を少し短くするようなことで、それが2カ月がいいのか、1カ月がいいのか、ちょっと今、検討しておりますが、そういったことで、もう少し短い期間でも手軽に取り組んでいただけるような体制を準備、検討しております。

また、今回のシステムの廃止、中止によりまして、より多くの人にポイント手帳を使っただきたいということで、期間の短縮とあわせて、これまで役場のほうで受け付けというのはしていたわけなんですけど、今後は、できれば各地区に出向きまして、ポイント手帳の受け付けをやりまして、あわせてその際にポイント手帳を持ってきていただいた中で、血圧が1カ月なり、どういう推移だったのかというような健康相談も、今度は積極的に各地区に出向いて行っていきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 検討、もう既にされているというようなことでありますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、あとは、習慣づける何かというには、何か標語みたいなね、スローガンとか、何か標語みたいなのがあって、そういうので、こうみんなの気持ちを、ただ私、勝手に考えたのは、朝、顔を洗ったら血圧測定なんてことを勝手に考えたんですが、これ採用してくれとは言いませんが、そのようなことで、ちょっとした標語でもって習慣化とか、とかく私なんか朝、忘れてたりするときありますけれども、それを何か標語みたいなのをくっつけてやったら、またひとつ、皆さん親しみとか、興味を持ってもらえるのかなというふうに思います。

それは一応、お願いしておいて、あと、町長のほうから、町長がこの健康づくりに対する、やっぱりスローガンというのも必要じゃないかなというふうに思ったんです。そんなことも、今後、考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問、まさに私もそのとおりで思っております、これまで西会津町の健康づくりというのは、百歳に挑戦という大きなスローガン、それから、やっぱりトータルケアのまちづくりということで進めてきた。やっぱり町民の皆さんが全員一つの目標に向かっていくためには、やっぱりそうしたスローガンといますか、標語といますかね。私はそれは大事だと思っております、今、一生懸命、その健康に、これからのいわゆる健康寿命づくりの標語として、どういう標語がいいかということで、頭を、今、痛めているところでありますけれども。

で、家庭血圧計が非常に信頼度が高いと、こういわれております。診療所とか医者に行くと、どうしても高くなりますけれども、家庭で測る血圧が、本当に正確な数字で、信頼度が高い結果が出るそうであります。そういう意味で、家庭血圧計がみんな、町民の皆さんみんな、その血圧の測定の習慣化ができるような、そういう標語、今、一つ提案いただきましたけれども、これやっぱりね、みんなで向かえるような目標を定めていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 あと、700台が、一応、目標だということではありますが、いろいろPRして

いただいて、それ以上になることを期待したいと思います。

測定の推進に向けた主な取り組みの中で、いくつも項目あるわけですが、いろいろこう見てみますと、地区に出向いているんな教室の開催だ、健康相談があると、それからまた、様々ないろんな指導というか、教室をやったりするわけですが、これだけいろいろやるようになれば、私は保健師さんの仕事がね、忙しくなるんじゃないかということも、ちょっと心配したんですが、その辺は1日24時間しかないわけですから、その時間とは限られてしまうんでしょうけれども、その辺の取り組みの考え方というのはどんなものでしょう。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、今後のそういった活動に対しての人的な部分ということでご答弁させていただきます。

議員おただしのように、今後につきましては、様々な場面を通じまして、積極的に町から出向いて、そういった健康づくりの教室であるとか、教室を開催していきたいということで、今、考えております。当然、保健師だけではなくて、例えば食生活改善の部分、減塩の部分であれば、管理栄養士もおります。そういったものや、あるいは運動の部分でいいますと、健康運動指導士もありますので、そういった専門職が一丸となって取り組んでいくことと。あと、町内に食生活改善推進員の皆さんでありますとか、保健指導員の皆さん、あと健康運動推進員の皆さんなど、そういった地区にいらっしゃる方と連携できる部分は連携をとりながら、こういった活動を広げていきたいというふうに考えております。

それにしまして、全ての町民の人に同じことができるかということ、人的な問題もありますので、その中でも、優先して保健指導をしていただかなければならない人を中心に、今後は実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 今、新しいことを始めるわけですから、そのとき、私いつも、今までも言ってきたことは、まずやってみることだと、そしてまた、そういう中で改善すべき点があれば、即、改善をするというような考え方も必要かなというふうに思っておりますので、方向付けが決まったわけですから、本当に町民健康づくりのために、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問を変えます。農業政策についてであります。今年8月1日に、本町では24年ぶりとなる西会津町渇水対策本部の設置をされました。湯川村においては、7月の25日、そしてまた、喜多方市においても、これも7月25日であったということですが、私、思いますのは、その前から、農林振興課あげて自治区長等への、いろいろ聞き取り調査等も含めて、調査をやって、最後にこのような結論に達したというようなことだと思います。

それで、やはり町長がいつも言われる、西会津の基幹産業は農業だということが、やはり一番言われている意識の表れだということで、これは早めに取り組んでいただいたということでは、評価、高く評価をしたいと思ひます。

それで、この渇水で課題と感じられたことということで、ご答弁をいただきました。まさに私も思っていたことが、そのとおりでありまして、やっぱりいろんな水路関係も、今までは適度な雨が降って、普段何とも感じていなかったことが、これだけ少なくなると、

ちょっとしたU字溝の隙間、あるいはいろんなところのひび割れ、水路のちょっとした漏れとか、そんなことがものすごく長い期間には、この水が無駄になっているというようなことがございます。

それで、私もこの質問をさせていただいて、提案とさせていただくかなと思ったのは、現在、これ、にしあいつ水・土・里環境委員会で、ため池と水路ですか、そのチェックシートがあるんですね。だからこれを、今回、いろんな渇水対策の補助を受けるため、申請をするのに使用されているわけですが、これ今回やらなかった集落においても、こういうチェックシートを設けて、各地区やっぱり総点検というような形でやっていただいているのかなというふうに思うんです。

そして、あと各地区からそういうふうな修繕、改修というか、箇所があった場合、いろんな要請があったら、それはやはり町が予算化をして、今年1年だけじゃなくて、年度ごとに予算化をして、じゃあ今年はこのくらいの規模の予算です。各地区、緊急性というかね、照らし合わせながら、そういうのを改良して、先ほど答弁にもありました、やはり長寿命化を図っていくというようなことが必要であろうというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、ただいま議員からご提案がございました農業施設用排水路、ため池等の各集落における点検についてでございますけれども、ご提案のありましたチェックシートによりまず点検につきましても、なお、土地改良区等とよく協議をいたしまして、その方法でやっていけるかどうかということについては、十分に検討させていただきたいと思っております。

また、あわせてその現地の確認についても、これまでより強化して、調査をしておりますが、ただ、ご承知のとおり、用水路、ため池についても、かなりの数がございますので、いっぺんに全部を子細に調査するという事は、なかなか難しいわけがございますけれども、計画的に紙媒体による調査や現地調査については、できることから迅速に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、その調査の結果、修繕等、改良等が必要と思われる農業施設についての、その対応について、町で予算化をして、計画的にやったらどうかというご質問でございますけれども、それにつきましても、十分に検討しながら、あわせて有利な補助事業等がないか、十分に調査をしながら、活用できるものは十分に活用して、取り組みを強化してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 これは皆さんご存知のとおり、新聞報道で40度くらいになる、2050年くらいのときには、気温が40度を超えるんじゃないかというようなことをいわれておるわけです。そういう中で、やはり、これがまだまだ先の話と取るのか、本当に喫緊の課題だと、もう目の前、近い将来だというようなことで捉えるかが、やはりその辺が大事だとというふうに思います。ですから、今、課長言われたように、とにかくこの西会津の農業を守っていくには、もう何が何でも水だというようなことでありますので、特に意を用いて

やっただきたいなというふうに思います。

そういう中で、またこれもひとつご提案であります、現在、野沢地区においては、山口の村の入り口と申しますか、山口から水を引いているわけです。それが今年の場合は、大変やはり水を引き込むのに苦労されておる、それもまた取り入れ口の、いろいろこう漏れがあったり、傷みがあったりというようなことで、大変苦労されているようであります。

ですから、今回このような、やはり今までにない干ばつがあったと、渇水があったというような時期を捉えて、今までも聞くところによりますと、いろいろ要望はされているそうです。でもなかなか、完全に壊れないとできないというような状況で、なかなかその着工まではいかないと、採択まではいかないと申しますので、これは、今回を機に、やはり毎年のようにお願いをしていくとか、その辺をやっただいて、やはり野沢地区、尾野本地区、面積を抱えているわけですから、それらが、やはり水の安定的な供給が図られると。特にまた、群岡地区にも、今回被害があったということについては、またその対策も十分にさせていただかなければならないわけですが、今回、野沢地区においても、相当、今まで流れて、水を取り入れることができた川も、その沢も水が流れないというような状況にもなったわけですから、この辺もちゃんと、いろいろ要望と申しますか、で、これも野沢地区だけじゃなくて、その下流にも森野地区に取り入れをする場所もあるんですね。ですから、そういうところも合わせて、一緒にこれから要望していただきたいということで、これは町長を先頭をお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ご指摘のとおり、私は西会津町の基幹産業は農業だということで、農業を守らないといけないという、その思いは強く思っているわけでありまして。その守るためには、今お話のように、各施設の維持管理の問題、特にその中でも水路の問題であります。これもずっと前からいろんな要望と申しますか、陳情があるわけでありまして。特にその中でも山口集落のあそこからあげている頭首工と申しますか、あそこは農業だけじゃなくて、冬期間のいわゆる水の使用ということで、非常に毎年いろんな問題を抱えているわけでありまして、このことにつきましては、喜多方建設事務所、それから農林事務所に、これまで何度もお願いをして、実際に検討もさせていただいております。

その中で、どういう方法がいいのかということで、ある一つの方向性を、今、出しているだけのような、そういう状況になっております。ただ、あそこは1級河川でございますので、なかなかやっぱり施設の改修となると、そう簡単にはいかないのかなと、そういう中で、今、建設事務所さんと調整をさせていただいておりますので、何とか今年の冬には間に合うような形にさせていただきたいなということで考えております。

それは冬期間のあれでありますけれども、それ以外にも農業水路として、あるいは消防水路としても生活用水としても利用しているわけでありまして、そこを何とかうまく取水できるように、これからさらに建設事務所さんと協議をしてまいりたいと思っております。

それから、長谷川の途中から森野堰があるわけです。私もあそこの堰に何度も歩かせていただいて、圃場整備やっていたときにも、いわゆるあそこの現地は確認しておりますけれども、どうも最近、やっぱり水量が少なくなっているのも一つの原因なのかなというふうに思っているわけでありまして、今、森野堰がどういう状況になっているのか、

私もよくまだ理解はしておりませんが、これが絶対量が足りないということになれば、何らかの方法を考えないといけないのかなと、そこはやっぱり現地調査と、いわゆる地権者といいますか、耕作者の皆さんと相談をしながら、どういう方法がいいのか、あるいはどんなふうにしていただきたいということになるのか、これは今度、また水利権の問題になるわけでありまして、いずれにしても、これから、絶対やっぱり水は、絶対的に必要なわけでありまして、そのために努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それと、あとはちょっと改良といいますか、すれば、また無駄な水もなくなるのかなというようなこともあるんですが、これは、実は基盤整備をやったところというのは、揚水と排水が別々ですよ。それも、その排水に水が落ちれば、真っ直ぐあと川に行ってしまうというような場所もあります。あとそれを、また下で再利用できる場所もあります。ですが、一番最たるものが、俗にいう三本松川でありまして、あそこは、あそこに水が落ちれば、全然、そのまま利用できないで川に行ってしまうというようなことでありまして、それらもそこに落ちる前に、ちょっと工夫すれば使えるような状況にもなるのかなというふうに私は見ているんです。

ですから、いろいろやるにしても、全てお金もかかることでございますので、それらもお含みおきをいただいて、その予算もいろんな形で付けていただければというふうなことを思っております。それらも、今、お願いをしておきたいと思っております。

時間もなくなりますので、あともう一つ、これは提案をさせていただきます。用水路も、今、U字溝です。あるいは場所によってはパイプラインでやっているところもあります。今、これからいろいろ農業に関わらず、集落機能、維持するのは大変だと、草刈りも大変だというようなことでもありますので、本当は支障のない部分ですね、あまり平な水路だと泥が溜まる心配がある。これがある程度の傾斜地であれば、泥の溜まる心配ないわけですから、そういうところに全部蓋をかけるというようなことも一つかなと、そうすればごみも入らない、水路の水の流れもよくなるというようなことで、これも一応、提案でしておきまして、次に進みます。

じゃあ有害鳥獣対策に移らせていただきます。本町における罾の免許を取得されている方は何人ぐらいおられるのでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

罾の設置につきましては、実際の作業は猟友会の各分会に依頼をしております。各分会に1人以上は罾の免許を持った方はいらっしゃいますが、正確な人数については把握をしていないところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほどいろいろな、クマ、サル、イノシシなどの被害の状況を、説明をいただきました。そういう中で、イノシシの被害も増えつつあるということでもあります。いろいろ聞くところによりますと、やはりイノシシは夜行性、あと朝方とか夕方とかという、暗いときに行動すると。ときに身の安全が確保されるというか、安全な場所というところ

ころでは、やはり昼間も活動するというようなこともいわれているそうです。

ですから、やはりなかなか監視だの、いろいろ畑とか、そういうところの管理というか、監視というか、できないと思いますので、やはり罠を数多く設置できないのかなというようなことを考えているんですが、だから、それにはやはり免許を持った方が必要ですし、今、各地区におられるということでもありますので、それと以前に、罠のいろんな補助員、罠設置のときの補助員を講習でやって、終了証、何かいただいたことがあるんですが、それらの方々というのは、今、どのようなお仕事というか、そういう方々の出番というか、そういうのは、今はあるんでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、そのイノシシの対策についての罠が有効だろうというご質問でございますけれども、議員がおっしゃったとおり、イノシシの捕獲については、罠を仕掛けるのが有効でございます。また、なかなかサルのように、箱罠に入るといようなものではございませんで、エサを仕掛けてというような形ではなくて、いわゆるくくり罠を数多く、面的に仕掛けて捕獲することが有効なようでございます。それにつきましては、今後しっかりと対策を取っていききたいというふうに考えてございます。

あと、罠の補助員につきましては、現在のところ、新たな補助員について委嘱はしておりませんが、罠を設置した際の、その見回り、そういった部分でお願いをしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほども申し上げましたように、今年の秋の、いろいろ木の実や、その秋の食べ物がどのようになるのか分かりませんが、そういう冬眠する前に、いろんなエサをあさる動物も多くなると思います。そのような状況の中で、やはりいろんな安全対策というんですか、クマ出没、いろんなこと安全対策も十分配慮していただいて、人的被害のないようなことの対応をしていただければと思います。そんなことで、一言ありましたらお願いします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

これまでも、クマが通学路付近に出没するというような事例も散見されました。これからまたクマの活動が活発になってくる時期がありますので、十分な注意喚起を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それぞれにご丁寧に答弁をいただきました。これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(11時58分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

- 町民税務課長 議案第1号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたように、現在運行しておりますデマンドバスの運行便の一部を定時定路線バスとして運行するものであります。

下谷地区を運行する黒沢線、新郷地区を運行する高目線、群岡、奥川地区を運行する極入徳沢線の3路線により、4地区をカバーするものであります。運行ルートは各地区の幹線を通行するものとし、枝線については現行どおりデマンドバスで対応するものであります。

運行日、時間につきましては、現在の利用状況等から平日のみとし、現行のデマンドバス時刻と合わせた体系とするもので、野沢駅着9時50分、集落行き12時30分、野沢駅着13時50分、集落行き15時30分の4便といたします。また、運行開始時期は10月1日を予定しており、料金は1人1乗車につき200円といたしますが、町民で小学生及び70歳以上の方は100円となります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表1ページからご覧いただきたいと思っております。

西会津町民バス運行条例の一部を次のように改正する。

第2条は、名称及び設置場所を規定するものでありますが、現在運行しております定時定路線バスの1・2号車、野沢坂下線及びまちなか循環線に、3・4・5号車として黒沢線、高目線、極入徳沢線の3つの号車を加えるものであります。

第5条は、使用料を規定するもので、1号ウとして黒沢線、高目線、極入徳沢線の使用料を加えるものであります。また、別表についても3路線を加えた改正とするものであります。

附則とし、この条例は平成30年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

- 長谷川義雄 料金についてなんですけれども、ここに記載されているものは町民だけと記載されています。西会津町に訪れる町外の方について記載がないのはなぜですか。というのは、交流人口の拡大を目指すという、町の政策の一つでありますので、町外の方についての、あってもいいのではないかと。あとまた、大人と子どもの区分けはあるのか。デマンドバスですと、従来、一律500円というのは存じていますが、デマンドバスは一律、利用する場合500円徴収されていると思います。それで、今回、定時定路線バスなので、どのようなものなのかと思ひ、お聞きします。

- 議長 五十嵐町民税務課長。

- 町民税務課長 お答えをいたします。

料金についてでございますけれども、定時定路線バスになりますので、町民、基本的に

町民と町外の方の、基本的に区別はございません。ですから、1人1乗車につき200円、これは町民の方も町外の方も200円です。ただし、そのただし書きでございますけれども、町民の方で小学生及び70歳以上の方は100円となります。これは現在も、野沢坂下線等の定期バス、運行しておりますけれども、これについても同様のなっておりますので、町民、町外の方問わず、基本は200円ということになります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 このデマンドバスと定時定路線バスの運行というのは、これ町長の公約でもありますし、町長の持論として、いわゆる公共交通機関、特に行政がやる交通機関というのは、採算性ばかりではなくて、やっぱり町民福祉の向上のためには、不採算路線であっても当然やらなければならないんだというのが、私、持論であったと思いますし、そういう話を伺っております。

そんな中であって、このいわゆる定時定路線バスをデマンドと併用でやることによって、これ利用者増にはつながるものなのか、まずその点をお尋ねします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

利用者の増につながるものかということでございますけれども、現在、デマンドバスで対応しております便が、往復で14便ございまして、その中の4便について、幹線を主とした定時定路線バスにしたいということでございます。この時間帯の4便でございますけれども、これについても、やはりいろいろ調査をさせていただきまして、その幹線沿いの方、利用者がやはりおられます。いらっしゃいますので、この便。それと、あとやはり定時定路線バスにすることによって電話予約がいないという部分で、例えば急な用事等にも対処できるという部分がございますので、そういった方々のご利用を、ちょっとした買い物に行くとかも可能でございますし、ということで、利用増につながるものと考えてございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ私も利用増につなげていただけたら大変ありがたいと思います。

そんな中で、いわゆる今ご説明の中で、幹線は定時定路線バス、3本出すわけでありまして、枝線に関しましては、今までの、いわゆるデマンドバス、これを併用していくということでもあります。そうすると、今、デマンドバスに関しましては、枝線といいながらも、野沢駅前から出れば、お客さんを乗せて、また野沢駅前に戻ってくる、あるいは特定の場所に行くということでもありますけれども、これ幹線が定時定路線であるならば、やっぱり枝線を定時定路線バスの運行時間に、これダイヤをつくるのは大変難しいかもしれませんが、野沢駅前に戻ってくるばかりではなくて、幹線の停留所で、いわゆる定時定路線バスとの乗り継ぎをできるようにする。それで、その今、枝線でお客さんを運んできたデマンドバスは、別の枝線の、いわゆる送迎というか、お客さんに向かわせるというようなことも、もしできれば、いわゆる運行経費の節減にも、私、つながると思うんですが、そんなことはご検討されましたでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

枝線の運行につきましては、私どももいろいろと検討させていただきました。やはり効率的な運行という部分もございますし、また利用者の方にとって、どのような方向がベターなのかという部分で検討させていただきましたが、なかなかその乗り継ぎという部分につきましては、やはりデマンドバス、各いろんなどころからまいりますので、その時間帯を調整するのですとか、やはり、帰ってそちらのほうで負担になって、そこでずっと例えば、バスが5分、10分待つような、デマンドバスですね、定時定路線との接合において。かえってちょっと不都合な部分のほうやはり多かろうということで、やはり基本的に定時定路線と、あとその枝線についてはデマンドバスでの対応が可能であるということでございますので、そのような対応をさせていただいて、枝線の方についても利便性は維持されるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 大変これは難しいことでありますし、私もそれは承知しております。以前、いわゆる坂下線に関しましては、坂下は定時定路線バス、いわゆる縄沢、甲石、大畑、軽沢方面はデマンドで併用していた中で、時間そう変わらないのに、料金一緒だったらば、デマンドバス、どちらを選ぶかということもあるし、時間そんなに変わらないのであれば、ぜひその定時定路線バスを使えるような工夫をしてほしいなど。同じ路線を同じような時間で走っていたケースがあったものですから、そういうことのないように、いわゆる運行経費の節減を考えれば、以前は定時定路線バス、走っていれば、空気を運んでいるなんていうことも言われたこともあるわけです。それがいい悪いは別として、できれば、いわゆるデマンドバスで運行する時間と定時定路線バスの時間差、あまりなければ、その定時定路線を、その沿線に限りますけれども、それを利用できるような形を、ぜひ取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

定時定路線バスの運行にあたりましては、この10月から実証をさせていただきますけれども、その中におきまして、実際に運行した中において、いろいろなまた問題、課題等が出てくることも想定されます。やはりその場合において、それをどう解決していくか、よりよい、例えば効率的な運行を図っていくかという部分については、やはりその実証の中でいろいろと検討させていただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 以前、マイクロバスの購入に関しては、かなり時間がかかるというようなことでありましたが、10月から開始するということですが、バスの購入というのは間に合うのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

30年度の当初予算におきまして、バス2台の購入費を計上させていただき、1台については議会のご議決をいただきまして発注をさせていただいたところでございます。その納期につきましては、29人乗りでございますけれども、12月ということでございます。既に納車、先日納車されたんですけれども、15人乗りのマイクロバス、ハイエースでございま

すけれども、これについては9月上旬に、もう納入されております。

ですので、この29人乗りにつきましては、10月1日の運行には間に合いませんけれども、予備車等がございますので、その予備車等を使いながら、10月1日からの運行に対処したいと考えてございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この定時定路線バスは、最初から赤字でもしょうがないんだと、そういう考えでやりますか。普通のデマンドと並行して走るわけですけど、この電話かけて面倒くさいデマンドバスよりも普通の定時定路線バスで走ったほうがいいと、こんなもの乗ってられないというふうにはなりませんかね、どうですか、課長。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず公共交通につきましては、先ほど議員の方もおっしゃいましたように、やはり住民の足となるべきものでございますので、それについては、赤字とかということではなくて、やはり生活の足としての公共交通でありますので、やはり財政的な負担になろうとも、やはりそれは運行しなければいけないということが大前提でございます。

やはりデマンドバスと定時定路線バスの併行運行につきましては、やはり幹線の方は定時定路線のバスをご利用いただくこととなりますけれども、その辺もやはりすみ分け、枝線の方はデマンドバスというようなことでお願いしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 公共サービスとして、いくら赤字はしょうがないんだと。だけどね、これ会津バスは赤字だからやめたんでしょ。それで町も、金出すからやって、それでデマンドバスに移ったわけですよ。それがまた元に戻りませんか、悪く言えば、幽霊バスが走っているような状態では、年間維持管理費、それ全部含めると、大変な金額になると思えますよ。それを今後赤字でも、どうてもやるんだということですね。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

以前、会津乗合自動車が撤退したという部分でございますけれども、やはり会津乗合自動車さんにつきましては、民間事業者でございまして、町としては、その後でございますけれども、公共バスということで町民バスで、住民の皆さまの交通の手段として寄与してきたということでございます。

全員協議会でもご説明申し上げましたが、今回、定時定路線を運行することによりまして、補正予算をあげさせていただきましてけれども、県の補助金、事業費から収入を引いた6分の1でございます。それと、あと地方交付税算入がございまして、実質的な町の持ち出し、今回の補正についても140万程度であるということでございますので、やはり町民の皆さま、特に高齢者の方の足として重要なバスでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけ伺います。電話予約のいらぬ定時定路線バスの導入を求め

る声もあったということだったんですが、私も公共交通として、足のない交通弱者の方々の助けるためにも、非常に大事なことだとは理解しているんですが、今回、こういった形で定時定路線バスを運行するんですけども、使う方々の、今、始めたばかりですから、とりあえず今、実証実験ということで、実証検証ですか、やってみるということですけども、それを踏まえて、今の路線で時間的にも、路線的にも大丈夫かどうかとか、そういった検証というのは、今後行う予定ですか、もしくはどのくらいのスパンでお考えであるかをお聞かせください。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

その検証、見直しについてということでございますけれども、町では毎年、バスの検討会議というのを開催してございます。通年ですと、2月ごろ開催をさせていただいて、例えば次の年、JR等のダイヤ改正もございますので、そのダイヤに対応した部分。あと、それによって、また現在の利用者の声をお聞きしながら、いろんな対策等についても検討させていただきますので、その毎年、毎年、その見直しについてはさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第2号、西会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、平成30年度地方税制改正に伴う、地方税法の一部改正がありましたことにより、たばこ税につきまして、町税条例の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、たばこ税の税率の引き上げ、課税区分の新設、卸売販売業者等又は小売販売業者に対し手持品課税を実施する等の規定の整備であります。また、本条例は現行条例と、平成27年12月議会でご議決いただきました西会津町税条例等の一部を改正する条例についても所要の改正をするものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について説明を申し上げますが、あわせて条例改

正案の新旧対照表もご覧いただきたいと思います。

第1条による改正は、西会津町税条例の一部改正であります。

はじめに、第93条を第93条の2とし、第93条に、製造たばこの区分を定める事項を加えるものであります。これは、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設けるものであります。

次に、第94条の2、製造たばことみなす場合の定義を定め、加えるものであります。これは、加熱式たばこを製造たばことしてみなすことの定義を定めたものであります。

次に第95条、たばこ税の課税標準についてであります。加熱式たばこの課税標準を新たに定めるとともに、条例改正に伴う文言の修正であります。

次に、第96条、たばこ税の税率であります。たばこ税の税率を1,000本につき、5,692円に改めるものであります。

次に第97条及び第99条は条例改正による条ズレ、文言の修正であります。

続きまして、第2条による改正は、西会津町税条例等の一部を改正する条例の附則の改正であります。

附則第4条は、町たばこ税に関する経過措置についてであります。附則第4条第2項第3号は、町たばこ税の税率について、期間を平成31年9月30日まで延長し、条例改正による文言の修正をするものであります。

附則第4条第4項につきましては、条例改正による文言の修正をするものであります。

附則第4条第13項につきましては、手持品課税に対する改正でありまして、10月1日前に売り渡す目的で所持している3級品の町たばこ税の税率を1,000本につき、1,692円とするものであります。

附則第4条第14項につきましては、読替規定でありまして、条例改正に伴い、たばこ税の申告書の提出期限をそれぞれ平成31年10月31日及び平成32年3月31日までとするものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第1条は、施行期日についての規定でありまして、この条例は平成30年10月1日から施行するものであります。

附則第2条は、町たばこ税に関する経過措置についての規定であります。

附則第3条は、手持ち品課税に係る町たばこ税についての規定であります。

附則第4条は、手持ち品課税に係る町たばこ税に関する経過措置についての規定であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　たばこ税の見直しはされてきまして、これから加熱式のたばこ等が出てまいりました。本町において、これを適用されていった場合の、いろいろどのように変わるのかお尋ねしたいと思います。

○議長　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　お答えをいたします。

たばこ税につきましては、年々喫煙者の減少により減少傾向にございまして、現在でも4,000万前後、年額でございますけれども、これによる影響でございますが、本数が、本数がといたしますか、売渡し本数が減らなければ、もちろん増収にはなりますし、やはり、ただ、現実として喫煙者、減少しておりますので、この値上げによって多少税額は上がると思っておりますが、やっぱり喫煙者減少のほうの影響が大きいと思っておりますので、たばこ税全体としては、今後の見込みでございますけれども、下がるのかなというふうに感じてはおります。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　下がるだろうという見通しをされてはいるとはいっても、現在、たばこを現在吸っているのと、それから加熱式という、このたばこが、現在吸われている。どちらのほうが多くなってくるのかなというのが、ちょっとお尋ねをしてみたいと思うんですが。

○議長　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　お答えをいたします。

全国的にと申しますか、当町におきましても、やはり私の身近におきましても、やはり加熱式たばこという方は増えてございます。それ以前に禁煙される方のほうが多いような状況でございますけれども、ここ数年、やはり加熱式たばこへの移行される方というのは多いというふうな、私はみておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　9番、三留正義君。

○三留正義　私もちょっとかぶる部分があるんですが、電子たばこの話ですけれども、今まで電子たばこそれに類似するようなものがいろいろ販売されていたかと思うんですが、文面見ると、グリセリンその他ということで、今度は全部法にかかって、たばこというみなしになってくるのかなと思うんですが、今度、今まではたばこの器具ではあったけれども、たばこにはかからなかったものもあったやに思っていたんですが、今度はこの法の条例改正の中身を見ていると、もう全て、ほとんど全てがたばこ税にかかってくると解釈していいのか、その部分についてご説明願いたい。

○議長　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　お答えをいたします。

加熱式たばこと呼ばれるもの数種類ございますけれども、やはりこれらについて、本物のたばこといいますか、紙巻きたばこに換算して、それにたばこの葉の量、それを換算して、そのまま税率を上げていくという部分でございますが、現行で市販されている加熱式たばこが主なもの全て、これについて課税をされ、もちろん現在も課税はされているわけではございますけれども、それが増税になるということでございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　今ほどの答弁で、この税率改正で税率が上がっても、おそらく歳入は少なくなっていくだろうと、たばこ税に関しては、そういう見通しだということでありました。この税制改正、国の方針で変えなければいけない、条例を変えなければいけないということではありますが、いわゆるヘビースモーカーというか、喫煙者の皆さんにおいては、たびたびたばこ税が上がってきて、大変厳しい世の中になってきているなというふうな、そのへ

ピースモーカーの皆さんは高額納税しているんだからという話をよくします。

それとあいまって、必ず出てくるのが、いわゆるたばこ税の税込、歳入が少なくなっても、いわゆる町民の皆さんが、これは健康増進課の分野かもしれませんが、いわゆるたばこを吸うことによる害が少なくなると、健康になっていただければ医療費も抑制される。あるいは国保税も安くなるというような話もよく、あいまってされます。その辺の相関関係は実際、町はどう考えていますでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 喫煙と健康づくりの関係のご質問かと思いますが、今ちょっと手元に数字的なものはないんですが、5年に1度ですが、生活と健康に関する調査というのを、30歳以上の全町民の方に対して行っております。その中で、喫煙のことについても聞いております。傾向としまして、西会津町の場合、若い世代の方の喫煙率が全国の喫煙率と比べて、少し高いような状況になっております。

そうしたところで喫煙対策も町で取り組んでいるところでありますが、今般、国のほうでも健康増進法が改正されて、国、あるいは地方公共団体の受動喫煙に対する責務でありますとか、飲食店におきましては、面積、あるいはその資本金によりまして、完全に分煙といいますか、喫煙室をつくらなければならないということで、2020年まで、段階的にそういった健康増進法に基づく喫煙対策というのが、国としても進められているところでありますので、町としましては、そういった調査結果から喫煙率が高い世代に対しては、禁煙への取り組みも行っていきたいと考えておりますし、また、健康増進法の趣旨に基づいて、そういった喫煙対策も行っていきたいというふうを考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、いわゆる国の方策として、いわゆる税収を上げるため、あるいは歳入を余計にするためにこのたばこ税を改正して、高くしてやるというよりも、いわゆる国民全体を健康にしていこうという意思があるのか、今のご答弁だとそんな感じがするんですが。

それと、今、飲食店の話をされましたけれども、公共施設では、今ほとんどの場所で喫煙ができなくなってきております。今、分煙の話もしました。分煙なんていうレベルではなくて、本当にもうたばこ吸えないような状況になってしまう。将来的になってしまうと思うんですが、この役場庁舎等は、実際どう考えておりますでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 庁舎の敷地も含めた禁煙のおただしということで、庁舎管理をしております総務課でお答えをいたします。

今現在、新庁舎に移転、7月にしまして、庁舎内につきましては完全禁煙ということで行っております。庁舎の外に喫煙所を設けまして、現在はそこでたばこを吸う方は喫煙をしていただくようなことで行ってございます。今、法律改正がありまして、まだ敷地内の禁煙は、役場の場合は認められてございます。ただ今後の動きとして、敷地内完全禁煙の動きも、たぶん来年の7月ごろですか、になるということですので、そうなれば、町として法は破れませんので、しかるべき対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　議案第3号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申しあげましたように、税証明関係の交付手数料についての改正であります。手数料等の見直しについては、庁内の行財政改革部会において協議を行っております。その中で、現行の手数料が他市町村との比較において整合性の取れていない、住宅用家屋証明審査手数料及び字限図面の謄写交付手数料につきまして手数料の見直しをするものであります。

住宅用家屋証明書は租税特別措置法に基づいて不動産登記に係る登録免許税の減免を受ける際に、その家屋が住宅用家屋であり、当該減免規定に適合することを証明する証明書であります。近隣市町村では、その審査手数料が1,300円であることから本町におきましても、適正な受益者負担を確保するため審査手数料の見直しをするものであります。

また、字限図面の謄写交付手数料につきましては、本年7月の庁舎移転に伴い、字限図面をデータベース化したことによりまして、今まで字単位で交付していた図面が地番単位で交付することができるようになりました。このことから、公布する図面のサイズをA1、A3の2種類とするものであります。

それでは、条文及び条例改正案新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

議案第3号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例。西会津町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第16号は住宅用家屋証明審査手数料の規定であり、1件当たりの審査手数料を、950円から、1,300円に改めるものであります。同項第20号は字限図面の謄写交付手数料の規定であり、A3判を1枚200円、A1判を1枚500円に改めるものであります。

次に附則であります。この条例は、平成30年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この手数料の改正というのは、たびたび前回の議会なんかでも出てきておりますが、その都度、近隣の市町村との整合性を図る、あるいはいろんな意味合いで改正をしておりますけれども、今回は、いわゆる字限図面、小さい単位で交付できるようになったということがありますけれども、この使用料、手数料に関しまして、私はずっと、だんだん見直さなければいけない、抜本的に見直す時期だというようなことを言っておりましたが、来年の10月、消費税アップに向けて準備を進めているというようなご答弁を以前いただいたことありますが、その辺は進んでいるのでしょうか。たびたびこのケースが出るたびに、こう手数料改正等が出されているような気がしますので、その辺の使用料、手数料の抜本的な改正も含めて、今の状況を教えてください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 使用料、手数料の見直しについてお答えをいたします。

今、多賀議員おっしゃったとおり、庁内におきまして事務事業の見直し、さらには使用料、手数料の見直し、行財政改革の中で進めてまいりました。ちょっと今、庁舎移転の関係でお休みはしていますけれども、庁舎移転も終わりましたので、今後本格的にということと作業を進めたいと思います。

消費税、来年ですか、8パーセントが10パーセントになると、それに合わせた見直しということで、ずっと作業を進めてございます。今、今議会の使用料、手数料の改正につきましては、本当に小さい部分でございまして、近隣町村との均衡等々で、すぐできるものについては、このようにその都度、条例改正をしてございます。

ただ、大きな使用料、手数料、例えば水道ですとか、下水道ですとか、さらにはケーブルテレビ、そういった大きな使用料、手数料につきましても、作業的には進めてございませぬ。ただ結論として、上げる、上げないまでの判断までは、まだいたっておりませぬ。先ほど申し上げましたとおり、消費税アップのときに合わせて上げれるものは上げるというようなことで、現在作業を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 できるところから改正してきていると、今回の議案なんかもそうなんですけれども、こんなことは、前回は何の手数料だったかな、同じようなのありましたよね。近隣の市町村に合わせて上げたというの。こういうやつは、見直せば一遍にできないこともないのかなという思いもありましたので、こういう小出しという言い方おかしいですけども、ちょこちょこ出てくるのかなと。今、総務課長言った、抜本的にね、大きなところというのは、確かにいろんな問題があるでしょうけれども、近隣市町村と均衡を図るなんていうんだったら、そんなところはこればかりではなくて、全部見わたせれば分かるかなという思いがあります。

それとあと、この条例とは別ですけども、来年に向けて検討しているということでもあります。私は上げるばかりが能でないと思うんです。要は、上げるのであれば、例えば高齢者は下げるような手数料、使用料があってもいいし。そういうこともぜひ検討していただきたいなという思いがありますので、その辺をご答弁ください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 先ほど私の答弁で、上げれるものは上げると、失言でございます。見直しと申しますのは、上げる、下げるばかりではありません。当然その中身も見直した上で、サービスをよくするから少し負担をいただく。さらには、いろんな面で総合的に判断して決めるのが使用料、手数料の見直しだと考えております。

いろんな使用料、手数料ございますけれども、西会津町の中で、例えばいろんな使用料、手数料があって、近隣町村よりもかなり高い使用料、手数料もございます。条件的に場所が悪くて、どうしてもコストがかかって、使用料、手数料も高い料金となって負担をしていただいている部分もあります。ただ、一方では、経費もやっぱりかなりかかっているという部分もありますので、そういった部分、総合的に判断して、使用料、手数料の見直しについては進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 1点、確認なんですけど、附則は10月1日から施行なんですけども、新築、または家屋所得ってありますが、これは町が税務調査をした時点なのか、または登記が完了した時点なのかを確認したいと思います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

基本的に登記が完了した時点ということになります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。料金がこのように改定になったというのはもちろんですけども、今の説明で、ちょっと初めて聞いたんですが、A4サイズで地番単位まで出るようになったと。今までより料金が上がっただけじゃないくて、こういう使い方もできるようになりましたという、いい点といのは、例えば、ケーブルテレビとかで皆さんに知らしめたほうがいいと思うんです。そういった考えはあるかどうかお伺いいたします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今回、ご議決をいただければ、広報、ケーブルテレビ等で周知をして、10月1日からの施行ということで対処してまいりたいと考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止す

る条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

- 総務課長 議案第4号、西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、教育財政の確保及び教育施設の充実を図ることを目的に昭和39年3月に制定したものであり、町が山林所有者と借地契約や分収契約を結び、学校林として児童生徒やPTAが植栽や管理を行い、立木を売却した場合には、収益の80パーセント以内の金額をPTAに交付することとなっております。なお、現在、学校林として分収契約を締結しております件数は、旧群岡中学校が2件で約4.3ヘクタール、旧奥川中学校が4件で約9.1ヘクタール、旧奥川小学校が1件で約1ヘクタールの合計7件で14.4ヘクタールであります。

この学校林につきましては、数十年前から植林や管理がされておらず、また、木材価格の低迷や搬出経費の高騰などから立木の売却による収益も見込めない状況であることから、基金の設置目的を達することができないと判断し、本条例を廃止するものであります。

なお、現在、契約を結んでおります計7件の分収契約につきましては、引き続き効力を有することとなりますが、今後、現地等を調査し、所有者と協議の上、契約の解除を進めてまいりたいと考えております。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第4号、西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例。

西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例は、廃止する。

附則であります、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

- 多賀剛 せっかく今まで何十年もかけて植林をしてきた山が、材木の価格の低迷だとかとあって、値打がなくなってしまったというのは大変残念なことではありますが、学校林というようなことでもありますので、野沢小学校なんかも、いわゆる我々小さいというか、子どもが小さいころ、いわゆる植栽、植えたり、下草刈りをしたり、杉おっ立てに行ったりしていた山があるんですが、そういうところは今後どうなっていく模様なのか。

あと、学校林というよりも、緑の少年団というのが野沢小学校ではやっていたんですが、その活動状況はどうなのか、今年は全国植樹祭というようなことで、天皇皇后両陛下お招きして、盛大にやったわけですけどね。そんな中でも少年団、緑の少年団の活躍等々の話があればお示してください。

- 議長 新田総務課長。

- 総務課長 お答えをいたします。

緑の少年団につきましては、農林振興課のほうで窓口となって取り組みを行っております。実際、今回、学校林、先ほどご説明した学校林の分収契約には、西会津小学校は入っ

てございませんが、原町財産区の土地を借りて、過去に植林、撫育を行っていたということでございまして、現在、町のほうで原町財産区に地代を毎年納めてございます。

緑の少年団、そこの原町財産区の土地につきましては、活動は現在行っていないというような話を聞きまして、それで、今、借りてはいますけれども、そういうことであれば、来年度にでも原町財産区に返地をするような手続きをしたいと考えてございます。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 それでは、小中学校の、実際、学校としての関わりの部分につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今ほど議員ご指摘ありました旧野沢小学校、それから現在の西会津小学校でございしますが、確かに議員ご指摘のとおり、平成 23 年、統合前までは野沢小学校として学校林の撫育作業、学校林の下草刈り作業をしたというような、学校行事の欄には記載されておりましたが、24 年、統合になってからは、学校沿革誌等にもそういったこともありませんし、学校でも実際活動はしていないというのが実態でございします。

中学校のほうも同様でして、平成 14 年、統合後には、学校沿革誌等については、その記載はないということでございします。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。寂しいことでありますけれども。今回の、いわゆる廃止しようとする学校林と比べれば、旧野沢小学校の学校林は、比較的近くにあって、木も切り出しやすいところにあるような気がします。それでもやっぱり、今の材木価格、低迷している価格に比べれば、作業料、搬出料、みれば、あの辺り、四岐とかバラ園の裏辺りの学校林なんです。それもやっぱり、今、割に合わなくなっているんでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

全員協議会の際に、分収契約している学校林につきましては、奥川の 1 カ所を除いて、全て現地、職員が調査しまして、木も細くて、条件も悪くて、伐採して売却してもかなりの赤字になるということで調査をいたしました。

旧野沢小学校の学校林につきましては、まだ実際、現地、見てございませぬので、現地を確認した上で、仮の話、売却して利益が出るということでございましたら、町として考えていきたいと考えてございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 ちょっと確認になりますけれども、まだ分収契約が 7 件残っているという中で、条例の廃止、基金条例の廃止というのが先に出されてきたわけなんです。契約の一番最後の段階で条例を廃止するのが、私としては普通なのかなと思ったので、その部分についてご説明願いたい。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

契約 7 件、残っていてというお話でございしますが、2 件を除いて、もう契約期間は過ぎてございまして、自動更新という形で続いてございます。残り 2 件が終わるのが平成 36 年、それから、平成 42 年と、かなり先の話でございします。その先まで、この基金の設置管

理及び処分に関する条例を、そこまで引きずっていくというの、かなり長い年月かかりますので、今、実態が分かった時点で廃止をしたいということで上程をさせていただきました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 かなり先だということで、この段階でということだったんですが、仮にこの条例をそのままにして、何かコストがかかるとか、そういったことがある話なのか、ちょっとその辺も含めてご説明願います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

この後の議案第5号で権利放棄が出てきます。それも学校林の権利放棄でございます。この条例が残ったとすると、権利放棄する際に、学校、それからPTAと協議をした上で、権利放棄しなければならない、了解を得た上でということ、今現在、PTAの方、学校林の存在すら分からない状態でございます、その中で協議を進めるということは、非常に難しいということがございまして、今回の廃止条例の上程となったわけでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 ということは、権利放棄の理由、事由にするということですね。そう解釈してよろしいですか、了解しました。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この学校林につきましては、我々も下刈りなんか行きました、あのころね、弁当持って。だから、やっぱりそういう思いもあるからね、あそこは、野沢の場合は原町財産区の中にあるということで、あとは原町財産区に任せてしまうんだと、早く言えば、あんなの今さらかまったってしょうがないと、そういう感じになるんですかね。

だけど、やっぱり我々やっていた時代の人たちにすれば、やっぱり何か、財産区に任せて、あと、とてもあとはかまうことないんだではなくて、何かの教育の一環として、何かできるんじゃないかと思うんですけれども、そういう考えはありませんか、ただ財産区に返してしまえば、あとこんな面倒くさいからというような感じでやってしまうのではなくて、教育の一環として何かできないかなということなんですけれども、どうでしょう。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 私の考える学校林という存在は、本当に、こちらの西会津に来て、いろいろ伺いました。この学校林ができたという経緯は、やはりこの学校の財産に少しでも支援をしようという目的であったかと思えます。現状、今、町のほうもいろんな意味で資源を、財産もありますので、先ほど多賀議員の一般質問にありました、子どもたち自身のボランティア教育ということでやっておりますので、なかなか学校林まで入っていくという、その部分では、大変厳しいところがございますので、やっぱりそういう部分では、今の現状を見まして、やっぱり専門の方に管理をするということで、違う意味でのボランティアという部分で、子どもたちには教育を図っていきたいと思っておりますので、学校林の存在については、また今後、ちょっと協議しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、財産の無償譲渡について(山林)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第5号、財産の無償譲渡についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、先にご議決をいただきました議案第4号との関連でありまして、現在、分収契約を結んでおります旧群岡中学校の学校林につきまして、収益が見込めないことから、植栽した立木を山林の所有者に無償譲渡するものであります。

それでは議案書をご覧ください。

議案第5号、財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、下記のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求める。

まず、1の無償譲渡する財産であります、分収契約を結んでおります山林であります。所在地は、上野尻字柳沢4169番155から157までの3筆でありまして、所有者につきましては記載のとおりであります。面積につきましては、6万9,416平方メートルの内4万2,643平方メートルでありまして、契約日は昭和30年9月20日及び昭和32年5月7日であります。なお、契約期間は記載のとおり、それぞれ50年であり、契約期間が過ぎておりますが、現在、契約は自動継続されております。

次に、2の無償譲渡の相手方ではありますが、記載のとおりであります。

次に、3の無償譲渡の理由であります。当該財産は、旧群岡中学校の学校林として分収林設定契約を締結し、学校の基本財産形成や生徒への環境に関する教育、体験活動を目的として杉及び桐の植栽や撫育活動が行われていた山林でありましたが、群岡中学校は平成13年度をもって閉校し、当初の分収林設定期間もすでに満了して契約は自動継続となっている状況であります。

このような中、土地の所有者より契約解除の申し出がありまして、現地調査を行ったところ、当該契約地は伐採及び搬出が、困難な場所にあり、伐採・搬出に多額の費用が必要であると見込まれたため、相手方と協議し、合意にいたったことから当該財産を無償譲渡するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のお

りご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満　1 点だけお伺いいたします。この土地に対しての固定資産税の取り扱い、これまでどうなっていたんでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

固定資産税につきましては、通常の固定資産税、納めていただいております。

○議長　7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　契約が昭和 30 年なんです、この所有者については、ずっとこの方がずっと所有者でこられたんですか。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

昭和 30 年と 32 年、それぞれ契約をさせていただいて、その当時の最初の契約者の方は、上野尻の方でございました。その後、この方のお父さんに名義が移りまして、それから今の所有者に名義、相続で移ったということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 5 号、財産の無償譲渡について(山林)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、財産の無償譲渡について(山林)は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 6 号、平成 29 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 18、議案第 17 号、平成 29 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、渡部峰明君。

(事務局朗読)

○議長　議案第 6 号から議案第 15 号までの説明を求めます。

会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者　それでは、議案第 6 号、平成 29 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第 7 号から議案第 15 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定について

ご説明いたします。

説明に先立ち、提出いたしました書類、資料のご確認をお願いいたします。

まず、地方自治法及び同施行令に規定されております議会への提出書類といたしまして、平成 29 年度西会津町歳入歳出決算書、こちらでございます。同じく、歳入歳出決算事項別明細書、厚い書類でございます。実質収支に関する調書・財産に関する調書でございます。あわせて、説明資料といたしまして、主なる施策の執行実績調書、こちらの横長のものがございます。A 4 横のものでございます。西会津町一般会計決算の状況、こちらのものでございます。及び予算の執行実績調書・起債の状況を提出しております。

それでは、はじめに、一般会計の財政状況につきましてご説明いたします。

一般会計決算の状況、こちらの書類をご覧いただきたいと思っております。

それでは、1 ページをお開き願います。

歳入決算額の状況です。平成 29 年度の歳入総額は、73 億 165 万 8 千円となり、前年度と比較し、4.8 パーセントの減となりました。構成比は、9 款地方交付税が 40.7 パーセント、続いて 17 款繰入金 15.1 パーセント、20 款町債 10.3 パーセント、1 款町税 8.5 パーセントなどとなっております。

次に、2 ページをご覧ください。

財源構成の状況です。まず、一般財源と特定財源ですが、前年度と比較いたしまして、使途が特定されていない一般財源の構成比が 1.5 ポイント多くなっております。また、自主財源と依存財源では、財産収入や繰入金の増額などにより、自主財源の決算額及び構成比が多くなっております。

次に、地方交付税の推移でございますが、前年度と比較し、普通交付税は 3.4 パーセントの減となりましたが、特別交付税は 7.5 パーセントの増となりましたことから、合計では 1.9 パーセントの減となりました。

次に、歳出について申し上げます。3 ページをお開き願います。

歳出決算額の状況であります。歳出総額は、69 億 5,346 万 7 千円となり、前年度と比較し 6.8 パーセントの減となりました。款ごとの構成比は 2 款総務費が 32.3 パーセント、続いて 3 款民生費 15.5 パーセント、8 款土木費 14.6 パーセントなどとなっております。なお、3 款民生費が前年度より約 7 億円の減となっておりますが、この主な要因は認定子ども園整備事業費の減額によるものでございます。

次に、4 ページをご覧ください。

性質別決算額であります。前年度と比較し、義務的経費の公債費が増額となっております。その下の経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を示す指標であります。89.5 パーセントとなりました。

次に、5 ページの決算収支の状況をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、3 億 4,819 万 1 千円となり、ここから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、2 億 920 万 2 千円の黒字となりました。さらに、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も、4,868 万 2 千円の黒字となりましたが、ここから財政調整基金への積立金を加え、取崩額を差し引いた実質単年度収支につきましては、8,541 万 8 千円のマイナスとなったところであります。

次に、6ページの公債費比率等の状況をご覧ください。

公債費比率、準公債費比率、公債費負担比率は、いずれも前年度より数値が増加しておりますが、警戒ラインを下回っております。

次に、地方債年度末現在高であります。75億6,151万8千円となりました。なお、地方債の借入にあたりましては、元利償還金が地方交付税で交付される割合の多い起債を優先的に活用しており、償還額の76.4パーセントが普通交付税に交付されますので、町の実質一般財源負担は23.6パーセントの17億8,451万8千円となります。

債務負担行為翌年度以降支出予定額は、4億5,329万円となりました。防災行政無線デジタル化整備事業が主なものでございます。

次に、健全化判断比率の状況をご覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率につきましては、全ての会計が黒字決算となりましたことから比率は算定されません。また、実質公債費比率、将来負担比率とも、警戒ラインを下回っております。

それでは議案第6号、平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

なお、決算の認定の対象となりますのは、歳入歳出決算書でありますけれども、主なる施策の執行実績調書でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。こちら、横書きの資料となります。こちらの資料をご覧ください。また、税等の収納率、不納欠損額、収入未済額、翌年度繰越額等につきましては、事項別明細書に記載してございますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。

それでは、主なる施策の執行実績調書の1ページをお開き願います。

歳入です。

まず、1款1項1目、個人町民税は、1億8,059万2千円となり、前年度と比較し902万3千円の増となりました。収納率は98.00パーセントであります。同じく1項2目、法人町民税は2,888万1千円となり、前年度と比較し338万9千円の増となりました。収納率は98.37パーセントであります。同じく2項1目、固定資産税は、3億4,360万1千円となりました。収納率は95.06パーセントであります。同じく4項1目、たばこ税は4,095万9千円となり、前年度と比較し142万7千円の減となりました。なお、町税に係る不納欠損額は、346万9,181円、件数は186件となりました。前年度に比べ、金額で114万3,838円の増、件数で17件の増となっております。また、町税全体の収納率は96.52パーセントとなり、前年度を0.12ポイント上回りました。

次に、9款1項1目、地方交付税は、29億7,059万4千円となり、前年度と比較し5,848万円の減となったところであります。

2ページをご覧ください。

11款2項2目、民生費負担金は、認定こども園保育負担金を半額といたしましたことなどから、前年度より362万9千円減の1,184万3千円となりました。

13款2項4目、土木費国庫補助金は、2億8,665万2千円となりました。社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金などです。

3ページをお開き願います。

13 款 2 項 6 目、総務費国庫補助金は、1 億 398 万 6 千円となりました。主なものといたしまして、地方創生拠点整備交付金などがあります。

14 款 2 項 1 目、総務費県補助金は 1 億 100 万 7 千円となりました。主なものといたしましては、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金などがあります。

4 ページをご覧ください。

14 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金は、1 億 9,619 万 6 千円となり、前年度と比較し 1 億 7,064 万 1 千円の減となりました。減額となりました要因といたしまして、平成 28 年度は、認定こども園整備に係る補助金が交付されており、この分が減となったものがあります。同じく 3 項 4 目、土木費委託金は 5,077 万 5 千円となり、前年度と比較し 1,041 万 5 千円の増となりました。増額となりました要因といたしまして、国県道除雪委託金の増などによるものであります。

5 ページをお開き願います

15 款 2 項 3 目、出資金返還金 8,447 万 8 千円は、あいづふるさと基金の廃止に伴う返還金であります。

16 款 1 項 2 目、ふるさと応援寄附金は 126 万 1 千円となりました。寄附件数は 45 件であります。

17 款 2 項 1 目、財政調整基金繰入金は 5 億 4,220 万 3 千円となり、前年度と比較し 1 億 9,548 万円の減となりました。同じく 2 項 2 目、庁舎整備基金繰入金は 5 億 4,206 万 1 千円となり、前年度と比較し 2 億 5,862 万 5 千円の増となりました。

6 ページをご覧ください。

20 款 1 項 2 目、過疎対策事業債は 4 億 2,270 万円となり、前年度と比較し 3 億 2,830 万円の減となっております。

以上、歳入総額 73 億 165 万 8 千円となり、前年度と比較し 3 億 7,193 万 4 千円の減となったところであります。

次に、7 ページをお開き願います。歳出です。主な事業につきましてご説明いたします。

まず、2 款 1 項 5 目、財産管理費は 9 億 3,781 万 2 千円となり、前年度と比較し、2 億 8,935 万円の減となりました。主な事業といたしまして、財政調整基金への積立金 4 億 810 万 3 千円、庁舎整備基金への積立金 2,054 万 5 千円、役場新庁舎改修等工事 3 億 6,546 万 1 千円などがあります。なお、決算年度末の財政調整基金の現在高は 9 億 3,711 万 4 千円、庁舎整備基金の現在高は 1 億 78 万 7 千円となっております。

8 ページをご覧ください。

2 款 1 項 10 目、ふるさと振興費は、2 億 1,112 万 4 千円となりました。主な事業といたしましては、温泉施設管理業務委託料、温泉施設浴室等改修工事、国際芸術村施設内大規模改修工事及び地域おこし協力隊配置事業などがあります。

9 ページをお開き願います。

2 款 1 項 13 目、地方創生費は、3 億 1,507 万 8 千円となりました。主な事業といたしましては、みんなで創る未来基金創設及び菌床生産培養施設整備事業などがあります。

10 ページをご覧ください。

3 款 1 項 3 目、老人福祉費は 3 億 6,866 万 2 千円となりました。主な事業といたしまし

ては、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療費療養給付費負担金などであります。

11 ページをお開き願います。

3 款 2 項 2 目、児童措置費は 3 億 736 万 5 千円となり、前年度と比較し 6 億 7,231 万 6 千円の減となりました。前年度より減額となりました要因といたしまして、認定こども園整備事業費が減となったことによるものであります。

4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費は 2 億 7,982 万 7 千円となりました。主な事業といたしましては、簡易水道施設整備事業補助金、水道事業会計繰出金及び簡易水道等事業特別会計繰出金などであります。

12 ページをご覧ください。

6 款 1 項 3 目、農業振興費は 1 億 1,225 万 8 千円となり、前年度と比較し 2,995 万 2 千円の減となりました。前年度より減額となりました要因といたしまして、平成 28 年度は地域連携販売力強化施設の修繕や備品購入、販売指導専門員報酬などの支出があり、これらの事業が減額になったものであります。

13 ページをお開き願います。

6 款 2 項 1 目、林業総務費は 1 億 4,462 万 1 千円となりました。主な事業といたしましては、菌床栽培ハウス整備工事 4 棟、広葉樹林再生事業及び森林資源活用型産業化計画策定事業などであります。

7 款 1 項 3 目、観光費は 3,147 万 6 千円となり、前年度と比較し、1,076 万 7 千円の増となりました。主な事業といたしましては、観光施設修繕料及びにしあいつ観光交流協会育成補助金などあります。

14 ページをご覧ください。

8 款 1 項 2 目、道路維持費は 3 億 3,340 万 3 千円となり、前年度と比較し 1 億 487 万 8 千円の増となりました。前年度より増額となりました要因といたしましては、町道整備事業及び除雪費の増によるものであります。同じく 1 項 3 目、道路新設改良費は 3 億 659 万 4 千円となりました。実施いたしました町道改良舗装事業は、野沢柴崎線、小学校線など記載のとおりであります。同じく 3 項 3 目、公園費は 9,503 万 5 千円となりました。主な事業といたしまして、さゆり公園管理業務委託料のほか、さゆり公園遊具更新工事、さゆり公園屋内プールボイラー更新工事などあります。

次に、15 ページをお開き願います。

8 款 3 項 4 目、都市再生整備計画事業費は 4,376 万 5 千円となりました。実施いたしました事業は、たかはし桜公園整備事業及び野澤宿ポケットパーク整備事業であります。

9 款 1 項 3 目、消防施設費は 3,472 万 4 千円となりました。主な事業といたしまして、小型動力ポンプ 2 台、消防ポンプ自動車 1 台を購入いたしました。

10 款 1 項 2 目、事務局費は 7,940 万 7 千円となりました。主な事業といたしまして、教育改革サポート事業委託料及び西会津高校活性化対策補助金などあります。

16 ページをご覧ください。

10 款 1 項 3 目、学校給食費は 4,149 万円となりました。スチームコンベクションオーブンなど、給食センター用厨房機器の購入をいたしました。

17 ページをお開き願います。

10 款 4 項 3 目、文化財保護費は 2,250 万 6 千円となりました。主な事業といたしまして、横町館跡遺跡発掘調査事業及び歴史文化基本構想策定事業などがあります。

12 款 1 項 1 目、公債費元金は 7 億 343 万円となり、前年度より 5,032 万 2 千円の増となりました。

以上、一般会計の歳出総額は 69 億 5,346 万 7 千円となり、前年度と比較し 5 億 514 万 3 千円の減となったところであります。

次に、各特別会計の決算についてであります。引き続き、主なる施策の執行実績調書によりご説明を申し上げます。

19 ページをお開き願います。

議案第 7 号、平成 29 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 29 年度におきましては、用地の売却はありませんでした。現在、保有しております用地は 2 万 6,871 平方メートルとなっております。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目不動産売却収入は立木売却収入です。歳入総額は 6 万円となりました。

20 ページは歳出であります。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は 6 万円となり、実質収支額も同額となったところであります。

21 ページをお開き願います。

議案第 8 号、平成 29 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 29 年度におきましては、2 区画の分譲があり、年度末の残区画数は 10 区画となりました。住宅団地購入費補助金をはじめとした住宅整備に係る補助制度を PR し、販売促進に努めております。

それでは、歳入であります。2 款 2 項 1 目、不動産売却収入 1,383 万 1 千円、3 款 1 項 1 目、繰越金 944 万 8 千円が主なものであり、歳入総額は 2,338 万 4 千円となりました。

22 ページ、歳出におきましては、分譲促進謝礼、団地内修繕料、住宅団地購入費補助金、一般会計繰入金などが主なものであり、歳出総額は 1,048 万 1 千円となりました。歳入歳出差引額は 1,290 万 3 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

23 ページをお開き願います。

議案第 9 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 29 年度の事業といたしましては、施設の管理運営と、下水道ストックマネジメント実施計画策定業務などが主なものであります。決算年度末の野沢処理区及び大久保処理区を合わせた接続人口は前年度末より 8 人増加し、接続率も 1.9 ポイント増加して 62.2 パーセントとなりました。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目、下水道使用料 3,181 万 4 千円、5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 1 億 1,607 万 4 千円、そのほかの収入として、国・県の補助金及び下水道事業債などであり、歳入総額は 1 億 5,992 万円となりました。

24 ページ、歳出です。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 3,665 万円は、施設の管理運営経費及び地方公営企業法適用移行支援業務委託料などであります。

2 款 1 項 1 目、下水道施設費は 2,603 万 2 千円で、ストックマネジメント実施計画策定などを実施いたしました。

歳出総額は 1 億 5,550 万円、歳入歳出差引額は 442 万円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源が 6 万 4 千円ありますことから、実質収支額は 435 万 6 千円となりました。

25 ページをお開き願います。

議案第 10 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本事業では、小島・森野・宝川・白坂・笹川・野尻の 6 処理施設を管理運営しております。これら 6 地区の決算年度末の接続人口は、前年度末と変更はありませんでしたが、区域内人口の減少に伴い、接続率は 1.5 ポイント増加して、87.6 パーセントになりました。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目、下水道使用料が 3,154 万 8 千円、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金が 7,989 万 7 千円などで、歳入総額は 1 億 1,623 万 5 千円となりました。

26 ページ、歳出です。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は、6 処理施設に係る管理運営経費などです。歳出総額は 1 億 1,284 万 6 千円、歳入歳出差引額は 338 万 9 千円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源が 7 万 3 千円ありますことから、実質収支額は 331 万 6 千円となりました。

27 ページをお開き願います。

議案第 11 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 29 年度は 11 基の整備を行い、これまでの整備基数は 329 基となりました。なお、町に移管された浄化槽を含めまして、346 基の管理を行っております。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目、下水道使用料 1,322 万 8 千円、4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 2,697 万 5 千円、そのほかの収入として、施設整備に対する国・県の補助金及び下水道事業債などであり、歳入総額は 5,308 万 1 千円となりました。

28 ページ、歳出であります。1 款 1 項 1 目、一般管理費は、施設の管理運営経費であります。

2 款 1 項 1 目、個別排水処理施設費は、浄化槽 11 基分の設置工事費などであります。

歳出総額は 5,134 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 173 万 6 千円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源が 9 万 9 千円ありますことから、実質収支額は 163 万 7 千円となりました。

29 ページをお開き願います。

議案第 12 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本医療制度は、75 歳以上の高齢者を対象とした医療制度であり、都道府県単位で設立されました広域連合が保険者となっております。決算年度末の被保険者数は前年度末より 57 人減少し、1,822 人となりました。

それでは、歳入であります。1 款、保険料は、特別徴収・普通徴収合わせまして 5,265 万 4 千円となり、収納率は前年度より 0.03 ポイント増の 99.95 パーセントとなりました。なお、不納欠損はありませんでした。

2 款 1 項 2 目、保険基盤安定繰入金は 3,710 万 2 千円、歳入総額は 9,677 万 5 千円となりました。

30 ページは歳出であります。3 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。歳出総額は 9,643 万円、歳入歳出差引額は 34 万 5 千円となり、実質収支額も同額となりました。

31 ページをお開き願います。

議案第 13 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

事業勘定におきましては、被保険者の財政負担の軽減を図るため、平成 28 年度に 2 カ年の第 6 期国保財政計画を策定し、国民健康保険給付費支払準備基金より 1,500 万円の繰り入れを行うことといたしましたが、さらに前年度繰越金から、1,300 万円、基金から 500 万円、合計 3,300 万円を減税財源に充て、さらなる負担軽減を図ったところであります。なお、平成 29 年度末現在の被保険者数は、前年度末より 94 人減少し、1,851 人となりました。一方、診療施設勘定におきましては、医療用機械器具や医療用システム機器の更新を行いました。

それでは、事業勘定の歳入です。

1 款、国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者を合わせまして 1 億 6,190 万 2 千円となりました。収納率は、前年度より 0.19 ポイント増え、89.22 パーセントとなりました。不納欠損額は 99 件、190 万 2,549 円となり、前年度と比較し、43 件、30 万 5,021 円の減となりました。

3 款 2 項 1 目、財政調整交付金は 1 億 926 万円となり、前年度と比較し 5,396 万 7 千円の増額となりました。増額となりました要因は特別調整交付金の増額によるものであり、その内訳は診療所の医療機器等整備に対する交付金などでございます。

32 ページをご覧ください。

9 款 2 項 1 目、国民健康保険給付費支払準備基金繰入金は、減税財源分として 2,000 万円を繰り入れいたしました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 10 億 6,377 万 6 千円となりました。

33 ページをお開き願います。歳出です。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費は、前年度と比較し 2,342 万 3 千円の増となりましたが、同じく 1 項 2 目、退職被保険者等療養給付費は、前年度と比較し 3,030 万 6 千円の減となりました。なお、2 款、保険給付費全体では 5 億 4,550 万 1 千円となり、前年度より 954 万 2 千円の減となっております。

次に、10 款 2 項 1 目、診療施設勘定繰出金は 5,483 万 8 千円となり、前年度より 5,113 万 3 千円の増となりました。増額となりました要因は、医療機器等整備事業分の増であります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出合計は 10 億 5,715 万 7 千円、歳入歳出差引額は 661 万円となり、実質収支額も同額となりました。

35 ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入です。

1 款 1 項の外来収入は、合計 1 億 3,688 万 8 千円となり、前年度と比較し 754 万 6 千円の減となりました。

9 款 1 項 1 目、過疎対策事業債は 7,090 万円となり、前年度と比較し 3,820 万円の増となりました。増額となりました要因は、医療用機械整備に伴うものであります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 3 億 7,738 万 8 千円となりました。

36 ページをご覧ください。歳出です。

2 款 1 項 1 目、医療用機械器具費は 1 億 257 万 3 千円となり前年度と比較し、9,047 万 5 千円の増となりました。生化学自動分析装置や臨床検査システムなど記載の機械器具を購入いたしました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出総額は 3 億 5,023 万 8 千円、歳入歳出差引額は 2,715 万円となり、実質収支額も同額となりました。

37 ページをお開き願います。

議案第 14 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 29 年度は、第 6 期介護保険事業計画の最終年度であります。年度当初の第 1 号被保険者数は、前年度より 19 人減少し、2,934 人となっております。また、第 1 号被保険者のうち、介護認定をされた方は 560 人、認定割合は 19.1 パーセントとなっております。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料は 1 億 7,431 万 7 千円となり、収納率は、前年度より 0.38 ポイント減の 98.42 パーセントとなりました。不納欠損処分は、32 件、15 万 4,300 円であります。

38 ページをご覧ください。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 633 万 9 千円は、保険給付費に要する繰入分などであります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 11 億 5,906 万円となったところであります。

39 ページをお開き願います。歳出です。

2 款 1 項 2 目、地域密着型介護サービス給付費は 1 億 3,406 万 2 千円となり、前年度より 2,553 万円の増となりました。なお、2 款、保険給付費全体では 9 億 8,159 万 6 千円となり、前年度と比較し、3,007 万 7 千円、3.2 パーセントの増となっております。

40 ページをご覧ください。

4 款 3 項 4 目、任意事業費は 1,458 万 1 千円となり、前年度と比較し 1,031 万 5 千円の増となりました。前年度より増額となりました要因は、地域ふれあいセンター運営業務委託料を一般会計から移動させたことなどによるものであります。

その他の款項の主な内容につきましては記載のとおりであります。歳出総額は 11 億 3,572 万 9 千円、歳入歳出差引額は 2,327 万 7 千円となり、実質収支額も同額となりまし

た。

41 ページをお開き願います。

議案第 15 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本特別会計では、簡易水道 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、合わせて 10 施設の管理運営を行っております。決算年度末の給水件数は 661 件となっており、前年度末と比較し 8 件の減となりました。

それでは歳入であります。主なものといたしまして、水道使用料や一般会計繰入金、さらに地方公営企業法適用事業に係る簡易水道事業債などで、歳入総額は 7,019 万 4 千円となりました。

42 ページをご覧ください。歳出です。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は、給水施設の管理運営に係る経費のほか、地方公営企業法適用移行支援業務委託料などで 3,434 万 9 千円となりました。歳出総額は 6,620 万 1 千円、歳入歳出差引額は、399 万 3 千円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源が 7 万 7 千円ありましたので、実質収支額は 391 万 6 千円となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書についてでございますが、記載のとおりでありまして、説明と重複する部分もございますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第 6 号から議案第 15 号までの説明を終了させていただきます。

○議長 暫時休議します。(14時56分)

○議長 再開します。(15時30分)

議案第 16 号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 16 号、平成 29 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてをご説明いたします。

説明に使用します資料は、西会津町歳入歳出決算書、それから、事項別明細書の 2 冊を交互に使用しますので、ご用意をお願いしたいと思います。

はじめに剰余金の処分について、説明いたします。

地方公営企業法の第 32 条第 2 項の規定により、資本金、資本剰余金、及び未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものであります。

決算書の 51、52 ページをお開き願います。

今次の決算では、資本金、資本剰余金の処分はなく、未処分利益剰余金の処分のみとなりました。

上に記載の表、平成 29 年度西会津町水道事業剰余金計算書をご覧くださいと思います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は、3,197 万 7,833 円で、それを、減債積立金に 500 万円、建設改良積立金に 500 万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高は、2,197 万 7,833 円となりました。当年度の変動額として純利益が、353 万 7,678 円ありますので、合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は 2,551 万 5,511 円となります。

次に、下に記載の表、平成 29 年度西会津町水道事業剰余金処分計算書(案)をご覧ください

だきたいと思います。

いまほどの当年度末の未処分利益剰余金残高 2,551 万 5,511 円を、減債積立金に 500 万円、建設改良積立金に 500 万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を 1,551 万 5,511 円とするものです。

次に決算の概要を説明いたします。事項別明細書にて説明いたします。215 ページをお開き願います。

平成 29 年度西会津町水道事業報告書。

1、概況の(1)総括事項、ア、給水は、平成 29 年度の年間総配水量は、62 万 6,274 立方メートルで、前年度と比較して 2 パーセント、1 万 2,373 立方メートルの増となりました。年間総有収水量は、43 万 3,913 立方メートルで、前年度と比較し 0.5 パーセントの増、2,120 立方メートルの増加となりました。

給水人口は 3,855 人で、給水普及率は前年度より 1.05 ポイント上がり 86.67 パーセント、給水件数は 1 件減の 1,683 件となりました。

ウ、経常収支は、平成 29 年度の収益的収入は、前年度と比較して 0.7 パーセント減の 1 億 4,397 万 475 円、支出は前年度より 4.1 パーセント増の 1 億 4,043 万 2,797 円となり、損益計算において 353 万 7,678 円の黒字となりました。

資本的収支では、収入が 7,353 万 7,400 円、支出が 1 億 2,546 万 4,880 円で、内訳は固定資産購入費 358 万 5,168 円、施設改良費 395 万 7,120 円、配水管布設費 2,803 万 6,800 円、及び企業債償還 8,988 万 5,792 円で、収支差し引き 5,192 万 7,480 円の不足となりましたので、過年度分損益勘定留保資金 4,929 万 1,992 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 263 万 5,488 円で補填し、その結果、実質収支は 4,838 万 9,802 円の赤字となりました。

次に 216 ページをご覧くださいと思います。

議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事の概況などは、ご覧のとおりです。

217 ページの 3、業務の(1)業務量は、給水人口、給水件数、年間配水量などを記しており、年間有収水量は 43 万 3,913 立方メートルで、年間有収水量率は 69.28 パーセントでした。

次に、供給単価は、1 立方メートル当り 215 円 11 銭であり、給水原価は、1 立方メートル当り 299 円 25 銭で、84 円 14 銭の差となっております。

218 ページ、219 ページをご覧くださいと思います。

(2)事業収入に関する事項では、平成 29 年度の合計額は、1 億 4,397 万 475 円となり、(3)事業費に関する事項では、平成 29 年度の合計額は 1 億 4,043 万 2,797 円で、353 万 7,678 円の黒字となりました。

220 ページをご覧くださいと思います。

4、会計は、請負契約の内容、企業債及び一時借入金の概要、他会計補助金の充当などについて記載しております。

221 ページ以降の明細は、決算書にてご説明いたします。

決算書にお戻りいただきまして、49、50 ページをご覧くださいと思います。

この決算報告書は消費税及び地方消費税を加算した額で計上しております。先ほどまでの説明は税抜きであったため、金額は一致しておりませんのでご了承いただきたいと思います。

まず、1、収益的収入及び支出の収入は、第1款、水道事業収益は、営業収益と営業外収益の合計で、決算額は、1億5,559万4,625円でした。

次に支出は、第1款、水道事業費は、第1項、営業費用の決算が1億1,581万3,632円、第2項、営業外費用の決算額が、3,360万7,827円、予備費は0円で、支出合計の決算額は、1億4,942万1,459円となりました。

次に2、資本的収入及び支出の収入は、第1款、資本的収入の第1項、企業債で2,000万円、第2項、補助金で5,048万1,000円、第3項、負担金が305万6,400円、収入合計の決算額は、7,353万7,400円となりました。

支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費は3,557万9,088円、第2項、企業債償還金は、8,988万5,792円、支出合計決算額は、1億2,546万4,880円となり、資本的収支不足額の補填方法は、下段に記載のとおりであります。

次に53ページの損益計算書をご覧いただきたいと思います。

1、営業収益は合計額9,432万2,282円、2、営業費用の合計額は1億1,264万2,299円で、その差額1,832万17円が営業損益となります。

3、営業外収益は、合計額4,964万8,193円で、4、営業外費用の合計額は2,779万498円で、その差額の営業外利益は2,185万7,695円であり、営業損益と営業外利益の差額353万7,678円が経常利益となります。

5、特別損失はなく、経常利益がそのまま当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金2,197万7,833円を加算した2,551万5,511円が当年度末処分利益剰余金となりました。

次に、54ページの貸借対照表は、1の固定資産と2の流動資産をあわせた資産合計額と、3、4の負債、5の繰延収益、6の資本金、7の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも22億9,209万5,148円であります。

以上で、議案第16号の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第17号の説明を求めます。

会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者 議案第17号、平成29年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

ご説明に入ります前に資料のご確認をお願いいたします。先ほどとは別の資料となります。まず、平成29年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書。こちらの薄い書類でございます。同じく、歳入歳出決算事項別明細書。こちらの資料でございます。実質収支に関する調書・財産に関する調書。この下に本町財産区と書いてある書類でございます。以上の3種類を提出いたしております。なお、決算認定の対象となりますのは、歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくため事項別明細書にて説明をさせていただきます。

事項別明細書をご覧ください。

それでは、事項別明細書の1ページ、2ページをお開き願います。

まず歳入です。金額は、2ページの収入済額で申し上げます。

1款、財産収入、1項1目、財産貸付収入は4万1,030円となりました。これは、貸地料22件分であります。

2款、使用料及び手数料は、収入がありませんでした。

3款、繰越金、1項1目、繰越金31万5,864円は前年度からの繰越金であります。

4款、諸収入、1項1目、区預金利子2円は普通預金利子であります。

以上、歳入合計は35万6,896円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出です。金額は、4ページの支出済額で申し上げます。

1款、管理会費、1項1目、管理会費は、7万7,800円です。報酬7万5,600円は、管理会3回分の委員報酬です。

次に、2款、総務費は4万7,020円となりました。1項1目、一般管理費は3,020円です。使用料及び賃借料は、本町財産区の今後のあり方に関する区民説明会等の会場借上料です。なお、予備費から3千円を充当いたしました。同じく1項2目、財産管理費は4万4千円となりました。作業道の草刈り賃金であります。

以上、歳出合計は12万4,820円となり、歳入歳出差引額は23万2,076円となりました。

次に、実質収支に関する調書・財産に関する調書の1ページをお開き願います。

実質収支についてであります。

歳入総額35万6千円から歳出総額12万4千円を差し引いた額は23万2千円となり、翌年度へ繰越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は23万2千円の黒字となりました。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。

財産に関する調書についてであります。3ページ上段(2)の山林のうち、立木の推定蓄積量の決算年度中増減高274立方メートルは自然増加分によるものであります。そのほか、前年度末現在高から増減はありませんでした。

なお、本会計は平成30年3月31日をもちまして廃止となりましたことから、歳入歳出差引残額及び財産は一般会計に継承いたしました。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただき、提出いたしました各会計の決算につき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 時間を延長します。

説明ありました議案第6号、平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第17号、平成29年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

あわせて、財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 それでは、平成29年度分の監査の結果につきまして、ここでご報告申し上げたいと思います。

冊子がございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、この監査の結果の報告の前に、いくつか申し上げることがございます。

まず、本報告書には、監査委員2名の考察とか意見が記載されておりますけれども、これは両名の合意によるものとして書かれてございます。両名の意見が違った場合には併記するというようなことも書いてあるようですが、十分話し合いまして、2名の合意のもとに作成したということで、知っておいていただきたいと思います。

2つ目でございますが、詳細な計数、数値について、ご報告申し上げるところでございますが、ただいま会計管理者、そして建設水道課長、そして先週の金曜日ですか、全員協議会の中で、総務課長より財政健全化比率等についての説明もございましたので、その重複を避けるため、大部分を紙面での報告とさせていただきたいと思います。ご了解いただきたいと思います。

なお、この冊子につきましては、できるだけ見やすい形ということで、工夫して載せてございます。項目等の配置、説明、各グラフ等、よくご覧いただきながら話をお聞きいただければありがたいと思います。

この報告書につきましては、表紙に書いてございますように、全体として、全部で7つに大きく分かれております。それぞれについてページに従って、私のほうで説明を続けてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

説明の前に、最後ですが、この監査に際しまして、町民の方々、そして役場職員の方々、実に多くの方々にご協力をいただきました。この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。

それでは、まず1ページのほうに入ってまいります。

会計管理者よりございました一般会計、それから特別会計についての審査の意見書でございます。根拠となる法令は、地方自治法の第233条第2項、そして、同じく地方自治法の第241条第5項ですね、これに従って監査を実施いたしました。

なお、監査委員につきましては、代表監査委員、私、佐藤泰と、議会選出の監査委員、小柴敬、2名でありました。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。

ご存知のとおり、一般会計のほかに9つの特別会計がございます。

(1)でございますね。(2)審査の期間でございますが、8月8日から3日間、費やして実施いたしました。(3)審査の手續きということで、町長から提出されました歳入歳出決算書、そして、それに伴う事項別明細書、実質収支に関する調書、そして財産に関する調書につきまして、これが関係法令に準拠しているかどうか。そして、それぞれの財政運営は健全であるか、それから財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等につきまして監査の対象といたしました。

その結果でございますが、関係諸表及び証拠書類等、詳しく照合させていただいたわけですが、大きな2番の検査の結果にも書いてございますが、本当に誤りがなく、適切に処理されていることが認められましたということで、記載いたしました。それぞれ法令に準拠しながら、適切な運営がなされていて、証拠書類と照合した結果、誤りはないということを確認させていただきたいと思います。

それでは、3ページに具体的に入ってまいります。

それでは、まず大きな3番、審査の意見でございます。(1)総括です。ここは一般会計と特別会計の合わせたものということで、(1)総括、計算式が出てございます。歳入歳出、繰り越すべき財源、実質収支という形でございます。その下に実際の考察等について書いてございます。そしてグラフもございますので、これはご覧いただければと思います。

4ページに入ります。

4ページは、今度は歳出に関してのことでございます。ここでは、歳出が一般会計としてどんなものが増え、どんなものが大きく減ったのかということで、具体的なものがいくつか並べてございます。ご覧ください。特別会計についても同じように、特に目立つものというようなことで、いくつかあげておきました。これもあわせてご覧いただきたいと思っております。グラフも、こんな形で作成してみました。その下になります。4ページの下です。②予算の執行状況、これにつきましては、歳入歳出について分けて記載してございます。

なお、右上5ページのグラフ、表ですか、表がございまして、これもあわせてご覧ください。その下です。③町債の状況と実質公債費比率ということで、町債の発行額、償還額、実質公債費比率ということで、3つに分けて書いてございます。これも確認をお願いしたいと思っております。

6ページでございます。

表がございまして、これも今申し上げましたものを表にしたものでございます。その次、6ページの下④でございますが、ここが比較的大切な部分になると思っております。(ア)が収入未済額でございます。これは皆さまご存知のとおり、滞納額ということになります。これについても詳しく書いてございますので、それぞれお読みいただきたいと思っております。それぞれ昨年と比べての増減等についても後に書いてございますので、比較という関係からご覧いただければ、大変ありがたいと思っております。

7ページでございます。

不能欠損に対しまして、庁舎内でどのような動きがあるのかと、どのような工夫をされているのかというのをまとめて書いておきました。平成24年から1億円を下回っているという状況が続いております。なお、29年度になりまして、若干増えた部分もございまして、今後も法令等によって円滑かつ適正な事務処理を継続していただきたいということで、意見を書いておきました。

続いて、その下の7ページの(イ)です。不納欠損額です。これは時効を迎えて、法的な処理がなされたというお金でございます。これも、それぞれ減ってきたということでございまして、若干微増に転じてきたということが読み取れましたので、ここに記載してございます。また下のグラフについてもご覧いただければと思います。

続いて8ページです。

⑤番は、主な基金ということで、財政調整基金、(ア)でございます。これは29年度から、みんなで創る未来基金というのが新しくできましたので、財政調整基金のほうがちよっと減ると、減ったということで書いてございます。それから(イ)の庁舎の整備基金については、29年度、実際に庁舎整備を行っていたわけでございます。前年度比83.8パーセント減というような形でございます。(ウ)でございますが、国民健康保険の給付費支払準備金、これが比較的大きいものがございます。30年度から国民健康保険の主体ですか、

財政の主体が県に移りますので、なお引き続いて町のほうにおかれまして、長中期的な財政計画に基づいた負担軽減、健全運営に対応されたいという意見を付けさせていただきました。グラフのほうもご覧いただきたいと思います。

9 ページでございます。ここからは一般会計に絞りまして書いてございます。(2) 一般会計、グラフでございます。ご覧ください。

それから 10 ページでございます。

これも財政のほうで行っていただいておりますが、歳入につきまして、一般財源と特定財源、そして自主財源と依存財源というふうに分けまして記述してございます。それぞれ増減についても書いてございますので、ご覧いただければと思います。

それから 11 ページ、(イ) 町税、地方交付税です。これもご存知のとおり、増減がかなりございます。これについてもご覧いただければと思います。

11 ページの下半分で②の歳出でございます。これは一般会計の歳出になります。この歳出の中では、義務的経費と投資的経費というふうに2つに分けられます。それぞれの意味とか増減についても書いてございますので、ご覧いただければと思います。

12 ページでございます。

(イ) 経常収支比率。これについては、ポイントが増加しています。その理由等についても書いてございます。ご覧ください。それから(ウ)ですが、債務負担行為支出予定額、今後の支出の予定額でございますが、丸が3つ並んでございます。大きなものとして、この3点があげられます。それから(エ)一般会計から他会計への繰出ということで、これだけの額が繰り出されて、しかも増となっているというふうに書いてございます。

さて、それで 12 ページの下半分でございます。(3) でございます。今度は一般会計から特別会計に移りまして、特別会計の全体像について書いてございます。グラフもご覧ください。

13 ページから個別ごとに特別会計、説明がございしますが、①工業団地、これにつきましては、平成 17 年度以降、用地売却は全くないと、動きがないと。それで意見としまして、平成 26 年度に策定した企業誘致戦略を踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略に対応した対策が必要であろうと。動かないままになっておりますので、何とかしようという意見を付けてみました。

②の住宅団地でございます。29 年度は 2 区画の分譲がありました。残り 10 区画ということでございますので、引き続きご努力をお願いしたいと思います。

③下水道の特別会計でございます。ここでは、まず 3 行目の収入未済がここでもございます。接続状況につきまして、下のほうに意見と書いてありますけれども、全体の接続率が 62.2 パーセントでございます。これからも引き続き、町民に対するきめ細かな説明会、PR などが必要だと思われま。そして接続率の向上に努めていただきたいと思います。

それでは 14 ページでございます。

農集排でございます。これも先ほど詳しく説明あったわけですが、接続率等も書いてございますが、ここでも、収入未済がこれだけございます。長期滞納にならないように、徴収に一層努められたいということでございます。

14 ページの下でございます。⑤個別排水でございます。先ほど会計管理者より詳しく説

明ありましたけれども、進捗率が 41.1 パーセントということでございましたが、平成 30 年度、今年度ですね。目標数値を新たに引き直す、そして生活排水処理基本計画をつくり直すというような言葉もございましたので、そんな形で、800 基が目標というのが一部変更になる可能性もございます。これは担当のほうでいろいろ大変でございますが、ぜひ進めていただきたいと思っております。なお、ここも収入未済がございます。これだけでございます。これについてもお読みいただければと思います。

15 ページでございます。

後期高齢者でございます。それぞれ人数等についても書いてございますが、保険料の収納率 99.9 パーセント、収入未済額、若干でございますがでございます。これについても、またご努力をお願いしたいと思っております。

⑦国保、事業勘定のほうでございます。収入、歳出について考察が加えてございます。それぞれ昨年と比べてとか、構成比とか書いてございますので、これはお読みいただきたいと思っております。ここでも、先ほど申し上げましたけれども、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営が県に移管されます。そのために、町内の動向を踏まえながら、今後も計画的かつ安定的な運営に努めていただきたいと思っております。

16 ページでございます。

国民健康保険税の収納率のことが書いてございます。収入未済額、減少してはございますが、これだけでございます。不能欠損についても少なくなっておりますが、これだけございました。ここでもまた、担当のほうでいろいろご努力をいただかなければならないように思われます。

それでは、17 ページは、今度は同じく国保の診療施設勘定でございます。歳入歳出、分けて書いてございます。ここでは、最後の 3 行でございますが、訪問介護事業が始まったということから、なお、さらなる町民の健康や生命を守るための医療の充実、安全性の確保、サービスの向上、努めていただきたいということで書かせていただきました。

⑧でございます。介護保険でございます。これも同じく、歳入歳出ということで考察書いてございますが、その中に、収入未済額、前年度より増加したと。不能欠損処分額、これについても書いてございますので、ご覧ください。それで歳出のほとんどが、認知症対応型グループホームが、今後本格的に稼働したことから、保険料自体が増える可能性があると思われま。そんなことから、今後も介護予防の事業に力を入れる、予防のほうですね。力を入れて、保険給付費を抑制するような工夫が必要ではないかというふうに思われます。そんな意見を付しておきました。

では、18 ページをご覧ください。

⑨簡易水道でございます。ここも歳入歳出というふうに分けてございます。収入未済額、かなりございます。長期滞納につながらないような努力をお願いしたいということでございます。

以上、特別会計についてはこんな形で監査を行いまして、意見を付させていただきました。

18 ページの下のほう（4）でございますが、最初に戻りまして、町長から提出されました歳入歳出決算書に伴う調書ですね。実質収支に関する調書につきまして、その考察、意

見を書いてございます。一般会計についてはこのような状況であります。特別会計においてはこのような状況でございますということで、詳しく書かせていただきました。

同じく 19 ページでございますが、(5) 歳入歳出決算書とともに提出されました財産に関する調書に関する意見でございます。公有財産、そして基金について、まとめて書いてございますが、公有財産については、▲は減ったということですね。そういう記載の仕方をしてみました。で、基金については、運用にあたっては適切に活用されていると、その他の基金についても、これは、その他の基金は地方自治法の第 241 条第 5 項に従って監査を行ったわけでございますが、これも台帳も適正に整備され、きちっと運用されているということを認めさせていただきました。それで最後に、生活援助貸付基金、これについて、返済期間を経過したもの、未返済金がありますので、その回収に努めていただければということでございます。

ここまでが一段落でございます。

19 ページですか、青い紙をまたぎまして、21 ページ、水道事業会計の監査でございます。これは、根拠となるのは地方公営企業法第 30 条の第 2 項、これに基づいて、監査委員 2 名が監査にあたりました。監査の月日については、7 月 30 日。審査の手続きでございますが、これについては、必要書類等を提出していただきまして、水道事業が健全に運営されているのかということの主眼にしながら監査を行いました。

大きな 3 番、審査、監査の結果でございますが、それぞれ決算諸表等、水道事業の経営成績及び財政状況を適切に表し、計数に誤りは認められませんでした。

大きな 4 番、意見でございます。収益的収支、そして資本的収支、それぞれ黒字、赤字とこうなっておりますが、そんなふうな数字が出ておりますが、今後も効率的に計画的な運営をお願いしたいということ付させていただきました。

同じく 22 ページにわたりますと、丸 2 つ目、水道使用料の未収金がございます。これだけでございます。皆さんに、公平で公正な、そして安定的な水の供給といいますか、事業運営の観点から、引き続いて未収金の発生防止、そしてその回収に努めていただきたいと思います。

3 つ目、企業債、そして一時借入金についても触れてみました。その最後の丸でございますが、その下です。かつて、この監査委員のほうから、2 年間にわたり老朽管の更新について意見を付したことがございました。その後、予算を付けていただいて、28 年度から老朽管の更新事業に着手していただきました。29 年度末までに 640 メートルと、少ないように思いますが、大変な事業だということですが、今後、計画的に事業を進めていただきたいと思います。

それから事業の実績、大きな 5 番でございますが、これについてはご覧いただきたいと思っております。先ほど建設水道課長から詳しく説明がございました。

24 ページ。

貸借対照表による経営分析ということでございますが、財産の内容を見てもみますと、固定資産、そして流動資産、それぞれ分かれておりますが、見てもみますと増減とか、増とかということがありますので、これも表にしてございますので、ご覧ください。そして方や、負債資本の部分では、固定負債、流動負債の合計額、そして剰余金が増えたというような

ことで、それぞれの増減についてまとめて書いてみました。さらに預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、間違いがないということを確認しております。

その後、25 ページからずっと表が続いておりますが、これは先ほどの建設水道課長の説明と同じでございますので、省略させていただきます。

28 ページでございます。これもダブりますが、一番上に供給単価、そして給水原価というところでまとめました。

(4) 総括でございます。町民に安全安心な水の供給というのが一番の使命であるわけですが、適切な検査を実施したりしながら、相対的に安定的に水を供給できたということ、建設水道課、水道課のほう、確認させていただいて、今後も続けていただきたいということでまとめました。29 年度の有収水量、これも説明ございましたね。それから有収率、これは課長の説明だと、有収水量率と書いてあったんですね。同じ言葉ですね。これは同じ言葉ですので、間違いなく 69.28 パーセントということで確認してございます。言葉がちよっと違って短くしたのかな、有水率というのはね、有収水率ですね。そんなふうにご理解ください。

さて、最後に意見の文書でございますが、施設等の維持管理について、排水施設、排水管の老朽化が進む中、本当にご努力いただいています。職員による巡回点検、業者委託による漏水検査、維持管理に努めていらっしゃいます。それで、平成 29 年度は、水道管の漏水が全部で 38 件ございました。これは 1 年前よりも 9 件増加して、しかも本管の漏水が 7 件あったんですね。こういう非常に大きな事故がいくつかあったおかげで、有収率が低下しているんですね。ですから、事故がなければ有収率が下がらなかったということが言えるわけです。そんな意味からも、今後とも健全な経営に努められたいと。そして、老朽管の更新工事が計画的に進むことを望みますと、本当に毎月、例月出納検査で説明受けておりますが、本当に一生懸命やっいらっしゃる姿が見えます。なお、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、29 ページでございます。

本町財産区の監査でございます。地方自治法第 233 条第 2 項により行いました。監査委員は 2 名でございます。実施日が 8 月 9 日、これも先ほど説明ございましたので、省略させていただきますが、29 年度で廃止になります。町に財産が移管されますけれども、引き続き適正な管理運営にあたっていただきたいという意見を付させていただきました。

それでは 31 ページをご覧ください。

財政健全化判断比率等についてでございます。これについては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、そして第 22 条の第 1 項により行ったものでございます。監査委員 2 名で行いました。実施日は 7 月 31 日でございます。審査の手続きにつきましては、これもご覧ください。3 番のこの表がございまして、一番上、2 番目、そして 5 番目ですか、数字が入っておりませんが、その理由についてはお分かりだと思います。

それでは、めくっていただいて、審査の結果でございます。ここでは、要するに数値を出すこと、出た数値を監査するんじゃなくて、算定の基礎となった書類等は間違いのないと、そして法令等に基づいて適正な算定要素が計算が入っていたの、そして(3)として、

健全化判断比率等の算出過程に誤りはなかったのということで、数値にいたるまでの手順について監査をするということなんですね。そんなことで行って、それぞれについてきちっとした形で行われておりました。なお、数値が上がった部分がございます、総務課長よりも説明あったとおり、それぞれの数値は分数をつくるんですね、まずね。分母にはこういう数値を入れなさい、分子はこういう数値を入れなさい。で、分子割る分母で何点何々が出るわけですね。ですから、分母が小さくなりますと、数値は大きくなるということですね。じゃあ分母にあたるのは何だと、ここに書いてございます。財政規模とか、あと基金の額とか、そういうものが影響しておりますので、その辺をお読みいただきたいと思えます。この数字から見ましても、本町は非常に健全な財政運営がなされているんじゃないかということでございます。それを確認させていただきました。

それでは、どんどんいきます。33 ページ。

定期監査報告でございます。地方自治法第 199 条第 4 項でございます。監査委員 2 名。8 月 1 日、2 日、3 日の 3 日間にわたって行いました。監査の対象でございますけれども、別紙の 6 件、次のページでございます。

これにつきまして、監査を行い、意見を聴衆しながら、それぞれの課のほうに意見書を提出してございますので、ご覧いただければと思います。

そして次が、35 ページでございます。

補助金等交付団体監査ということで、地方自治法第 199 条第 7 項。これについては、町の補助金の財政援助を受けている団体ということですね。地方自治法の第 199 条第 9 項によって、その結果を次のとおり報告しますということになります。監査委員 2 名です。監査実施は 1 日、2 日、3 日の 3 日間。そして大きな 2 番、監査の方法と対象とした団体ということで、これは 37 ページをご覧いただきたいと思えます。

ここについては、要するに、町から支出された、いわゆる補助金についての使途というばかりではなくて、本当に町民のために使われたのかと、有効に活用されたのかというようなことも監査の視点となっております。これは当該補助金等が町民から徴収された税金、その他、貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行っているかどうかというのが監査の視点でございます。

では、36 ページをご覧ください。

それぞれの団体等、概ね健全に運営がなされていたということで、認めさせていただきました。なお、結果につきましては、それぞれの団体の長の方、並びに監督課ですね。監督課の課長さん、あるいは担当者のほうに意見書を差し上げてございますので、そちらをご覧いただければと思います。

では、最後になるのかな、39 ページをご覧ください。

指定管理者・出資団体の監査でございます。これは地方自治法の第 199 条第 7 項。そして地方自治法の第 244 条の 2 第 3 項の規定によって、町が出資している者、あるいは公の施設の管理を行わせている者ということで、指定管理等がここに入ってくるということになります。そして、地方自治法の第 199 条第 9 項の規定によって、この場で結果を報告するものでございます。監査委員は 2 名。監査実施日は 8 月 1 日、2 日の 2 日間。そして、

監査の方法については、それぞれ帳簿等を持っていただくとともに、団体の長の方、あるいは出納管理の方等、多くおいでいただきまして、お話を伺ったり、帳簿を見させていただいたり、通帳を見させていただいたりということで監査を行いました。

最後のページ、40 ページでございますが、監査の狙いは、今申し上げましたとおりで、条例の定めるところにより、管理運営が適切に行われていますかと、町が支出したお金ですよということですね。

4 番、監査の結果でございます。管理運営の状況、大変いいんじゃないかということでございます。出資団体については、営業努力により、経営状況は改善されつつあると、特にいろんな団体で、なかなか苦戦している部分もございますので、それについて十分な聴取を行い、いろんな意見を申し上げたつもりでございます。

最後、監査の意見でございますが、町の貴重な財産等の管理運営を受託している、町はその財産等が適切かつ効率的な運営が図られるよう、今後とも適切な指導監督を行うよう望むということで、指導課についても、ぜひ指導をしっかりしていただきながら、本当に目的に沿って成果が表れるような形でお願いできれば大変ありがたく思っております。

大変、時間もくっけてしまいまして申し訳ございませんでしたが、以上をもちまして監査の報告といたします。

○議長 日程第 19、議会案第 1 号、事務検査に関する決議を議題とします。

本案の説明を求めます。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、事務検査に関する決議案のご説明を申し上げます。

まず、提出者であります。荒海清隆議員、多賀剛議員、渡部憲議員、伊藤一男議員、長谷川義雄議員でございます。そして私でございます。

それでは、朗読をもって説明をさせていただきます。

事務検査に関する決議案。表記の議案を、西会津町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。平成 29 年度決算における収入未済額は 6,989 万円、不能欠損処分は 553 万円となっております。税は所得や資産の状況を根拠に課されるもので、各種使用料等については、受益の対価として負担するものであり、著しい滞納は公平性を欠くのみならず、財政の健全性に影響を及ぼす重大な問題であります。

したがって、適正な徴収事務等がなされているか検査するため、決議案を提出するものであります。

次のページをご覧ください。

事務検査に関する決議。地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。

検査事項、(1) 滞納状況、これは収入未済に関する事項であります。(2) 不能欠損処分に関する事項。

検査対象、(1) 滞納状況、これは収入未済に関する事項については、平成 29 年度の町税、内容としては、町民税、固定資産税、軽自動車税、及び国民健康保険税、介護保険料、

住宅使用料、この内容は、町営住宅、定住促進住宅、駐車場であります。そして下水道使用料、この内容は、下水道施設事業、そして農業集落排水処理事業、個別排水処理事業でございます。(2)として、不能欠損処分に関する事項については、平成29年度に処分した全ての事項であります。

検査の方法。関係書類の提出を求めるものであります。(2)本会議で議員全員が検査をする。

以上でございます。皆さまのご賛同、よろしく申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第1号、事務検査に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、事務検査に関する決議は、原案のとおり可決されました。

追加日程配付のため、暫時休議します。(16時42分)

○議長　再開します。(16時44分)

ただいま可決されました事務検査について、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに事務検査を行いたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、事務検査を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、ただちに事務検査を行います。

なお、これから行います事務検査については、秘密会としたいと思います。秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、かつ討論を用いないで可否を決することになっております。出席議員は14人であり、その3分の2は10人であります。

事務検査を秘密会とすることについて、採決します。秘密会とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長　ただいまの起立者は3分の2以上です。

したがって、事務検査については、秘密会とすることに可決されました。

事務検査には、副町長及び会計管理者兼出納室長、総務課及び事務検査にかかる担当課については、係長以上の出席とし、以外の方は別室で待機願います。

なお、皆さんに申し上げます。事務検査は概ね5時20分終了を目安に行いますので、ご

協力を願います。

準備のため、暫時休議します。(16時46分)

(秘密会)

○議長 再開します。(17時41分)

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(17時41分)

平成30年第5回西会津町議会定例会会議録

平成30年 9月14日(金)

開 会 10時00分
散 会 14時13分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
総務課長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	五十嵐 博 文	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	成 田 信 幸
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第8号）

平成30年9月14日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第6号 平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第7号 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第8号 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第9号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第10号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第11号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第12号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第13号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第14号 平成29年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第15号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第16号 平成29年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第17号 平成29年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

散 会

(政策提言調査特別委員会)

(議会運営委員会)

○議長 平成30年第5回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第6号から議案第17号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については、1議題ごとに行いますので、ご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。会議規則第52条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものであります。また、一般会計の総括質疑は、財源の確保状況など、決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げておきます。

日程第1、議案第6号、平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

9番、三留正義君。

○三留正義 それでは、総括の中で、財政指数のほうからお伺いしていきたいと思っております。全員協議会と監査委員の意見書等々で報告は受けているわけですが、町側の考え方、そういったものを聞いていきたいと思っております。

それでは、経常収支比率、これについて説明あったわけですが、警戒ラインが90パーセント、本町の決算の段階において、89.5ということで、ほぼ90パーセント、警戒ラインに近い、ほぼニヤリーイコールといいますか、この数値を見て、私も固定費ですよ、人件費、そういった固定費を動かしていくお金で、だんだんいっぱいになってきているという見方ができるかと思うんですが、説明の中で、普通交付税が下がっていた。あと繰出金の基準が変わったということでありましたが、普通交付税、昨年、その前の年から見て、今後の推移、動向とあわせて、平成31年の予算がこの後、目前に迫るわけですが、まずこの計上収支比率をどういうふうに分しているのか、今後に向けてどういうふうに分えているのかということが1つ。

あと、財政指数の中で、改善されたものがない。微妙というか、僅かずつでも指数が全部悪化しているということは、普通交付税、分母にくる普通交付税などが大きく作用していると思われませんが、普通交付税がプラス、多くなっていくという要素は、ちょっと私も考えにくいと思っております。学校の統合、保育所も1カ所になった。行政効率が上がった分、当然、普通交付税は下がってくるのかなと私も認識はしているんですが、その中で、もう1点だけ指標の中で、指数の中で聞きたかったのが、実質収支比率、これが6パーセントになっていますけれども、一般にこれは3から5パーセントが望ましいなんていう表現で、私、書物のほうでは確か見た記憶があったんですが、これも明らかに、そこは超えている。こちらも下が標準財政規模ということで、ちょっと分母が違うんでしょうけれども、このとりえず指数が悪化している中で、この2点について町側の分析等々について、まず伺います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 財政指標のご質問にお答えをいたします。

まず、経常収支比率についてでございますけれども、経常収支比率につきましては、今

年度が 89.5 パーセントということになりまして、昨年度が 83.7 でございましたので、5.8 ポイント上昇したということでございます。その上昇した大きな要因でございますが、まず、一番大きな要因につきましては、分母となる経常一般財源が、昨年度と比較しまして 6,825 万 8 千円減額となったと、これが一番大きな要因でございます。その分母となる減額の主なものでございますが、普通交付税が大きく減額したということでございます。

一方、分子におきましては、水道施設事業特別会計、農業集落排水処理事業特別会計の繰出基準が変更になりまして、その分で繰出金の額が 8,200 万ほど増になったということでございます。それらを総合的に計算しますと、前年度より 5.8 パーセントの増となったということでございます。

それで、経常収支比率につきましては、先ほど三留議員おっしゃったとおり、固定費の割合と申しますか、人件費ですとか、毎年出ます義務的経費の割合です。当然、低ければ低いほど、ほかの政策的な経費に充てられる財源があるということでございます。

まず、経常収支比率につきましては、他町村につきましても、本町だけではなく、当然、経常収支比率は上がってございます。ちなみに直近のデータでございますが、平成 28 年度決算でございますけれども、本町は 83.7 パーセントでありました。これの全県の平均でございますが、84.6 ということで、全県の平均から比べれば、28 年度決算では本町の経常収支比率は、1 ポイントほど低かったということございまして、既に 90 を超えている町村もかなり多いということです。

経常収支比率が高いから行政運営ができないのかということでは、低いほど政策的な事業には充てられますけれども、いずれにしても高いから、町の特色ある政策ができないかということでは決してございません。絞り込みは当然必要になると思っておりますけれども。

今後の交付税の推移というおただしでございましたが、交付税につきましては、27 年度の決定額から平成 30 年度、今年度はもう既に決定してございまして、3 年間で約 1 億 5,000 万の減少となっております。この傾向が、今後どう推移するかというのは、現時点ではなかなか判断は難しいところではありますが、いくらかなりとも減少はしていくというふうに予測はしております。

そういうことで、普通交付税が少なからず減少していけば、当然、こういった財政指標は分母が下がりますので、分子の経費が下がらない限り上昇していくということでございます。

あと、実質収支比率のご質問ございましたけれども、実質収支比率につきましても、これにつきましては標準財政規模が分母で、実質収支が分子ということでございます。その実質収支につきましては、年度ごとに変動する経費でございまして、本年度、29 年度の決算では、2 億 920 万 2 千円が実質収支でございました。昨年度が 1 億 6,052 万円、その前、27 年度が 2 億 1,000 万ということで、1 億 5,000 万から 2 億前後で推移してございまして、この実質収支の変動によって変わる数字でございます。6 パーセント、3 パーセントから 5 パーセントが好ましいという数字でございますが、6 パーセントの数字は決して高いものではないと、町では認識してございます。

それから、以上です。

○議長　　9 番、三留正義君。

○三留正義 一応そこまでの見解は承りました。ただ、今、答弁の中で、やっぱり思うんですが、固定費がやはり動かない部分、純然たるものがあるわけですね。そうしてくると、やはり普通交付税もさらっといくらかは降りてくるだろうと、その中で、あまり、やっぱり大股開きでどんと何かを打ち上げましょうみたいな、うちの町はもう、もうというか、なかなかやりにくいような財政になってきているということは理解したつもりです。

あと、ちょっと分けてしまったんですが、公債費比率ですね。自由度がなくなってくると、どこに求めていくかという、例えば過疎債だとか、そういったものを頼らざるを得なくなってくるということで、やはりこれをちょっと2つに分けたんですが、公債費と実質公債費比率、こちらも当然、僅かですが伸びてきている。ですから、やはり町の起債残高見ても、おびただしい、普通の人としてはね、おびただしい額があるわけですから、やはりその下の将来負担比率、やはり将来に向かってどうなんだといったときに、やはり起債、そういったものの、頼っていく、依存していくね、町側の考え方として、やはり今後、一般財源とそういった補助だとか、そういったものの運用の中で、今後、まだ総合計画が形になりませんが、やっぱり運用として町側の毅然とした考え方というか、取り組み方についての考え方を伺いたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 公債費比率等のご質問にお答えをいたします。

公債費比率につきましては、算定式がございまして、基本的には分母が標準財政規模、そこから過疎債等、交付税に算入される公債費を除きまして、それから、起債の償還金が分子等々になるわけでございます。今年度、29年度の決算では6.2パーセント、昨年度、28年度につきましては5.6パーセントということで、0.6ポイント上昇してございます。この大きな要因でございますが、まず近年、本町では大規模事業、かなり実施をしてございます。認定こども園、それから統合小学校、それから道の駅の地域連携販売力強化施設等々でございますが、結局その借入分の償還額がかなりの額になっておりまして、その分で公債費比率も上昇しているということでございます。

今後でございますが、ほぼ本町のハード整備、大きなハード整備はだいたい落ち着いたのかなというふうな考えでございます。これからは、やっぱり起債の借入は抑制をしながら、今後の財政運営、やらなければいけない事業は当然優先順位を付けて、やらなければいけないものはやっていきますが、なかなか起債の借入の枠はある程度設けまして、財政運営をしていくようなことで考えてございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 趣旨は分かりました。よく監査委員の方が評価するような、適正妥当という言葉がよく使われますが、そういったもの、やはりにらんで、今後は未来に向かって計画等組むときにも、十分注意していくということだと思います。そういったことにお気遣いいただきながら、よろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今ほどのことと関連する部分もあるんですが、財政調整基金について、町の考え方をお伺いしたいんですが、これまで議会でも、町の予算規模からして、財政調整基金が多すぎるのではないかと、もっと活発な、活発といいますかね、その活用については考

えていくべきではないのかということが、議会の予算審議や決算審議の中で何度か出てきたわけですが、今年度の決算額、9億3,000万でしたか、から見て、町としてはどこに妥当な金額と捉えているのか、まずお伺いたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 財政調整基金のご質問にお答えをいたします。

今ほど三留議員がおっしゃったとおり、平成29年度末の財政調整基金の残高でございますが、9億3,711万4千円ということでございまして、前年度末と比較しまして、1億3,410万円減ということでございます。1億3,400万減でございますが、29年度、新たに未来創生基金を増設しました、1億円。ですので、実質3,400万程度の財政調整基金の減かなということでございます。

財政調整基金につきましては、通常、町の標準財政規模の10パーセント程度の積立が標準とされてございまして、本町の場合、29年度の標準財政規模が34億8,784万1千円でございます。それと、年度末残高の9億3,711万4千円の割合でございますが、26.9パーセントというございまして。

この財政調整基金の考え方でございますが、昨年9月の定例会の決算の質疑の中で、町長がお答えいたしましたとおり、町はお金を積むのが目的だけで行政を運営しているわけでは、当然ございません。当然やるべき事業については、財政調整基金を取り崩してもやらなくてはいけない、町の今後の活性化のためにやらなくちゃいけない事業は、今後も取り組んでまいる考えでございます。

ただ、一方では、先ほど三留正義議員にお答えしたとおり、地方交付税、ここ数年、3年で1億5,000万減少、今後もどのくらいの減額の幅になるかは、ちょっと定かではございませんが、減っていくのは、まず間違いないでしょうという考えでございます。

ですので、財政調整基金、本当に2億、3億しか残らないで、今後どうなのかという部分は、当然、町としても、そこは危機感を持っています。ですから、やらなくちゃいけない事業は、当然、財調を崩してもやりますけれども、ある程度の基金残は、当然、必要なのかと、そういう考えでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今ほど、ある程度とおっしゃったわけですが、私からすると、やはりある程度、文字どおりラインといいますかね、線引きがあつてしかるべきなのかと。そこまでは厳しい、厳しいとばかり言っていると、どんどんやりたいことも、やるべきこともできないというようなこともあり得ますので、やはり線引きをした上で、そこから余裕のある部分については、年度計画をもって、大胆に切り込んでいくというようなね、手法も私は必要かなと思っておりますけれども、やはりあまり、線引きをするということは、行政側の判断としてはなかなかしにくいところがあるんでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、交付税の今後の動向、それがまず不確定だということ。仮の話、5,000万ずつ毎年減額されれば、10年で5億円の歳入減でございます。そこら辺も見通しが、ある程度見えてこないとなかなか、このラインまでは取っておこうという

ような判断は難しいのかなと思います。

ただ、先ほども申し上げていますが、そのラインを割っても、町としてやらなくちゃいけない事業、これからの町のために、すぐにでもやらなくちゃいけない事業は、それは割り込んでも取り組むという考え、去年、町長お答えしましたけれども、そのとおりの考え方で、今後、行政運営はやっていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1つ目は、毎年、各課において、いろんなその事業の計画策定をしていると思うんですよね。これは業者に依頼したり、また自分たちで調査しながら、こうやったりしていると思うんですが、例えば、29年度で言えば、森林資源活用型の産業化計画書の策定なんてあるんですが、これについては、やはり1,460万ほどかかっていますね。やっぱり多額の計画書づくりといいますか、それに予算を費やしている。また、平成30年度においては、森林産業創出事業なんていうことで、やはり540万ほどかかっています。以前に、また平成26年度のまち・ひと・しごと総合戦略の中では、企業誘致戦略策定計画書、そういったものが計画書。

今、私あげた中で、3つまだあるんですが、やっぱりそういう計画書を、また森林資源活用型の策定事業なんていうのは、これからの町の、西会津町の森林資源の利活用の中で、必ず必要な、また大事なことであると思うんですよね。今、30年度の予算の中では、森林の作業道の開設なんていうこともあがっているんですが、やはりこの計画書、これを、確かに計画書なんていうのは、国からの財源といいますか、そういうことでつくっているあれが多いと思うんですが、もっとこういうのを、これからのまちづくりに生かしていただきたいなと思います。

やっぱりまちづくりというのは、やはり継続性というのが一番大事なことだと思うんですよね。ある日突然なんていうのは、そういうことはないと思うんですよね。そういう中で、やはり企業誘致関係とか、新産業づくりなんていうのも、だいたい似たようなそういう結果、計画書が出てくると思います。

そういうことで、やっぱりこの計画書の予算といいますか、そういうものを、やはり無駄遣いにならないように、やっぱりそういうことも町政の継続の中で生かしていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

あと、監査委員の指摘の中に、やはり今回も生活援助貸付基金ということが指摘されているというか、あったんですが、これはいつ、これ町側としては廃止をするのか、またどのような方法でやるのか、また未収金はどのくらいあるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 伊藤議員の計画づくりの質問にお答えいたします。

町では、現在、来年度スタートの総合計画策定に取り組んでおります。そのもとで、町ではいろいろな個別計画も策定しておりますし、これからもしていくと思います。必要な時期に必要な計画を計画するということですが、財源があるものは財源も活用しながら、

まちづくりに生かすために各種計画、今後も取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 おただしの生活援助基金の関係についてお答えをいたしたいと思います。

生活援助貸付基金につきましては、昭和56年に、その低所得者ですとか、障がい者世帯、母子世帯などの一時的な貸付を行うというような目的で設置された基金でありまして、その後、当時、結構貸出は多かったわけですが、ただ、現在は、社会福祉協議会のほうで、同様な生活福祉基金というものがございまして、現在そういう要望がある場合は、そっちらのほうの貸付を行っているということでありまして、生活援助貸付金につきましては、平成19年度を最後に貸付は行っておりません。

そのため、現在、その後、貸付金の償還ということで事務を進めてきましたが、平成30年の3月末で、10件で、滞納額76万2千円の残高があるというようなところでございます。この10件につきましても、一番新しい貸付が平成17年に貸付をしたものということで、償還期間から10年以上経過しているものばかりというようなところでございまして、なお残っている債権につきましても、貸付者が死亡したり、転出したりというようなことで、今後、その回収する見込みはなかなか難しいというようなものばかりでございまして、これにつきましては、今後、債権放棄等の事務的なものを進めまして、最終的には、現在貸付も行っていないということでもありますので、なるべく早い時期に、この基金については廃止をするような方向で、現在、検討しているところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 計画書のことについては、企画情報課長から答弁あったんですが、私は、今までのいろんな計画書あると思うんですね。そういうのを、やはりもっと生かしてというか、せっかくつくって、これ本当に森林資源の活用の計画書なんていうのは、1,400万ほどかかっているわけですから、もっとう将来に、西会津町の将来にとって大事なことになるので、もうちょっと生かせないのかと。また、そういう企業誘致の関係についても、そういうものを十二分に生かして、まちづくりにやっていただきたいなど、そういうことで、今、言っているんですが。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今ありました各種計画書、町でいろいろ策定しておりますが、これについては、今後、施策に反映させるために、町の取り組みに生かすために計画書を策定しております。ですので、策定した計画書は、今後それぞれの分野で生かしていくということでご理解いただければというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この地方交付税が年々減少します。人口が減れば当然減ります。ただ、その減った分を補填するには、ふるさと納税に頼る場合は、ちょっと危険なような気がします。ただ、かかるものはかかると、いろんなものでね。固定費とか、人件費とか、それはあくまでもかかりますからね。ただ、私はふるさと納税に、その減った分を補填するという考えなんではないかと、町は。

○議長 総括やっているの、一般質問ではないんですから、質疑ですから。

質疑として、こっちで答えてください。

新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほどからお話しているとおり、地方交付税、年々減少していく予測ということで、当然その財源は不足するわけです。財源不足に対応するための手段として、ふるさと納税は大きな手段の一つかなということで考えてございます。

あと、ふるさと納税だけではなく、既存事業の見直し等も含めまして、交付税の減額には、今後、町として対処していく考えでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 決算収支の状況から伺っていきたく思うんですけども、平成29年度の決算の中で、翌年に繰り越すべき財源ということがあります。これは27年が7,000万くらい、それから28年が5,000万くらい、そこからしまして、今回の決算の中には1億3,000万という金額が繰り越されているということなので、こういった要因などを伺っておきたいと、こんなふうに思います。これが1点目なんです。

それから、監査の中で、ご指摘されているかと思うんですけども、負債額の金額が1億あったやつが、下回ってきたというご努力が目に見えております。さらにご努力をしていただくには、今後、この町の財政を支えていくには、どのようなお考えで、今後、臨まれていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 繰り越しのご質問にお答えをいたします。

翌年度に繰り越すべき財源、平成29年度は一般会計で1億3,898万9千円ということでございまして、昨年度よりも8,000万くらい増額ということでございます。繰越明許費につきましては、本年6月の定例会で繰越明許繰越計算書ということで、報告をさせていただいてございます。その内訳を今申し上げたいと思います。

まず、2款の総務費、1項の総務管理費でございますが、個人番号カード交付事業、繰越額が131万6千円。それから、同じく役場新庁舎の移転整備事業、これにつきましては、繰越額が1億264万2千円。それからもう一つ、定住促進助成事業補助金交付事業200万。6款農林水産業費につきましては、農林振興事業補助金交付事業516万円。8款、土木費でございますが、まず1項、道路橋梁費につきましては、道路改良舗装事業で400万円。橋梁修繕事業で1,770万円。4項、住宅費の町営住宅屋根改修事業で598万2千円。それから、9款、消防費でございますが、防災行政無線のデジタル化整備事業で5,994万8千円。10款、教育費の小学校費、小学校プール建設整備事業で1,553万7千円。11款の災害復旧費の1項、農林水産施設災害復旧費、復旧事業でございますが、2,388万9千円と。それらを合わせますと、今の合計額になるということでございます。

○議長 申し訳ないですが、もう一回その2番目の質問をお願いします。

6番。

○猪俣常三 今までの負債額、そのものが1億あったと。それを今。

○議長 そこが分からない、いつの時点での1億だか。

○猪俣常三 平成24年度のところが1億くらいはあったということから、すごく職員の皆

さんが努力をされて、下回ってきたと。さらにあるとすれば、今後どう進めていくのかというこのおただしであります。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 6番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。

税という部分でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、議員おっしゃいましたように、過去においては滞納繰越額と申しますか、そういった部分で1億近かったときもございまして、毎年努力をしております、その滞納繰越額も年々減少しているという状況でございます。町税につきましても、2,000万程度まで繰越額を圧縮してきておりますけれども、やはり、これにつきましても、今後その努力というのはさせていただきながら、税等徴収対策本部会議等もございまして。あと、その担当課としての徴収ということで、この繰越額についても圧縮を図っていきたいということで考えてございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今、町長も財源をどうするかということで、非常に努力をされているわけでありまして、今年もふるさと納税の取り組み方にすごく意欲を持っておられると、その財源確保についても、町としていろんな事業を行う際に、そういった負債額のものがあるとすれば、徴収できるような努力が必要じゃないのかというふうに感じたものだから、お尋ねしたわけでありまして。

今後さらにそれを懸命に努力を重ねて、財源確保に努めていただきたいと思います、こういう考え方でお尋ねしたわけですが、その取り組み方なんだけれども、その手法というものがあるのか、ないのかを、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

税という部分で、税のほかに使用料等もございましてけれども、税という部分でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、その徴収にあたりましては、いろいろな手法を使いながら徴収をさせていただいております、やはり公正公平な税負担でございますので、その徴収にあたっては、例えば預金調査ですとか、債権、差押、預金差押等々、給料差押等々もさせていただきながら、やはり公平公正な課税、そしてその徴収に取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 総括なので、平成29年度に、各事業に、基金へ繰り入れていると思っておりますが、基金の総額はいくらなんですか。というのは、使われなかった基金もあると思っておりますし、今後、廃止、または積み増しなどを検討しているのでしょうか。

あと、当初予算で計画したが、全く実行できなかったものはあるのでしょうか。

あと、一般会計より他の会計へ繰り出した総額は、説明では約7億6,000万でしたが、それは前年度比1,700万ほど増えています。その要因についてお聞きします。

あと、町が指定管理者として出資している団体がありますが、その総額はいくらなんですか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 まずご質問のうち、各種基金の状況からお答えをいたします。

まず、各種基金でございますが、積立取り崩しにつきましては、主なる施策の執行実績調書を見ていただきたいと思いますが、ページで言いますと5ページでございます。

5ページ、まず17款2項1目、財政調整基金の繰入金、29年度は5億4,220万3千円の繰り入れでございます。続きまして、2項2目、庁舎整備基金繰入金、29年度は5億4,206万1千円の繰り入れであります。さらに2項3目、東日本大震災復興基金繰入金、29年度は500万の繰り入れでございます。さらに2項5目、小中学校交流基金の繰入金、212万9千円の繰り入れ。最後に2項6目、新田正夫教育振興基金の繰入金、140万の繰り入れでございます。

逆に積立でございますが、まず、財政調整基金と庁舎整備基金でございますが、主なる施策の執行実績調書の7ページをご覧くださいと思います。

7ページ、2款1項5目、財産管理費、中ほどにございますが、財政調整基金の積立金4億810万3千円。その下の庁舎整備基金積立金2,054万5千円でございます。それから、東日本大震災の復興基金の積立につきましては、利子分のみということでございます。さらに小中学校交流基金、新田正夫教育振興基金につきましても、積立は基金の利子のみということでございます。

基金については、そのような状況でございまして、財産に関する調書に基金の状況は載ってございますが、一応、今申し上げた基金以外の基金でございますが、まず、ふるさと振興基金、これにつきましては、平成29年度の取り崩し等はございません。残高につきましては、1,070万ほど残としてございます。それから、生き甲斐福祉基金でございますが、これにつきましては、29年度に40万、繰り入れをいたしまして、老人憩い家でやっています西洋陶芸等の財源として、40万、繰り入れてございます。それから、小中学校交流基金につきましては、今ほど申し上げましたが、小中学校の交流事業に充ててございまして、29年度中、取り崩し、利子分の積立等で、合計で212万2千円減額になっておりまして、29年度末の残高が1,312万5千円です。それから、そのほかの基金でございますが、国保の保険給付費の支払い準備基金、これは平成29年度末で2,900万ほどございます。それから、介護給付費準備基金、これも29年度末で4,800万ほどございます。さらに、下水道の排水設備工事の貸付基金、これが29年度末で1,270万ほど残ってございます。それから、東日本大震災の復興基金、これが29年度末で70万。それから、新田正夫教育振興基金が29年度末で、1,170万ほど残としてございます。それから最後に、29年度に創設いたしました、みんなで創る未来基金、これが1億円の残ということで、以上が基金の29年度末の残高と。

全然動いていない基金があるんじゃないかということでございますが、ふるさと振興基金、ここ数年取り崩しはございません。今後、この基金を充当する事業が出てくれば、この基金から充当をしたいという考えでございます。そのほかについては、動いていない基金は、下水道の排水設備の貸付基金につきましては、申し込みが、該当がないということで動いていないと。ですから、実質、全然動いていない基金につきましては、ふるさと振興基金だけかなということでございます。

それから、3つ目のご質問でございますが、当初計画で、当初予算で計画されているもので未執行のものはあるのかというおたがしでございますが、ないということでございま

す。

それから、繰り出しの状況というご質問でございますが、繰出金につきましては、特別会計の繰出金等々でございますが、29年度の繰出総額が7億840万5千円でございます。昨年度と比較しまして、2,017万円の増でございます。増の要因といたしましては、1番大きいのが介護保険特会への繰出金、これで1,013万4千円ほど増額になってございます。あと大きなものと、後期高齢者医療の事務費等の繰り出し、920万ほど減、国保の事業勘定の繰出金、これが860万ほど減、それらを合計しますと2,017万円の増となっております。

なお、特別会計の繰出金につきましては、全て一般財源ではなくて、交付税で算入される繰り出しもございまして、29年度につきましては、3億7,300万ほどの交付税参入になってございますので、全額一般財源で、半分以上が交付税で算入ということでございますので、全額一般財源で手当てしているものではございません。

それから、最後に指定管理の委託料のご質問でございますが、平成29年度の指定管理施設への委託料の総額でございますが、3億4,040万1千円でございます。その内訳でございますが、まず、株式会社西会津町振興公社に委託しております施設でございますが、温泉健康保養センター、ふれあい交流施設、さゆり公園、それから、森林活用交流促進施設、これはオートキャンプ場でございます。それから、道の駅のミネラル野菜の家、それから、よりっせ、合わせまして9,878万1千円の指定管理委託料でございます。それから、一般社団法人西会津ケーブルネットに委託しておりますケーブルテレビとインターネットの管理運営業務委託料でございますが、2つで合計9,235万5千円であります。それから、社会福祉協議会に委託しております老人憩の家でございますが、135万1千円。それから、にしあいつ福祉会に委託している施設が、看護センター、ふれあいセンター、認定こども園、それから、放課後子どもクラブ、介護老人保健施設、高齢者グループホーム、合計で1億4,661万8千円。最後に森林組合に委託しております林業研修センターでございますが、129万6千円ということで、先ほど申し上げました、合計3億4,040万1千円の指定管理委託料となっております。

なお、昨年度と比較しまして、491万5千円の増額でございます。大きな要因は、温泉健康保養センター、温泉施設が改修工事で休館になった部分で、その分の使用料ですか、当然入る分が入らないということで、増額になっている分等々が主な理由でございます。

以上です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 詳しく説明はいただきました。今後、地方交付税が減額になるのは当然分かるような状況だと思いますが、例えば、指定管理者についての努力により、改善しているところもあると思います。そういった場合、見直し等についてはあるのでしょうか、考えているのでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

基本的に、町が指定管理をして委託するという大きな理由でございますが、1つ目には、経費の削減。2つ目には、住民サービスの向上でございます。仮に直営でこういった施設

を管理運営した場合には、当然、経費は今よりも高くなるということでございまして、指定管理に出していることによって、経費の削減にはつながっているという考えでございしますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど来、お話を伺いして思っただんですが、財産、町の財産といひますかね、というものの考え方というんですか、投資的な、今後のことについてちょっとお聞きしたいなと思っただんですが、今ある西会津の財産というのひは、財政調整基金というお金だけじゃなくて、さゆり公園やインターチェンジや、西会津診療所、そのほかにもいろいろなもの、様々なものがあって、そういうものというのひは、今から何年も前に先人たちの人たちが、この今ある未来のために一生懸命努力してきた結果が、そういう財産、お金以外の財産というのものもあると思ひんですが、今後も我々、目先の大変さにももちろん立ち向かわなくちゃいけませんけれども、今後の西会津、5年先、10年先を見据えて、今後の町のお金の使い方、繰り返しの質問になっちゃうかもしれませんが、町の考え方というのひを、まず、確かに財政調整基金がちょっとずつ減って、交付税も減っているという話もありますが、その今後の考え方をまず先に教えてください。どういふふうな取り組みをして、要は収入、今ある財政調整基金の使い方を含めて、考えをお聞かせください。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

確かに道路とか、全て公共財産、町の財産というのひは、資産という考え方ができるわけございまして、今、公会計の見直しの中で、それらも資産としてこうちゃんと見ていこうという動きになっております。

一方で、その資産というのひを持っていますと、それをこれから維持管理していくお金というのひも必要になってくると。どちらかというひと、全国的にですけれども、これまで敷設してきた公共財産の維持、長寿命化という言葉、最近よく使われておりますが、そこにお金がどんどんどんどんかかってくる。下水道も水道もそうですけれども、そういう部分でのお金を、これからどうやって工面していくのかということが非常に厳しいのが現状になってくるであろうと思ひております。

民間の会社の場合ひは、そういうものに対しては、将来かかるであろうお金を積み立てていくと、減価償却のような考え方をしていくわけですけれども、それが、今のところなかなかできておりません。その中で、財政調整基金というのひを、ある程度余裕をもって持っておきたいというのひは、そういう部分も含めて、そこを持っておかないと厳しいと。正直なところ、全ての公共財産を減価償却して、その分の積み立てを持っていこうとすると、今のお金の中ではどうしても足りませんが、その中で、当面なんとかやっていくためにということで、財政調整基金は、ちょっと多めに持たせていただいて、突発的に必要な部分、なんとかやって凌いでいくというのひが今現在の考えでございまして。

長期的には、少しそういう、先ほど計画というお話もありましたけれども、将来、じゃあどこをどういふふうひに計画していくのひにどれくらいお金がかかるのかといひことをきちんと踏まえながら、お金を積んでいくというのひが一番ベストなわけございまして、そこまていくのひには多少時間がかかるかなという認識でございまして。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私からも、総括で何点かお尋ねします。決算の総括というようなことで、今まで同僚議員の質問趣旨と同趣旨のものがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

まず、29年度の決算の状況を見て、副町長はじめ各担当課長から説明をいただきましたが、昨年と同じような話になるかもしれませんが、町長のご見解をお尋ねしたいと思います。29年度の一般会計、9つの特別会計については、全ての会計が黒字で決算できた。これは、我々民間で営業している者にとっては、考えれば、いろんな会計全て黒字だというのは、大変いいことであって、評価できるところであります。ただし行政の仕事というのは、果たして、もろ手を挙げてこれで喜んでいいのかなという思いが常々しております。

町長の提案理由の説明の中でも、制度的に繰り越した事業を除き、計画した事業は全て順調に執行できたということでありました。そういう中であって、全ての会計が黒字、一般会計、特別会計の合わせた実質数値が2億9,200万円。対前年比でも720万円の増であった。また、今ほど来、出ておりますけれども、財政調整基金、対前年12パーセント減となったということではありますが、9億3,700万円もの財政調整基金が残高としてできた。

今ほど言いましたけれども、行政の仕事と我々民間の仕事との違いは、当然皆さんもご承知のとおり、民間の企業というのは、利益を追求して、その中で社会貢献できるようなことを我々目指しています。行政の仕事というのは、いわゆる町民福祉の向上について、何をしなきゃいけないかということのを第一に考えてやっているものと思っております。同僚議員が言っておりましたけれども、歳入の中で本町の大きなウエイトを占める地方交付税が、年々減少してきていて、全ての会計、黒字とされたのは、大変努力のあとが見受けられるし、言い換えれば、意地でも全ての会計、黒字にするんだという強い意志も感じられるところでもあります。

これが、結果としてこういう決算を迎えられたということであれば、これはこれでいいんですが、最近の決算の状況を見ると、先ほど言ったように、はじめからこの全ての会計を黒字にするんだというような意思が見え隠れするような気がしております。これは持続可能な町政というか、財政運営ができるというような最前提があつてのことでありましょうけれども、私はこの全ての会計を黒字にしなきゃいけないとか、先ほど来、出ている財政の健全化比率等の指数が悪かろうが、私はあまり気にする必要がないと思っております。先ほど来、総務課長が言っておられましたけれども、今やらなければいけない事業は、もうやっているということでありましたが、私は、それが最前提にくるものだと思います。

それで、町長がよくお話されるんですが、何年か前の小泉純一郎総理のときの三位一体改革の中で、地方交付税が大幅に削減されて、財政調整基金も底をつくような時代があつたと。そういったときのほうが、みんな緊張感を持っていい仕事ができたと、いい事業がたくさんできたというお話をされることがあります。お金がなければ、いい緊張感の中で、みんなで、職員全員が知恵を出し合いながら、切磋琢磨しながら取り組めば、自ずといい仕事ができたとということでもあります。私は、こういった厳しい時代を皆さん生き抜いてき

たわけでありますから、やればできないことないと思います。

こういった思いの中で、繰り返しになりますが、財政調整基金の残高とか、全ての会計、黒字だとか、こだわることなく、思い切って私は、今やらなければならない事業をしなければいけないなという思いであります。これは昨年9月で町長と同じような話を議論したかと思えますけれども。

それで、話ちょっと変わりますけれども、昨年、一昨年かな、小学校プールの建設計画が出たとき、今まで町長も、教育委員会も、小学校プールはいらないと、さゆり公園プールを使ってプール授業はするんだとこう言ってきておりましたが、私は、小学校にはプールが必要だとずっと言ってきたわけなんです、あるとき突然、やっぱり小学校にはプールをつくるという提案がされました。当然その議案審議の中では、財源はどうなんだという話になるわけです。当時の町長は、財源の目途はまだ立っていないと、はっきり分からないと、でも、今、必要だから、これは一般財源全てつぎ込んでもつくるんだというお話をされて、私ね、ものすごく、ある意味評価をしたんです。後から財政担当との話を聞いてみれば、大変な状況だった中身が聞こえましたけれども、私はこういう考えも、私は必要なのかなという思いしております。

どうしても、今の事業等々を見ていけば、財源をどうするか、補助金はどうなんだ、起債はどうなんだ、使えるのか、使えないのか。それをやっぱり探してくる、見つけてくる職員がいい仕事をしたというような評価をされるような気がします。先ほど来、総務課長がおっしゃるように、今やらなければいけない事業は何なのか、そこをまず第一にやって、自ずと、その後にはやっぱり財源というのは必要ですから、付いてくるものなのかなと、先ほど来、言っているように、優秀な職員の皆さん揃っているわけですから、私はそういう考えで事業を進めてこられて、結果的にこういう決算を迎えられたということであれば、私はいいんですが、町長のお考えなんかもお尋ねしたいと思います。

もう一つ、6番が言ったのが、一時、収入未済が1億円近い金額があった時代に、私たまたまこの監査委員を受けて、いやこれは大変なことだということで、私は提案したことがあるんです。これ、このまま置いたらとんでもないことになるよと、徴収担当の専門部署、渉外担当部署をしっかりとつって、専門に取り組むような体制を取らないとだめですよというような話をしたんですが、残念ながら、残念ながらじゃない、そういう部署が渉外部門ができることなく現在にいたっております。

それは私も税等徴収対策本部の活動、あるいは役職員の皆さんが戸別訪問する。あるいは担当者が夜討ち朝駆けで、いわゆる日曜日、休日でも徴収にあたって、これだけの成果をあげているという中身は十分承知しております。それは評価に値するものだと思います。ただ、これは経済の動向に、大きくこれは関係するものだと思います。だから右肩下がりで下がってはきているけれども、数年前のリーマンショックのような状況が発生すれば、これまたいつ増えていくとも限らないと私は考えております。

そんな中で、今、先ほどご答弁にありましたけれども、現金化しやすい預貯金、あるいは債権等々、給与等々の差押等はやっているということでありましたが、私はそれはそれでいい。ただ、これからは、もう一歩進んだアクションが必要ではないのかなと。ということは動産の差押、それは現金化しづらいかもしれないことかもしれないですけども、

やっぱり象徴的な事例をつくっておくこと、今の役場は、ああ、こういうことまでやるんだということは、やっぱり私は必要なのかなという思いがあります。そういうところのお考えはないのか、お尋ねします。

それと、不能欠損についても、これは年々減少してきていると。昨年はリーマンショックから5年経過して、滞納処理がうまくいったので。

- 議長 10番、なるべく全体でやってください。あとは不能欠損とか何かは個別で。
- 多賀剛 不能欠損だけちょっと言いますけれども、不能欠損に関しては少なくなってきたおりますけれども、これお尋ねすれば、いわゆる時効が来たから全てこう、機械的に不能欠損処理をしているわけではないということでもあります。誰が見ても、死亡だとか、倒産だとか、行方不明、自己破産等々の、これはなかなか難しいな、厳しいなという状況は分かりますが、そのほかの、いわゆる時効停止にかかるような処理はどうなっているのか、あまりそれ見えないので、その辺りをどうなっているのか、あわせておたしします。

この後あるんですが、それはいいです。よろしくお願いします。

- 議長 町長、薄友喜君。

- 町長 多賀議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、行政を運営する上で、財源が基本なのは、これは当然のことです。だからといって、最初に財源のことだけを考えてしまうと、私はやっぱり思い切ったことができないのではないのかなと、ずっと思ってきました。で、これまで西会津町、平成20年ころまでは、財政調整基金は2億5,600万から、だいたい3億ちょっとしかなくなっかんです。でも、その当時あれだけの事業をやってきたというのは、やっぱりそこに、いわゆるこれからの西会津町の将来を考えたときに必要な事業は、金がなくてもやらないといけない。そのときに、じゃあその財源をどこに求めるかと、どういうふうに知恵を出したらいいかということでやってきて、その当時は、あっても3億くらいしかなかったんですよ。今、9億から10億ですよ。

私は財政調整基金の考え方は、この前も申し上げておりますけれども、標準財政規模のだいたい10パーセント、でも、それだけでは私は不足して、これから地方交付税の減少とか、あるいは大きな災害とか何かがあれば、やはりそのときに対応できる最低限の金額としては、やっぱりそれは、今の額のことをいくらとは言えないですけども、それはそういうことに対応できるだけの金額は、やっぱり確保しておかないといけないと。それ以外は、私はやっぱり財政調整基金、何億も積んでおくということ自体が、私の考え方ですよ、もっともっとその金を有効に使うべきだなと、ずっと思ってきました。

で、そこに金がなければ知恵が出るんですよ。どうしたらその事業ができるか、ですから私はやっぱり、はじめから黒字化を目的に事業をやっているわけではなくて、そこに知恵があって、結果的に黒字になっているだけの話であって、だから、やっぱりこれから西会津町の将来を考えたときには、もっともっとやっぱりやらなければならないことはたくさんあります。それには大きなお金がかかります。その大きなお金の財源をどこにどう求めるかというのは、これがやっぱり私たちの仕事だと思っていますので、これからの、いわゆる財政運営といいますか、財政が基本にあることは、これ当然のことです。

れども、それだけではなくて、もっとも町の将来を考えたときに、やるべきことには、当然、投入をするという、私はそういう基本的な考えを持っていますけれども、だからといって、やっぱりこれからの時代、どうなるか分からない、予測できない部分がたくさんありますよね。例えば今の異常気象で、どこでどんな災害が発生するか分かりませんので、それにやっぱり、そういうことを考えたときに、それに対応できる分だけは、やっぱりしっかり確保しておかないといけないと、そんなふうに思っています。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 10番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

収納対策という部分の中で、その滞納繰越等々の部分でございますけれども、一例で申されました差押について、現在、その現金等々については、給料とか預金等でございますけれども、差押を実行してございます。

おただしのあった動産についても、十分検討の余地があるんじゃないかということでございますけれども、やはりこれ、なかなか体制というのもございまして、なかなか町村において、そこまで、動産まで差押を実施しているところは少のうございまして、今後十分に、可能にするにはどうしたらいいかというのを検討をさせていただきたいということで考えてございます。

もう1点でございますけれども、不能欠損の部分でございますけれども、不能欠損について、現在、5年の法に基づいてやっておりますけれども、例えば、おっしゃいました死亡、あと企業でありますと倒産というものがございまして、特に固定資産税においては、そういったものについても課税というのは出てまいります。賦課ですね、賦課というのが出てまいりまして、ただそれについてはほとんど徴収の見込みがないということで、5年を待たずに、即時に欠損すべき事案もあるんじゃないかというおただしかと思っておりますけれども、これについても、法律等に基づきながら、その手続き等々もございまして、十分にその、そういった事案も増えてきておりますことから、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 暫時休議します。(11時18分)

○議長 再開します。(11時20分)

五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 1点、答弁漏れございまして、その不能欠損のやり方という部分でございますけれども、不能欠損、5年の部分でございますが、やはり滞納されている方については、随時調査もしております、その調査を十分に踏まえて、不能欠損に対応しているところでございます。また、滞納者の方とは個別折衝もしております、その中で分納誓約等々いただきます。そうした場合には、それについては対象外でしているという部分もございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 この29年度の決算というのは、前の町長が既決予算を8月以降、薄町長が執行したというようなことで、その辺がちよっと微妙な言い方になってしまうかもしれませんが、今、町長がご答弁したような形で運営しているものだと思いますし、これからもそうあってほしいと。以前も私、大変町長には失礼な言い方しましたが、どうしても事

務屋さんあがりの人というのは、いろいろ積み上げてきている中で、事業をあらかじめ固まった中で進めるというようなイメージありますが、今、町長は、今度、夢を語りながら、やっぱり推進力になっていただきたい。それで、ブレーキかける人は後ろにいっぱいいるわけですから、そのブレーキに負けることなく推進力になれるようなパワーを持って事業を推進していただきたいなという思いであります。

それとあと、不能欠損の時効停止の処理については、分納誓約を取って、分納の分は時効もしないということですが、実際それだけなんですか。件数的にはどのくらいありますか、お尋ねします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えいたします。

件数ということでございますので、今回8件ということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も1点だけでございますが、起債の状況についてお伺いをしたいと思えます。これにつきましては、先般、私たちはご説明を受けたところでございます。それで、だいたいこの決算の節になりますと、町民の方から、町ではいくら借金があるんだというようなことが関心事であります。そういうことで、以前は、例えば100億あるんだといった場合に、それが丸々100億の借金が町民1人当たりの計算に変わって、町民、いくらかの借金持っているんだぞというようなことで、町民の不安を煽ってきた、過去にそういう時期もありました。

それで、あえて質問させていただくわけですが、いろいろ起債の総額なり、また地方交付税で算入される金額、あと、実質町が負担する金額というようなことで、そういう内容と、また今後の見通しについてのご説明をお願いしたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 起債についてのご質問にお答えをいたします。

まず、29年度末の起債の償還額から申し上げます。まず、一般会計で7億2,235万4千円でございます、元利償還金の額でございますが。それに対する交付税で措置された額でございますけれども、5億7,504万4千円ということでありまして、普通交付税の算入率が76.4パーセントということでございまして、実質町の負担につきましては、25.6パーセントほどと、これが一般会計のみの起債の償還と交付税の算入でございます。

それから、特別会計につきましても、元利償還金で2億4,050万ほど償還をしてございます。国保の施設勘定ですとか、下水道の特別会計ですとか、水道ですか、合わせまして2億4,059万ほどでございますが、そのうち交付税で1億1,860万ほど算入されてございますので、実質町の負担は約5割と、50パーセントということでございます。

なお今後の起債の償還及び交付税の算入についてでございますが、全体で6割、一般会計、特別会計合わせまして、だいたい6割ほど交付税算入なるということで、実質町の負担は4割程度というふうに、今後推移していくと予想はしてございます。

失礼しました。それでは、起債の残高についてご説明をいたします。平成29年度末でございますが、一般会計で75億6,151万8千円でございます。そこに特別会計を含めると、合計で110億9,292万8千円でございます。先ほど私申し上げましたとおり、交付税で措

置が、交付税措置が見込まれる、見込まれるといいますが、される額が、110億のうち69億4,000万ほどございますので、62.6パーセントが交付税措置、ですから町の実質の負担は37.4パーセントの41億4,800万ほどということでございます。

今後につきましても、先ほど申し上げましたとおり、約6割が交付税で措置されますので、町の実質負担は4割程度ということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 今のように説明をしていただければ、町民の方も、ああ、なるほどなということになると思います。ですから、いろいろ内容についてお知らせするという機会もあってもいいのかなということで、それらもお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

決算の状況につきましては、毎年、町の広報紙で、11月号ですか、決算の状況は町民の皆さんにお知らせをいたしております。今の話、起債の交付税算入等々についても、広報紙の中でご説明していますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず歳入であります。

1款、町税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款、地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款、地方交付税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款、交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11款、分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、使用料及び手数料。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、国庫支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款、県支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 15 款、財産収入。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 歳入の款項の中で、款項の 17 ページを見ますと、財産貸付収入の中で、建物貸付収入が 51 万 6 千円、収入未済と記載されていますが、どのようなものでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

おただしの財産貸付収入の収入未済につきましては、園芸ハウスの貸付収入の未済でございます。

失礼いたしました。菌床用のハウスの貸付収入の収入未済でございました。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 菌床施設の収入未済、その要因は、まだ使わなかったからでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

借受けされた生産者の方が、経営上の理由で経営を継続できなかったということで、未済になった次第でございます。

以上でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それはそれとしてやむを得ないと、その後についての管理とか、その後はどうなるのでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

現在その貸付契約については、その生産者とは契約は解除いたしておりまして、替わりに別の生産者の方に引き受けていただいておりますが、最初に貸付をした生産者の方への貸付収入については未済となっております。それについては、様々な手続きを通して、その回収に努めておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この中で、すみません 16 款でした。

○議長 15 款、ほかにはないですか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16 款、寄附金。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 件お尋ねしますが、この中で一般寄附金と、ふるさと応援寄附金とこうある

んですが、この一般寄附金、おそらく寄附された方の意向でこうなっていると思いますが、この一般寄附金とふるさと応援寄附金、この差異はどういうところなのか。それで、一般寄附金としてされた理由、分かれば、ふるさと応援寄附金に力を入れていこうといっていた中で、こう一般寄附金にあえてしたのはどういう理屈だったのか、お示してください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

平成 29 年度、一般寄附金の総額が 140 万 3 千円でございます。その内訳と申しますか、まず団体の方から寄附をいただいたものは、当然ふるさと応援寄附金ではないということで、一般寄附金にしてございます。

それから、あとそのほかの寄附金でございますが、団体のほかに個人の方もおいでになります。個人の方には、ふるさと応援寄附金、一般寄附金をご説明いたしまして、その上で一般寄附金でされたいという話でしたので、一般寄附金で受けさせていただきます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 普通に考えれば、ふるさと応援寄附金であれば、返礼品、あるいは町の PR 等々もしながら、こう有効に生かせるのかなという思いはしましたけれども、あえてこれは一般寄附金だという、寄付者の申出でされた。これ団体の寄附は、一般寄附しかだめなんですか。ふるさと応援寄附金というわけにはいかないんですか。そういう規定があるの、私、初めて知りましたので、その辺もお示してください。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 ふるさと応援寄附金の、ふるさと納税の制度上の部分でございますので、私から答弁させていただきますが、基本的に寄付金控除、ふるさと納税、対象になりますので、やはり基本的には個人、個人といいますか、控除の部分で個人。ただ、現在、国のほうで、団体と申しますか、企業版のふるさと納税という制度がございます。ただこれにつきましては、自治体において受け入れの計画と申しますか、そういったのがないときに、企業側からのふるさと納税が対処できないという部分がございますので、うちの町におきましては、現在、個人のみということになってございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 これからふるさと応援寄附金の制度も、少しずつ変わっていきようとしていますが、要は、その返礼品等々の話しましたけれども、いわゆる節税関係なく、その町を、基本的なこのふるさと応援寄附金というのは、その自治体を応援したいという人の受け皿として発生したと思いますが、いわゆる節税策だとか、減税うんぬん考えなく、こう私は受け入れてもよかったのではないかなと、そういう制度上そうだったのであればしょうがないですけれども。趣旨は、先に減税だとか節税ありきではないですよ。その自治体を応援したいというのが基本とするならば、いわゆる控除とかうんぬん関係なく、ふるさと応援寄附金でもよかったのではないのかなという思いでお尋ねしましたが、いかがでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

団体であっても、その返礼品等、控除等なくても、受け入れは可能ではないかというこ

とでございますけれども、これは町の歳入の部分でございますので、十分可能でございますので、その辺は今後において、もしそういう場合があったときには、そのようなご案内もしながら、対処をしていきたいと考えてございます。

○議長 17 款、繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18 款、繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 19 款、諸収入。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 款項の中で、19 款 5 項 4 目の雑入なんですけれども、滞納処分とあがっているんですけれども、どんなようなものでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 5 番、長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

雑入の中で滞納処分費という項目ございまして、予算上は計上しておりますが、決算上 0 ということにはなっておりますけれども、これは存目で目を取っておきまして、予算上ですね、それで、滞納処分が処分されて、お金が入る場合ございますので、ですから存目で取って、入った場合の対処ということで、決算上は今回もございませんでしたので、0 円ということになってございます。

○議長 20 款、町債。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、総務費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款、民生費。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 3 款 1 項 3 目、老人福祉費の中で、介護老人保健施設の整備事業負担金とあるんですが、これは何年まで、確か 23 年からだと思うんですが、何年までこれ負担金があるのでしょうか。

それから、この総額といいますか、今まで、また今後納める、そういう総额的な負担金についてはいくらなのか、お尋ねをいたします。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 老人福祉費の介護老人保健施設整備事業負担金 700 万円のご質問でございますが、これにつきましては、介護老人保健施設の建築の償還金につきまして、一時、にしあいつ福祉会のほうに立て替えて償還してもらっていた分を、議員おただしのよう、平成 23 年から、その分を町でにしあいつ福祉会のほうに返済、償還しているという部分でございます。

総額であります、5,366 万 4,640 円でありまして、平成 23 年度から平成 30 年度まで

の8年間をかけて返済するというものでありまして、今年度、平成30年度に466万4,640円を返還して終了するというものでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 30年までだということではありますが、これから、やはり今もそうなんでしょうけれども、老人保健施設の修繕、そういったものについては、町が負担してやっているのか、また、町が負担するものなのか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 老人保健施設の修繕ということですが、この施設、昭和63年に建築をされて、30年ほど経過しておりますので、毎年何かしかの修繕が必要になってきております。それにつきましては、その都度、指定管理者であります、にしあいつ福祉会と町が、どちらが負担すべきかというようなことで協議をして、修繕をしているというような状況でございます。

○議長 4款、衛生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、農林水産業費。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 13ページの7款1項3目の観光費のところでございます。

大変どうも失礼しました。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 6の2の1の広葉樹林再生事業であります、これは場所がどこで、あと面積はどのくらいやっているのでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

広葉樹林再生事業でございますが、地区につきましては、縄沢地区でございました。面積につきましては、15.3ヘクタールでございました。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、2項1目の林業総務費の中で、菌床栽培ハウスの整備事業ということで、4棟ということで2,800万ほどあがっているんですが、これについては、もう生産者も決定して稼働しているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

菌床栽培ハウスの整備事業でございます。これにつきましては、導入したハウスにつきましては、全て貸付をいたしまして、それについては全て利用をしているということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 農業振興費の青年就農補助金と営農再開と、関連するものがあるんですけども、内容について説明をお願いします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず1点目の、青年就農給付金事業補助金、これについてでございますが、これにつきましては、新規就農者への補助金でございます。ちなみに45歳未満の独立経営者への補助金でございますので、いわゆる青年就農給付金というような名前になってございます。

その下の営農再開支援事業、これについてでございますが、これにつきましては、ちょっと意味が違いまして、これにつきましては、放射性セシウムの基準を超える米が生産されないように、流通しないように、その吸収抑制剤であります塩化カリの追肥にかかる経費でございます。

以上でございます。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 補足をしてお答えさせていただきたいと思えます。

ただいま営農再開支援事業につきまして申し上げましたが、稲作農家が塩化カリを追肥のため購入をする際への補助金でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 最初の質問のほうの青年就農なんですけれども、平成29年度は何名該当になりましたか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

青年就農給付金につきましては、平成29年度は2名の方が該当でございます。

○議長 7款、商工費。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1項3目のところでございますが、町PR動画更新委託料ということで、この件につきましてお尋ねをしたいと思います。たぶん一度見させていただきまして、その後、町のPRをどのように活用されて、PRされているのか、お尋ねいたします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

観光費の中の町PR動画更新委託料ということで、こちらのほうですね、一昨年、28年度に秋冬バージョンをつくりまして、その後、29年度に、春夏バージョンという形でつくらせていただいたものでございます。この制作いたしましたPR動画につきましては、ホームページ上でも公開しておりますし、また、各種移住相談会等におきまして、町のPRをするために動画を流しているというような部分でございます。

ご承知のとおり、このPR動画につきましては、コマ数を短くして、全部で約200近い西会津の風景とか、人なり、産物なり等をやっております。それを切り取りながら、いろんな形でPRにつなげているということでございます。したがいまして、動画につきましては、首都圏における移住定住のセミナーとか、物産展等におきまして、有効に活用させていただいているというところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 7、1、3であります。観光施設等管理委託料の内容と、周遊観光促進事

業、この内容についてお伺いいたします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、観光費の中の観光施設等管理委託料ということでございますが、こちらのほうにつきましては、まず登山道の刈り払いということで、こちらのほうは66万3千円ほどでしております。また、各種西平のラッセル車とか、そういう部分の雪囲い等の関係で、シルバー人材センターに委託している部分で25万9千円。そのほか、弥平四郎林道等の草刈り等と、あとは祓川山荘の、いわゆる清掃管理委託料ということで、その他合わせまして、都合全部で123万4千円ほどという形となっております。

続きまして、周遊観光促進事業でございますが、一応こちらのほう、まず町のイメージポスターということで、今2種類つくりまして、橋立にありました橋の風景とか、縄文土器のポスターのデザインの制作と印刷が、2つ合わせまして、だいたい110万ほど。続きまして、あとテレビ広告ということで、テレビに広告をしているところで32万4千円。そのほか、観光交流協会のほうに周遊観光事業促進ということで、イベントの実施等で40万。そのほか、ガイドの会、並びに農泊の推進ということで、15万ということで、合わせまして164万6千円の支出ということになっております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 この周遊観光については、町内だけのことで、例えば今までも、霊地観光とか何か場合、ぐるり周るといような、そういうふうなコースづくりとか何かのお金ではなくて、町だけのお金ということですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 こちらのほうは、観光協会に委託しておりまして、一応、町の部分で周遊するような形ということで、イベントで申し上げれば、各種観光交流協会が主催するウォーキングイベント等の分で使わせていただいている部分でございます。霊地観光連絡協議会につきましては、今現在、会津美里町で事務局やっております。各種、市町村とか、神社仏閣が負担金を出しまして、その中で霊地巡りといような形でやっているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8款、土木費。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

事項別明細書の76ページ、道路維持費で、不用額が1,100万となっていて、それぞれが、大きなところで賃金、需用、委託料と、これの合計が、おそらくほぼ同じになると思うんですが、この金額になった要因を、まずお伺いいたします。

続きまして、その次のページで、8款1項3目の道路新設改良費の工事請負費、15番目、繰り越しが400万と、同じく、その下の橋梁維持費が1,770万繰り越しになっていますが、これはどういった要因なのか教えてください。

あと最後に、82ページの8款3項4目の住宅管理費で、工事請負費、これも同じく繰越明許で598万2千円が繰り越しになっていますが、この要因を教えてください。

以上です。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず、道路維持費の1,100万円の不用減というようなことでございました。8、1、2の部分で、1,100万円については、概ね全体、除雪費の不用減というようなことでございます。

次が、78ページの道路新設改良費、繰越明許の400万につきましては、橋谷橋の周辺工事の部分でございまして、この春、終わってございます。

その次の橋梁維持費1,770万円の繰り越しにつきましては、現在、2カ年で行っております引牧橋の修繕工事の分でございます。

あとは、82ページ、住宅管理費の598万2千円。この繰り越しにつきましても、西原住宅の3棟分の屋根の塗装でございまして、これも完了してございます。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 道路管理維持費というのは、道路の修繕等には、このお金って使えないのでしたっけ。要は、1,100万円も余っていて、町内にはあちこち道路、早く直してくれという要望がいっぱいあるにも関わらず、委託料も需用費も、今言ったとおり、人件費もこれだけ余っていて、こういった、せっかく取った予算ですから、もっと使う使い道はなかったのかなという疑問が出たんですけれども、どうなんでしょう。

あと、それ以外の繰り越しに関しては、全て工事は完了しているという認識でよろしいでしょうか。

その2点をお伺いいたします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

先ほど除雪費の中で、1,000万ほど残ったと申し上げました。冬のことでですので、そのお金を道路にというのは、時期的に厳しいのかなというふうに思いますので、それはご理解いただきたいと思います。

ただ、この決算を見ていただければ、ちょっと分かるかと思うんですけれども、例えば道路維持費の町道整備費で、5,477万1千円ほどあります。これは町単独の部分も3,100万ほどございまして、様々な町内各地から道路の、やっぱり補修ですとか、いっぱい要望出てまいります。それを、やっぱり均衡あるように、満遍なく、この経費などを使いまして修繕は鋭意努めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、繰り越しの関係で、橋谷橋の周辺、終わりました。あと、西原住宅の塗装も終わりました。引牧橋につきましては繰り越しで、もう少し工事はやっているところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 冬だからできなかったんですか。何かそんな説明で、ちょっと今、私が何か理解不足なのかもしれませんけど、冬だから工事が、除雪等もできなかったと言うんですけれども、これ、流用できるものですよ。要は、修繕費等に関しても、私が言っているのは、どうしても使えなかったのが、今の話だとやむを得ず使えなかったような話をされて

いますけれども、そうではなくて。

さっきの説明は質問に対しての回答になっているのかどうか、ちょっと今、疑問があったので、もう一回聞こうかと思ったんですけれども、私はこのお金があれば、ほかにも使える、道路工事等にまわせなかったのかという質問をしたわけですよ。で、それに関して、今、できないと、冬だからという話もあったし、ほかでやっているからと言うんですけれども、実際、お金は現実こうして残っているわけですから、それは全く使えないものなのかどうか、使い方はなかったのかどうか、そこをお伺いします、最後に。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

除雪は基本的に3月いっぱいまでやってございますので、その結果、残ったというようなことであります。4月に入れば、新年度予算で、新たな予算で対応してまいりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長 暫時休議します。(12時03分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、8款土木費の質疑から入ります。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 8の1の4、橋梁維持について伺います。橋梁点検業務委託2,389万7千円と、もう一つ下の橋梁点検業務委託1,576万8千円の橋の数と、どのような点検をされたのか伺います。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず、橋梁の数から申し上げます。繰り越しとなっております部分で、69橋でございます。それから、平成29年度分としましては、75橋分ということでございます。

あと内容でありますけれども、点検につきましては、様々、形状を確認するというようなことで、基本的には外観を直接目で見る目視を基本としまして、ボルトの緩みですとか、コンクリートの剥離などを調査するというようなことでございます。あと場合によっては、直接お医者さんのように触診、あとは叩いて打音というような、そういった内容で点検をしているということでございます。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 すみません、打音と触診、触ると。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 それは施工計画書を提出して、それに則ってやっているのか。あと、打音検査でも、目視でもいいんですけれども、それは専門家が立ち会いしているのか、そうじゃなければ、ただ見て終わりでありますから、やはり何年か経験した人じゃないと、特にこれできないのかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

当然、相手方は専門の方でございまして、詳細な計画を提出していただいた中で執行すると。それで、点検される方でもありますけれども、基本的には国家資格である技術士、ま

たは民間資格である道路橋診断士などの有資格者が行うというようなことでお願いしております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 技術士、資格を持った方がやられていれば、間違いはないと思いますが、橋は施工したのは何十年も前の、全部ものは年度は違うと思いますが、それに対して、もしクラックが入っていたとか、そういうことがあった場合は、町はそういう対応は、そこまで考えて点検されているわけですね。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 答えいたします。

議員もご承知かと思えますけれども、橋に関しては、法で5年に1回、点検しなさいよというふうになっております。これまで町にある、町管理の橋をずっと点検してまいりました。その中で、レベルの、すぐ修理を必要とするというものに関しては、先ほど実績にもありましたように、計画的に、その優先度の高いところから進めているというようなことでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 8款の1項2目、道路維持費の除雪費なんですが、昨年度は総額で約2億5,500万、その中で、町直営の委託費、町直営の経費はどのくらいかかっていますか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 答えいたします。

2億5,500万のうち、6,770万ほどになってございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、昨年度は2億5,00万とかかったわけですけど、除雪費の予算額を決定するにあたり、何を算定根拠にしているんでしょうか。というのは、私が思うには、過去3年間の平均なのか、道路の長さ、メーター当たりに対していくらくらいみているのか、算定根拠をお聞きします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 答えいたします。

雪の降る量によって毎年補正なんかもお願いしていることはご承知のことかと思えます。算定といっても、きちっとした数字というのはなかなか出すのは難しいかなと思えます。それで、過去の実績等踏まえて予算化をさせていただきまして、その後は年の状況によって、また補正をお願いしているというようなことでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 物事を計画するには、過去の状況というか、普通3年間の平均とか、経費の、過去5年、何かしら根拠があって、状況という意味がよく分かりません。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 答えいたします。

過去4年の平均を見て計上させていただいております。

○議長 9款、消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、教育費。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 4 項 2 目の中で、文化財の保護費、これでありますが、この中で横町の縦跡遺跡の発掘調査事業として 1,428 万 9 千円ということで、これ事業終了したわけでありませんが、そうすると、今度は報告書といいますか、その作成に移ると思うんですが、この作成にあたって、期間といいますか、今年中とか、30 年度にできるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、成田信幸君。

○生涯学習課長 文化財保護費のうち、横町縦跡遺跡発掘調査事業についてのご質問にお答えします。

この発掘調査につきましては、平成 27 年試掘を行い、28 年、29 年の 2 カ年で本調査を行い、昨年度完了し、現在この役場があるわけでありまして。この発掘の現場の作業につきましては、平成 29 年度で一応完了いたしました。その後、その調査した内容、報告書を作成するという業務が残っております。この業務については、今年度、平成 30 年度に、その報告書にかかる経費を予算化しておりますので、本年度にその報告書を作成するというところを、現在進めているところでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 報告書が作成が終われば、今度は配布といいますか、例えば公的な機関への配布であったり、また個人的に、こういう歴史に精通されている方、かなり多いと思うんですが、そういう個人的な配布といいますか、そういうことについてはどのように考えていますか。

○議長 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

発掘につきましては、正式には調査報告書を作成するというところでございまして、ただ、これまでありました基本構想とか、そういうものと違いまして、今回の発掘については、議員の皆さんもご存知のとおり、出てきたものについてはこういう状況でありますので、そんなに装丁的には厚い冊子になるようなものではないというふうに、現在、考えております。その部数につきましても、町史のようにたくさんつくるものではなく、基本的には若干頒布をしながら、手元にしばらく置かなければならないものですから、そういう形で、今のところ、部数はっきり何部ということは決めておりませんが、その程度の数は作成したいなというふうに考えております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いいたします。執行実績調書の 15 ページ、10 款 1 項 2 目の事務局費に入っている、西会津高校活性化に関する項目が 4 つぐらいあるんですけども、これたぶん生徒数減に従って、執行状況というのは増減等ありましたら、まずそこをお伺いいたします。

もう一度聞き直します。前年度に比べて、実際に執行した額、予算に対して、ごめんなさい、予算に対して執行した額というのは、どのくらいだったのかを、まずお伺いいたします。

- 議長 学校教育課長、玉木周司君。
- 学校教育課長 西高活性化対策の関係補助金の件につきまして、答弁を申し上げます。
大きく4つの活性化対策の町の支援があるわけですが、昨年度の補助金との対比ということでありまして、4つの合計で申し上げますと、決算額ベースで、平成28年が640万、平成29年が446万というようなことでもありますので、減額にはなっております。
- 議長 3番、秦貞継君。
- 秦貞継 一般質問でもちょっと関連したような質問をしたんですけれども、今までの対策はもちろん否定するものではございませんが、今のような現状がありますので、今後の使い方について、どのようなお考えであるのかお伺いいたします。
- 議長 玉木学校教育課長。
- 学校教育課長 再質問にお答えいたします。
一般質問の答弁の中でも申し上げましたとおり、今、行っている支援策については、必要かつ西高の魅力アップにつながる支援策であるというふうには考えておりますが、一方で、これだけの生徒減少に、これから新たな対策も考えていかなきゃいけないということもございます。そういう意味で、プロジェクトチームだったりの中で、今後の支援策の有効な手段について検討していきたいということもございますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 議長 11款、災害復旧費。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 12款、公債費。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 13款、予備費。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第6号、平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号、平成29年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。
日程第2、議案第7号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。
1番、三留満君。
- 三留満 この工業団地については、ずっと未分譲になっているということで、監査意見

書にも、何らかの対策が必要であろうということが意見として出されておるわけでありませんが、町として、この監査意見に対して、どのように考えておられますか、伺います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 1 番議員のご質問にお答えいたします。

監査意見書に付されましたように、町の工業団地については、確かに分譲が進んでいないということでございます。こちらのほうは、平成 26 年度の中で、企業誘致戦略プランというものを確かに作成いたしました。町の現状を整理いたしまして、強み、弱みを明らかにしまして、誘致対象企業や誘致体制、優遇制度の検討を含めた部分で策定したものでございます。その報告書の中では、確かに、いわゆる製造業の部分の中で、やはり食品製造業とか、情報産業の部分を誘致しやすいというような報告がなされているという部分でございます。

現状の今の工業団地につきましては、現在、当時で、農村地域工業等導入促進法によりまして整地したという部分の事業によりまして、事業を行ったということでございます。農工法につきましては、現在、指定 5 業種ということで、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業の中で、西会津町の工業団地につきましては、製造業の工業を導入しようということで、昭和 63 年 8 月に計画を策定したということでございます。

その中で、現在、昨年 7 月 24 日でございますが、農村地域工業等導入促進法が、農村産業法ということで、新たにその指定 5 業種の要件を緩和されたということで、こちら、今までの指定 5 業種から、サービス業等ということで、情報通信産業についても、こちらのほうは立地可能だというような形で法が改正されたというところでございます。

現在、県のほうにおきましても、県全体の農産法の関係の指定要件等の部分を見直しを進めているという部分でございます。町といたしましても、その見直しに合わせながら、今後の検討課題は、しなくてはいけないという部分では、考えているということでございます。また、町で地方創生ということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、企業誘致、研究機関の誘致という部分は、進めていったほうがいいたろうというような計画もございますので、その辺を含めながら、町といたしましても県と、県の企業立地課等の情報を得ながら進めていきたいという部分ではございます。

しかしながら、西会津町の労働力人口という部分が、平成 27 年の国勢調査の中では、3,300 人程度ということございまして、またその情報通信産業とかという部分を誘致するにあたって、なかなか専門職が集まらないといういろんな課題もございますので、こちらの部分につきましては、総合的な観点から判断しながら、今後の事業展開を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 関連するところがあるかとは思いますが、その際、土地の税制上の課題はあるのかなど、どうなのかなというふうにはちょっと考えているんですけども、そういったところの部分はどういうふうにご考慮されるのか、ある程度優遇を持たせた対応で進められる考えなどはあるのか、ないのか、お尋ねします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 税制の面ということで、そっちの場合に、仮に立地した場合の、いわゆ

る優遇税制という部分がないのかという部分でよろしいでしょうか。

それでは、立地したということですが、一応、こちら農村産業法という指定もございまして、一応、過疎地域だという部分がありますので、過疎の部分で、いわゆる固定資産税の減免とか、そういう措置は、立地した部分の中では制度はございまして、そこらを活用していきたいというように考えております。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　たぶん、この2万6,800平方メートルくらいの分譲が残っているということなものですから、ある程度前に進めようとする、企業の方も、こういったニーズを持って望んでおられるのか、そこら辺の調査はされてみたことはありますか。

○議長　　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　　ニーズということですが、先ほどもご説明申し上げましたが、26年度の中で、企業誘致戦略プランということで、約1,100社の方々にアンケート、いわゆる製造業とか、物流業、インターが近いものですから、物流業等の部分も含めまして、アンケート調査を実施いたしたところでございます。

その中で回答率が、いわゆる回答率という部分で、発送件数は全部で1,093件の会社に発送いたしました。回答率につきましては、回答があったのが93件ということで、回答率は8.5パーセントだったという部分でございます。その中で、立地環境に関する評価の中につきましては、やはり高速道路のインターが近いということでは優位性はありますけれども、ただし、近くに物流団地等という部分が、新潟県なり、会津若松市等にもあるということで、そのアクセス的な部分はいいんですけれども、なかなかその物流地としての部分は、なかなか厳しいのではないかとこの部分と。あと労働力人材の確保の条件の中で、やはり先ほども申し上げましたが、労働力人口が少ないという部分で、専門的な部分の方々の部分、技能者という部分の部分が弱いのではないかとこの部分でございます。

また、その中では、町の企業の誘致に対する優遇、助成金とかの部分弱いのではないのかという部分があったんですが、それにつきましては、県の産業復興の部分の特区を使った制度の補助金等もありますので、その辺については、それを活用すればというような意見の部分は出ているということでございます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　そういったニーズの内容をまとめてられていると、で、なかなか企業が進出してくれないと、特に価格的な部分については、何ら問題はない考えを持っておられたというふうに受け止めたんですけれども、特にこちらのほうの町の状況も、ただ、なかなか人、スタッフを求めるといふことに対しては、少し異論も持っておられたのかなというふうに受け止めたんですけれども、できるのであれば、もう一歩踏み出しても、何かいい方法で企業の方が進出してくれることを望むんですが、そういったところの、町の考え方というのを、どう相手の気持ちをつかむ考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長　　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　　一歩踏み込んだ形ということで、企業との対話というか、そういうふうなセールスをしたらどうだという部分ではございまして、先ほども、一番やはりネック

になっているという部分については、確かにアクセスの面と土地の安さという部分に対しては、ある程度一定の評価はあるというのは現実でございますが、先ほども申し上げましたが、やはり人口、労働力人口不足ということで、まず1点といたしましては、やはり会津地域全体で考えたとしても、就職希望者の、高卒者の7割近くが会津若松市にあります大手製造業の会社のほうに行ってしまうという現状がございまして、残りの3割で、そのほかの業種が奪い合っているという部分も現状でございます。

その中で、やはり一番、やはり人口の、いわゆる労働力人口の確保という部分が、もし仮に製造業等を誘致したとしても、既存の立地されている企業の方々の、いわゆる労働力の異動だけで、何ら、逆にそちらのほうで経営が、工場としてのあれがなくなってしまうと、人材不足になってしまうという部分も懸念されるということですから、やはりそういう現状を踏まえまして、我が町に、確かに工業団地はございますが、こちらのほうから、会津若松なり、喜多方市に通っている方もいらっしゃるという部分で、会津全体で考えていくべき時期でもあるのかなという部分も考えておりますので、その辺は十分に、その製造業ではなくても、先ほど申し上げましたが、情報通信産業のデータセンターとかという部分の形もあり得るかと思っておりますので、その辺につきましては、十分に今後、県の企業立地課と連携を取りながら、実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第7号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第8号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　住宅団地については、残り10区画ということで、そのPRについてなんですけれども、新聞広告料42万ほどあがっていますが、これは新聞1回だけですか、あと範囲についてお聞きします。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　5番議員の新聞等の広告料のご質問にお答えいたします。

こちらのほう、まず県内紙2紙に対しまして16万2千円ずつということで、こちら年1回という部分でやっております。また、FTVハウジングプラザということで、会津若松

市にハウジングプラザがあるんですが、そこの広告に対しまして1回5万円出しているという部分でございます。これも年1回でございます。いわゆるハウジングフェアをやるときに出させていただいているということでございます。あともう1点ございまして、つい最近チラシ等も入ったかと思うんですが、宅建協会の喜多方支部で、いわゆる不動産フェアという部分をやっているところでございます。その部分で、そのときに広告ということで5万円という形で支出しているということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 県内に配布ということですが、そのPR、広告を掲載してから効果という点では、問い合わせとかあるんでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 その効果ということでございますが、昨年度ですと、この広告を出した中で、ある程度、件数は少ないんですが、2件ほどの問い合わせはございました。その方々については、やはり町外の方からの問い合わせという部分になりましたが、まだ売買契約という部分にはいたっていないというのが現状でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 2件ほどの問い合わせはあったと。それよりも、町のホームページも含めて、それ以外のインターネットですか、あげたほうが効果が出るような考えもあるんです。どうでしょうか。結局、今やっているのは県内のみというふうにお聞きしましたけれども。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 こちらのほう、一応ホームページ等にも掲載してという部分でございますが、ホームページ上に分譲中という部分は確かにあるんですが、そのほかに、いわゆる移住定住フェアということで、首都圏等でいろんなフェアがあります。その中に、こういう冊子として、移住定住に向けた形で、こういう、いわゆる自治体が分譲している住宅団地ということで紹介しているという部分もございますので、テレビ等、新聞広告だけではないということは、確かに答弁漏れておりましたので、そのとおりだと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第9号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一　これは接続率ですか、を見ますと、62.2 パーセントです。これが高いか、低いとかいうか、農集排から比べれば、まだまだ頑張って新規加入を増やしていかなければならないのかなというふうには思いますが、いろいろ努力はされていると思いますが、どのような加入の推進といいますか、やられておられるかお聞きしたいと思います。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

現在、接続率、29 年度末、62.2 パーセント。前年比で、ちょっと参考まで申し上げますと、接続人口はプラス 8 人で、数値的には 1.9 パーセントほど、若干ではありますけれども、微増と。それで、どんなふうな PR をしているのかということでございますけれども、基本的には毎年募集といいますか、チラシの配布ですとか、あと直接業者さんを通じた声かけ、そのような形で直接、なるだけ効果が上がるような手段を駆使しまして、増加に今つなげているという状況でございます。

○議長　13 番、清野佐一君。

○清野佐一　今いろいろ努力をされているということですが、この下水道というのは、やはりここ我々の近くの、いろいろな川とか、そういう環境を、水をきれいにしたり、環境をきれいにするという大きな目的があるわけです。ですから、そういうことも前面に出して、ぜひこういうことで加入していただだけませんかとかいうか、そういうような形の推進もいいのかというふうには思いますが、その辺はいかがお考えでしょう。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

この下水道事業を進めるにあたりましては、全く議員おっしゃったとおりでございます。基本方針、基本目標も、当然、大上段に掲げてございまして、その中で、ちょっと一例を申し上げますと、文言の内容ですけれども、今、議員おっしゃられたように、やっぱり河川の水質汚濁と社会的にも課題があると、緊急的に整備しなければならない。そんな中で、生活排水を適切にして、公共用水域の保全、維持を図り、生活水準の向上を目指していくというようなことを、一丸となって取り組んでいるという状況でございますので、その辺も、今のご指摘のところを十分踏まえ、取り組んでまいりたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算に

については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第10号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 監査報告にあるように、農業集落排水事業は、接続率が87パーセント以上、大変いいんですが、その中には、例えばお亡くなりになったり、空き家になったりしているものもあると思うんですが、どのくらいあるんでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

数値的な部分では、ちょっと今、手持ちありませんでしたので、調べて後ほどご報告させていただきますと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 数字的なものを調べてお答えすると。それで、そのまま放置されているのはいかがなかなと思うんです。例えば、蓋が取れて砂が入ったりということも考えられます。管理についてお伺いします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

確かにそういった心配というのは、今後、ますます予想されるのかなというふうには認識してございます。町のほうと、責任分界点といいますか、町のほうの管理につきましては、処理場の管理を町内の業者に委託している部分。それから、あと汚泥の運搬処理なんかもお願いしている部分ということで、町はそういったところの部分の管理はさせていただいておりますけれども、その個人宅の部分については、自助の精神といいますか、やっぱりできるだけそういった中でお願いできればなというふうには思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第11号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 12 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 13 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満 町では訪問介護を充実していくということで、進めてこられたわけですが、今、診療所の先生がお二人、そしてあと不定期にということなんですが、現状どうなっているのか、そして、今後、先生方のこのような状況の中で、これはさらに進めるということは可能なのでしょうか、ちょっとその点を伺います。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 訪問看護の状況というご質問でございますが、まず訪問看護につきましては、訪問看護事業所の看護師が、医師の指示のもとに訪問する事業となっております。昨年度、29 年度の利用者数でございますが、延べ 610 名でありました。前年度が、28 年度が 594 名でありましたので、16 名ほど利用者のほうは増加しております。

今後の見通しということですが、これから地域ケアシステムが国で推し進めてお

りますので、在宅医療への需要が多くなってきておりますので、今後、訪問看護事業所を利用する方については増加していくのかなというふうに見込んでおります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いします。33ページの10款2項1目の医療機器等整備事業分で5,250万出ているんですけども、これは何を購入されたのかお伺いいたします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 医療機器の整備の状況でございますが、昨年度につきましては、西会津診療所の生化学自動分析装置、2,100万円ほどと、同じく西会津診療所の内視鏡検査装置、それと群岡診療所の全自動電解分析装置、あと西会津診療所、群岡診療所、両診療所で使います臨床検査システム、さらに両診療所で使用します医療画像情報システム、あとレセプトコンピューターシステムなどを購入しております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 診療施設勘定でお尋ねします。拝見しますと、この外来収入が全て減となっております。これは医師が2人になった、あるいは人口減、いろんな要因あると思いますが、この外来収入が全て減額になっているということの要因と、あと8、1、1。8、1、2の、いわゆる受託収入の部分は、これは逆に増えているわけですね。これ医師を1人、医師を派遣しているドクターが行っているということらしいんですが、今、医師を鋭意3人体制にしようとして探しておられるということでもありますけれども、これは、いわゆる診療収入をあげようという意味合いよりも、今の現在のドクターの負担を軽減しようという意味合いが強いのかなと、これ見ると思うんですが、その辺を、ご見解をお示してください。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 診療施設勘定の外来収入の減少の内容でございますが、議員おただしのとおり、受診者の減少によるものと、昨年度につきましては、群岡診療所、昨年度週3日出張しておりました。診療の時間が、前々年度、28年度までは午前中週3日、出張しておりました。それで、常勤医師の負担が相当、午前中3日行くと、西会津診療所のほうがその分休みというか、その先生がいないと、その先生の患者さんが受診できないということで、負担が相当増えましたので、群岡診療所について、午後の診療時間に変更したところで、群岡診療所分として450万円ほど減少しております。そういったことが外来収入の減少の大きな要因というふうと考えております。

また、先ほど医師の負担軽減ということですが、本年9月から非常勤医師1名を採用しまして、現在、常勤医師2名と会津医療センターからの非常勤医師2名という体制で行っております。ただ、これで現在の常勤医師の負担が軽減、少しはされておりますが、まだまだ負担軽減をしていかなくてはいけないということで、引き続き常勤医師の確保についても鋭意取り組んでいるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、いわゆる外来収入は、診療する時間が短くなっているところがあるので減額になっているということですが、実際それ、通常通りの、いわゆる診療時間、診療体制にすれば、これ戻るものではないのかなと、私はそう思うんです。いわゆ

る先ほど受診者数の減、高齢者人口なんかも、もう頭打ち、ピークを超えているというようなことでありますから、これからは、いわゆる今の診療所ドクターの負担軽減、そういう意味合いで、やっぱり早く町民の健康を預かる国保診療所として医師は確保しなければいけないと思いきれども、そういう意味合いが強いのかなという思いでおりますが、その辺だけ確認します。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 まず診療所の受診者数でございますが、28年度と比較しまして、29年度は年間で1,500名ほど減少しているところでもありますので、減少の要因としては、先ほど申し上げました群岡診療所の診療時間の変更とあわせまして、そういった受診者数の減少も年々大きくなっているのかなというふうに考えております。

あと、医師の確保の取り組みでございますが、現在の常勤医師の先生の負担につきましては、診療所での診療のほか、町内の会社の産業医でありますとか、健康診査、あるいは老健、特養の往診、あと学校の健診ということで、診療所以外でも様々な医療業務を担っていただいておりますので、そういった部分で医師の確保というのは、引き続き常勤医師確保については取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第9、議案第14号、平成29年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成29年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成29年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第10、議案第15号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第11、議案第16号、平成29年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 監査報告の中に、見ますと、大変に水の有収率が下がっています。それで、平成27年は74、それで平成29では69で、約5パーセント前後下がっています。5パーセント下がったというのは、ほとんど漏水だと思われるんですが、その5パーセントの損失ですが、我々は10立方2,000円でお支払いしているわけですが、どのくらいの費用にあたるのでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 時間を取って申し訳ございませんでした。平成29年度の年間の総配水量62万6,274立方メートル、単純計算で5パーセント、それから給水原価の約300円で換算しましたところ、約940万ほどという数字でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 1,000万近くが漏水で漏れてなくなっていると。それで、そのために平成28年度から老朽管の更新事業をやって、約640メートルされたとなっていますが、残り何メートルくらいあるのでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

いわゆる石綿セメント管、これが約1万9,000メートルほどございまして、それで先ほど監査報告にもありました数字、28年から始めまして640メートルほどが更新されたということでございますので、今後、道路改良とか合わせまして、効率的な方法で老朽管の更

新は計画的に進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 残りいくらですか。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

石綿セメント管の残りは1万8,515メートルほどでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 約1万9,000メートルの石綿管が残っている。道路改良もそうでしょうが、何年くらいの見通しですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

なかなか正確な年数というのは言いづらいところでございますけれども、水道事業を推進する中で、計画的に起債の償還なんかも発生してございますので、その中で計画的にやっていくというようなことでしか、なかなか申し上げられないんですが、期間を特定するのはなかなか難しいんですけれども、ざっといっても10年とかはかかるのかなというような予想でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も長谷川議員と同じような質問なんですけど、まずお聞きしたいのは、一般的に有収率というのは、どのくらいが、本町だけではなくて、いろんなこういう水道事業をやっているところが、どのくらいが平均的な有収率を基準にしてやっているのか、それをまずお伺いします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答え申し上げたいと思います。

本町、平成29年度の段階では、69.28パーセントの有収率というようなことでございました。平成28年度の平均的な数字で申し上げますと、75.91パーセントというような数字が示されております。従いまして、若干低いというような状況でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それが平均的な数字だということになれば、それはそれでしょうかありませんが、私も給水、年間の水量、そして有収率とかね、計算したら、これ100パーセントを前提にやったんですけど、そうしたら、とんでもない数字になるんですね。だから、ああ、これは大変だと思って、今は70いくらだと、75だということであっても、今、同僚議員、長谷川議員が言われたように、やはり1,000万近くのお金が、ただ流れていっているわけですよ。だから、やはりこれは考え方ですけども、お金をただ流しているふうに取り込まれてしまいますので、ことは重大だと思うんです。だから、そこら辺を、道路の工事とか何かじゃなくて、ちゃんとした計画を立てて、これは一般質問で言うべきことなんですけど、その辺の考えもあってもいいかなという私の独り言です。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 今、私も一般質問みたいになるので、独り言なんて言いましたけど、そうじゃなくて、やはりこれは真剣に受け止めてほしいなというふうに思っているんです。それ

で、給水、水をつくるのには、ちゃんとお金かかっているんですよね、それだけのお金は。だからこう、供給して、町民の方に使ってもらっていくらかお金が入るということになるんですが、つくっていることは事実です。漏水も、今まで以上に増えているわけですよ、件数も。だから、そこら辺をやはりちゃんと受け止めて、考えるということはありませんか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

先ほど効率の話を申し上げまして、道路改良と合わせてというようなことも申し上げました。それ以外に、今、議員ご指摘のとおり、それとはまた別仕立ての、あくまでも、例えば老朽管の更新工事というようなことも、やっぱり場合によっては当然必要になってくるとお思いますので、そういった長いスパンの全体計画の中で検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 申し上げておきますけど、過去において、もう監査の意見として老朽化が進んでいると、もう耐用年数が40年くらい、40年過ぎるということで、前々から指摘を受けてきたんです。ただ、着工が遅れてきたということがありますので、その辺は、今までそうであったということだけ申し上げておきたいとお思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成29年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成29年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定することに決定しました。

町側から、先ほどの質問に対する答弁をしたい旨の要望が出ていますので、これを許します。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 先ほど、議案第10号の平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定のところで、ご質問のうち、現在、休止となっている分、何件くらいあるのかということございました。件数につきましては、休止ということで68件でございます。

以上です。

○議長 日程第12、議案第17号、平成29年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 29 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 29 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(14時13分)

平成30年第5回西会津町議会定例会会議録

平成30年 9月18日(火)

開 会 10時00分

閉 会 14時12分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
総務課長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	五十嵐 博 文	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	成 田 信 幸
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第12号）

平成30年9月18日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第18号 平成30年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第2 議案第19号 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第3 議案第20号 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第4 議案第21号 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第5 議案第22号 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第6 議案第23号 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第24号 平成30年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第25号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第26号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第27号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 陳情第4号 学校給食費の無料化を求める陳情

- 日程第13 陳情第5号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情
- 日程第14 陳情第6号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情
- 日程第15 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第18 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第20 政策提言調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

第5回議会定例会議事日程（第12号の追加1）

平成30年9月18日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第29号 通信機器高度化更新工事請負契約の締結について

○議長 おはようございます。平成 30 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 18 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 18 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、平成 29 年度決算の確定による繰越金の追加や普通交付税の額の決定に伴う追加などを計上いたしました。

一方、歳出におきましては、若者向け住宅整備に伴う旧野沢保育所の解体費用を計上したほか、本年 10 月より新たに 3 路線の運行を開始する予定の町民バス定時定路線運行に係る委託料などの経費、さらには、昨年度の大雪の影響等による林道や町道、河川の修繕に係る経費などを計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 30 年度西会津町の一般会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,303 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 1,386 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。9 ページをご覧ください。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目、地方交付税は 7,049 万 1 千円の増であります。これは、普通交付税の確定によるものであり、単位費用等が当初予算で見込んでいた積算より伸びたことなどによるものであります。なお、平成 29 年度の交付決定額との比較では、基準財政需要額の減などにより、5,024 万 7 千円、率にして 1.99 パーセントの減となったところであります。

次に、11 款、分担金及び負担金、2 項 2 目、民生費負担金は 43 万 1 千円の増であります。本町におきましては、今年度より保育料を完全無償化したところでありますが、本町に住所を有しない児童が認定こども園に入園することとなったため、その保育負担金を新たに計上するものであります。

13 款、国庫支出金、2 項 1 目、総務費国庫補助金 134 万 4 千円の増は、個人番号カード交付事業費補助金の計上であります。

10 ページをご覧ください。

14 款、県支出金、2 項 4 目、農林水産業費県補助金 572 万 7 千円の増は、路線の延長が伸びたことに伴う林業専用道整備事業補助金 560 万円の追加計上などであります。

11 ページをご覧ください。

17 款、繰入金、2 項 2 目、庁舎整備基金繰入金 614 万 9 千円の増は、役場新庁舎の公用車車庫の整備に係る財源として計上するものであります。6 目、新田正夫教育振興基金繰入金 280 万円の増は、2 年後に予定されております新学習指導要領の完全実施を見据えた実証を行うための学習用タブレットパソコン購入に係る財源として繰り入れるものであります。

18 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金 1 億 4,920 万 2 千円の増は、平成 29 年度決算の確定により追加計上するものであります。

19 款、諸収入、4 項 4 目、認定こども園業務受託収入 83 万 4 千円の増は、先ほどご説明いたしましたが、本町に住所を有しない児童が認定こども園に入園することとなったため、他市町村からの受託収入を新たに計上するものであります。

12 ページをご覧ください。

20 款、町債につきましては、それぞれの事業費の見込みや決定等に伴い額の調整を行なうものであります。

次に、13 ページをご覧ください。

歳出であります。2 款、総務費、1 項 3 目、電算管理費 134 万 4 千円の増は、個人番号カード交付金の計上であります。5 目、財産管理費 1 億 8,607 万 9 千円の増は、役場新庁舎の公用車車庫の整備工事費 614 万 9 千円、公用車購入費 185 万円、今次補正の余剰金の財政調整基金への積立金 1 億 7,799 万 6 千円などであります。なお、この結果、財政調整基金の補正後の積立残高は 6 億 5,408 万 6 千円となります。6 目、企画費 3,396 万 8 千円の増は、若者向け住宅整備に伴う旧野沢保育所の解体に係る実施設計委託料 300 万円、解体工事費 3,000 万円の新規計上などあります。9 目、交通安全対策費 71 万 7 千円の増は、自治区防犯灯の新設に係る設置賃金 35 万 2 千円や対象者の増による運転免許自主返納者報奨品 30 万円の追加計上などあります。

14 ページをご覧ください。

10 目、ふるさと振興費 498 万 1 千円の減は、採用の見送りや年度中途の採用に伴う地域おこし協力隊員の報酬や社会保険料、住宅借上料等の経費の減額、定住起業支援事業補助金の追加計上などによるものであります。12 目、総合交通対策費 851 万 2 千円の増は、本年 10 月より新たに 3 路線の運行を開始する予定の町民バス定時定路線運行に係るバス停留所などの消耗品及び燃料費等の需用費 574 万 6 千円、15 ページに行きまして運行業務委託料 270 万円などの追加計上であります。

16 ページをご覧ください。

3 款、民生費、2 項 2 目、児童措置費 118 万 8 千円の増は、認定こども園の施設修繕料の計上であります。

4 款、衛生費、1 項 4 目、健康推進費 210 万 8 千円の増は、町民全体の血圧管理を推進するための自動電子血圧計購入費補助金 200 万円の新規計上などあります。

17 ページをご覧ください。

6 款、農林水産業費、2 項 1 目、林業総務費 1,005 万円の増は、今年度より整備を予定しております林業専用道・仮称杉山前佛線の路線延長に伴う測量設計委託料 950 万円及び

土地購入費 55 万円の追加計上であります。2 目、林業振興費 171 万 1 千円の増は、林道の修繕料及び補修材料の追加計上であります。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費 1,149 万 8 千円の増は、町道修繕料 445 万 1 千円、奥川地区の除雪車格納庫整備工事費 350 万円、町道補修材料 220 万円、18 ページに行きまして土地購入費 107 万 2 千円の追加計上などであります。3 目、道路新設改良費 400 万円の増は、町道小山松峯線などの委託料、工事請負費、土地購入費、立木等補償費の精査によるものであります。4 目、橋りょう維持費につきましては、補正額はありませんが、橋りょう修繕に係る設計業務委託料と工事費の組み替えであります。2 項 1 目、河川総務費 354 万 6 千円の増は、井谷川などに係る修繕料の追加計上であります。

次に、19 ページをご覧ください。

4 項 1 目、住宅管理費 50 万円の増、及び 4 項 2 目、定住促進住宅管理費 156 万円の増は、いずれも施設修繕料の追加計上であります。

9 款、消防費、1 項 3 目、消防施設費 320 万円の増は、防火水槽新設及び消防屯所新築に係る工事請負費の追加計上であります。

10 款、教育費、1 項 3 目、学校給食費 261 万 5 千円の増は、給食センターのオイルタンク自動制御装置などの修繕料 182 万 6 千円、牛乳保冷庫などの更新に伴う備品購入費 78 万 9 千円の追加計上であります。

20 ページをご覧ください。

2 項 2 目、小学校教育振興費 652 万 9 千円の増は、当初の計画から 1 名増員となった特別支援教育支援員に係る社会保険料と賃金合わせて 174 万 7 千円の追加や 2 年後に小学校で必修となるプログラミング教育及び家庭学習の充実による学力向上に向けた学習用タブレットパソコンの購入費 285 万 2 千円及び情報教育支援委託料 180 万円の新規計上などあります。3 項 1 目、中学校管理費 97 万 8 千円の減は、草刈機及びプロジェクター購入の請差による備品購入費 102 万円の減額などあります。3 項 2 目、中学校教育振興費 315 万 7 千円の減は、当初の計画から 1 名減員となった特別支援教育支援員に係る社会保険料と賃金の減額であります。4 項 2 目、公民館費 110 万円の増は、公民館日本間の昼交換や雪囲いなどの修繕料の追加計上であります。4 項 3 目、文化財保護費 107 万 1 千円の増は、縄文土器等埋蔵文化財整理業務の延長に伴う委託料の追加計上であります。

6 ページにお戻り願います。

第 2 表地方債補正・変更であります。辺地対策事業費及び過疎対策事業費の各事業費の調整と、臨時財政対策債については額の決定に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　一般会計の補正で何点かお尋ねしたいと思います。

まず歳入のほうから、歳入の、これ歳出にも出てきますけれども、13 款の国庫支出金の個人番号カード交付事業の補助金なんですが、これは最近、マイナンバーカード、話題に

ならないといえおかしいですけれども、あまり話題にならないような気がしております。現在の発行部数というのかな、町民に対してどのくらいの割合で発行できているのか、このマイナンバーカードが発行がもし進んでいないとすれば、その進んでいない要因はどうとらえているのかお尋ねいたします。

それと、11 ページの繰入金です。これも歳出にも出てきますが、庁舎整備の繰入金、これは公用車の、今回、車庫を整備するということですが、今回のこの、いわゆる庁舎整備基金、だいたいこれ底をつくのかなというような思いがありますが、当面の調査整備にかかる事業というのは、これでだいたい終了するのかなのか。

それとあともう1つ、その下の新田正夫教育振興基金、これも歳出で出てきておりますけれども、これは全員協議会でもご説明いただきました。小学4年生に、全員に iPad、いわゆるタブレット型の端末を支給して、いわゆる家庭学習をあまりできていなかったの、家庭学習をできるようにしたいというご説明をいただいたと思うんですが、その、私、理屈がよく分からないんです。以前から宿題でも何でもそうですけれども、やる子はやるし、やらない子は何やってもやれなかったのかなという思いがありますので、そのタブレットを使って学習することによって、家庭学習を含めてどんなメリットがこれから出てくるのか。

あともう1つ、最近、小学生のランドセルが重くなっているというようなこと、ニュースで話題になっておりますけれども、いわゆる私持っているタブレットは初期のやつなので、ノート1冊、教科書1冊分以上の重さがあるわけです。今の小学生のランドセル見ますと、ただでさえクマよけの鈴をぶらさげられたり、防犯ブザーをぶらさげられたりして、ただでさえ重くなってきているというような状況の中で、このいわゆるランドセル、軽くするような措置、いわゆる置き勉強をできるようにするとか、いわゆる主要5教科以外は置いていってもいいよとか、そういうことまで、このタブレットを導入するにあたって考えていらっしゃるのか、その点をお尋ねします。

それと、今度は歳出に移りまして、歳出の交通安全対策費、これ今のご説明で、運転免許所の自主返納者が増えたということで、自主返納される方が多くなったというようなことで、これはいいことなのか、悪いことなのか私は、今ここで判断できませんが。この増の要因、これはPRが功を奏したのか、あるいは3万円のタクシー、バス券が効果を発揮しているのか、返納者に聞き取り調査等は行っているのか、できていればお示しください。

それと、16 ページの3款の民生費、2目の児童措置費の中で、認定こども園の修繕費というようなことで今回あがっておりますけれども、認定こども園、開園してまだ間もないと私は思うんですが、何か毎年いろんなところが修繕が必要だということでもありますので、これはどういうところを修繕するようになったのか、なぜこうなったのかお示しください。

あと、その下の4款の4目、健康推進費の中で、これも一般質問等々で全員協議会でも十分説明をしておりますけれども、自動電子血圧計の購入費補助金というようなことで、今回、今までは百歳への挑戦、トータルケアのまちづくりというようなことで、いわゆる在宅健康システムで健康管理をしていたわけなんです、この機種を更新がなかなかできないということで廃止すると、それに伴って個人向けの電子血圧計を購入補助をするということなんです、私はこの、単なる在宅健康システムというのは、トータルケアのまち

づくりだけでなく、いわゆるICTのまちづくり、いわゆる目玉政策、うちの町の政策の一つの関連した事業だったなという思いがありますが、説明を聞いておきますと、いわゆる今度はオンラインではないけれども、アナログ的な、人的なところで健康管理を推進していくということですが、一つ提案なんですけれども、いわゆるこの補助金を申請して補助をいただく方というのは、最低1カ月くらい自分の血圧計を計ってもらって、今度はそれをもって保健師等の面談の中で健康指導、血圧指導を図っていただくというようなことがあれば、いわゆる今までよりも、なおきめ細かな健康指導ができるのかなという思いがあります。先月においても、いまだにその在宅健康管理システムというのは、本町に施設にみえるような優れた事業だったと思いますので、今度、いわゆるオンラインからアナログ様式に替わるけれども、健康管理は一段進んでいるよというようなところを示していただければいいかなと。

あと、この在宅健康管理システムの中には、宅内にLANケーブルが配線されておりますけれども、私、それもったいないなと思うんです。このシステムは使えなくても、将来的に発展、利活用できるような方策は考えておられるのかお尋ねします。

それと、歳出の最後になりますけれども、教育費の中の3目の文化財保護費、今回、いわゆる遺跡調査委託料と、3カ月分追加して、いわゆる県の文化財指定に向けて準備を進めるというようなご説明をいただきましたけれども、私、昨年、国学院大学の小林教授が来ていただいて、本町の、いわゆる私は宝物だと思っている、本町の縄文土器の講演をいただいて、大変私は褒めてもらったというか、ある意味、お墨付きをもらったなという感じでおんたんです。なかなかそれ以後、いわゆる文化財指定についての動きが進んでいないので、この調査委託料で文化財指定の可能性はどうなるのか、だいたいいつごろ指定に向けてなるのか、今現在、何がネックになっているのかということが分かれば、お示ください。

夏の報道ですと、いわゆる北海道、北東北の縄文遺跡群が、ユネスコの世界遺産に登録されたというようなことがあって、いわゆるこの縄文文化というのは、今、機運が高まっているような気がするので、その辺が今の状況等分かれば、お示しいただきたいと思ます。

以上です。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 10番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、まず歳入歳出ともございますけれども、個人番号カード、マイナンバーカードの状況についてご説明をさせていただきます。当町におきましての、9月1日現在、最新の発行枚数においては、503名の方に発行をしております。人口割合でいくと約8パーセントの発行状況となっております。全国的には、この3月現在で10.7パーセントということの交付状況でございます。ほぼ1割というような状況でございます。町においても8パーセントということで、交付がそのような状況になってございまして、この要因としましては、やはり皆さん、通知カードは、もちろん行っているわけでございまして、そのマイナンバーカードの交付まで必要という方が、なかなか少ないのかなというふうな部分でございます。ただ、マイナンバーカードの広報につきましては、広報紙等、ケーブ

ルテレビを使って周知を今後も継続してまいりたいというふうに考えてございます。

あともう1点ございまして、歳出の運転免許自主返納の部分でございますけれども、これも今現在10名の方いらっしゃいまして、今後において、今、見込みでございますけれども、5名の方が申請をされる予定でございます。昨年度において8名でございましたので、倍のペースで進んでいるというような状況でございます。

この要因につきましては、まず一番大きなのは、対象者、だいたい80歳、90歳の方もいらっしゃいますけれども、その対象者が当町においても、人口割合的にも増えているというのが大きい部分かなという部分でございます。あと、この制度につきましても、広報等でPRしておりますので、皆さんそれをご存知になって、返納されて、バス、タクシー、商品券でございますけれども、それを申請されているというような状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 役場新庁舎整備及び庁舎整備基金についてのご質問にお答えをいたします。

今次補正で、公用車の車庫の経費を計上させていただきました。今後、ある程度金額がかかる整備につきましては、駐輪場くらいで、駐輪場につきましては当初予算で計上してございますので、補正は必要ないということでございます。

それから、庁舎整備基金についてでございますが、今次補正後の庁舎整備基金の残高であります、564万2千円でございます。当初予算で取った分で請差等もございまして、7、800万は最終的に残として残る見込みでございます。

以上です。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 新田正夫基金の関係でございますが、家庭学習でのタブレットの導入ということで、まずは家庭学習の充実ということを考えております。宿題等も大変充実しているわけですが、子どもがそこで、家庭で宿題をやった際に、自分のやっていることが合っているのか、合っていないのか、次の日、学校に行って答え合わせをしないと分からないという、そういう意味では、家庭の中で自分の問題が、答えが合っているかと瞬時に分かりますし、またもしそれが間違えていれば、それをさらに前の学年なり、前の中身に帰って、その分からないところを補充しながらやっていけるということで、その場で個に応じた学習スピードで学習ができるという部分では、タブレットの有用性というのは大変でございます。それと、発展的な問題もできるということで、できる子どもはさらにほかの問題をできるということでは、大変この家庭学習が充実した内容ができるということは、大きな利点があるかと思えます。

それとランドセル、重さの問題なんですけれども、今現在、バスで来る子どもたちは約半数ということで、2キロ以内の子どもたちは約半数、2キロ以上の子どもたちが約半数ということでございます。そういう意味では、バスで来ない、歩いてくる子どもたちにとってみれば、ランドセルの重さというのがございますので、今後、いわゆる置き勉強ということで、主要教科、または宿題がないものは置いていくとか、その辺は学校とよく協議をしながら、子どもたちの負担のない、そういう通学、登下校を今後も考えていかないといけない。また、タブレットを導入するにあたって、その辺も十分検討しながら、今後進

めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 私のほうからは、こゆりこども園の修繕に関するご質問にお答えをしたいと思います。

この修繕の内容でございますが、これにつきましては、今年の豪雪によりまして、屋根先に取り付けておりました軒先面戸というものが取れたり、変形したりというようなことでありまして、その下屋の部分の軒先面戸を撤去しまして、かつその雨水等が入らないようにコーキングの処理をするというような工事でございます。今回、今年度大雪だったという部分はありますが、こゆりこども園の屋根につきましては、一気に落雪するのではなく、落雪をなるべくしないような構造ということで、緩やかな勾配を付けたという部分がありまして、そのために雪が少しずつせり出すというような状況になりまして、そのために軒先面戸が破損したというようなことで、今回、工事をするというところでございます。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、家庭血圧計を活用したきめ細やかな対応というご質問にお答えをいたします。

現在、ポイント手帳ということで、3カ月間を1つの区切りとして活用して、3カ月後にその血圧だったり、運動だったりということで、期間を決めて手帳をつけていただいているんですが、議員おただしのように、現在、その3カ月という期間が少し長いかなということで、期間を短くしようとしております。購入、新たに血圧計を購入されている方につきましても、そのポイント手帳を取り組みやすくするようなことで、期間を短くしまして、さらに、これまで役場のほうで一括して受け付けしていたものを、各地区に、1カ月なりの期間で出向きまして、その際に血圧測定をしていることを確認させていただいた上で、数値を見させていただきまして、必要な方については、その後、健康相談でありますとか、保健指導のほうにつなげていきたいというようなことで、これまで以上に町民の方と顔が見えるような、そういった体制を構築していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 ただいまの健康増進課長の答弁に関連しまして、在宅健康管理システム撤去後の宅内のLANケーブル活用についてということでありましたが、在宅健康管理システム設置されたお宅には、D-ONUという端末機械、これインターネット環境をつくるには必ず必要なものですが、ですから、そのお宅にはインターネット環境が整っているということになります。そのLANケーブル1と2とあるんですが、1にはインターネットに接続できる。2には在宅健康管理システムということでしたので、それを取りますと、インターネットは活用できるんですが、もしインターネットやっぺいらっぺいしない家庭では、撤去後は、そのインターネット環境だけ、できる環境だけが残ってしまうということになります。

これについては、今後どのようにインターネットを利用して、町民サービス、これから図っていくのか、現在検討しておりますが、費用対効果も含めまして、新たなサービス、

模索してまいりたいというふうに考えております。

○議長 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長 私からは、文化財保護費の件についてお答えを申し上げます。

今回計上させていただきましたのは、先ほど議員おっしゃったように、縄文の土器類を整理するために、今回追加で計上をさせていただきました。この費用につきましては、当初では半年分ということで、9月分までの費用を計上いたしましたが、今回は10月から12月、3カ月分を計上しております。で、これにつきましては、縄文につきましては、先ほど話ありましたように、国学院大学教授の小林先生がおっしゃったように、大変規模も大きく、また物もいいということであったんですが、残念ながら、国県の文化財には、現在指定されていないということから、これまで県の文化財に指定されるように進めてきたところでございます。

昨年度も申請はいたしました、残念ながら俎上に乗らなかったということで、本年度は、やはりさらに分類整理を進め、申請をし、その俎上に乗せていただくように、現在進めているところでございます。なお申請につきましては、12月末から1月を予定しておりましたので、その時期までに整理を進め、申請をしたいというふうに考えております。

なお、この県の指定につきましては、県の文化財保護審議会での諮問、答申ということでございますので、うちのほうで可能性という点を考えますと、ちょっとまだ分からない部分があるわけですが、なお県の文化財課のほうでも、ちょっと調査をしにきたりということで、昨年度よりも今年につきましては、そういう動きが見えたことから、町といたしましては、大変期待しているところでございます。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それで、今、役場庁舎の整備の状況について、だいたい基金が残高として7、800万残るといような話でありましたが、私、一つ、旧庁舎を見ていて思うんですが、発電機等の移設なんかは、もう済まれたのかな、済んでる。だいたいその今回、当初予算で駐輪場ができれば、じゃあ概ね整備にかかる事業は終わりということで理解いたしました。

あと、タブレット端末の話、教育長からご説明いただいたとおりでと思うんですが、その一番は、やる子はやるんだけど、やらない子は、私はどんな手を使ってもなかなかやらないような事態がね、私、想定できたものですから、これ何かね。それで、全協の説明の中だと、通学時間も、バス通の方なんかは有効に活用できるような説明もあったんですが、私はバス、通学で乗っていて、そのタブレットをいじっているのは、果たしていいのかなという思いがありますけれども、その上手な使い方を進めていただきたいと。

それと私、この報道になるまで、小学生のランドセルが思いなんていうのは、あまり感じたことはなかったんですが、昔は、そこにも銅像ありますけれども、二宮金次郎さんはね、薪を背負いながら勉強していた姿、見ていてね。ただ、今、体重の20パーセント以上の重りというか、負荷をかけていると、やっぱり成長段階でなかなかうまくないというような事例もあるということなので、私はできれば、主要5教科、宿題等は、教育長おっしゃったように持ち帰るにしても、ランドセルに入れるにしても、ほかはもう学校に置いて

いってもいいのかなと。

朝、挨拶運動、金曜日の日ね、挨拶運動行きましたら、小学生のみんな前かがみでこう上がってくるんですよ、本当、胸張ってくる子が少ないし、あまり元気がない子が多いなと、一部、5、6人の方は元気に挨拶してくれましたけれども。そんな状況を見ますと、相当小中学生、児童生徒も疲れているなというような思いがします。ランドセルばかりでなくて、運動着だ上履きだ、あとは水筒だとね、本当に両手にいっぱい荷物持って通学しておりますので、ぜひその点の配慮をしていただきたい。

あと、こゆりこども園の修繕に関しては、これはいろんな方が言ってましたけれども、そもそも大雪の降るような建物の設計、あまり得意でなかったんだなと、みんなも承知していると思いますけれども、これが屋根先の問題で済めばいいですけども、これ将来的に、まだまだ毎年いろんなところを修繕しなきゃいけないということになれば、また大変なことになるなという思いがありますが、その辺はしっかりと対応していただきたい。どんなふうに取り組んでいるかというようなことで、ご説明いただければと思います。

あと、血圧計、家庭血圧計に関しましては、ご説明のとおりで分かりました。私、先ほど言った3カ月のスパンではなくて、1カ月程度、一つの条件にするんです。補助金をいただいて買った人は1カ月、最低1カ月は付けて、それをもって保健師の指導を受けてくださいよというようなことになれば、いわゆる我々、健康増進課、保健師さんあたりがね、わざわざ出向くのも大切でしょうけれども、来ていただいて、まずは指導するというような体制も構築していただいたらなという思いでいます。

あともう一つ、在宅健康管理システムの中のLANケーブル、今、私、初めて知りました。LANケーブル入っていれば、インターネット使えるということはね、ほとんど人、知らないと思いますよ。うちもインターネットケーブルありますけれども、LANケーブルも当然そのままぽこんとありますから、それはぜひ周知していただいて、いろんな利活用の幅を、今後進めていただきたいという思いでおります。

あと、縄文土器の可能性、なかなか難しい状況だということでしたけれども、私は、小林教授のあの発言というか、お言葉はね、多少のお金いただいて、本町で講演しているということで、多少のリップサービスがあるにしても、相当な、いわゆるお墨付きだと思っているんです。彼の言葉を最大限に利用というのはおかしいですけども、活用していただいて、ぜひ文化財の指定にしていきたいと、そう思いますが、その辺の決意のほどをお願いいたします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 子どもの学習履歴の、やる、やらない子どもたちが出てくるのではないかという話ですが、私も校長時代に2年間、この同じような内容のタブレットを使っての学習の実績がございますが、確かに議員おっしゃるように、やる子とやらない子が出てくる。そこで、まず1つには、学習の履歴がしっかり残りますので、それを見た先生が、担任のほうで、何々君もう少し頑張りなさいよということで、励ましを入れるとか、それが常に、やはり褒めながらやる気を出させながらやっていくという部分が必要になってくると思いますので、当然、やらせっぱなしということで、今おっしゃったような状況が起きますので、その都度履歴を見ながら、やる気を付けていくと。

なお、この学習履歴が、どこがどう間違っただのかという履歴もしっかり残りますので、先生が、この子がどういうところにつまずいているのかということも、細かく学習履歴を見ることによって、ある意味、タブレットによってその子の学習のカルテみたいな、学習ログというんですが、が残るということは、ノートを見れば分かるところがありますが、そういうふうに学習履歴もしっかり残るといふ部分では、大変有効性があるのかなというふうに思っております。

それと、バスの行き帰りという部分は、ちょっと1つの例として話をしたわけですが、そういう隙間の時間も使えてという部分で、少しの時間の合間をみながらの学習できるということで、有効活用していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 こゆりこども園の修繕に関するご質問でございますが、こゆりこども園の屋根につきましては、基本設計の段階では、雪が積もっても、いくら積もっても耐えられる強度にするというようなことで、落下しにくい構造としたということがございます。

ただ、そのすが漏れと、その水が浸み込むのを防ぐために、若干の、その防止対策として、若干勾配を付けた、1寸勾配であります。そんなことがあって、今年の場合はだいぶ豪雪、ドカ雪という形で一気にこう積もったということがありまして、それが下の下屋のほうにも雪が滑り落ちてまして、下屋がちょっと大変な量、積もってしまった。それが少しずつせり出してしまったというようなことで、今回の修繕にいたったわけですが、この屋根につきましては、構造的に雪止めを付けることも、ちょっとできないということもありまして、屋根の上で雪を解かすとか、そういったこともちょっと検討してみたいんですが、なかなかそれも対策的には難しいということがございますので、これからの冬につきましては、雪処理、雪下ろしをこまめにするということとか、いろいろそういうことで対策を取っていくしかないのかなというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 在宅健康管理システムの購入に際して、手帳を付けを1カ月程度条件付けをしてというご質問でございますが、今回、期間を短くしまして、とにかく取り組んでいただきやすいようにしていきたいというふうに考えております。最終的に、それを継続して、ずっと測定をしてもらうというのが一番の目標でありますので、継続した血圧管理の大切さについても、あわせて周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長 私からは、縄文土器等の福島県の文化財の指定の件について、ご質問にお答えします。

これにつきましては、昨年来から、ずっと作業を進めてまいりまして、そういった中で、やはり分類整理が若干足りなかったという部分があったことを、本年度しっかりと作業は作業で進め、福島県の文化財の指定になりますように全力を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 歳出の部門で、総務管理費の中で、旧野沢保育所の解体工事についてお伺いいたします。これは町のほうから町民に対し、説明があると、そういうお話だと聞いておりますが、これいつごろになるのか、ここで説明していただきたい。

あとこれ、入札の方法といのはどういう方法でやるのか。そして、町内の業者はこれに、入札に参加することができるのか。ちょっと説明願いたい。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の旧野沢保育所の解体工事でございますが、一般質問の中でもご説明しましたとおり、来年度の若者向け住宅の整備に向けて取り壊しをするというものでございます。これを周辺住民の方ということだと思っておりますが、速やかに説明しまして、ご了解といたしますか、こういった方針で住宅整備を進めるということは、速やかにやってまいりたいというふうに思います。

それから入札の方法ということではありますが、これ、今回、実施設計費と工事費とあげてございますが、設計しましてから、通常ですとこの金額からいけば、指名競争入札ということになるかと思っておりますが、これ庁内で指名運営委員会ありますので、そこで協議されるということです。町内の事業者の指名ということについても、その中で話し合いによって決まるということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、この町内の住民の皆さんに対する説明会というのは、日にちははっきりは分からないと。だけれども、9月の末から10月初めころまでじゃないかという、こういう話があったと思うんですけどもね。そうすると、この行政区というのは4町内、5町内、6町内入るか分かりませんが、そこまで広げて、区長さんのほうに連絡するのか、それをちょっとお示してください。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 周辺住民の皆さんへの説明ということですが、やはり場所は4町内かと思いますが、5町内、6町内の区長さんも含めて考えたいというふうに思っております。

説明会の時期ですが、速やかにということですが、やはり9月、10月中にはということですが、解体工事、年内に行いたいということで、速やかにやってまいりたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、はっきりした説明会の日にちは分からないと。これは区長さんに連絡が行くわけですよ。前もこれ役場のリニューアル工事やったときは、4、5、6じゃなくて、この5町内だけでしたよね、説明会やったのは。今度は4、5、6も含めてやるんだということですね。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 周辺住民の皆さんへの説明会につきましては、4町内中心かなというふうに思いますが、関係する住民の皆さん、連絡しておいでいただくということをお願いしたいと思います。区長さんについては、今のところ5町内、6町内も含めまして、お願い

するということで考えております。この予算議決後に、速やかにやってまいりたいというふうに思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 今、同僚議員と同様の内容になるかと思うんですが、野沢保育所の解体工事ですか、このことについて、野沢まつり、16日ですかね、ちょうど4町内関係者が結構多く集まって、その中で、どういうことだと、どういう内容で何がどうなんだというような話がなされていました。ちょっと待てよと、私自身も思ったんですが、これをご議決いただいてから説明をしますよということは、町債2,470万ですか、若者向け、そしてこちらの歳出で3,000万、単費も入るのかな、足りない分は。これ、若者向けの住宅事業と解体工事がワンセット、将来の議案と一緒にあれば、ここで我々が可決すればね、逃げ場というか、途中でやっぱりだめだよという住民側の意向というのは、我々が可決した最中でも、住民側の意向で変更ができるのか、まずその1点を教えてください。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の、先ほども申し上げましたが、議員言われたとおり、来年度の若者向け住宅整備を見据えてのものであります。今回、財源のほうにもありますが、今年度の過疎対策事業債を予定しております。これを使うということは、ただ解体だけでは過疎債というのは使えないものですから、来年を見据えてということになりますが、これを使うということは、もう来年に向けて進めていくということでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 過疎債は若者向けの住宅の事業とセットになっているということですね。ちょっと同僚議員から、4町内自治区において、こういろいろな話し合いがあったか、どうですかと聞いたら、いや、特に臨時総会があったわけでもなし、今にいたっているというような、今朝ほどのお話だったんですが、これ物事を決めてしまって、決まったから皆さん協力に向かって合意してくださいみたいな、それは分からないわけではないんですが、やはり近隣に、現に生活をしているご住宅があるわけですから、やはり、ある程度、青写真的な打診というのかな、意向調査というか、先の一般質問の説明でしたか、4、5、6からは意向調査みたいな、今の現行の施設をどういうふうに使いたいかわれなかったような話がされたかと思うんですが、やはりそういった折があったならば、やはり隣接する住宅の方、直接利害関係、今度有しますよね、除雪なんかであれば。やはりもうちょっときちんとしたルートでやっていかないと、とりあえず議決されましたから、住民の方、協力してくださいでは、確かにこれ、ちょっと皆さんからすると腑に落ちない部分があるのかなと。

だから、ちょっとそれが私の心の中で整理できなかつたんですが、その最初の、4、5、6の意見聴取というものがどういうものだったのか、それをちょっと明らかにしてください。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

昨年ですが、まだ住宅整備についてはまだ具体化というか、そういった話がないときで

ございましたが、旧野沢保育所が統合しましてから、あの施設についてどのように活用していくかということで検討していく中で、地元住民の皆さんの意向を聞きたいということで、4町内、5町内、6町内の区長さんにお集まりいただいて、一度活用についてお話を伺ったことがあります。その際には、やっぱりあの施設、ああいう保育所施設なものですから、なかなか、もし自治区で何か活用といわれましても、なかなか自治区で持つということ、ああいう施設を維持管理していくということは難しいということで、4町内、5町内、6町内の区長さんとしては、ちょっと活用は難しいということで話はいただいております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 やはりそうすると、区長さん対象で聞き取りを行ってきた道すがらがあるということで、私は今お受け取りしましたけれども、やはり区長さんにお話をお受け取りする前に、やはり自治区で一旦意見聴取、意向調査、会議を持って、皆さんの意見をある程度取りまとめて区長さんが持ってくるのか、私はたぶん、その区長さんの受け取り方と温度差があったのではないのかなというふうにみえています。最後なので、よって、ちょっと私はなかなか承服できないということで、今ここで申し上げておきます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今ほどの若者向け住宅に関連して、私も質問させていただきますが、今回のこの若者住宅というのは、これまでの全員協議会や一般質問の中での議論を、私なりに整理してみますと、やはり若者向け住宅と若者向け定住住宅との違いということが明確に、やっぱりされていないまま、こう議論がされてきているようなところがありますね。この緊急対策として、やはり企業の人材確保の必要性がやはり優先する。これは私も十分理解をします。ですから、あそこに、今、町が計画している施設は、私から言わせれば、独身寮、あるいは社宅的な位置付けなのかなと思っておりますけれども。

そうした場合に、そういう独身者やご夫婦の方々の場合ですと、結婚や、あるいは子どもができた、あるいは転職というようなことになってね、本当に私、危惧するのは、結構出入りが激しくなるのではないかと。そういう危惧を持っておりまして、果たしてその単身者向けということだけで、なかなか地域の皆さんが受け入れられるのかなということを、ちょっと危惧しますね。

今、今回の計画の中では、どういう建て方になるのか、青写真はこれからだということで、1棟になるか、2棟になるかも今後の検討からだということですが、やはり私は、やはりあそこには、できるなら2棟建てて、1棟ぐらいには子どものいる世帯が入るようなね、やはり地元に着定していただけるような人たちを、やはり入っていただくということもひとつね、検討していくべきではないのかなと考えていますけれども。

それと、今回のもう1点は財源についてですね。過疎対策事業債で対応するということが、やはりこの緊急的にこれを、事業を進めるには、やはりこれがベストだということなんでしょうか。例えばもっと、例えば今であれば、若者向けのそういう対策、定住対策事業なんていうことであれば、いろんな補助事業もあろうかと思うんですが、やはり緊急を要するというので、ある程度こういう過疎対策事業債で対応するというのでしょうか。

この点、2点お伺いします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、議員申されました今回の住宅について、子育て世帯向けもできないかといったことですが、今回の説明申し上げましているように、企業向けのアンケート調査なんかも通じて、非常に単身用、それから2人世帯用くらいの、狭い部屋の住宅が非常に不足しているという現状がありまして、これを、この現状を解決するために、緊急的に単身用、主に単身用の賃貸住宅を整備するというようにしております。

今後、議員言われたとおり、やはり定住に向けては、子育て世代が末永く住めるような住宅というのも必要になってくると思われまします。今、さゆりが丘住宅団地がございますが、そちらのほうもそうですし、定住促進住宅もございます。それらも含めまして、今後、子育て世代が定住できるような施策を、この次の段階では総合的に考えていきたいというふうに考えます。

それから、今回、過疎債を財源として活用するという点ですが、補助事業についても、検討はいたしました。ただ、この今回のものは、今、説明いたしているように、単身向けということで、なかなか補助事業の対象というよりは、この起債を活用してということになりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

また、補助事業を使いますと、それでやっぱり足かせになる部分ですとか、いろいろ制限が出てまいりますので、今回の住宅については、町の判断といたしましては起債を活用するというところでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 町内の議員の皆さんや、私も知っている範囲で、今、野沢の、いわゆる先ほどの話で言いますと、4、5、6町内、小学生の子どもさん何人ぐらいおられるんですかと、私伺いましたらね、6人だと言うんですよ。あれだけ広い範囲で6人しかいないんですよ。私はね、基本的に、これは町長も随分おっしゃっていますけれどもね、やはり子どもさんですよ。ですから、子育て世代と、やはりまちなかを活性化していくということは、野沢の町内で、私あそこにそういう、野沢保育所跡地にそういう施設をつくるということには、私は、現状アンケート調査からすればね、皆さんはそういうところを期待しているわけですから、私はそれは十分理解します。

ただ、これだけで終わっては、町長もおっしゃっていますけれども、これは第1期目だということですから、そういう意味では、第2期目を当然あるものと私は考えておりますけれども、その点について。

それからもう1つ、これまでのいろんな議論の中で、一極集中ということがずっとこう定住住宅なんかの中で議論になってきたわけですが、私は、山口博續さんの政策を、ずっとこう私なりに見てきた中では、博續さんは、むしろ野沢や尾野本の境を取っ払うような政策を進めてきたんじゃないのかなと。我々の時代は結構そういうことね、野沢、尾野本っ子といった意識あったかもしれませんが、今の子どもたちや若い人たちは、そんな意識はないんじゃないでしょうかね。

ですから、私はあまり野沢、尾野本という概念で考えてしまうと、やっぱり選択肢が狭

まってしまうんじゃないか。野沢のまちなかに、そういうことを活性化していくために必要であるということであれば、どんどん進めていただいて私は結構だと思います。ただ、そのやることについては、やはり子どもがいないような町は将来はありませんよね、町長おっしゃるとおり。そこをどうするのかということについては、私は第2弾を期待するという前提で、今回の事業を進めるのかということ再度、もう1回伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の事業については、緊急整備ということで、やはり若い皆さん、子育て世代、この皆さんが定住できるような環境整備というのは、当然、今後必要になってくるかと思われまます。今時点においてもそれは進めております。今後につきまして、この住宅環境の整備、子育て世代向けの住宅整備というものも、今後、検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 三留議員の、これからの将来に向けてのご質問だと思います。私も、できるならばそういうものも一緒にとっておりますけれども、とりあえず、今、企業からいろいろな要望の中で、とりあえず、当面、その対策をしないといけないというのは、やっぱり個人といいますか、個別のといいますか、アパートをやっぱり整備して、その結果を見て、その結果どういふふうになるか分かりませんが、私はやっぱり将来的には、ここにちゃんと住んでもらえるような、やっぱり住宅政策というのはいけないと、それはもせうそのとおりだと私も思っております。

で、その一極集中というお話でありますけれども、いろいろお考えはあろうかと思ひますけれども、今の町の状況を見ると、どうも町の中心部が、もう尾野本方面にこう移りつつあるなど。で、それは今、壁、あまりそんなこと気にすることないよといわれますけれども、じゃあ野沢の、西会津町の中心は野沢、この野沢のまちなかが空洞化したらどうなんだろということ考えたときに、やっぱり今ある遊休地を有効活用する手段、それも考えないといけないし、それから、もちろん子育て、いわゆる少子化を、これからこの問題を解決していくためには、やっぱりそこに住んでもらえる、定住して住んでもらえるような住宅団地といいますかね。これもやっぱり、これも早急に計画しないと、私はいけないと思ひています。

当面は、アンケート調査の結果にもありますように、今、企業で一番やっぱり課題になっているのはそこありますから、そこをまずやっぱり解決してやって、その先には定住住宅をやっぱりしっかり整備していかないといけないなど、そんなふうと思ひております。

で、この問題はいろいろ議論のあるところでありまして、卵が先か鶏が先かという話に、私はなるのかなと思ひますけれども、できるところからやらないと先に進みませんので、ぜひこれはやらせていただいて、その結果、早急にその先の課題を解決していくというふうにしていきたいなど、そんなふうと思ひておりますので、ひとつご理解いただいて、ご議決いただいて、で、将来に向けてしっかり整備をしていきたいなど、そんなふうと思ひております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 今、町長からお話いただきましたけれども、私もさゆりが丘、あそこに造成されたときに、何であんなところにつくるのかなと正直思いましたね。もう少し野沢のまちなか、まちなかとはいいませんが、町に近いような、本当にある程度歩いて行けるとかね、というようなところがなかったのかなということですね、ちょっと町内の方と話をしたことがありますけれどもね。でも、やはりあれはあのときの、やはり時代の一つのそういう要求があって、あのようになったと思うんですよね。

今、野沢のまちなかがさびれて、このままではだめだということであるならば、私は、やはりこれからの計画の中で、本当にまちなかをどうしていくのかということ、やっぱり総合計画の中でしっかり立てていただいて、例えば役場庁舎のあの裏手、ススキヶ原か、葦ヶ原かみたいな状況になっているわけですよ。ああいうこともそのまま放置して、果たしていいのかということになりますね。ぜひ、これは今すぐできることではありませんね。だからこそ、ある程度年度計画といいますか、そういう方針を持って、町にはやはり本当にこのまちなかにそういうものをつくっていきたいということであるならば、私は十分賛成しますし、そういう取り組みをしていただきたいと思いますけれども、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 これからの整備について、前のさゆりが丘の住宅団地の当時の状況は、いろいろ総合的に検討した結果、あそこがやっぱり最適の地だということで整備されたということでありまして、これからのことにつきましては、町内ぐるっと見渡したときに、まだまだ、やっぱり土地利用のことを考えたときに、いろんな計画をしないといけないのかなというふうに思っています。

で、その中には、いわゆる町の遊休土地もありますし、あるいは今お話のように、元の役場の跡、それから後ろ側の荒れている土地、私もあそこは町が先行投資で買ってしまって、将来的にあそこに素晴らしい何か施設か、何がいか別にしても、あそこは開発するには最適な土地ではないかと思っているくらいなんですけれども、これからやっぱり、これもやっぱり町全体の将来のことを考えたときに、どういう活用の方法があるのか、それはそこに限らず、町全体の中で、やっぱり検討させていただくことにしないといけないのかなと、そこだけやっぱり集中的にものを考えてしまうと、やっぱり全体が見えなくなってしまうので、これから有効に土地を活用できるような考え方と計画をしていきたいなというふうに思います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 歳出のほうなんですけれども、総務費、2 款 1 項のふるさと振興費なんですけれども、温泉源泉等設備の交換工事とありますが、これは何を交換するのでしょうか。それについて休業はないのでしょうか。

あともう 1 点なんですけど、17 ページの工事請負費の、道路維持費の工事請負費なんですけど、除雪格納庫整備工事 350 万、当初は 3,800 万でしたが、約 1 割ほど補正なんですけど、その要因。

次のページもあわせて、19 ページなんですけれども、同じく、やっぱり当初が 1,300 万

であって、今回 150 万の補正と、約 10 パーセントずつあがっていますが、その補正の要因をお聞きします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 ふるさと振興費の中で、温泉源泉揚湯機械等設備の交換工事のご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほう、ご指摘のとおり、温泉を地下から汲み上げるポンプの揚湯ポンプの更新でございまして、今回、メーカーから、今現在埋めているポンプの部品が、もう完売して、もう販売終了となったということから、新たなポンプに変えるために、若干費用がかかるということで、今回、49 万 2 千円ほど増額させていただいたということで、一応こちらのほう、例年、毎回だいたい 11 月下旬ぐらいに、だいたい 5 日間程度の工事期間の中でポンプを交換していたということで、これは例年、毎年やっているような形になっているということで、若干休業期間は挟むということがございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、8、1、2 の工事請負費の関係でお答えいたします。

これは奥川に計画しております除雪格納庫の整備工事費、3 台入るわけですが、その工事費の増額をお願いするものであります。当初、旧奥川小学校のプール跡地に、縦型に当初計画しておりましたが、地元の関係者の皆さんなどと協議しました結果、横型に据え付けていこうというようなことで、若干位置が変わってきたところでございます。

それで内容でありますけれども、その位置が変更したことによりまして、排水などの多少事業量が増えたこと。あとは建設資材が年々高騰しているというようなことを加味しまして、今回、350 万ほどの追加をお願いするものであります。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

消防費の中の、消防屯所新築工事 150 万の追加という部分でございますけれども、これにつきましては、実施設計により積算しました結果、その見積りと申しますか、その部分で、実施設計を完了した結果、増額にさせていただくという部分でございます。これについてはいろいろ要因ございまして、労務単価とか、資材単価の上昇の部分等々もございしますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まず温泉の設備のほうなんですけど、ポンプを新しくすると、それで、ということは、何年くらい使ったんでしょうか、ということは、定期的に交換ということもあり得るということだと、何年くらい使ったんでしょうか。

あと、請負工事の件なんですけども、約 10 パーセントくらい上がったということですが、今後の見通しについてもお聞きします。今回、労務単価とか資材の値上げだと、今後の見通し、その辺の見通しについても。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 こちらの源泉ポンプの関係なんですけど、一応こちらのほう、ポンプは 2 本持っておりまして、毎年交互ずつに入れながらということをやっております、その中

で部品が悪いものを交換してきたということでございます。今回は、その在庫が完売してしまったので、この今使っているポンプについては、もうメンテナンスができないということから、今回、更新するというような部分でございます。今回のポンプの交換については、その都度、悪いところの部分を交換していたということで、だいたいこのポンプを入れ替えした部分については、毎年ある程度更新はしていたという、部品は交換していたということでご理解いただきたいと思います。

使用頻度につきましては、何年くらい使ったかという部分については、一応、1年ごとに点検して行って、ポンプをそのまま強化してきたということでございますので、ご理解いただければと思っております。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 確認させていただきたいんですが、その労務単価、今後上がっていくのかという見通しという感じでよろしいでしょうか。

資材と労務単価も含めまして、動向というのは、我々が把握しておりますのは、建設物価が毎月発行されておりますが、それを見ますと、現時点では2年前から比べても右肩上がりで上がっているわけですが、この先については、現時点では、ちょっとはつきりしたことを申し上げられませんので、ご理解をいただきたいなと思います。その辺はよく注視して作業にあたりたいなと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ポンプの修繕ですか、交換についてなんですけど、お客さんの利便性を考えれば、今、一日のうち休んでいる時間もありますよね。休む予定がありますよね。そういったところに組み入れるような考えはございませんか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 今回の部分で、休業するというところでございますが、昨年度については、温泉施設が休業期間中の、だいたい2月ぐらいにこの温泉のポンプを交換したということがございます。一応こちらのほうですね、例年、利用客が少ない時期を選んで、だいたい11月の下旬ぐらいに交換していたという経緯がございまして、今回の外壁の工事とあわせまして、温泉の施設のろ過装置も交換するというような部分がありますから、それとあわせて短期間に工事を終了したいというふうに考えておりますので、極力、利用者の皆さまにご不便をかけないような形で、今、工程を組んでいるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけ伺いたいします。20ページの教育費の、先ほど先輩議員もおっしゃっていましたが、タブレット端末を活用した家庭学習の推進ということで、教材費あがっていますが、これ子どもが今度は持ち帰って使うものになると思うんですけども、これもし万が一、子どもが使うものなので、例えば壊れたとか、要はタブレットの表面が割れちゃったとか、そういった故障したときというのは、どのような対応を考えているのか、それがまず1点と。

こんなことを聞くのはちょっとおこがましいかもしれませんが、今まで、このタブレットも活用した家庭学習というのは、たぶん行われてこなかったと思うんですけど

も、先生とか、その使う子どもたちが使いやすいソフトウェアなのかどうかというのは検証されたのかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 質問にお答えいたします。

予算要求の内訳の中でもちよつと説明させていただきましたが、本体機器のほかに、ハードケースだったり、保護フィルムということで、これらも含めて一式で、今回、計上させていただいております。対象が小学校4年生ということで、議員ご指摘のとおり、確かに手元がくるったりということがございますので、そういったことにも対応できるように、一応その保護できるような形で提供するとともに、人数分以外にも、多少余分目にみております。その中で、例えば修理等の必要があれば、修理の間、交換しながら対応していきたいということでございます。

それからもう1点、先生方の、子どもたちも先生方も、今回、西会津町でこういった部分を使うのは初めてでございます。先ほど教育長からも説明ありましたとおり、このドリルソフトといいますのは、先進の戸田市のほうでは2年以上使われておると、また全国的に先進地の部分で使われて、いろんな工夫がされているソフトだというふうになっております。少なくともそういったソフトの中身を検証する中では、私どもの使い勝手に十分に即していると、十分な成果が得られるようなソフトになっていると判断して導入するものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そのタブレット、物に対するそのハードケースだとか、保護フィルムということとは非常によく分かりました。ただ、今の答弁にあったとおり、子どもが使うもので、大人であれば、これやったら壊れるなとか、こうやっちゃいけないなというものもある程度分かると思うんですが、それがなかなかできないのが子どもですから、保証とか、そういったものというのは付いているんですかね、そのハードに対する保証というはあるのかどうかをお伺いしたいと思ひます。

あと、そのドリルソフトということですが、先生方も多忙な中で、またさらにここに対して理解していただいて、先生方が、その教える側の先生方が理解しなければ、子どもたちにそれを伝えたり、実践させて取り組んでもらうというのはなかなか難しいと思ひますので、子どもたちがせつかく買ってもらったというか、与えてもらうものですから、楽しんで使ってもらえるよう、先生方の理解等も必要だと思ひますけれども、その辺の配慮等は考へているのかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

まず、機器の故障の部分でございますが、通常のメーカー保証、1年間を、今現在ではそのような条件になっておりますが、それ以降の追加の保証につきましては、今後検討をしまひりたいというふう考へております。

それから、いわゆる操作とか、指導上の部分でございます。これにつきましては、先ほど今回の補正予算で、委託料180万円計上させていただいております。教職員への指導、導入初期の支援を十分に行うためにということで、IT企業から講師を派遣していただい

て、十分にこの機器が活用できるような導入支援をすることにしておりますので、先生方、子どもたち、十分に活用できる事業を計画しておりますので、ご理解をいただきたいと思
います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひその保証の件も検討してください。あと、先生のほうも分かりやすく。あ
と、先ほど1点抜けましたが、ここには家庭の協力が絶対必要だと思いますので、例えば、
ただ子どもたちと先生だけじゃなく、家庭への連絡等も忘れずに行っていただきたいと思
います。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成30年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成30年度西会津町一般会計補正予算(第3次)は、原案
のとおり可決されました。

日程第2、議案第19号、平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1
次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第19号、平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第
1次)の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、繰越金の確定に伴う事業費の調整と、地方公営企業法適用に係る債
務負担行為の設定によるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思
います。

平成30年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるとこ
ろによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万6千円を
増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,788万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。5ページをご覧いただきたいと思
います。

まず歳入です。

6 款繰越金、1 項 1 目、繰越金は 385 万 6 千円の増額です。前年度決算の確定によるものであります。

次に歳出です。

4 款予備費、1 項 1 目、予備費は 385 万 6 千円の増額です。前年度決算の確定によるものであります。

3 ページにお戻り願いたいと思います。

第 2 表、債務負担行為補正は追加で、地方公営企業法適用事業費、企業会計システム整備です。

これ以降の各特別会計にも計上しておりますが、本事業は、集中取組期間である平成 31 年度まで完了することが必要でありまして、精査いたしました結果、継続的に業務を遂行していくためと、年度毎に完了させるのが困難な業務も想定されることから、より円滑な業務遂行のため、債務負担行為を設定することとしたものであります。委託しようとする業者につきましては、今後プロポーザル方式で広く募集し、選定したいと考えております。なお、本事業の期間及び限度額は記載のとおりです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 1 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 20 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 20 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 1 次)の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、繰越金の確定に伴う事業費の調整と、地方公営企業法適用に係る債務負担行為の設定によるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,955 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第 2 条、債務負担行為の補正は、第 2 表債務負担行為補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。5 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入です。

4 款繰越金、1 項 1 目、繰越金は 281 万 6 千円の増額です。前年度決算の確定によるものです。

次に歳出です。

4 款予備費、1 項 1 目、予備費は 281 万 6 千円の増額です。前年度決算の確定によるものです。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、債務負担行為補正は追加で、地方公営企業法適用事業費、企業会計システム整備です。

下水道施設事業特別会計でご説明申し上げましたように、本事業は、集中取組期間であります平成 31 年度までに完了することが必要でございます。精査いたしました結果、継続的に業務を遂行していくためと、年度毎に完了させるのが困難な業務も想定されることから、より円滑な業務遂行のため、債務負担行為を設定することとさせていただきました。なお、本事業の期間及び限度額は記載のとおりです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第21号、平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、歳入においては、浄化槽整備に伴う国庫補助金及び地方債の増額や、前年度繰越金の確定に伴う事業費の調整、歳出では、浄化槽整備に伴う工事費の増額や、地方公営企業法適用に係る債務負担行為の設定などであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成30年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,110万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。5ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入です。

2款、国庫支出金、1項1目、個別排水処理事業費国庫補助金は36万6千円の増額です。今年新たに21人槽の浄化槽を1基整備するためです。

5款、繰越金、1項1目、繰越金は113万7千円の増額です。前年度決算の確定によるものです。

6款、諸収入、2項2目、消費税還付金は4万9千円の増額です。消費税還付金の確定によるものです。

7款、町債、1項1目、下水道事業債は60万円の増額です。21人槽の浄化槽を整備するため、補助事業費の増額に伴う地方債の増額です。

次に歳出です。6ページをご覧いただきたいと思います。

1款、総務費は、消費税還付金の確定に伴う財源調整であります。

2款、施設整備費、1項1目、個別排水処理施設費は182万6千円の増額です。今年度になり新たに21人槽の浄化槽を整備するため不足する工事費を増額するものであります。

4款、予備費、1項1目、予備費は32万6千円の増額です。前年度繰越金の確定によるものであります。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正は追加で、地方公営企業法適用事業費、企業会計システム整備です。

下水道施設事業特別会計でご説明しましたように、本事業は、集中取組期間であります

平成 31 年度までに完了することが必要でありまして、より円滑な事業遂行のため、債務負担行為を設定することとしたものでございます。なお、本事業の期間及び限度額は記載のとおりであります。

次に、第 3 表、地方債補正は変更です。補正前の限度額 1,160 万円を 60 万円増額し、補正後の限度額を 1,220 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　個別排水の処理事業の件なんですけど、個別というのと、一般的に 10 人程度なんですけど、21 人というのはどのような事例でしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えしたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、一般ですと 7 人ですとか、そういった形でございますが、今回、集会所のほうから申し込みがございまして、それで工事費も増額になったというような状況でございます。

○議長　5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　集会所なんですけども、集会所にしては、負担割合、そういったもの全く関係ないんですか。地区の負担とか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えしたいと思います。

通常の個別排水の事業と同じでございますので、町のほうで整備するというところでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 22 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部英樹君。

もとい、健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第 22 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算の概要について申し上げます。

事業勘定につきましては、6 月議会定例会においてご議決いただきました、国保税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調製したものであります。診療施設勘定につきましては、西会津診療所に勤務いただくことになりました、非常勤医師採用に係る所要額を計上し、調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 30 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,670 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 725 万 2 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,730 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 5,081 万 8 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1 款、国民健康保険税、1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税 439 万 9 千円の減額、及び 2 目、退職被保険者等国民健康保険税 109 万 8 千円の減額につきましては、6 月議会定例会でご議決いただきました、国保税率の改正により調製をしたものであります。

7 ページをご覧ください。

4 款、県支出金、1 項 1 目、保険給付費等交付金 1,452 万 7 千円の増額は、県から示されました普通交付金の増額と、特別調整交付金において、広域化に対応するためのシステム改修などに伴う増額であります。2 項 1 目、国民健康保険運営基金繰入金 139 万円の増額につきましては、家庭における血圧測定を推進するため、西会津町自動電子血圧計購入費補助事業を創設し、血圧計購入費の一部を補助することから、国保世帯に係る見込み台数 300 台分の補助金 150 万円を、基金から繰り入れするものなどあります。

7 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金 661 万 8 千円の増額は、前年度繰越額確定による増額であります。

8 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 32 万 4 千円の増額は、国保の広域化によるシステムの改修委託料であります。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 997 万 7 千円の増額は、県から示されました療養給付費の所要額を計上したものであります。なお、1 カ月あたりの給付費は 3,593 万 1 千円を見込んでいます。

9 ページをご覧ください。

2項1目、一般被保険者高額療養費 339 万 7 千円の増額も県から示されました額により調製をしたものであり、1 カ月あたりの 558 万 3 千円を見込んでいるところであります。

10 ページをご覧ください。

4項1目、出産育児一時金 2 万 3 千円の増額につきましても、県から示されました額により調製をしたものであり、出産件数を 8 件と見込んでいるところであります。

11 ページをご覧ください。

2項1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分 119 万円の減額につきましても、県から示されました額を調製したものであります。

4 款、保健事業費、2 項 2 目、疾病予防費 150 万円の増額は、歳入の基金繰入金でご説明申し上げましたとおり、家庭血圧計の普及促進を図るため、家庭血圧計購入費の一部を補助することから、国保世帯に係る見込み台数 300 台分の補助金であります。

12 ページをご覧ください。

5 款、基金積立金、1 項 1 目、国保基金積立金 2 万円の増額は、繰越金のうち国庫負担金の精算による返還金などを除いた額を基金に積み立てるものであります。なお、平成 30 年 9 月末現在の基金見込み残高は 2,770 万円であります。

6 款、諸支出金、1 項 3 目、償還金 399 万 9 千円の増額は、前々年度の退職者医療に係る、社会保険診療報酬支払基金への精算による返還金であります。

続きまして、診療施設勘定についてご説明をいたします。事項別明細書の 14 ページをご覧ください。

1 款、診療収入、1 項 4 目、後期高齢者医療診療収入 14 万 5 千円の増額、5 目、一部負担金収入 1 万 4 千円の増額は、非常勤医師採用による外来収入の増であります。

7 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金 1,715 万円の増額は、前年度繰越金の確定によるものであります。

15 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 15 万 9 千円の増額は、非常勤医師の送迎委託料と、高速道路使用料の増額であります。

5 款、予備費、1 項 1 目、予備費 1,715 万円の増額は、前年度繰越金を予備費に充当するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本案につきましては、去る 8 月 28 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長 暫時休議します。(11時53分)

○議長 再開します。(13時00分)

議案第 22 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 次)の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 23 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 議案第 23 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、歳入においては、繰越金の確定に伴う事業費の調整、歳出においては、工事請負費の増額のほか、地方公営企業法適用に係る債務負担行為の設定などであり
ます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 341 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,276 万 2 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができ
る事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

詳細は、事項別明細書にてご説明させていただきます。5 ページをご覧いただきたいと思
います。

まず歳入です。

3 款、4 繰越金、1 項 1 目、繰越金は 341 万 6 千円の増額です。前年度決算の確定による
ものです。

次に歳出です。

1 款、水道費、1 項 2 目、簡易水道施設整備費は 173 万 5 千円の増額です。小綱木簡易
水道・配水池の水位計を更新するためであります。

3 款、予備費、1 項 1 目、予備費は 168 万 1 千円の増額です。前年度繰越金の確定による
ものです。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為は、地方公営企業法適用事業費、企業会計システム整備です。

これまでの特別会計でご説明いたしましたように、本事業は、集中取組期間であります平成31年度までに完了することが必要であり、より円滑な業務遂行のため、債務負担行為を設定することとしたものであります。なお、本事業の期間及び限度額は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　歳出のほうで、簡易水道の整備費、配水池水位計更新工事、水位計のメーターだと思うんですけども、当初予算では440万となっているんですが、今回173万5千円、約40パーセントの増が考えられます。その要因は为什么呢。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

工事費の173万5千円の増ということでございます。小綱木簡易水道におきましては、平成12年11月から供用開始したわけでございますけれども、この間、配水池の水位計、交換した記録というのは、遡るところございませんで、やはり10年以上使ってきたのかなというふうに推測してございます。今回、工事費で新たに更新するというところでございまして、その金額が173万5千円になるということでございます。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

当初におきましては、宝坂と八重窪、2カ所でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第23号、平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第24号、平成30年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第24号、平成30年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)の

調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、施設修繕費や排水ポンプ更新に要する工事請負費の追加であります。それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

第1条、平成30年度西会津町の水道事業会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入は、第1款、水道事業収益の既決予定額1億6,599万5千円を129万4千円増額し、既決予定額を1億6,728万9千円とするものです。内訳としましては、第2項の営業外収益を増額しております。

次に支出は、第1款、水道事業費用の既決予定額1億6,599万5千円を収入と同額129万4千円を増額し、既決予定額を1億6,728万9千円とするものです。内訳としましては、第1項、営業費用を増額しております。

第3条、予算第4条、本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額6,591万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額362万円、過年度分損益勘定留保資金5,229万3千円、建設改良積立金500万円、減債積立金500万円で補てんするものとする。を、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額6,870万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額362万円、過年度分損益勘定留保資金5,508万9千円、建設改良積立金500万円、減債積立金500万円で補てんするものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入は、第1款、資本的収入、第1項、補助金の既決予定額4,294万円を129万4千円減額し、4,164万6千円とする。

次に支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費の既決予定額7,089万8千円を150万2千円増額し、7,240万円とする。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページをお開きいただきたいと思っております。

まず収入は、第1款、水道事業収益、2項2目、他会計補助金は、129万4千円の増額です。

次に支出です。

第1款、水道事業費、1項1目、原水及び浄水費は小島浄水場及び大久保浄水場の施設修繕費129万4千円の増額です。

4ページをお開きいただきたいと思っております。資本的収入及び支出の収入です。

第1款、資本的収入、2項1目、他会計負担金の既決予定額4,294万円を129万4千円減額し、4,164万6千円とします。一般会計からの繰入金の減額です。

次に支出は、第1款、資本的支出、1項3目、施設改良費は、小島浄水場内の排水ポンプ1台を故障により交換するため、工事費150万2千円の増額です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第24号、平成30年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成30年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休議します。(13時15分)

○議長 再開します。(13時18分)

日程第8、議案第25号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第25号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、野沢・3町内の薄上幸一さんの功績について、平成30年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月30日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

薄上幸一さんの功績であります。町選挙管理委員会委員として16年の長きにわたり、公正かつ適正な選挙に貢献されたところであります。特に、平成15年9月から平成27年9月までの3期12年は委員長を務め、委員会の円滑な運営と公正かつ適正な選挙の執行に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 9、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、尾野本・牛尾の長谷川恵一さんの功績について、平成 30 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 30 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

長谷川恵一さんの功績であります。町消防団員として 36 年 2 月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあられたところがあります。特に、平成 6 年 7 月から平成 8 年 6 月まで、第 2 分団の分団長として、団員の指導と組織の強化に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 10、議案第 27 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 27 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 9 月 17 日で任期満了となります。監査委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります佐藤泰さんを適格者として認め、引き

続き委員として選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。任期につきましては、4年であります。

何卒、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第27号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(13時27分)

○議長 再開します。(13時27分)

ただいま監査委員の選任に同意されました佐藤泰君から、あいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

佐藤泰君。

○監査委員 この場をお借りして、多少お時間のほうもちょうだいいたしまして、簡単にごあいさつを申し上げたいと思えます。

監査委員ということでございますが、監査制度、他と組みせずに、独立した機関として地方自治法のほうには書かれているようでございます。そして、私どもがこの間、発行しました監査の報告書の中にも意見が書いてございますが、意見のほうも尊重していただいているというのは、やはりこの責務の重さといえますか、そういうことだと思えます。その責務の重さを再認識しながら務めてまいりたいと思っております。

今回、私の背中を押していただいたお言葉を、私自身もっと勉強して、もっと適切な意見がほしいぞというふうに取りらせていただきました。その言葉に押されて、私は再任を即承諾したという経緯でございます。

今後とも、法令に従って監査委員として責務を十分に果たしてまいりたいと思っております。それにつけましても、ここにいらっしゃいます町職員の方々、そして議員の皆さま方には、いろいろご迷惑をおかけしたり、いろいろご指導いただくこと、多々あると思えます。今までと変わらず、いろんな意味でお世話になりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

はなはだ簡単ではございますが、ごあいさつといたします。

○議長 日程第11、議案第28号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

- 町長 議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 10 月 14 日で任期満了となります教育委員会委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります長谷川正さんを適格者として認め、引き続き委員として任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。任期につきましては、4 年であります。

何卒、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加議事日程配付のため、暫時休議します。(13時32分)

- 議長 再開します。(13時37分)

追加議案として、町長から議案第 29 号、通信機器高度化更新工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 29 号を追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 29 号、通信機器高度化更新工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

- 町長 (町長提案理由の説明)

- 議長 追加日程第 2、議案第 29 号、通信機器高度化更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

- 建設水道課長 議案第 29 号、通信機器高度化更新工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

はじめに、工事概要ですが、平成 21 年度から平成 23 年度に導入した、インターネットの通信機器を更新する工事であり、町内全域にわたる工事となりますことから、平成 30 年度と 31 年度の 2 カ年で整備を行うものであります。

お手元の参考資料のネットワーク構成図をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度施工分は、ケーブルテレビセンター局及び奥川サブセンター局に設置している、GE-PON、管理、監視装置 1 台、OLT、光回線終端装置 3 台、光送受信機 2 台であり、平成 31 年度施工分は、図の下側に表示している加入者宅等のD-ONU、光通信端末 1,086 台を、それぞれ更新するものであります。なお、本契約には、GE-PON、管理、監視装置の遠隔監視による保守契約 10 年間を含んでおります。

本工事につきましては、特殊なインターネット通信機器の更新工事でありますことから、条件付き一般競争入札により実施いたしました。

入札の条件としましては、町に入札参加の申請をしており、国土交通省東北地方整備局管内、及び関東地方整備局管内に本店、支店、又は営業所を構え、福島県の工事等請負有資格者名簿の通信設備工事、及び電気設備工事で A ランクに登録され、かつ、過去 10 年間にインターネット通信機器、通信系 GE-PON と申しますけれども、その設備工事を元請けで契約をした実績のあるものといたしました。

その結果、最低の価格で入札した者は、株式会社協和エクシオ東北支店であり、その価格は 7,700 万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額、8,316 万円で、9 月 12 日に同社総務部門長、田島元氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成 32 年 2 月 28 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

- 三留満 サポートが終了したということで更新を行うということですが、新たに導入される機器によって、今までの回線と比較して、当然こういったいろいろな意味でレベルアップすることになるのかなと思っているんですが、その点は、まずどうなのでしょう。

- 議長 矢部企画情報課長。

- 企画情報課長 お答えいたします。

今回導入いたします通信機器は、10GE-PON と呼ばれるもので、この 10G というのは、10 ギガビットという通信速度ということで、現在使っておりますのは、1GE-PON で、10 倍の通信速度ということになりますが、今後、将来的に上位回線が増強された場合には、今回、通信機器によって、そういう早い通信速度に対応できるようになるということですが、今現時点で、上位回線の増強がないままですと、現時点において利用者側に

としては、サービスとしてはこれまでどおりということになります。将来的には、この性能が上がった機器によって、サービス向上に向けて上位回線の増強に取り組んでいくというような考え方でございます。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 町長は I C T のまちづくりということをおっしゃるわけですから、やはりせっかく更新をしても、その効力が、やっぱり思うようにいかないということでは、せっかくの、やはり入れた価値が半減すると。これ、当然その上位の中核になる部分の更新というのも、当然、前提に入っていると理解をするわけですが、これについては、ある程度年度計画として、これは考えておられますか、伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今までも、この上位回線の通信速度のアップにつきましては取り組んでまいりまして、導入当時よりは早くなってございます。これからも上位回線の配信事業者ありますが、と協議しながら、費用対効果もみながら、今後検討してまいりたいと、今現在、検討中でありまして、早期サービスの向上に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号、通信機器高度化更新工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、通信機器高度化更新工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、陳情第 4 号、学校給食費の無料化を求める陳情から、日程第 14、陳情第 6 号、国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情までを一括議題とします。なお、審議の方法は、総務常任委員長の陳情審査報告後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

日程第 12、陳情第 4 号、学校給食費の無料化を求める陳情から、日程第 14、陳情第 6 号、国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情の委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました陳情 3 件の審査報告を行います。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第4号。

付託年月日、平成30年9月7日。

件名、学校給食費の無料化を求める陳情。

委員会の意見。継続審査を要する。

陳情第5号。

付託年月日、平成30年9月7日。

県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情。

委員会の意見。継続審査を要する。

陳情第6号。

付託年月日、平成30年9月7日。

国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情。

委員会の意見。継続審査を要する。

以上であります。

○議長 陳情第4号、学校給食費の無料化を求める陳情の質疑を行います。

1番、三留満君。

○三留満 この町に対しての陳情について、私もその趣旨について目を通しましたけれども、現在、町の学校給食費はおおよそ4,000万円と私は解釈をしておりますが、このような中で、財源という問題がある中で、これをそう容易なことではないかなと思っておりますが、総務常任委員会が、これを継続審査とした理由について伺います。

○議長 総務常任委員長、多賀剛君。

○総務常任委員長 1番、三留満議員のおただしにお答えしたいと思います。

まず、本委員会に学校給食の無料化についての陳情が付託されたわけではありますが、まず、継続審査、なぜ継続審査にしたのかということでございます。

まず、審査の経緯を申し上げますと、まず、文科省が全国1,740自治体に対しまして、平成29年度の学校給食費、食材費等の無料化等の実施状況を調査した結果を見ました。調査の結果、小中学校で無償化を実施している自治体、82件、82.47パーセント。一部無償化、一部補助を実施している424.24.4パーセント。無償化を実施していない、1,234.70.9パーセントと、約7割以上の自治体が、まだ実施されていないということでありまして、また、学校給食法の中では、給食にかかる食材費並びに調理するための光熱水費は、原則保護者が負担するという法の縛りがあるということでありまして、

本町においては、低所得者への配慮、対応といたしまして、準要保護が小中合わせて57名の方がいるそうではありますが、その方々には給食費のみならず、教材費、修学旅行費にかかる経費等を支払っている。あともう一つは、小中学校の保護者、または学校、先生方からも、学校給食を無料にしてほしいという要望が、今のところあがっていないのが現状であります。先日、校長先生に伺ったところ、以前問題になっていた給食費の未納もないということでありました。

また、今ほど三留議員がランニングコストの面で話しましたが、無料化した場合の、いわゆる経常経費が教育委員会で試算した場合は、年に1,820万ほどかかるということらしいんです。おただしのうちに、この財源をどおするかというのが、当然、議論にされま

した。現在、子ども子育て支援の中で、中身は拡充発展するようなことがあれば、国県の財政支援が得られるようなことがあれば、この無料化というのもぜひ本町でやるべきだという話もされました。もう一つ、中では、何でもかんでも無料にするというよりも、やっぱり食材費とか、調理のための光熱水費、最低限のものは受益者負担の理屈で支払うべきだというような話もありまして、そんな中で、今回の継続審査としたわけではありますが、しかし、現状でも設置者、首長の判断で無料化というか、負担の軽減が図られるという判断事例もありますことから、今後、国県の動向を、また周辺自治体の動向を注視しながら、また、一番は保護者、または学校、先生方からのニーズ、要望等を踏まえながら、今後検討すべきということの判断から、継続審査といたしました。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから陳情第4号、学校給食費の無料化を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第4号、学校給食費の無料化を求める陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、学校給食費の無料化を求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、陳情第5号、県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから陳情第5号、県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第5号、県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出につい

ての陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、陳情第 6 号、国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから陳情第 6 号、国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第 6 号、国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第 6 号、国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中、管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定しました。

なお、その結果は、12 月議会定例議会に報告をお願いします。

日程第 16、議員派遣についてを議題とします。

来る 10 月 12 日、金曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の議員研修会及び 10 月 23 日、火曜日に開催されます福島県町村議会主催の議員研修会並びに 11 月 6 日、火曜日に開催されます喜多方広域管内 3 町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第 118 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任

願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 17、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 20、政策提言調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

政策提言調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 9月町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成29年度各会計の決算をはじめ、平成30年度補正予算並びに町政が当面する重要な案件についてご審議をいただいたところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議決いただきました予算、その他の案件につきまして、審議の課程で皆さまからいただいたご意見、及び一般質問で表明されたご意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映すべく、最善の努力をしてまいり所存でありますので、議員各位のご理解、ご支援を衷心よりお願いを申し上げます。

収穫期を迎え、不順な天候が心配されるところではありますが、議員各位におかれましては、益々ご自愛のうえ、町勢伸展にご理解、ご協力を賜りすよう、衷心よりお願いを申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る9月7日の開会以来、本日まで12日間にわたり、平成29年度の決算をはじめ、条例の一部改正及び廃止、平成30年度の補正予算、人事案件など、多数の重要案件について議員各位の終始、極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

議会と町は車の両輪に例えられますが、信頼と協働の車軸がしっかりつながらなければ町民を乗せることも前に進むこともできません。相互の信頼の上での議論が重要と考えます。

議会は平成25年3月に議会基本条例を制定し、議会及び議員活動の活性化と充実を図り、町民の皆さんに、身近で開かれた議会を基本とした議事機関としての役割を果たすとともに、福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に向けた取り組みをしているところであります。

その活動の1つとして、第11回目となります町民と議会との懇談会を11月に開催する予定であり、地域の皆さんとの懇談をとおして、議会として住みやすいまちづくりに向けた取り組みを進めているところであります。

議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなぎながら、町勢伸展のため取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

これから秋も深まってまいります、町当局はじめ、議員各位におかれましてはこの上ともご自愛くださいまして、町勢のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます。

げ、閉会の言葉といたします。

これをもって平成30年第5回西会津町議会定例会を閉会します。(14時12分)